
監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	外間雅広
同	深堀浩

平成 29 年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

～産業振興及びこれに関連する事業について～

長崎県包括外部監査人

中西 祥之

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	2
第4	監査対象	2
1	監査対象事業	2
2	上記事業を対象とした理由	3
第5	監査手続	3
第6	監査日程	3
第7	監査実施者	5
第8	利害関係の有無	5
II	包括外部監査の結果報告・総論	6
第1	長崎県における人口の現状及び産業の現状と課題	6
1	長崎県における人口の現状	6
(1)	人口の推移	6
(2)	平成28年における市町別の人口増減	6
(3)	生産年齢人口の推移	7
(4)	平成28年における年齢別の県外転入・転出状況	7
(5)	小括	8
2	長崎県における産業の現状	8
(1)	長崎県内の企業数及び従業者数	8
(2)	長崎県の経済成長率，県内総生産，及び県民所得	9

(3)	長崎県の有効求人倍率及び完全失業率	9
3	長崎県における産業の課題	10
(1)	「卸売・小売業」の課題	10
(2)	「製造業」の課題	10
(3)	企業誘致関係の課題	11
(4)	雇用情勢	11
第2	ながさき産業振興プラン	12
1	ながさき産業振興プラン策定の趣旨	12
2	ながさき産業振興プランの位置づけ	12
3	基本指針とその考え方	13
4	施策の方向性及び重点施策	15
第3	指摘事項・意見の定義	18
第4	指摘事項・意見の概要	19
1	中小企業連携組織対策事業	19
2	小規模事業経営支援助成事業	19
3	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業	19
4	地場企業立地推進助成事業	20
5	工業技術センター	20
6	窯業技術センター	20
7	市町営工業団地整備支援事業	21
8	長崎金融バックオフィスセンター構想事業	21
9	企業立地推進助成事業	22
10	佐世保情報産業プラザ運営事業	22
11	食品製造業の高付加価値化支援事業	23
12	海洋エネルギー関連産業集積促進事業	23
13	中小企業金融対策貸付事業	24
14	職業能力開発校運営事業	24
15	総合就業支援センター運営等事業	24

第5	指摘事項・意見の分析等	25
1	整理	25
2	補助金について	25
(1)	消費税関係	25
(2)	金額関係	29
(3)	手続関係	30
3	委託について	31
4	機械・備品等について	32
5	事業の検証について	32
6	記録保管について	33
7	その他	33
III	包括外部監査の結果報告・各論	34
第1	中小企業連携組織対策事業	34
第2	小規模事業経営支援助成事業	42
第3	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業	51
第4	地場企業立地推進助成事業	64
第5	工業技術センター	80
第6	窯業技術センター	99
第7	市町営工業団地整備支援事業	125
第8	長崎金融バックオフィスセンター構想事業	135
第9	企業立地推進助成事業	159
第10	佐世保情報産業プラザ運営事業	178
第11	食品製造業の高付加価値化支援事業	185
第12	海洋エネルギー関連産業集積促進事業	206
第13	中小企業金融対策貸付事業	218
第14	職業能力開発校運営事業	229
第15	総合就業支援センター運営等事業	241

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「産業振興及びこれに関連する事業について」

2 特定の事件として選定した理由

本県においては、全国より約50年先んじて人口減少が進んでおり、1960年には約176万人だった人口が、2010年には約143万人となり、この間約33万人も減少している。中でも生産年齢人口（15～64歳）は1985年の104万人をピークに減少していき、2010年には約86万人にまで減少している。また、県外への転出超過（率）は、2014年の統計では全国3位となっており、全国的にみても人口流出が大きく、年代別では、進学・就職期にある15～24歳の若年層で県外への転出超過の8割を占める状況にある。

このような人口減少・人口流出は、域内消費を縮小させ、県内企業の生産活動の縮小を招くおそれがあるとともに、県内企業の生産活動の縮小は、社会経済サービスの低下を招き、結果的により一層の人口流出を招く事態となりかねない。また、人口減少・人口流出によって、本県の税収が減少し財政の硬直化を進行させるおそれがある。

このような事態を防ぐためには、本県の産業を一層振興させ、良質な雇用の場を確保するとともに、県民1人あたりの所得を向上させることが必要であるところ、本県においては、様々な産業振興に関する施策を行っているものの、その効果が若年層の県外転出の抑制につながるまでには至っていない面も存在する。

そこで、本県においては、人口減少、少子化・高齢化の急速な進行や県民所得の低迷に歯止めをかけるべく、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定するとともに、同期間を計画期間とした「ながさき産業振興プラン」を策定している。

以上のとおり、人口流出が続く本県において、産業振興は最重要となる施策の1つであり、多額の県費が投入され県民の関心も高いと思われることから、上記「特定の事件」について監査することは重要であると思料する。

第3 監査の視点

1 適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用を行ってはならない。また、法律・条例の下にある規則・要綱等に従って行政が適正に行われること

が必要である。これらのことは財務執行においても妥当する。

よって、本監査においては、合規性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法第 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法第 252 条の 37 第 2 項、同法第 2 条第 14 項、同条第 15 項）。

そこで、本監査においては、これら 3E の視点からの監査も行う。

第 4 監査対象

1 監査対象事業

平成 28 年度に実施された産業振興に関する事業のうち、以下の事業を本監査の対象とした。

	監査対象事業	所管課
1	中小企業連携組織対策事業	産業政策課
2	小規模事業経営支援助成事業	産業政策課
3	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業	企業振興課
4	地場企業立地推進助成事業	企業振興課
5	工業技術センター	企業振興課
6	窯業技術センター	企業振興課
7	市町営工業団地整備支援事業	企業振興課
8	長崎金融バックオフィスセンター構想事業	企業振興課
9	企業立地推進助成事業	企業振興課
10	佐世保情報産業プラザ運営事業	企業振興課
11	食品製造業の高付加価値化支援事業	食品産業・産地振興室
12	海洋エネルギー関連産業集積促進事業	海洋・環境産業創造課
13	中小企業金融対策貸付事業	商務金融課
14	職業能力開発校運営事業	雇用労働政策課
15	総合就業支援センター運営等事業	雇用労働政策課

2 上記事業を対象とした理由

国は、「まち」「ひと」「しごと」に焦点をあてた総合戦略を策定し、各地方に地方版の同戦略の策定を促すなど、産業・労働部門を振興することによる地方の振興を図ろうとしている。そして、長崎県においては、このような国全体の方向性も踏まえ、平成23年度から平成27年度までの産業振興計画を定めた「長崎県産業振興ビジョン」を定め、その後継計画として、平成28年度から平成32年度までの産業振興計画として「ながさき産業振興プラン」を定めている。

平成28年度は、かかる「長崎県産業振興ビジョン」が終了し、「ながさき産業振興プラン」の初年度であり、同プランは産業労働部が所管していることから、まずは平成28年度の産業労働部が所管して実施された事業を監査対象とすることにした。

そして、平成28年度に産業労働部が所管して実施された事業は相当数存在するが、このうち、平成27年度補正額及び平成28年度当初予算額の合計が1億円以上の事業については、金額の大きさに比例して監査の対象とする必要性も高いと思料された。

そこで、産業労働部が所管して平成28年度に実施された事業のうち、上記15事業を本監査の対象とした。なお、産業労働部が所管して平成28年度に実施された事業のうち、緊急離職者能力開発事業も平成27年度補正額及び平成28年度当初予算額の合計が1億円以上の事業であったが、同事業はその全額が国庫負担であることから監査の対象から除外した。

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 予備調査

事業の全体を把握するため、所管課からのヒアリングを行った。

2 ヒアリング、関係書類の査閲、現地視察

事業ごとに所管課からヒアリングを行うとともに関係書類の査閲を行った。また、必要に応じて現地を視察し、現地においてヒアリングを行った。

第6 監査日程

1 所管課からのヒアリング及び関係書類の閲覧

実施日	事業名
6月5日	予備調査 (市町営工業団地整備支援事業, 長崎金融バックオフィスセンター構想事業, 企業立地推進助成事業, 佐世保情報産業プラザ運営事業, 職業能力開発校運営事業, 緊急離職者能力開発事業)
6月13日	予備調査 (中小企業連携組織対策事業, 小規模事業経営支援助成事業, 海洋エネルギー関連産業集積促進事業, 総合就業支援センター運営等事業)
6月19日	予備調査 (元気なものづくり企業ステップアップ支援事業, 地場企業立地推進助成事業, 工業技術センター, 窯業技術センター, 食品製造業の高付加価値化支援事業, 中小企業金融対策貸付事業)
7月18日	予備調査 (工業団地関連施設整備支援事業, 長崎県工場等設置貸付基金事業)
7月24日	中小企業連携組織対策事業 小規模事業経営支援助成事業 地場企業立地推進助成事業 食品製造業の高付加価値化支援事業 総合就業支援センター運営等事業
7月26日	中小企業金融対策貸付事業 海洋エネルギー関連産業集積促進事業 職業能力開発校運営事業
7月27日	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業 佐世保情報産業プラザ運営事業
7月31日	市町営工業団地整備支援事業 長崎金融バックオフィスセンター構想事業 企業立地推進助成事業
8月2日	工業技術センター 窯業技術センター
9月27日	職業能力開発校運営事業
10月16日	地場企業立地推進助成事業 長崎金融バックオフィスセンター構想事業 企業立地推進助成事業
10月17日	市町営工業団地整備支援事業
10月24日	食品製造業の高付加価値化支援事業
10月30日	職業能力開発校運営事業 海洋エネルギー関連産業集積促進事業 総合就業支援センター運営等事業
11月22日	食品製造業の高付加価値化支援事業
11月24日	市町営工業団地整備支援事業 長崎金融バックオフィスセンター構想事業 企業立地推進助成事業
11月28日	中小企業連携組織対策事業 小規模事業経営支援助成事業 元気なものづくり企業ステップアップ支援事業 地場企業立地推進助成事業 佐世保情報産業プラザ運営事業 中小企業金融対策貸付事業

平成29年

実施日	事業名	
平成30年	1月23日	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業
	1月25日	地場企業立地推進助成事業
	2月7日	地場企業立地推進助成事業
	2月14日	中小企業連携組織対策事業 小規模事業経営支援助成事業 中小企業金融対策貸付事業
	2月15日	海洋エネルギー関連産業集積促進事業 職業能力開発校運営事業 総合就業支援センター運営等事業
	2月22日	地場企業立地推進助成事業 工業技術センター 窯業技術センター
	2月27日	市町営工業団地整備支援事業 長崎金融バックオフィスセンター構想事業 食品製造業の高付加価値化支援事業
	2月28日	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業
	3月9日	消費税関係

2 現地視察及び現地でのヒアリング

実施日	現地名	
平成29年	8月18日	総合就業支援センター
	8月29日	長崎高等技術専門学校
	8月30日	佐世保高等技術専門学校 工業技術センター 窯業技術センター
	10月26日	佐世保情報プラザ
	11月13日	長崎高等技術専門学校

第7 監査実施者

1 包括外部監査人

中西祥之（弁護士）

2 補助者

森永正之（弁護士）

有馬理（弁護士）

弥永努（税理士）

寺下新弥（税理士）

松本考功（公認会計士・税理士）

第8 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者いずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

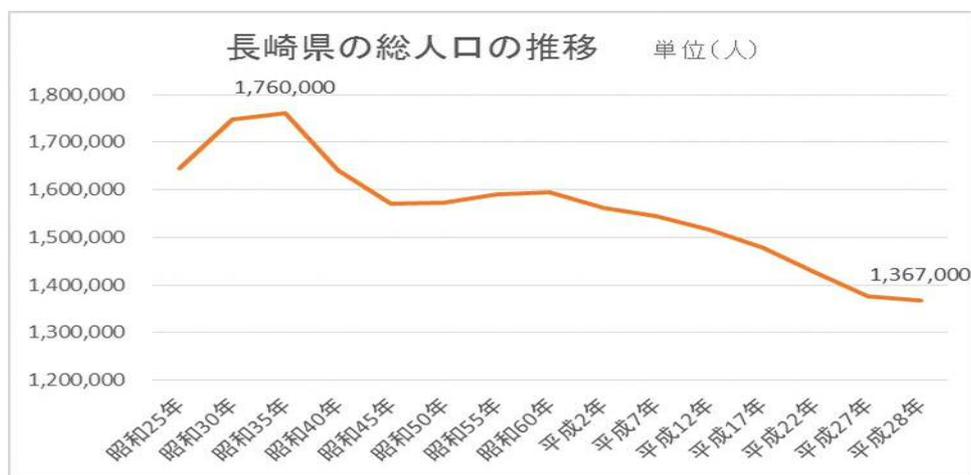
Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 長崎県における人口の現状及び産業の現状と課題

1 長崎県における人口の現状

(1) 人口の推移

我が国全体の人口は、平成20年に減少に転じているが、長崎県の人口は、その約50年前である昭和35年の約176万人をピークに減少していき、平成29年1月1日時点においては約136万人にまで減少している。すなわち、昭和35年からの56年間で、長崎県の人口は約40万人減少しており、このままの状況が続くと、今後この減少スピードはさらに加速化するとも言われており、2060年までにさらに約60万人程度の人口が減少するとの推計も存在する。



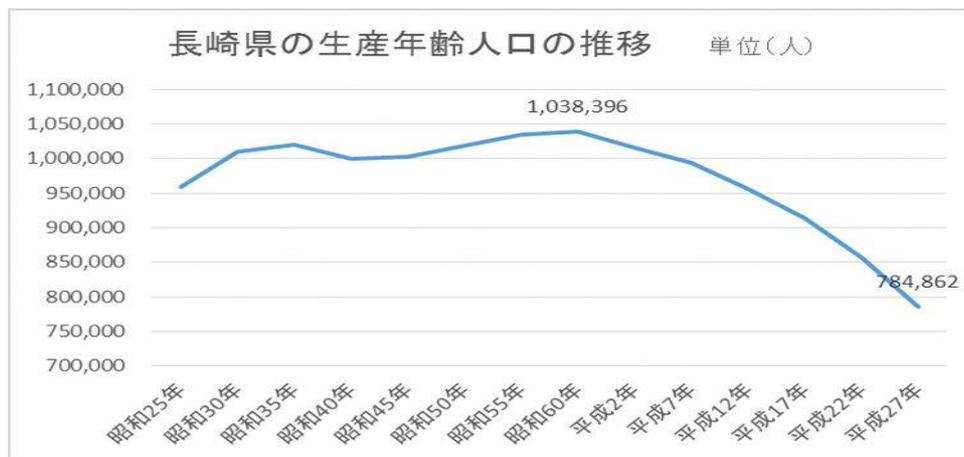
(2) 平成28年における市町別の人口増減

また、平成28年の1年間では、長崎県全体で人口は1万1114人減少しており、これを市町村別で見ると、大村市(489人増)、時津町(166人増)、長与町(31人増)、及び佐々町(10人増)の1市3町では増加しているものの、他の12市5町においてはいずれも減少している。これら人口が減少した市町の中でも、平成28年の1年間で特に減少数が大きかったのは、長崎市(3,437人減)、佐世保市(1,939人減)、諫早市(749人減)、南島原市(729人減)、対馬市(672人減)であった。また、同1年間で特に減少率が高かったのは、対馬市(2.14%減)、上五島町(2.10%減)、平戸市(1.81%減)、五島市(1.78%減)、小値賀町(1.76%減)であった。

平成28年における前年からの人口増減数・増減率					
増加			減少(上位7市町)		
市町	増加数(人)	増加率(%)	市町	減少数(人)	減少率(%)
大村市	489	0.53	長崎市	△3,437	△0.8
時津町	166	0.56	佐世保市	△1,939	△0.76
長与町	31	0.07	諫早市	△749	△0.54
佐々町	10	0.07	南島原市	△729	△1.57
			対馬市	△672	△2.14
			五島市	△660	△1.78
			平戸市	△577	△1.81

(3) 生産年齢人口の推移

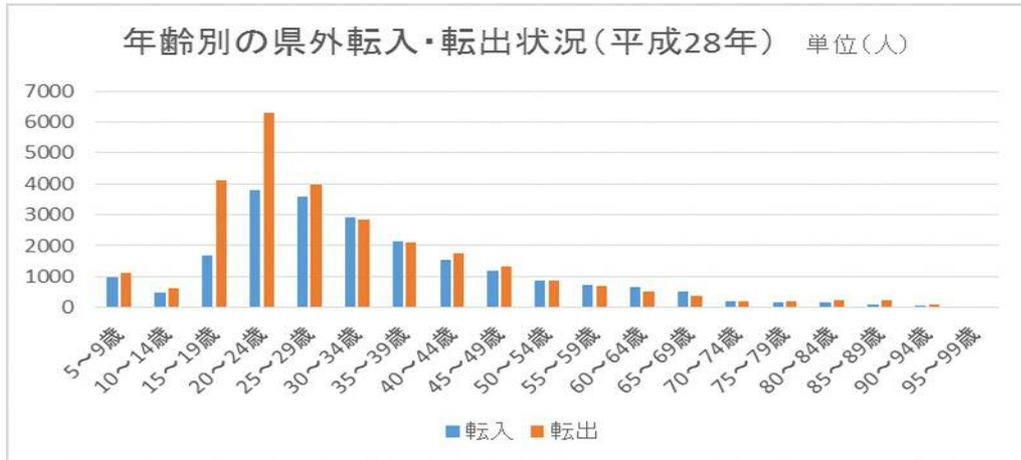
長崎県の生産年齢人口（生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口）は、昭和60年の約104万人をピークに減少に転じ、平成27年には約78万人にまで減少している。すなわち、昭和60年からの30年間で約26万人減少している。



(4) 平成28年における年齢別の県外転入・転出状況

平成28年における県外異動が最も多かった年齢層は、転入転出とも20～24歳の年齢層であり、転入3,804人(16.1%)、転出6,285人(21.5%)となっている。次いで、転入は25～29歳の3,582人(15.2%)、30～34歳の2,921人(12.4%)が多く、転出は15～19歳の4,118人(14.1%)、25～29歳の3,960人(13.6%)が多い状況となっている。

また、県外の異動状況については、20～24歳(△2,481人)、及び15～19歳(△2,447人)において転出数が転入数を大幅に上回り、60～64歳(162人)、65～69歳(161人)、0～4歳(141人)、30～34歳(64人)、35～39歳(56人)、55～59歳(46人)、及び70～74歳(2人)では転入数が上回っている。



(5) 小括

長崎県においては、人口減少が続いており、それに伴って生産年齢人口も昭和60年以降減少傾向に歯止めがかかっていない状況が続いている。

また、15歳から24歳にかけての年齢層において、県内への転入数より県外への転出数が大幅に上回っており、長崎県の将来を担うべき年齢層の県外への流出が著しい状況である。

2 長崎県における産業の現状

(1) 長崎県内の企業数及び従業者数

中小企業とは、製造業その他においては資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業、卸売業においては資本金1億円以下又は従業員数100人以下の企業、サービス業においては資本金5000万円以下又は従業員数100人以下の企業、小売業においては資本金5000万円以下又は従業員数50人以下の企業をいう。また、中小企業のうち小規模企業とは、製造業その他においては従業員数20人以下の企業、卸売業・サービス業・小売業においては従業員数5人以下の企業をいう。

平成26年のデータをみると、全国では、中小企業の割合が99.7%、小規模企業の割合が85.1%であるのに対して、長崎県においては、中小企業の割合が99.9%、小規模企業の割合が86.4%となっており、長崎県は全国に比して中小企業、小規模企業の割合がいずれも高い。

また、同じく平成26年のデータをみると、従業者は、全国では、中小企業に勤務する人の割合が70.1%、小規模企業に勤務する人の割合が23.5%であるのに対して、長崎県においては、中小企業に勤務する人の割合が92.8%、小規模企業に勤務する人の割合が36.9%となっており、長崎県では全国に比して中小企業又は小規模企業に勤務する人の割合が相当高い。

		企業		従業者	
		企業数(者)	構成比	従業者数(人)	構成比
全国	総数	3,820,338	100.0%	47,935,462	100.0%
	大企業	11,110	0.3%	14,325,652	29.9%
	中小企業	3,809,228	99.7%	33,609,810	70.1%
	(うち小規模企業)	(3,252,254)	(85.1)	(11,268,566)	(23.5)
長崎県	総数	43,794	100.0%	338,165	100.0%
	大企業	49	0.1%	24,354	7.2%
	中小企業	43,745	99.9%	313,811	92.8%
	(うち小規模企業)	(37,851)	(86.4)	(124,624)	(36.9)

(2) 長崎県の経済成長率、県内総生産、及び県民所得

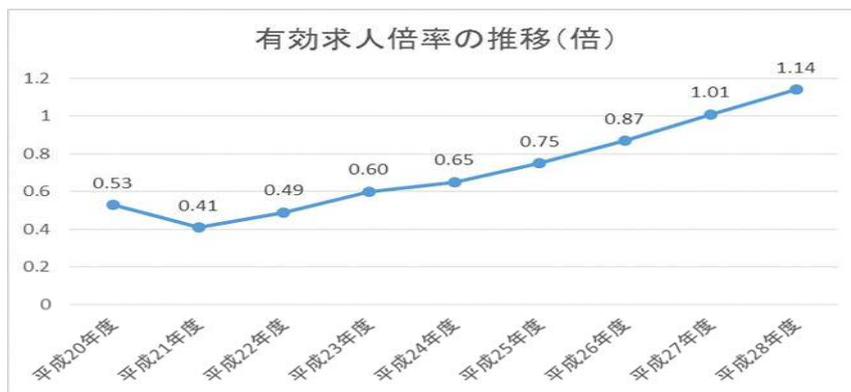
長崎県においては、全国的な傾向と同様、平成19年度から平成20年度にかけてリーマンショックの影響を受けて成長率が落ち込み、その後は徐々に回復傾向にあるものの、平成26年度には名目成長率、実質成長率ともにマイナス成長となっている。

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経済成長率	名目	1.0	0.0	0.1	-1.3
	実質	2	0.2	0.1	-2.9
県内総生産 (生産側)	名目	44,052	44,034	43,672	43,103
	実質	46,913	44,025	46,601	45,258
県内総生産 (支出側)		44,052	44,034	43,672	43,103
県民所得		33,525	33,789	33,470	32,632
1人あたり県民所得		2,365	2,400	2,395	2,352

(3) 長崎県の有効求人倍率及び完全失業率

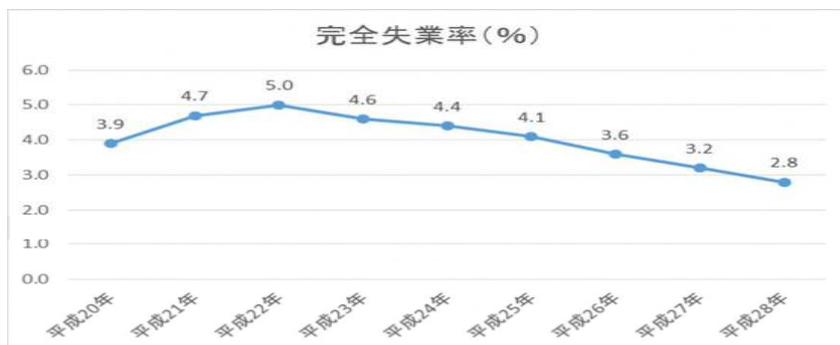
ア 有効求人倍率

長崎県の有効求人倍率は、平成22年度以降上昇を続けており、平成28年度には1.14倍となっている。



イ 完全失業率

長崎県の完全失業率は、平成 20 年以降では、平成 22 年の 5.0%をピークに緩やかに減少していき、平成 28 年においては 2.8%となっている。



3 長崎県における産業の課題

長崎県が作成した平成 28 年 3 月版「ながさき産業振興プラン」によれば、長崎県における産業の課題は以下のとおりである。（データについては、「ながさき産業振興プラン」作成当時のものである。）

(1) 「卸売・小売業」の課題

域内需要の掘り起こしと域外需要の取込みに向けた取組を進める必要がある。域内においては、県内各地の商店街など、人が集まる場所をより活性化していくこと等が小売業の活性化に繋がるものと考えられる。また、域外については、インターネットを通じた販売に活路を見出すことも一案である。

一方で、業務効率化については、店舗または事業体が小さくなればなるほど基幹的な業務が太宗を占め、効率化にも自ずと限界があると考えられる。まずは、厳しい状況の中、廃業を免れ生き残っている店舗または事業体が、どのような対策や工夫をおこなっているのか、成功事例を学び活路を見出していくことが有効と考えられる。

(2) 「製造業」の課題

ア 本県の製造業は、製造品出荷額や付加価値額の観点において、長崎・西彼地域のはん用機械器具製造業、県央地域の電子部品・デバイス・電子回路製造業、長崎・西彼地域及び県北地域の輸送用機械器具製造業により牽引されている。（事業所あたり、従業員あたり付加価値額（＝生産性）を見ても同様である。）

イ 本県製造業がリーディング企業（従業員 300 人以上の大企業）に牽引されている度合い（すなわち上下間の格差）は、他の九州各県以上である。

ウ 本県製造業において、最も事業所が多く、従業員も多いのは食料品製造業である。

エ 食料品製造業の生産性（事業所あたり、従業者あたりの付加価値額）は全国的に見ても低い水準である。

オ 本県製造業のうち生産性が低位であるのは、従業者規模が 30 人未満の中小・小規模企業である。

カ 離島地域において、生産性が高い製造業は、食料品製造業および飲料・たばこ・飼料製造業、窯業・土石製品製造業である。

（3）企業誘致関係の課題

平成 22 年に分譲可能であった工業団地は 34ha であったが、現在の残地は 31ha とほぼ横ばいとなっており、このうち、潮風の影響を受けにくく BCP（企業が緊急事態に陥った場合に損害を最小限におさえるために定めたプラン）の観点から企業ニーズが高い内陸型の工業団地は残り 9ha と少ない現状である。

本県への進出企業の属性を見ると、平成 10 年代後半は加工型の工場立地が多く見られたが、平成 20 年以降は低調となり、代わりに事務処理センター、コールセンター等の非製造型の企業立地が進んでいる。

（4）雇用情勢

ア 人口流出の状況

本県の人口は社会減、自然減双方合わせて毎年 1 万人程度が減少している状況である。このうち、社会減で年間 6 千人近くが減少しており、その主な理由は進学・就職によるものである。

イ 本県人口の年齢構成予測

本県の総人口は、2025 年までに 12 万人程度減少すると見込まれている。これを高齢者人口とそれ以外に分けると、65 歳未満の人口が 15 万人程度減少し、65 歳以上の人口が 3 万人程度増加するとの見込みである。

人口構成が変化することにより、県民の需要の性向も変化するものと予想される。端的には健康サービス需要や医療・介護サービス需要など、中でも高齢者の需要が今後益々増加するものと予想される。

ウ 就業者人口の減少予測

本県の生産年齢人口は、近年減少を続けており、2020 年には 72 万人程度まで減少する見込みである。

本県の就業者人口の推計は、2020 年には 56 万人程度、2035 年には高齢者人口とほぼ同程度の 42 万人程度となる見込みである。

総人口の減少に伴い、県内経済は消費（需要）面が縮小することが見込まれるため、県内における新たな需要の創出・獲得に加え、県外からの需要の取込み（域外需要の獲得）が重要となる。

同様に就業人口の減少は、生産（供給）面での県内経済の縮小を惹起することが見込まれるため、生産性を向上させ取り込んだ需要に対応するとともに、女性や高齢者等の労働力の更なる活用が必要となる。

併せて、より少ない就業者人口に対応するため、雇用のミスマッチ解消と若者の県内就職促進、UIJ ターンの推進が重要となる。

エ ミスマッチの状況

平成 27 年 11 月末現在のミスマッチの状況を見ると、医師、看護師等の資格を必要とする職業や販売・接客の職業、生産工程・労務の職業、介護サービスの職業等で、求人は多いが求職者が少なく、ミスマッチが生じている。一方で、一般事務の職業やその他運搬、清掃、包装等の職業については求職者が多く、求人が少ない状況にある。

総人口の減少、就業者人口の減少が予測される中、県内の有効求人倍率は 1.0 倍近傍で推移しており、今後人材不足の傾向が続くことが考えられる。

限られた人数で市場の需要に応える必要が生じるため、雇用のミスマッチを解消する必要性は今後益々高まっていくと予想される。

第 2 ながさき産業振興プラン

1 ながさき産業振興プラン策定の趣旨

国は、人口減少に伴う国内需要の衰退・経済の縮小などの情勢を受け、「地方創生」の旗印のもと、地方から国全体を活気づける方向性を打ち出している。そして、国は、「まち」「ひと」「しごと」に焦点をあてた総合戦略を策定し、各地方に地方版の同戦略の策定を促すなど、産業・労働部門を振興することによる地方の振興を図ろうとしている。

このような国全体の方向性も踏まえ、平成 28 年度から平成 32 年度までの本県産業の振興計画を定めたものが「ながさき産業振興プラン」である。

2 ながさき産業振興プランの位置づけ

ながさき産業振興プランは、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」の部門別計画にあたり、産業・労働部門に特化した計画である。そして、対象となる産業分野は、県内産業のうち、製造業及びサービス産業である。

また、「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」第 16 条に定める「中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画」にあたり、県内企業の 99.9% を占める中小企業・小規模企業の振興計画でもある。

<「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」第16条>

知事は、中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 基本方針

(2) 具体的な振興策

(3) 数値目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関し必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を定めたときは、議会の議決を経て、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

3 基本指針とその考え方

ながさき産業振興プランにおいては、本県産業の強化に必要な方向性として、①「生産性／競争力を高める」、②「新たな需要を発掘／創出する」、③「働く場を創る／改善する」、④「有能な人材を育成／獲得する」の4つを基本指針として定めている。

これら4つの基本指針の考え方は、以下のとおりである。

(1) 生産性／競争力を高める

我が国の人口は減少局面にあり、今後国内における地域間競争が激化することが見込まれる中、他地域に先行して人口が減少している本県において、これまでの製品・商品・サービス等の生産を維持し、所得の維持・向上を図るためには、各生産現場における生産性を向上させ、製品・商品の付加価値を高め、ひいては各企業・事業所の競争力を高めることが何よりも重要である。

そのためには、製品等の開発・製作に係る企業内の技術力の向上はさることながら、新たな技術の導入を図ることも重要である。海外においてはすでに取組の端緒が見られるが、生産性の向上にICT、ビッグデータ等を活用することで劇的に生産性を向上させることができる可能性があるため、県内における適用を視野に入れる必要がある。

また、県内の中・小規模な企業、事業所の単体での生産性向上の取組には限界があるため、企業間で連携をとり、例えばこれまで単体の部材として納入していたものを、一定の組み立て工程を経た部品として納入することで競争力を向上させたり、最先端の加工機械を共同購入・利用するなど、規模のメリットを生じさせる形での取組も重要となる。

併せて生産性向上の成果を雇用者の報酬に反映させることで、県民が豊かに生活できる産業社会を目指す必要がある。

＜生産性／競争力を高める＞

施策の柱	ア 生産性／付加価値の向上
	イ 企業間連携の促進（クラスター組成）
	ウ 技術力の向上
	エ 経営基盤の強化

（２）新たな需要を発掘／創出する

人口減少により、県内需要は今後も減少していくことが見込まれるため、国内にとどまらない視野で域外に需要を求める必要がある。

特に発展が続くアジア地域の需要の増大を取り込むため、県内企業は当該地域への進出や市場開拓を積極的に検討すべきである。

また、域内においても、今後需要の拡大が見込まれる高齢者や、全国でも高位にある合計特殊出生率から子育て世帯の需要など、新たに興りうる需要の発掘・創出を図ることが必要である。

また、ICT やロボット技術等、新たな技術力を活用することで、別の新たな需要を創造することも必要となる。

＜新たな需要を発掘／創出する＞

施策の柱	ア 新たな産業の創出
	イ 新分野への進出
	ウ 域内での需要の確保
	エ 域外需要の獲得
	オ 創業・起業

（３）働く場を創る／改善する

人口は今後も減少していくことが見込まれているが、県内に働く場を創出することにより、県外へ流出していた県民を県内に留める、または県外から職を求めて本県に移り住む可能性も考えられる。このため、県内企業と親和性の高い企業やオフィス系企業等の誘致等により、雇用の場を創出するとともに産業の集積化を図ることが望ましい。

また、すでに県内において事業活動を営んでいる企業等についても、多様な働き方に対応できるような制度の改善や、処遇の向上等により、魅力的な雇用の場を創出するとともに、ワークライフバランスを推進することが必要である。このことがひいては県内就職の促進や女性・高齢者等の労働力の効率的な活用を進めることと

なると考えられる。

＜働く場を創る／改善する＞

施策の柱	ア 企業誘致の推進
	イ 魅力ある職場環境づくり

(4) 有能な人材を育成／獲得する

県内企業の業績を向上させるためには、県内企業が求める有意・優秀な人材を育成することが重要であるが、育成した人材を県内に留めることができるよう、人材の育成と併せ、育成した人材を県内企業への就職に促すような、両面の取組が重要である。

＜有能な人材を育成／獲得する＞

施策の柱	ア 産業人材の育成
	イ 県内就職の促進

4 施策の方向性及び重点施策

基本指針ごとの施策の方向性と、各方向性に沿った具体的な重点施策は、以下のとおりである。

(1) 生産性／競争力を高める

本県産業の生産性／競争力を高めるための取組としては、県内企業、特に本県の主要産業の1つである造船業を含む輸送用機械器具製造業や食料品製造業、卸売・小売業等のサービス産業などに対し、ICTを含む設備導入や、企業間連携の促進による生産性、競争力の向上へ向けた支援や、県内企業の技術力向上へ向けた支援、経営支援等に取り組む。

ア 生産性／付加価値の向上

県内企業が行う、本県のポテンシャルを活かした生産性向上、製品・商品付加価値の増大に向けた取組を活性化させるため、的を絞った支援を実施する。

- ① ものづくり企業の事業拡大対策
- ② 基幹産業である造船産業の振興と地域経済を牽引する中堅企業の育成
- ③ 食料品製造業の付加価値向上
- ④ サービス産業の生産性向上へ向けた官民連携推進体制の構築
- ⑤ 宿泊業生産性向上促進支援

イ 企業間連携の促進（クラスター形成）

県内ものづくり企業が持てる力を結集し、新分野への挑戦や新たな市場を開拓

する取組を支援していく。

- ① 企業力の結集による県内企業全体の競争力の強化
- ② 新たな取引拡大の仕組みの構築

ウ 技術力の向上

県内企業の製品開発，技術開発を支援するとともに，大学や高等専門学校などと連携した共同研究開発による新たな技術開発に取り組む。また，県内の研究機関や企業との連携による知的財産権の取得と活用を促進する。

あわせて環境・保健分野，農林水産分野の県試験研究機関と引き続き連携し，分野の異なる専門的な知見を結集して新たな製品や技術の開発に取り組む。

- ① 工業技術センター及び窯業技術センターによる県内企業の技術力向上支援と産学官連携による研究開発の支援
- ② 食品加工設備の導入支援による加工水準の高度化
- ③ 県内企業の知的財産の取得と活用推進

エ 経営基盤の強化

県内企業，特に中小企業・小規模事業者の競争力の強化や持続的発展のためには，安定し，かつ強固な経営基盤を構築することが非常に重要である。

- ① 中小企業・小規模事業者の持続的発展へ向けた支援
- ② 事業承継の推進

(2) 新たな需要を発掘／創出する

県内市場の縮小傾向を見据え，県内企業等が，県内のみならず，県外，海外を含む域外において新たな需要を捉え，事業拡大，競争力向上を図ることができるよう，産学官金のネットワーク等も活用し，支援を実施する。

ア 新たな産業の創出

県内に新たな産業を興し，域内における需要の増大と域外からの投資増大を図るとともに，それを糧とした県内企業の業績拡大と競争力の向上を図る。

- ① 海洋エネルギー産業の拠点形成，集積化
- ② ロボット関連産業の創出支援
- ③ 燃料電池関連産業の創出
- ④ センサー関連産業の創出
- ⑤ 再生可能エネルギーを活用した産業の創出

イ 新分野への進出

今後新たな需要が見込まれる分野への県内企業の進出を支援し、業績拡大を後押しする。

- ① 介護周辺・健康サービスの事業化促進
- ② ナガサキ型超小型モビリティの製品化

ウ 域内での需要の確保

県内市場の縮小が見込まれる中、域内における新たな需要を的確に捉え、域内において確保するとともに、域外に流出している需要を域内に留める取組が重要である。

- ① 地域拠点商店街支援

エ 域外需要の獲得

縮小が見込まれる県内市場の中にのみ留まっていたは、将来へ向けた県内企業の業績の向上を見込むことは困難であるため、国内のみならず成長が続くアジア地域を始めとした海外市場を視野に入れた事業展開へ向けた支援が必要である。

- ① 県内企業のアジア地域へのビジネス展開支援
- ② ASEAN 等との経済交流の促進
- ③ アジア地域の環境問題等への貢献のため海外展開に挑戦する企業シーズの創出を支援
- ④ 外貿物流体制の構築
- ⑤ 地域産品の域外・海外への移輸出を見据えた高付加価値化の推進
- ⑥ サービス産業の県外需要獲得支援

オ 創業・起業

県内経済の活性化のためには、県内における新たな需要の萌芽をビジネスに繋げ、経済を循環させていくことができる環境が重要であり、これがひいては新たな産業や雇用を生むと言える。

- ① 創業・起業の支援

(3) 働く場を創る／改善する

魅力的な雇用の場の創出により、県民が県内に職を求め、県外への人口流出が抑制されるよう、企業誘致や県内企業の雇用環境改善に努める必要がある。

ア 企業誘致の推進

企業ニーズや本社機能の地方移転に向けた国の動きなどを踏まえて、本県の優

位性を活かした戦略的、効果的な企業誘致を推進し、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図る。

- ① 企業誘致の受け皿の整備促進
- ② 効果的な企業誘致の実施

イ 魅力ある職場環境づくり

県内中小企業等が、誰にとっても働きやすい環境を備えることができるよう職場環境改善などに取り組む企業を支援する。

- ① 働きがいのある魅力的な職場環境の整備

(4) 有能な人材を育成／獲得する

若年層の人口流出が常態化しており、県内企業の人材確保が困難となってきている。また、県内の雇用環境にはミスマッチが見られるため、企業が求める人材の育成と、育成した人材が県内企業を選ぶように、雇用環境を整える必要がある。

ア 産業人材の育成

県内企業の声を聞きながら、企業が求める人材像を見極め、送り出し側である学校と連携して県内企業への就職を推進する。

- ① 産学官の連携強化による人材育成
- ② 学校段階でのキャリア教育の充実
- ③ 職業能力開発による人材育成

イ 県内就職の促進

県内企業の情報の提供や、インターンシップの推進等により、県内高校、大学卒業生が県内企業に就職しやすい環境を整えるとともに、就職希望者と県内企業のマッチングを支援する。

- ① 高校生・大学生の県内就職促進
- ② 若者などの就業支援

第3 指摘事項・意見の定義

本監査でいう「指摘事項」及び「意見」の定義は、以下のとおりである。

	定義
指摘事項	適法性・妥当性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの。
意見	直ちに適法性・妥当性に問題があり、速やかな是正・改善を求めるものではないが、組織及び運営の合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの。

第4 指摘事項・意見の概要

本監査によって指摘する事項（指摘事項）及び意見の概要は、以下のとおりである。
なお、指摘事項及び意見の詳細は、「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」に記載する。

1 中小企業連携組織対策事業

(1) 指摘事項

① 消費税について

県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

(2) 意見

① 補助金の金額について

「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい。

2 小規模事業経営支援助成事業

(1) 指摘事項

① 消費税について

県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

(2) 意見

① 補助金の算定基礎について

情報ネットワーク化等推進事業費についても「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎を定めることが望ましい。

② 補助金の金額について

「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい。

3 元気なものづくり企業ステップアップ支援事業

(1) 指摘事項

① 補助金実施要綱について

長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第 10

条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正すべきである。

(2) 意見

なし。

4 地場企業立地推進助成事業

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

① 消費税について

県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、地場企業工場等立地促進(元気なものづくり企業成長応援)補助金要綱と同様に、地場企業工場等立地促進補助金要綱も、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい。

② 補助金の予算額について

補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい。

③ リース資産について

県は、今後、リース資産を補助対象とする場合、その判断の経緯等を記録し、保存しておくことが望ましい。

5 工業技術センター

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

① 設備機械について

全ての設備機械の使用実績について、開放設備だけでなく依頼試験や企業相談対応にかかる使用時間の記録も検討することが望ましい。

6 窯業技術センター

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

① 随意契約について

随意契約検討シートにおいて、随意契約締結の理由を正確かつ十分な記載とすることが望ましい。

② 備品管理について

平成 29 年度途中より，物品管理について統一的な判断基準を設けて，順次運用中であることから指摘事項とはしないが，継続的な廃棄，点検作業を実施することが望ましい。

7 市町営工業団地整備支援事業

(1) 指摘事項

① 消費税について

県は，補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば，補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に，補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無，ならびにその状況を報告させることとし，その報告内容について十分に確認をすべきである。

(2) 意見

① 成果指標について

最終的な成果指標については整備された市町営工業団地数でよいとしても，進捗状況が確認できるように，数値目標が設定できるようなものを中間的な成果指標とすることが望ましい。

② 補助金の支援決定の手続について

支援事業の対象としての適格性を判定するに際して，知見を有する者の意見聴取にあたっては，審査会の開催を原則とすることが望ましい。

③ 補助金の支援決定の手続について

審査会を構成する審査員の選任基準についても定めておくことが望ましい。

④ 補助金の支援決定の手続について

例外的に審査会を開催しない場合には，知見を有する者の意見を求める趣旨を損なわないよう，その要件や手続について定めておくことが望ましい。

8 長崎金融バックオフィスセンター構想事業

(1) 指摘事項

① 文書の記録保管について

建設資金償還後土地賃貸借契約終了までの期間の長崎県産業振興財団が取得する賃料収入について，県は，長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書第 9 条に基づき長崎県産業振興財団と協議を行い，長崎県産業振興財団との協議結果・合意について，現時点において，覚書などの文書で残すべきである。

(2) 意見

① 活動指標及び成果指標について

活動指標及び成果指標について、2年目以降、年度毎の具体的な数値目標を設定することが望ましい。

② 成果指標について

成果指標そのものについては、誘致企業による新規雇用実数（人）とすることが望ましい。

③ 文書の記録保管について

県は、今後、事業遂行に重要であると思われる協議内容の記録も保管することが望ましい。

④ 検証について

県は長崎県産業振興財団と協力して入居が予定の3分の1としかならなかった要因について検討して総括するとともに、入居率を上げる努力を行うことが望ましい。

⑤ 抵当権設定について

県は、長崎県産業振興財団との間で、建設費等貸付金について、建物所有権保存登記が可能となった時点において、建物所有権保存登記と同時にクレインハーバー長崎ビルに一番抵当権を設定することができるように、速やかに長崎県産業振興財団と抵当権設定契約を行うことが望ましい。

9 企業立地推進助成事業

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

① 消費税について

県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、誘致企業工場等設置補助金要綱の、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい。

② 補助金の予算額について

今後の効率的な予算配分のためにも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい。

③ 貸付金の予算計上額について

県は、工場等設置貸付金の予算計上額について、適宜見直すことが望ましい。

10 佐世保情報産業プラザ運営事業

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

① 設備機械について

老朽化により使用できなくなっている3次元プリンター等の機器の更新等について、更新の必要性和設置スペースの有効活用の両面を考慮し、今後の検討課題とすることが望ましい。

11 食品製造業の高付加価値化支援事業

(1) 指摘事項

① 消費税について

県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

② 成果指標について

食品製造業の高付加価値化支援事業及びふるさと企業包括支援事業の成果指標については、中間的な成果指標を設定すべきである。

③ 検証について

県は、事業の最終的な成果指標が達成されたかについて、何らかの形で公表すべきである。

(2) 意見

① 補助金の審査基準について

県は、より適切な審査を行えるように、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい。

② 補助金の審査基準について

県は、より適切な審査を行えるように、ふるさと企業包括支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい。

12 海洋エネルギー関連産業集積促進事業

(1) 指摘事項

① 補助金実施要綱の規定について

海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正すべきである。

② 消費税について

県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含ま

れた仕入れに係る消費税等相当額の有無、及びその状況を補助事業者に報告させた上、県においてその報告内容を十分に確認すべきである。

③ 随意契約について

見積書の徴収を省略すると判断した根拠を明確にすべきである。

(2) 意見

① 補助金交付要綱の規定について

補助対象者につき、産業労働部の定める補助金等交付要綱の規定と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱の規定を統一することが望ましい。

② 随意契約について

随意契約検討シートにおいては、地方自治法施行令に沿った検討を行うことが望ましい。

13 中小企業金融対策貸付事業

(1) 指摘事項

なし。

(2) 意見

なし。

14 職業能力開発校運営事業

(1) 指摘事項

① 水質検査について

雑用水水質検査について、1 か月分まとめて報告を受けるのではなく、適時に対応できるような報告の受け方に改善すべきである。

(2) 意見

なし。

15 総合就業支援センター運営等事業

(1) 指摘事項

① 委託契約の内容について

県が受託者の意向とは関係なく委託業務の内容を変更できる場合について、例示列挙するなどして、現在の規定より限定的かつ明確にすべきである。

② 上対馬の巡回相談について

上対馬における巡回相談について、周知活動の改善や、実施回数の見直し及び実施コストの見直しを図るべきである。

③ 備品等管理について

全ての備品等について、その所有者・管理者が明確となるよう整理すべきであ

る。

④ 備え付けのパンフレットについて

備え付けの全てのパンフレットについて、古い情報が載っているものがないか確認し、最新のパンフレットが備え付けられているようにすべきである。

(2) 意見

① 委託の諸経費について

諸経費について、より明確な根拠をもって算出することが望ましい。

② 委託費の積算について

最小の経費となるように委託費の積算を見直すことが望ましい。

③ 県外大学への UI ターン出張相談について

学生への周知方法を工夫し、相談者数または参加者数を集める対策を講じることが望ましい。

④ 国との業務分担について

総合就業支援センターにおいては、長崎労働局との間で協議を行い、両者の業務分担について検証するとともに、さらに明確にすることが望ましい。

第5 指摘事項・意見の分析等

1 整理

以上の指摘事項・意見について、整理すると、以下の6つの項目に分類できる。

- ① 補助金について
- ② 委託について
- ③ 機械・備品等について
- ④ 事業の検証について
- ⑤ 記録保管について
- ⑥ その他

そこで、以下においては、これら分類に従って指摘事項・意見について分析する。

2 補助金について

補助金に関する指摘事項は6事業7事項、意見は7事業14事項であった。これら補助金に関する指摘事項・意見については、さらに、i) 消費税関係、ii) 金額関係、iii) 手続関係に分類できるので、以下、この分類に従って詳論する。

(1) 消費税関係

ア 消費税の取扱いについて

補助金の消費税に関する指摘事項・意見について述べる前提として、まずは消費税の取扱いについて整理する。

以下、「包括外部監査の結果報告・総論」においては、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱のことを「部補助金要綱」という。

(ア) 部補助金要綱の規定

部補助金要綱における消費税に関する規定は、以下のとおりである。

<長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱>

第3条第2項（申請書の提出時期等）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第6条第3項（実績報告等）

第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

第6条第4項（実績報告等）

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(イ) 部補助金要綱の定める手順

すなわち、部補助金要綱の定める手順は、以下のとおりである。

① 交付申請時

補助事業者は、補助金等の交付申請時において、仕入れに係る消費税等相当額があり、かつその金額が明らかな場合には、この仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない（部補助金要綱第3条第2

項)。

② 実績報告書提出時

①の交付申請時において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税込みの金額で補助金等の交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出する時点において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、この仕入れに係る消費税等相当額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない(部補助金要綱第6条第3項)。

③ 実績報告書提出後

①の交付申請時において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税込みの金額で補助金等の交付申請をした補助事業者は、実績報告書提出後に消費税等の申告により仕入れに係る消費税額が確定した場合には、この金額を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により知事に報告しなければならないが、かつ、知事は当該金額の返還請求を行う(部補助金要綱第6条第4項)。

(ウ) 部補助金要綱の趣旨

県がこのような部補助金要綱を定めた趣旨は、補助対象経費について消費税込みの金額で補助金の交付を受け、さらに、補助対象経費にかかる消費税額(つまり、「仕入れに係る消費税額」)を売上にかかる消費税額から控除することにより、その補助事業者の消費税の税負担が不当に軽減されてしまうことを避けることにある。

つまり、補助金等の交付申請の時点においては、交付申請を行う補助事業者は、原則として消費税込みの金額で交付申請できるが、その後に仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、その旨報告するとともに、すでに消費税込みの金額で補助金を受領している場合には、県に返還しなければならないとすることによって、補助事業者の消費税の負担が不当に軽減されないようにしているのである。

このような、部補助金要綱の規定は、税金で賄われている補助金の過大支給を避けるために適正な規定である。

(エ) 問題の所在

上記のとおり、消費税込みで交付申請を行った補助事業者が、交付申請後に仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合、本来であれば、その旨報告するとともに、すでに補助金が消費税込みで交付されていた場合には県は返還請求しなければならない。

問題は、消費税込みの交付申請を行った補助事業者について、仕入れに係る

消費税等相当額が明らかになったか否かの県の確認の有無・方法にある。

この点、本監査によって、かかる確認の有無・方法に問題が検出された補助金は、以下のとおりである。

補助金の名称	問題点
長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金	「仕入れに係る消費税等相当額」の減額の有無の確認が口頭のみで行われている。
長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	
市町営工業団地整備支援事業補助金	
海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金	「仕入れに係る消費税等相当額」の減額の有無の確認が口頭と決算書のみで行われている。
食料品産業活性化促進事業費補助金	補助事業者が任意団体であり、収益事業を行っておらず、過去に課税売上高の計上実績がないことから、特段の確認を行っていない。

(オ) 検討

前述したとおり、かかる確認は、補助金の過大支給を避けるために必要であり、単に補助事業者から口頭で聞き取りを行うのみ、又は決算書での確認では確認方法として不十分であると考ええる。

国や他の自治体においても、補助金にかかる消費税の取扱いについて、会計検査院の指摘により是正改善措置を求められた事例があり、各補助金要綱に準拠した運営を実施していくためには、県は、消費税込みで交付申請した補助事業者に対して、仕入れに係る消費税等相当額報告書等によって補助対象経費に含まれた「仕入れに係る消費税等相当額」の有無・状況を報告させるとともに、その報告に消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、その報告内容を十分に確認することが必要である。

イ 監査結果

以下の表のとおり、上記観点を含め、消費税に関する指摘事項は、5事業5事項であり、意見は2事業2事項であった。

消費税の取扱いについては、実務的に非常に専門的であり分かりづらいものであるが、取扱いを誤ると補助金の過大支給となってしまう、税金の適正な運用という観点から納税者としては看過できない事態が発生する。

前述したとおり、会計検査院もこの問題について指摘しているところであり、県としては慎重な取扱いが求められる。

事業名	指摘事項	意見
中小企業連携組織対策事業	県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。	
小規模事業経営支援助成事業	県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。	
地場企業立地推進助成事業		県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱と同様に、地場企業工場等立地促進補助金要綱も、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい。
市町営工業団地整備支援事業	県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。	
企業立地推進助成事業		県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、誘致企業工場等設置補助金要綱の、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい。
食品製造業の高付加価値化支援事業	県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。	
海洋エネルギー関連産業集積促進事業	県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、及びその状況を補助事業者に報告させた上、県においてその報告内容を十分に確認すべきである。	

(2) 金額関係

以下の表のとおり、補助金の金額に関する指摘事項は存在せず、意見は4事業5事項であった。意見を述べた5事項のうち、2事項（但し実質的には1事項）が支給額に関する意見であり、3事項が予算額に関する意見であった。

支給額や予算額については、税金からの支出に直結する事項であり、県民の信頼を確保・維持するためにも適切な取り扱いは不可欠である。

事業名	指摘事項	意見
中小企業連携組織対策事業 (県中小企業団体中央会事業)		「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい。
小規模事業経営支援助成事業 (商工会議所、商工会及び県商工会連合会事業)		「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい。
地場企業立地推進助成事業		補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい。
企業立地推進助成事業		今後の効率的な予算配分のためにも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい。
企業立地推進助成事業		県は、工場等設置貸付金の予算計上額について、適宜見直すことが望ましい。

(3) 手続関係

以下の表のとおり、補助金の手続に関する指摘事項は2事業2項目であり、意見は4事業7事項であった。指摘事項については、昨年度の包括外部監査においても同様の指摘を行っていたところであり、これを受けて県においては平成30年度から改正した長崎県補助金等交付規則の施行が予定されているということであるが、本監査の時点においてははまだ施行されていないことから、指摘事項とした。

県民の税金を原資とする補助金に関する手続については、県民の信頼を確保・維持するためにも公正・透明な取り扱いが重要であり、この観点から今一度手続について見直していただきたい。

事業名	指摘事項	意見
小規模事業経営支援助成事業		情報ネットワーク化等推進事業費についても「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎を定めることが望ましい。
元気なものづくり企業ステップアップ支援事業	長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第10条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正すべきである。	
市町営工業団地整備支援事業		支援事業の対象としての適格性を判定するに際して、知見を有する者の意見聴取にあたっては、審査会の開催を原則とすることが望ましい。
市町営工業団地整備支援事業		審査会を構成する審査員の選任基準についても定めておくことが望ましい。
市町営工業団地整備支援事業		例外的に審査会を開催しない場合には、知見を有する者の意見を求める趣旨を損なわないよう、その要件や手続について定めておくことが望ましい。

食品製造業の高付加価値化支援事業		県は、より適切な審査を行えるように、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい。
食品製造業の高付加価値化支援事業		県は、より適切な審査を行えるように、ふるさと企業包括支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい。
海洋エネルギー関連産業集積促進事業		補助対象者につき、産業労働部の定める補助金等交付要綱の規定と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱の規定を統一することが望ましい。
海洋エネルギー関連産業集積促進事業	海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正するべきである。	

3 委託について

以下の表のとおり、委託に関する指摘事項は2事業2事項、意見は3事業4事項であった。このうち、委託の契約条項に関するものが1事項（指摘事項のみで1事業）、随意契約（見積書関係を含む）に関するものが3事項（指摘事項が1事業1事項、意見が2事業2事項）、諸経費や積算に関するものが2事項（意見のみで1事業）であった。

すなわち、委託に関しては、随意契約に関する事項が最も多かった。随意契約にかかる手続等は、県が民間企業等と契約する際の公正さを担保する上で重要であり、地方自治法等の関係法令に則った正確な手続を踏むよう今後もさらに留意していただきたい。

事業名	指摘事項	意見
窯業技術センター		随意契約検討シートにおいて、随意契約締結の理由を正確かつ十分な記載とすることが望ましい。
海洋エネルギー関連産業集積促進事業		随意契約検討シートにおいては、地方自治法施行令に沿った検討を行うことが望ましい。
海洋エネルギー関連産業集積促進事業	見積書の徴収を省略すると判断した根拠を明確にすべきである。	
総合就業支援センター運営等事業	県が受託者の意向とは関係なく委託業務の内容を変更できる場合について、例示列挙するなどして、現在の規定より限定的かつ明確にすべきである。	
総合就業支援センター運営等事業		諸経費について、より明確な根拠をもって算出することが望ましい。
総合就業支援センター運営等事業		最小の経費となるように委託費の積算を見直すことが望ましい。

4 機械・備品等について

以下の表のとおり、機械・備品等に関する指摘事項は1事業1事項であり、意見は3事業3事項であった。

機械・備品等は、いわば県民の財産であり、適正に管理することが重要であることは言うまでもない。時代の変化に応じて最新機器や備品等が必要となる反面、老朽化した機器や備品類等を効率的に処分することも必要である。今後もより一層、適正な管理を行っていただきたい。

事業名	指摘事項	意見
工業技術センター		全ての設備機械の使用実績について、開放設備だけでなく依頼試験や企業相談対応にかかる使用時間の記録も検討することが望ましい。
窯業技術センター		平成29年度途中より、物品管理について統一的な判断基準を設けて、順次運用中であることから指摘事項とはしないが、継続的な廃棄、点検作業を実施することが望ましい。
佐世保情報産業プラザ運営事業		老朽化により使用できなくなっている3次元プリンター等の機器の更新等について、更新の必要性と設置スペースの有効活用の両面を考慮し、今後の検討課題とすることが望ましい。
総合就業支援センター運営等事業	全ての備品等について、その所有者・管理者が明確となるよう整理すべきである。	

5 事業の検証について

以下の表のとおり、事業の検証に関する指摘事項は1事業2事項であり、意見は2事業4事項であった。事業の検証に関する指摘事項・意見の6事項のうち、成果指標に関する指摘事項・意見が5事項存在した。

成果指標は、事業を行う上での目標値であるとともに、後に検証を行う際に重要な指標となるものである。いわば、当該事業の方向性の道標となるものである以上、適切な指標となるよう今後も心がけていただきたい。

事業名	指摘事項	意見
市町営工業団地整備支援事業		最終的な成果指標については整備された市町営工業団地数でよいとしても、進捗状況が確認できるように、数値目標が設定できるようなものを中間的な成果指標とすることが望ましい。
長崎金融バックオフィスセンター構想事業		県は、活動指標及び成果指標について、2年目以降、年度毎の具体的な数値目標を設定することが望ましい。
長崎金融バックオフィスセンター構想事業		成果指標そのものについては、誘致企業による新規雇用実数（人）とすることが望ましい。
長崎金融バックオフィスセンター構想事業		県は長崎県産業振興財団と協力して入居が予定の3分の1としかならなかった要因について検討して総括するとともに、入居率を上げる努力を行うことが望ましい。
食品製造業の高付加価値化支援事業	食品製造業の高付加価値化支援事業及びふるさと企業包括支援事業の成果指標については、中間的な成果指標を設定すべきである。	
食品製造業の高付加価値化支援事業	県は、事業の最終的な成果指標が達成されたかについて、何らかの形で公表すべきである。	

6 記録保管について

以下の表のとおり、記録保管に関する指摘事項は1事業1事項であり、意見は2事業2事項であった。適切に記録を取り、その記録を適切に保管しておくことは、後に協議過程等を確認又は検証する上で不可欠である。

事業名	指摘事項	意見
地場企業立地推進助成事業		県は、今後、リース資産を補助対象とする場合、その判断の経緯等を記録し、保存しておくことが望ましい。
長崎金融バックオフィスセンター構想事業		県は、今後、事業遂行に重要であると思われる協議内容の記録も保管することが望ましい。
長崎金融バックオフィスセンター構想事業	建設資金償還後土地賃貸借契約終了までの期間の長崎県産業振興財団が取得する賃料収入について、県は、長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書第9条に基づき長崎県産業振興財団と協議を行い、長崎県産業振興財団との協議結果・合意について、現時点において、覚書などの文書で残すべきである。	

7 その他

上記の分類のいずれにも該当しないものは、以下の表のとおりであり、このうち指摘事項が2事業3事項、意見が2事業3事項であった。これらの多くは、業務の経済性・効率性・有効性の観点からのものであった。

事業名	指摘事項	意見
長崎金融バックオフィスセンター構想事業		県は、長崎県産業振興財団との間で、建設費等貸付金について、建物所有権保存登記が可能となった時点において、建物所有権保存登記と同時にクレインハーバー長崎ビルに一番抵当権を設定することができるように、速やかに長崎県産業振興財団と抵当権設定契約を行うことが望ましい。
職業能力開発校運営事業	雑用排水質検査について、1か月分まとめて報告を受けるのではなく、適時に対応できるような報告の受け方に改善すべきである。	
総合就業支援センター運営等事業	上対馬における巡回相談について、周知活動の改善や、実施回数の見直し及び実施コストの見直しを図るべきである。	
総合就業支援センター運営等事業		学生への周知方法を工夫し、相談者数または参加者数を集める対策を講じることが望ましい。
総合就業支援センター運営等事業		総合就業支援センターにおいては、長崎労働局との間で協議を行い、両者の業務分担について検証するとともに、さらに明確にすることが望ましい。
総合就業支援センター運営等事業	備え付けの全てのパンフレットについて、古い情報が載っているものがないか確認し、最新のパンフレットが備え付けられているようにすべきである。	

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

以下、事業ごとに結果報告及び報告に添えた意見を述べる。

第1 中小企業連携組織対策事業（担当課；産業政策課）

1 事業概要

事業目的	中小企業は一般的に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さなどによって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため中小企業者の組織化を図り、自主的な活動を促進し、もってその経済的地位の向上を図ることを目的とする。
事業期間	昭和 44 年度～継続
事業費	平成 28 年度予算 123,314 千円

2 平成 28 年度の事業内容

(1) 中小企業組合等の連携組織への支援事業

- ① 実地巡回支援
- ② 相談室における支援

(2) 専門家派遣事業

(3) 調査・研究事業

- ① 中小企業情報連絡員の設置
- ② 地域協同組合等連絡会
- ③ 産学官連携マッチング支援事業
- ④ 地域資源活用，農商工等連携事業認定案件発掘支援事業
- ⑤ 事業運営直面問題研究会
- ⑥ 新事業創出・多角的連携促進支援事業

(4) 情報化事業

- ① 組合指導情報整備事業
- ② 活性化情報提供事業
- ③ 資料収集加工事業

(5) セミナー・研修会等開催事業

- ① 組合等運営問題対応研修会
- ② 組合人材養成研修会
- ③ 組合事務局代表者会議

3 平成 28 年度の予算・決算額

(単位：千円)

団体名	予算額	決算額
長崎県中小企業団体中央会	123,314	122,605

4 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランにおいて、当事業は「【重点施策】中小企業・小規模事業者の持続的発展へ向けた支援」として、目的を、中小企業・小規模事業者の多様なニーズに対応し、その活力を最大限に発揮し、持続的に成長発展できるよう商工会等の機能の充実・強化を図るとともに、企業の経営基盤の安定、成長を金融面から支援するため、信用保証協会等と連携を図りながら、県制度資金による円滑な資金供給を行うこととしている。

本事業においても当該目的に則り、基盤が弱く、取引関係の拡大が思うようにいかない企業や、信用力を補完したいと考える企業のニーズに対し長崎県中小企業団体中央会を通してカバーしており、目的、施策に合致している事業であると言える。

この重点施策の目標指標としては「1社あたりの売上高増加」を重要指標として掲げている。当該指標の設定についても、企業の経営・管理指導における社内構築のバックアップにより、経営の数値化、指標化を実現し、問題点等の洗い出しを行うことにより経営力向上の役割を強く担うことから、設定されている指標は妥当な指標であると考えられる。

ただし、「1社あたりの売上高増加」の要因を当該事業の成果に完全に紐づけて効果を測定することは困難であると考えことから、以下の監査結果については「1社あたりの売上高増加」に関する分析は行わず、それ以外の視点から分析を実施した。

5 補助金事業について

(1) 補助事業の概要

補助金の名称	中小企業連携組織対策事業費補助金
交付目的	中小企業者の組織化を図り、自主的な活動を促進し、もってその経済的地位の向上を図ることを目的とする。
対象経費	長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱に定める、長崎県中小企業団体中央会における必要経費（詳細は後述）
補助率又は額	経費種類ごとに基準額が設定されている（詳細は後述）
補助対象者	長崎県中小企業団体中央会

(2) 補助金実施要綱の内容

ア 長崎県補助金等交付規則との関係

中小企業連携組織対策事業費補助金については、長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱にその手続等が規定されているところ、長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱の内容は、交付申請、変更承認、実績報告、交付の方法、添付書類の種類等において、長崎県補助金等交付規則に則って忠実に作成されていると思われる。

イ 補助対象者、補助対象事業、補助率について

上記補助事業の概要記載のとおり、補助対象者は長崎県中小企業団体中央会である。長崎県中小企業団体中央会は、多数の小規模事業者がその基盤の弱さを克服するために、組合の設立運営をアドバイスすることが主たる業務であるため、組合運営や、特定の産業の深い知識を有する人員が配置されることが望ましい。そのため、補助対象事業の大部分が指導員等の人件費であること、また、付随するものが指導員等の交通費や、指導員の能力向上に関する支出であることは合理性がある。補助率については、申請額を全額そのまま補助する訳ではないものの、人件費についてはその大部分について補助金を支給しているが、組合設立や運営に関する助言指導業務という性質上、民間でこれに代わるものを見つけるのは困難である点や、たとえ見つけられたとしても、基盤の弱い小規模事業者には耐えられないコストがかかる可能性がある点から、できる限り自治体が援助することで小規模事業者の助けになる点は多く、補助率についても一定の合理性はあるといえる。

ウ 現地調査について

県は長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱に基づき、長崎県中小企業団体中央会に対し、毎年現地調査を実施しており、その結果を長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金検査調書として保管している。当調書を査閲し、現地調査が問題なく実施されていることを確認した。

エ 補助対象経費及び補助金支給額

中小企業連携組織対策事業費補助金に関する補助事業の内容、対象経費及び補助金の額等は「中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱」においてその対象経費とその内容、「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」においてその対象経費の具体的な算定方法が明記されており、概要は以下のような形になる。(当該要綱は非常に細分化されて記載されているため、下記表は主要なものの一部抜粋にとどめる)

補助対象経費区分	経費の主な内容	補助金支給額
基礎事業費	補助対象職員の俸給，及び各種手当	294 千円×12 月×指導員数 207 千円×12 月×職員数
常勤役員設置費	常勤役員の報酬	3,892 千円
指導事業費	指導旅費，人当庁費，研修旅費	572 千円（指導旅費）
指導員等の資質の向上を図る事業	研修旅費，研修受講料，特別資質向上費等	308 千円（研修旅費：指導員研修会） 100 千円（研修受講料：指導員研修会） 1,600 千円×参加人数（研修受講料：診断士養成コース）
中小企業連携組織推進事業を実施するために必要な備品の取得等	庁費，ファクシミリレンタル料，コンピュータレンタル料，支所・出張所借室料等	647 千円（庁費） 220 千円（ファクシミリレンタル料） 2,042 千円（コンピュータレンタル料）
地域産業実態調査事業	地域産業実態調査事業費	4,003 千円
組合等への情報提供事業	情報提供事業費，情報収集加工費	3,578 千円（情報提供事業費） 150 千円（情報収集加工費）
中央会指導員等研究会開催事業	ブロック研究会開催費	126 千円（開催費）×開催回数 31 千円（開催旅費）×参加人数等
組合指導情報整備事業	指導員研修費，ネットワーク運営費等	205 千円（全国研修旅費）×参加人数 991 千円（ネットワーク運営費）等
中小企業団体情報連絡員の設置	謝金及び交通費等	19 千円（謝金）×情報連絡員数等
組合事務局代表者会議開催費	組合事務局代表者会議の開催に要する経費	280 千円
中小企業連携組織等支援事業	中小企業連携組織等支援事業費	4,383 千円

オ 指導員等研修費に係る補助金支給額について

「中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について 別表 平成 28 年度長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金 交付基準額」において，2 指導員等の資質の向上を図る事業(2)研修受講料③診断士養成コースの金額が 1,600 千円(×

参加人数)と明記されている。これ自体に問題はないのだが、長崎県小規模事業経営支援に対する補助金支出を見ると「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 別表 補助金の交付基準額」で定められている中小企業診断士養成課程に対する金額は840千円(×参加人数)と大きな開きがある。

補助金の交付先が違いはするものの、2団体とも中小企業に対する支援指導員の能力向上を目的としている点を鑑みると、当該中小企業診断士養成コース受講に対する補助金の額が「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」において大きく差があることは疑問が残る点や、当該金額が異なる理由について十分な理解が得られなかったことから、「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい(意見)。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱及び補助金の関連証憑を査閲した結果、特段指摘又は意見すべき事項は見当たらなかった。

補助金の申請、交付の決定、状況報告、実績報告、補助金の額の確定等、全て実施要綱に定めるとおりに実施されていた。

6 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成28年度の支出内訳

(単位：千円)

費目	金額
基礎事業費	98,569
常勤役員設置費	3,892
指導事業費	1,873
指導員等の資質を向上する事業	1,450
中小企業連携組織推進事業を実施するために必要な備品の取得等	4,239
地域産業実態調査事業	2,664
組合等への情報提供事業	4,461
中央会指導員等研究会開催事業	845
組合指導情報整備事業	866
中小企業団体情報連絡員の設置	1,381
組合事務局代表者会議開催費	340
中小企業連携組織等支援事業	2,023

(2) 補助対象経費に係る消費税の取り扱いについて

「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書」において、以下の文言が記載されている。

<長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書>

なお、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別紙様式の報告書により速やかに長崎県知事に報告し、補助金返還相当額は、県に返納すること。

これは長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項に基づき記載されている文章である。

<長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項>

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

当事業における補助金受給者である長崎県中小企業団体中央会については、返還義務が無い納税主体であったため、結果として補助金の過払等は発生していない。

しかしながら、補助金受給者の返還義務の有無について、口頭により確認されているだけであり、消費税等相当額報告書が提出されていないことをもって返還義務がないと判断していたことを勘案すると、確認方法として不十分と言わざるを得ない。

仮に消費税返還義務のある補助金受給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである（指摘事項）。

(3) 上記指摘以外の点

上記各団体への補助金支給内訳を見て分かるとおり、補助金の主な支給目的はどの団体においても「基礎事業費」となっている。「基礎事業費」とは、長崎県中小企業団体中央会に設置する指導員及び職員に対する人件費であり、当該人件費につい

ては「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付実施要綱」及び「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」において定められた金額を支給しており異常な点はない（有効性等の観点からの検討は7で行うためその点については後述する）。

その他の費目に関しても、費目ごとに補助金支給対象の内容とその金額が明確に決まっており、当該交付基準に基づき支給しているのは同様である。結果、事業実績報告書のレビューにおいて、不可解な補助金の支給等は発見されなかった。

7 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

当事業は、中央会の指導員等に対する人件費の補助金を支給することが主な事業である。そのため、当該事業に関する有効性を直接立証することは困難であると考えられる。（長崎県の企業全体の利益の増減と、中央会の経営指導の結果の因果関係を明確に証明する手段がない。）そのため、当検討においては、九州各県の商工会議所、商工会に対する補助金の額や、商工会議所、商工会の件数、それに対する各県内の事業所数を比較することによって、長崎県とその他の各県で著しい差異がないかどうかを検討の出発点とした。

(1) 九州各県の企業等数及び事業所数

九州各県における企業等数及び事業所数は、以下のとおりである。

都道府県	企業等数	事業所数
長崎県	44,294	46,459
佐賀県	26,121	27,194
福岡県	140,660	148,083
熊本県	53,516	55,921
大分県	37,618	39,237
宮崎県	37,477	39,045
鹿児島県	53,342	55,783

※ 総務省統計局 e-Stat 平成26年経済センサス-基礎調査

企業に関する集計より従事者数20名以下の企業等数・事業所数を集計

(2) 九州各県の中央会が管理している組合数及び企業等の数に対する組合の数の割合

九州各県における各中央会が管理している組合数及び企業等の数に対する組合の数の割合は、以下のとおりである。

都道府県	組合数	組合数÷企業等数
長崎県	556	0.012
佐賀県	240	0.009

福岡県	1,123	0.007
熊本県	417	0.007
大分県	542	0.014
宮崎県	439	0.011
鹿児島県	461	0.008

※ 長崎県産業政策課作成資料より

(3) 九州各県の補助金支給額等

九州各県における同様の補助金の当初予算及び各県内の組合数で除した場合の1組合あたりの予算額は、以下のとおりである。

(単位；千円)

都道府県	中小企業連携組織対策事業当初予算 (H28)	各県内の組合数で除した場合の1組合当たり予算
長崎県	123,001	221.2
佐賀県	94,099	392.1
福岡県	209,619	186.7
熊本県	126,691	303.8
大分県	102,697	189.4
宮崎県	110,501	251.7
鹿児島県	114,441	248.3

※ 中小企業連携組織対策事業当初予算 (H28)：長崎県産業政策課作成資料より

また、長崎県における組合数については、以下のとおり、ニーズの変化から緩やかに減少傾向にある。

年度末	H24 末	H25 末	H26 末	H27 末	H28 末
組合数	596	590	567	566	558

ただし、(2)の「組合数÷企業等数」を見てわかるとおり、長崎県は九州各県と比べると、企業等数に対して組合の数の割合は比較的高い割合を示しており、一定の需要があると考えられる。「組合数÷企業等数」が低い値を示しているのは福岡県及び熊本県であり、これらの県は九州でも人口が多く、大企業の数も比較して多いため、他の九州各県に比べると、組合の需要が低いためといえる。また、他県の事業予算を県内の組合数で除して求めた1組合あたりの予算単価について他県比較を行っても、長崎県は比較的组合数が多いことからその金額は低い水準にある。当該分析において、他県比較で勘案するに長崎県が支出する当事業補助金について経済的非効率等は発見されなかった。

第2 小規模事業経営支援助成事業（担当課；産業政策課）

1 事業概要

事業目的	中小企業のうちでも特に小規模企業（常時使用する従業員の数が20人以下、商業及びサービス業については5人以下の商工業者）に対し、商工会、商工会議所に設置する経営指導員等が実態に即したきめ細かい経営指導や施策、制度の普及をすることによって、その経営及び技術の改善向上を図るとともに、地域振興にも寄与することを目的とする。
事業期間	昭和35年度～継続
事業費	平成28年度予算 1,555,405千円

2 平成28年度の事業内容

- (1) 経営指導員による窓口又は巡回訪問による経営、金融、税務、経理及び労働等の相談指導
- (2) 小規模事業の経営改善の前提条件である経理の徹底のため、経営支援員、記帳指導員により行われる記帳指導（特に必要性のあるものは記帳代行も行う）
- (3) 法務、税務等の専門家による講習会、無料相談の実施
- (4) 小規模企業と経営指導員との間の連絡調整や制度紹介など小規模事業に有益な情報の普及を図るため、小規模企業振興委員を設置

3 平成28年度の予算・決算額

- (1) 各商工会・商工会議所別予算・決算額

（単位：千円）

団体名	予算額	決算額	備考
長崎県商工会連合会	1,177,574	1,181,495	商工会22か所含む
長崎商工会議所	117,617	117,153	
佐世保商工会議所	79,229	79,365	
島原商工会議所	31,166	31,019	
諫早商工会議所	33,818	33,616	
大村商工会議所	30,001	29,887	
福江商工会議所	28,903	28,838	
平戸商工会議所	26,013	26,809	
松浦商工会議所	21,727	19,667	
合計	1,546,051	1,547,852	

※ 合計金額が一致しないのは端数処理の関係である。

※ 平成 28 年度当初予算 1,555,405 千円と上表の予算合計 1,546,051 千円の差額は、県の見積計上と、各団体の期首請求額との差額である。

4 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランにおいて、当事業は「【重点施策】中小企業・小規模事業者の持続的発展へ向けた支援」として、目的を、中小企業・小規模事業者の多様なニーズに対応し、その活力を最大限に発揮し、持続的に成長発展できるよう商工会等の機能の充実・強化を図るとともに、企業の経営基盤の安定、成長を金融面から支援するため、信用保証協会等と連携を図りながら、県制度資金による円滑な資金供給を行うこととしている。

本事業においても当該目的に則り、基盤が弱く、社内の管理部門にコストを回すことのできない中小零細企業のために、商工会、商工会議所といった組織による経営指導等を行うものであり、会社経営に欠かせない経営管理部門を力強くバックアップする制度であることから、目的、施策に合致している事業であると言える。

この重点施策の目標指標としては「1 社あたりの売上高増加」を重要指標として掲げている。当該指標の設定についても、企業の経営・管理指導における社内構築のバックアップにより、経営の数値化、指標化を実現し、問題点等の洗い出しを行うことにより経営力向上の役割を強く担うことから、設定されている指標は妥当な指標であると考えられる。

ただし、「1 社あたりの売上高増加」の要因を当該事業の成果に完全に紐づけて効果を測定することは困難であると考えられることから、以下の監査結果については「1 社あたりの売上高増加」に関する分析は行わず、それ以外の視点から分析を実施した。

5 補助金事業について

(1) 補助事業の概要

補助金の名称	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金
交付目的	小規模企業の経営及び技術の改善を図るとともに、地域振興にも寄与することを目的としている。
対象経費	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱に定める、商工会議所、商工会及び商工会連合会の必要経費（詳細は後述）
補助率又は額	経費種類ごとに基準額が設定されている（詳細は後述）
補助対象者	商工会連合会、商工会議所

(2) 補助金実施要綱の内容

ア 長崎県補助金等交付規則との関係

長崎県小規模事業経営支援事業費補助金については、長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱にその手続等が規定されているところ、長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱の内容は、交付申請、変更承認、実績報告、交付の方法、添付書類の種類等において、長崎県補助金等交付規則に則って忠実に作成されていると思われる。

イ 補助対象者、補助対象事業、補助率について

上記補助事業の概要記載のとおり、補助対象者は商工会連合会及び商工会議所である。商工会連合会及び商工会議所は、多数の小規模事業者からその事業に係る経営相談等を請け負うことから、経営の知識を有する人員が配置されることが望ましい。そのため、補助対象事業の大部分が指導員等の人件費であること、また、付随するものが指導員等の交通費や、指導員の能力向上に関する支出であることには合理性がある。

補助率については、申請額全額ではないものの、人件費についてはその大部分について補助金を支給しているが、商工会連合会、商工会議所のコストの主要たる人件費を補助しない場合、当然そのコストは利用者が負担することになると考えられるが、その場合どうしても民間の経営コンサルタントと同程度の報酬を取られることとなり、基盤の弱い中小事業者に受け入れられるものでなくなる可能性を考えると、当該補助率も一定の合理性はあるといえる。

ウ 現地調査について

県は長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱に基づき、商工会連合会及び商工会議所に対し、毎年現地調査を実施しており、その結果を長崎県小規模事業経営支援事業費補助金検査調書として保管している。当調書を査閲し、現地調査が問題なく実施されていることを確認した。

エ 補助対象経費及び補助金支給額

長崎県小規模事業経営支援事業費補助金に関する補助事業の内容、対象経費及び補助金の額等は「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」において費目及び内容が設定されており、具体的な補助金の支給金額算定については「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」にてその実施要綱に記載された費目ごとに具体的な算定方法が定められている。(当該要綱は非常に細分化されて記載されているため、下記表は主要なものの一部抜粋にとどめる)

補助対象経費区分	経費の主な内容	補助金支給額
基礎事業費	補助対象職員の俸給及び各種手当	A事業 5,660 千円 B事業 3,740 千円 C事業 3,180 千円 ※A～C 区分は対象者が経営指導員、経営支援員Ⅰ、経営支援員Ⅱのいずれに該当するかで区分される。
指導事業費	指導旅費、研修会出席旅費、指導事務費、調査研究費、講習会開催費等	30 千円（指導旅費）×経営指導員及び専門経営指導員の算定数 56 千円（指導事務費）×経営指導員及び専門経営指導員の算定数 205 千円（講習会開催費）×経営指導員及び専門経営指導員の算定数等
資質向上対策事業費	研修事業費、資質向上対策推進事業費等	中小企業診断士養成課程 840 千円 税務、財務診断課程 118 千円等
経営指導推進事業費	小規模企業振興委員活動費、専門相談指導費等	20 千円（謝金）×知事が設置を認めた振興委員の設置数等
小規模事業施策普及事業費	小規模事業施策普及費、大都市対策特別普及振興事業費等	112 千円×知事が認めた小規模事業者数以内等
指導施設建設費	指導施設建設費	28,875 千円（指導施設）知事が設置を認めた商工会議所等
情報ネットワーク化等推進事業費	端末機器設置費、電子計算機賃借料等	定められていない。 後述する。
指導環境推進事業費	指導環境推進事業費（事務局長の設置）	事務局長が 60 歳以下 4,548 千円 事務局長が 61 歳以上 3,716 千円
若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	13,000 千円（知事が別に指定する商工会議所）
地域振興推進事業費	地域振興推進事業費、むらおこし総合活性化事業	知事が別に定める額
広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費	知事が別に定める額

※ 上記は商工会議所に対するものである。商工会連合会に対するものも別途定められているが、ほとんど同様の内容であるため記載は割愛している。

オ 補助金支給額が明確に定められていない補助対象経費区分について

「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」別表⑥情報ネットワーク化等推進事業費が補助対象経費として明記されている一方で「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な金額の算定基礎が定められていなかった。

当該対象経費についてはすべての商工会議所で発生していない費用であるため、平成 28 年度の補助金支給額に影響はないが、「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」で定められている補助対象経費については、この⑥情報ネットワーク化等推進事業費以外すべて具体的な算定基礎が明記されている点や、商工会連合会に対する補助対象経費については、「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」への記載があるのみならず「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎が明記されている点、具体的な算定基礎が明記されていないと、いざ当該経費が発生した際の補助金支出金額算定のよりどころがないことから、商工会議所に対する⑥情報ネットワーク化等推進事業費についても「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎を定めることが望ましい（意見）。

カ 指導員等研修費に係る補助金支給額について

「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 別表 補助金の交付基準額」において、1 商工会議所に対する補助(2)個別事業費補助 研修事業費及び2 県連合会に対する補助(2)個別事業費補助 研修事業費における中小企業診断士養成課程の金額は、840 千円（×参加人数）と明記されている。これ自体に問題はないのだが、中小企業連携組織対策事業に対する補助金支出を見ると「中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について 別表 平成 28 年度長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金 交付基準額」で定められている診断士養成コースに対する金額は1,600 千円（×参加人数）と大きな開きがある。

補助金の交付先が異なるものの、2 団体とも中小企業に対する経営指導員の能力向上を目的としている点を鑑みると、当該中小企業診断士養成コース受講に対する補助金の額が「小規模事業経営支援事業」と「中小企業連携組織対策事業」とで大きく差があることは疑問が残る。

よって、「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい（意見）。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱及び補助金の関連証憑を査閲した結果、特段指摘又は意見すべき事項は見当たらなかった。

補助金の申請、交付の決定、状況報告、実績報告、補助金の額の確定等、全て実施要綱に定めるとおりに実施されていた。

6 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 28 年度の各団体の支出内訳

(単位；千円)

費目/団体名	長崎県商 工会連合 会	長崎商工 会議所	佐世保商 工会議所	島原商工 会議所
基礎事業費	856,025	87,183	73,586	23,892
指導事業費	139,501	10,198	5,178	2,958
資質向上対策事業費	21,518	1,063	0	0
経営指導推進費	3,929	3,911	0	0
小規模事業施策普及費	2,514	1,426	601	0
情報ネットワーク化等事業	25,936	0	0	0
指導環境推進費	58,235	0	0	4,169
若手後継者等育成事業	29,829	13,372	0	0
地域振興推進事業	36,458	0	0	0
広域等連携対策事業	2,869	0	0	0
経営改善普及事業	4,681	0	0	0
合計	1,181,495	117,153	79,365	31,019

費目/団体名	諫早商工 会議所	大村商工 会議所	福江商工 会議所	平戸商工 会議所	松浦商工 会議所
基礎事業費	29,068	23,900	26,120	20,261	18,190
指導事業費	0	1,878	2,302	1,790	1,477
資質向上対策事業費	0	118	0	0	0
経営指導推進費	0	0	0	0	0
小規模事業施策普及費	0	275	416	210	0
情報ネットワーク化等事業	0	0	0	0	0
指導環境推進費	4,548	3,716	0	4,548	0
若手後継者等育成事業	0	0	0	0	0
地域振興推進事業	0	0	0	0	0
広域等連携対策事業	0	0	0	0	0
経営改善普及事業	0	0	0	0	0
合計	33,616	29,887	28,838	26,809	19,667

(2) 補助対象経費に係る消費税の取り扱いについて

「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書」において、以下の文言が記載されている。

<長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書>

なお、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別紙様式の報告書により速やかに長崎県知事に報告し、補助金返還相当額は、県に返納すること。

これは長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項に基づき記載されている文言である。

<長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項>

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

当事業における補助金受給者である商工会連合会及び各商工会議所については、全ての納税主体において「仕入れに係る消費税等相当額」の返還義務が無かったため、結果として補助金の過払等は発生していない。

しかしながら、補助金受給者の返還義務の有無について、口頭により確認されているだけであり、消費税等相当額報告書が提出されていないことをもって返還義務がないと判断していたことを勘案すると、確認方法として不十分と言わざるを得ない。

仮に消費税返還義務のある補助金受給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである（指摘事項）。

(3) 上記指摘以外の点

上記各団体への補助金支給内訳を見て分かる通り、補助金の主な支給目的はどの団体においても「基礎事業費」となっている。「基礎事業費」とは商工会議所、商工会に設置する経営指導員、経営支援員Ⅰ、経営支援員Ⅱ（以下「経営指導員等」という。）に対する人件費であり、当該人件費については「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱の別紙 補助金の交付基準額」に明確に定まった金額を支

給しており異常な点はない。(有効性等の観点からの検討は7で行うためその点については後述する。)

その他の費目に関しても、費目ごとに補助金支給対象の内容とその金額が明確に決まっており、当該交付基準に基づき支給しているのは同様である。結果、事業実績報告書のレビューにおいて、不可解な補助金の支給等は発見されなかった。

7 経済性・効率性・有効性からの検討

当事業は、商工会議所及び商工会の経営指導員等に対する人件費の補助金を支給することが主な事業である。そのため、当該事業に関する有効性を直接立証することは困難であると考えられる。(長崎県の企業全体の利益の増減と、商工会議所、商工会の経営指導の結果の因果関係を明確に証明する手段がない。) そのため、当検討においては、九州各県の商工会議所、商工会に対する補助金の額や、商工会議所、商工会の件数、それに対する各県内の事業所数を比較することによって、長崎県とその他の各県で著しい差異がないかどうかを検討の出発点とした。

(1) 九州各県の企業等数及び事業所数

九州各県における企業等数及び事業所数は、以下のとおりである。

都道府県	企業等数	事業所数
長崎県	44,294	46,459
佐賀県	26,121	27,194
福岡県	140,660	148,083
熊本県	53,516	55,921
大分県	37,618	39,237
宮崎県	37,477	39,045
鹿児島県	53,342	55,783

※ 総務省統計局 e-Stat 平成26年経済センサス-基礎調査

企業に関する集計より従事者数20名以下の企業等数・事業所数を集計

(2) 九州各県における商工会議所及び商工会数

九州各県における商工会議所数及び商工会数は、以下のとおりである。

都道府県	商工会議所数	商工会数(連合会除く。支所は本所にまとめて集計)	商工会議所及び商工会1単位における想定担当企業数
長崎県	8 箇所	22 箇所	1,548 件
佐賀県	8 箇所	17 箇所	1,087 件
福岡県	19 箇所	52 箇所	2,085 件

熊本県	9 箇所	49 箇所	964 件
大分県	10 箇所	17 箇所	1,453 件
宮崎県	9 箇所	35 箇所	887 件
鹿児島県	8 箇所	34 箇所	1,328 件

※ 日本商工会議所：日本商工会議所 HP 商工会議所名簿を集計

商工会：全国商工会連合会 HP 商工会 WEB サービスと検索結果を集計

(3) 九州各県の補助金支給額等

九州各県における補助金支給額等は、以下のとおりである。

(単位；千円)

都道府県	小規模事業経営支援助成事業当初予算 (H28)	各県内の事業所数で除した場合の 1 企業当たり予算	各県内の商工会議所及び商工会数で除した場合の 1 商工会当たり予算
長崎県	1,555,405	33.48	51,847
佐賀県	1,026,883	37.76	41,075
福岡県	3,593,778	24.27	50,616
熊本県	2,081,237	37.22	35,883
大分県	1,211,614	30.88	44,875
宮崎県	1,216,017	31.14	27,638
鹿児島県	1,771,576	31.76	42,180

※ 小規模事業経営支援助成事業当初予算 (H28)：長崎県産業政策課作成資料より

(4) 検討

各県において、1 商工会議所及び商工会に対する事業所数については、各県で変動がみられるが、当該補助金予算を仮に各県内の事業所数で除した場合の 1 企業あたりの予算額については、ほぼ横並び状態となっている。福岡県に限り突出して金額が低いが、九州最大の都市であり、事業所数も群を抜いて多い現状を鑑みるに、他県に比べスケールメリットが働いていることも考えられる。

当該分析において、他県比較で勘案するに長崎県が支出する当事業補助金について経済的非効率等は発見されなかった。

第3 元気なものづくり企業ステップアップ支援事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的	中堅企業等の事業拡大の取組を総合的に支援し、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を目指すとともに、複数企業による共同受発注システムの開発を推進する。併せて、造船関連産業の発展のため、高度な技術・知見を持つ国内外の研究機関等との共同研究に取り組む中小企業を支援する。
事業期間	平成 28 年度～平成 30 年度
事業費	平成 28 年度予算 196,731 千円

2 平成 28 年度の事業内容

(1) 補助金事業

ア 長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金

本事業は、平成 28 年度の新規事業である。中堅企業等の事業拡大の取組を支援するために、上記補助金を創設し、平成 28 年度には 5 社を認定企業とした上で、合計 42,310 千円の補助金を支給した。なお、平成 26 年度と 27 年度にも長崎県元気なものづくりステップアップ事業として認定を受けた企業があるが、それらの企業については、同補助金との関係でも認定を受けたものとみなしている。平成 28 年度には、平成 28 年度新規認定企業 5 社と、平成 26 年度認定の 6 社、平成 27 年度認定の 5 社への補助金支出をしている。

イ 取引マッチング

本事業は、長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金のうちの一部が、元気なものづくり企業ステップアップ支援事業に充てられているものである。中堅企業及び中堅企業予備軍等の事業拡大などに対する相談対応及び発注情報の収集、それに基づく県内受注企業との取引拡大支援を行う事業である。具体的には、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下、「長崎県産業振興財団」という。）の職員 1 名を同事業の担当とし支援事業を行い、県は、同職員の人件費、保険料、旅費等の活動費等について補助を行う。平成 28 年度は、659 万 1536 円の補助金が支出された。

(2) 委託事業

ア 事業拡大支援プロデューサー業務委託

県内企業の事業拡大や新規事業展開、経営戦略等についての支援を行い、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を目指すことを目的とし、専属事業

拡大支援プロデューサーを1名選任し、概略以下の支援を行う。

- ① 県内企業に対する事業拡大や新規事業展開、経営戦略等についての総合支援
- ② 産業振興財団大村支部の専属技術高度化支援プロデューサーと連携し県内企業への助言
- ③ 県内企業の市場拡大に向けたマーケティングや技術の知財化支援
- ④ 県内企業の技術高度化に向けた国内の大学や研究機関との連携支援
- ⑤ 県内企業の事業拡大に向けた県外企業や産業支援機関との連携支援
- ⑥ 県内企業の外部資金獲得支援
- ⑦ その他、県内企業支援に関連する業務

平成28年度は、同年7月から翌年3月まで、技術高度化支援コーディネーター等と連携し、64件の事業拡大支援活動を行い、新規顧客開拓11件、新規受注1000万円等の成果を得た。

イ 技術高度化支援コーディネーター

県内ものづくり企業の規模拡大や技術力、営業力、製品開発力の強化により県内外需要を獲得し、その波及効果を高めるため、中堅企業及び県内中小企業の受注拡大の取組を支援することを目的とする。

本事業は、長崎県産業振興財団への業務委託である。同財団は技術高度化支援コーディネーターを2名配置し、概略以下の支援等を行う。

- ① 県内受注企業訪問（技術力・意向等把握）
- ② 県内・県外受注企業の情報収集
- ③ 県内受注企業への技術高度化に関する技術マッチング指導、助言
- ④ 事業拡大支援プロデューサーと連携した製品開発から市場投入までの総合的な支援

平成28年度は、製品試作、補助金申請、機械導入等を支援する「ステップアップ支援」を67件行い、支援の結果県外企業からの受注額が計上された件数（試作受注含む）が11件あった。

ウ 長崎県共同受発注システムに関する構築可能性調査業務委託

県内製造業特に造船関連中小企業の長年の課題として、特定大手企業との取引に偏った経営環境があり、その下請体質は中小企業の安定的経営には改善が必要との認識のもと、複数の中小企業が多工程を一連化し、共同で一括受注できる体制を構築することにより現在の元請大手との取引に優位性を作り出し、新規の受注先確保の多角化等の競争力強化が図れる。

そのため、県として、造船業が活況であった平成28年において、共同受発注システム構築の可能性を検討し、その成果を活用するため本事業を実施し、調査内容についての報告書という形の成果物を得た。

3 平成 28 年度の予算・決算額

(単位 ; 千円)

予算額	決算額	決算内容
196,731	162,128	(1)元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金 (94,038) H26 認定 (6 社) 31,893 H27 認定 (5 社) 19,835 H28 認定 (5 社) 42,310 合計 (16 社) 94,038 (2)製品開発から市場投入までの人的支援 (37,993) 事業拡大支援プロデューサー業務委託 (15,800) 技術高度化支援コーディネーター業務委託 (15,600) 取引マッチング (6,591) (※ 金額が一致しないのは端数処理の関係である。) (3)共同受発注システム調査委託 (29,484) (4)その他事務費等 (613)

4 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として、「生産性／付加価値の向上」を挙げ、その「重点施策」として「ものづくり企業の事業拡大対策」を掲げる。「元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金」は、5 年間で付加価値額が 20%以上増加する事業計画を提出した企業に対し、補助金を支出するものであり、まさに「生産性・付加価値の向上」に資するものである。

次に、ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「域外需要の獲得」「域内での需要の確保」を掲げる。本事業における、「事業拡大支援プロデューサー」、「取引マッチング」は、いずれも県内企業と県内外の企業を繋いで需要を確保することを主たる業務とする人的な支援であり、ながさき産業振興プランの基本指針に合致するものである。

また、ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」の一つとして「技術力の向上」を挙げる。技術高度化支援コーディネーターは、県内企業の技術高度化を支援し、需要の獲得にも資するものである。一方、ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「企業間連携の促進（クラスター組成）」を挙げる。平成 28 年度に実施された「長崎県共同受発注システムに関する構築可能性調査」はクラスター組成の可能性を調査するものであり、今後、企業間連携を促進するための貴重な知見となりうる。

以上のように、平成 28 年度の事業は、ながさき産業振興プランの適切な一翼を担っ

ているといえる。

5 補助金事業について

(1) 長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金

ア 概要

補助金の名称	長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金
趣旨	製造業を営む県内中小企業等の事業拡大に向けた自発的な取り組みを支援し、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を図る
補助対象	①製造業（食品・飲料製造を除く）又は機械設計業を営む企業で、本県内の生産拠点における従業員数が30人以上の企業。ただし、下記の認定要件に係る事業計画において、付加価値額又は県外需要の獲得若しくは県内企業への外注額のいずれかにおいて、著しい増加が見込まれる場合にあつては、従業員数が概ね15人以上の企業も対象とする。 ②複数のものづくり企業により構成される連携体。ただし、①に記載の企業を含むこと。 ③本県産業の振興を主たる目的とする長崎県内の公益財団法人、公益社団法人、商工会、商工会議所及び長崎県中小企業団体中央会。
補助要件	自らの事業拡大等に向けた自発的な取組を通じ、県外需要の獲得と県内ものづくり企業への外注額の増加が見込める事業計画を、所定様式により県に提出すること。 ※認定対象者上記①および②に該当するものは当該事業計画が今後5年間で付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が20%以上増加する計画であること。
補助対象経費等	①研究開発に直接従事する研究開発業務時間に対応する人件費 ②研究開発に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）、資材、消耗品の購入費 ③研究開発に係る外注加工、分析・検査等に要する経費 ④研究開発の遂行に必要な職員の旅費、宿泊料 ⑤研究開発の外部指導員への謝金、旅費、宿泊料 ※設備導入のみ、研修のみなど研究開発の要素がないものや、事業の大部分（対象経費の2分の1以上）を外部委託するものは、対象外 ⑥社内研修等の講師謝金、旅費、宿泊料 ⑦外部研修の受講に関する経費（受講料、旅費、宿泊料） ⑧展示会・商談会出展に要する経費 ⑨商談相手企業の招聘に必要な旅費、宿泊料 ⑩認定事業に基づく営業スタッフの活動旅費、宿泊料 ⑪コンサルタント料及びコンサルタントの活動旅費、宿泊料 ⑫広告宣伝、パンフレット作成、ホームページ開発・運用経費 ⑬国内語学研修に要する経費（旅費、宿泊料、授業料等） ※年度末までにビジネス中級程度の評価ができるものに限る。 ⑭海外留学に要する経費（渡航費（航空運賃、海外旅行保険料、パスポート・ビザ申請手数料）、滞在費（寮費、宿泊料、アパート等の賃借料）、研修費（入学金、授業料）等） ※留学期間が6か月以上のものに限る、補助対象期間は1人につき1年間を限度とする。 ⑮外国人雇用に関する人件費 ※大学工学研究科（大学院）卒業程度の技術的知識を有した留学生等とし、補助対象期間は1人につき1年間を限度とする。 ⑯国際特許に要する経費（国際特許出願料等） ⑰国内での外国人社員等に対する、語学、技術等研修に要する経費（講師謝金、受講料、講師及び社員の旅費、宿泊料等） ⑱その他事業計画の実施に必要と認められる経費
補助率	対象経費の2分の1以内
限度額	認定期間（2年）内の補助限度額 20,000千円

イ 特に検討した事項

(ア) 状況報告について

状況報告に関し、長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第 10 条は、以下のとおり規定している。

規則第 11 条の規定による報告は、次によるものとする。

(3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

これに対して、要綱より上位規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項では、以下のように規定している。

(状況報告等)

補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。

また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」と規定し、あたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。

よって、長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第 10 条 (3) の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項に反しており、改正すべきである（指摘事項）。

(イ) 現地調査について

県は、認定企業ごとに、毎年、売り上げ、付加価値額、従業者数、外注額・主な外注内容等について実績確認を行い、完了検査調書を作成している。完了検査調書には、企業が必要な書類を保存しているかの確認を書類毎に行っており、経理処理の状況については、総勘定元帳、証拠書類、通帳等を確認していることが記載されている。また、完了検査調書には補助金に関する全庁共通のチェックリストも添付されている。そして、各企業の実績を取りまとめ、一覧表を作成・保管している。

完了検査調書の記載内容、その他関係書類の精査、担当者からの聴き取りの結果、県による調査は適正に行われていることが確認できた。

(ウ) 経済性・効率性・有効性（3E）の観点からの検討

本事業は、平成 28 年度の新規事業であるため、平成 28 年度認定企業の実績は 1 年分しか判明していない。平成 28 年度の 5 社の認定企業のうち、売上、付加価値額、外注額が微減している企業が 2 社あったが、5 社合計では売上が 25 億円程度増加し、付加価値額、従業者数、外注額ともトータルでは増加している。

1 年分の実績からすれば成果は十分といえるが、売上等は不確定要素が大きい。また、補助率・補助対象経費については、同様の補助金が全国の自治体において存在することからも、特段の不合理な点が見当たらない。そこで、3E の観点からは、①企業認定基準が適切か、②企業認定の審査が適正かの 2 点の検討が必要と思われた。

a 認定基準について

認定基準は、上記概要の「補助要件」欄に記載したとおりである。認定を受けるために提出する事業計画が、今後 5 年間で付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が 20%以上増加する計画であることが要件である。要件自体は、企業に補助金を支出する場合によく使われるものであり、特段の問題は見当たらなかった。

b 認定の審査について

認定にあたっては、長崎県元気なものづくり企業認定審査会を組織し、認定基準を作成し審査にあっている。審査委員は、以下の 5 団体から選出される。

一般社団法人長崎県中小企業診断士協会
(株)日本政策金融公庫 長崎支店
長崎県中小企業団体中央会
長崎県工業技術センター
長崎県産業労働部 企業振興課

審査方法は、事業計画書等の内容に基づき、申請者のプレゼンテーション及び審査委員の質疑によって行う「プレゼン審査」である。審査時間はプレゼン 15 分、質疑 10 分である。

プレゼン、質疑が終了した後、審査委員が「計画の実現可能性」、「県外需要の獲得」、「県内企業への新規発注及び外注額の増加」の各項目に点数をつけ、原則、総合得点が満点の 6 割以上を最低基準とする。

平成 28 年度の審査において、関係書類を精査したところ、採点にあたっては審査委員の詳細なコメントが添えられているなど、緻密な採点がなされていることが確認できた。また、平成 28 年度の最初の募集において、申請企業は 9 社であったが、審査会において最低基準を充足したのは 7 社で、う

ち認定されたのは4社であった（後に1社追加募集により認定）。
以上から、認定の審査は適切になされていると考える。

(エ) 消費税についての検討

同補助金実施要綱第5条及び第15条には以下の記載がある。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第13号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（減額して申請した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額）の返還を命ずる。

この規定は、上位規範である、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第3条及び第6条を受けた規定である。すなわち、補助金の過大支給を防止するため、消費税込みの金額で補助金の交付申請を行った補助事業者が、後に仕入れに係る消費税額が確定した場合には、その旨県に報告するとともに、その金額を返還しなければならないとするものである。

本事業においては、平成28年度に補助金の交付申請を行った全ての補助事業者が消費税抜きの金額で申請を行っており、消費税に関する問題は発生していない。

(2) 取引マッチングについて

ア 概要

補助金の名称	長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金
趣旨・補助対象事業	中小企業の振興と経営の安定に寄与し、地域における新たな事業の創出を促進するため、中核的支援機関である長崎県産業振興財団に対し、地場取引拡大支援事業、中小企業情報化支援事業、財団運営等事業、創業・起業支援事業及び元気なものづくり企業ステップアップ支援事業の必要な経費について補助金を交付する。
元気なものづくり企業ステップアップ支援事業に関する補助対象経費	給料手当、福利厚生費、退職手当積立金、旅費、会議等連絡費、役務費、事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、リース料、雑費）、その他知事が必要と認める経費
補助率	対象経費の10分の10以内

イ 検討した事項

(ア) 現地調査について

本事業が含まれる、長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金では、年度終了後に現地調査を行い、完了検査調書を作成している。完了検査調書によれば、文書毎の保存状態が確認され、総勘定元帳、証拠書類等の関係書類の確認が行われている。関係書類及び担当者からの聴取によれば、県の調査は適正に行われていたことが確認できた。

(イ) 経済性・効率性・有効性（3E）の観点からの検討

本事業は、長崎県産業振興財団職員1名分の人件費、旅費等の活動費などを補助するものである。その精算額は6,591,536円であり、1名分の人件費・活動費等としては多額なものではない。一方、具体的な数字は避けるが、当該職員の活動によって得られた県外企業からの発注額は、補助金の額の何倍にもなっている。当該職員の尽力には敬意を表したい。

本事業が県外企業からの多額の受注という成果を、1名分の人件費等の補助金により実現しているのであり、3Eの観点からみても、素晴らしい成果を上げているといえる。

5 委託事業について

(1) 委託事業の概要

			(単位；円)
委託業務名	委託業務の概要	契約相手先	支出済額
事業拡大支援プロデューサー業務委託	県内企業の事業拡大や新規事業展開，経営戦略等についての支援を行い，県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を目指すことを目的とし，専属事業拡大支援プロデューサーを選任し，県内企業への支援を行う。	(株)あきない総合研究所	15,800,000
元気なものづくり企業ステップアップ支援事業業務委託	中堅企業及び県内の中小企業の受注拡大の取組を支援することを目的とし，技術高度化支援コーディネーターを2名配置し，県内受注企業訪問，県内外発注企業の情報収集，技術高度化に関する指導・助言等の総合的な支援を行う。	(公)長崎県産業振興財団	15,600,000
長崎県共同受発注システムに関する構築可能性調査業務委託	県内中小下請企業の複数の企業が共同して産業クラスターを形成し，複数工程の一連化を図ることで生産を効率化し，競争力の強化を目指す取組に対し，それをモデルケースとして共同受発注システム構築の可能性を調査し，その成果を活用するための要件整理を行う。	三菱重工業(株)防衛・宇宙ドメイン長船統括責任者艦艇事業部長崎艦艇部長	29,484,000
計			60,884,000

(2) 事業拡大支援プロデューサー業務委託について

ア 委託先の選定について

同業務委託は，一般競争入札により落札者が決定されている。入札関係資料を調査したところ，「落札者決定基準」を作成し，審査員が採点をした結果，落札基準を満たす者が落札していること等が確認でき，入札手続において不適切な点は見当たらなかった。

よって，委託先の選定は適正に行われていた。

イ 経済性・効率性・有効性（3E）の観点からの検討

事業拡大支援プロデューサー業務委託は，仕様書により資格要件が定められている。主な要件は月14日以上を専属すること，マーケティング，事業性評価，IPO等に関する高い専門性を持ち，県内企業の事業拡大に向けた講師等を行う能力を有し，中小企業等の経営支援に関する経験を5年以上有することなどである。これらの要件を満たす人材を確保するためには，15,800,000円の委託費が高額であるとはいえない。さらに，年間で100件近い県外企業や研究機関訪問を行っていることから，経済性の面では問題がないと考える。

効率性については，平成28年7月からの活動にも関わらず平成28年度には訪問・対応回数が143件に上り，事業拡大支援の件数は64件となっている。件数自体から精力的な人的支援が行われていることが窺われる。一方，成果としては，

県内企業に対する新規顧客を 11 件開拓し、1000 万円の新規受注を生み出し、見積提出、試作品製造にこぎつけた案件も複数ある。その他、県内企業の外部資金獲得支援や IoT セミナーを開催するなどの活動も行っている。1 名により行われている活動としては十分な成果を上げて、効率性の面でも問題はないといえる。

有効性については、平成 28 年度新規事業であるため、目標値までは設定されていない。しかし次年度については、受託者において成果目標を設定しようとしている。事業の目的は、県内企業の事業拡大等への支援を行い、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を目指すことである。新規事業ではあるが、上記のように一定の成果を上げていることから、現時点では有効性の観点からも問題がないといえる。

よって、3E の観点からはいずれも問題がなかった。

(3) 元気なものづくり企業ステップアップ支援事業業務委託について

ア 随意契約締結の適法性

(ア) 地方自治法並びに地方自治法施行令の規定

本委託契約は、長崎県産業振興財団との間の随意契約であるので、まず、随意契約の適法性について検討する。

なお、地方自治法並びに地方自治法施行令における「随意契約」に関する規定は以下のとおりである。

<地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項（契約の締結）>

- | |
|--|
| <p>1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> |
|--|

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号（随意契約）>

<p>地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p>
--

- | |
|--|
| <p>1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> |
|--|

< 地方自治法施行令別表第 5 (抜粋) >

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

(イ) 随意契約検討シートの記載

県が作成した随意契約検討シートによれば、随意契約に至った検討状況は、以下のとおりである。

本事業では、豊富な県内の企業情報を持ち、一定の公的な立場で事業を展開する必要があるが、これらを満たす委託先は公益財団法人長崎県産業振興財団が唯一の機関である。

(ウ) 検討

随意契約検討シートによれば、当該委託契約には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用している。

ここで、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、上記のとおり「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、具体的には、以下のように解釈されている。

- i 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ii 国、地方公共団体を相手方とするもの
- iii 県が相手方を選定できる余地のないもの
- iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの
- v 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- vi 県統一価格により契約する場合

県が作成した随意契約検討シートによれば、「本事業では、豊富な県内の企業情報を持ち、一定の公的な立場で事業を展開する必要があるが、これらを満たす委託先は公益財団法人長崎県産業振興財団が唯一の機関である。」ということである。

確かに、技術情報等を含む豊富な企業情報を把握している団体は、同法人以外に想定しづらく、多種多様な企業を相手に支援を行うという本事業の性質か

らは公平性が求められることに鑑みれば、営利企業ではなく、公益財団法人である同法人が契約先として適切である。

したがって、「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」に該当し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件を満たすと考えられ、1者随意契約としたことは、適正である。

イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

本委託契約の経費は、ほとんどが技術高度化支援コーディネーター2名の人件費及び活動費である。平成28年度精算額は、コーディネーター報酬が約1,060万円、コーディネーターの保険料が約168万円、活動費が約317万円であった。

技術高度化支援コーディネーターは仕様書において資格要件が定められており、概略、企業の生産現場で機械、工程等の生産管理面でモノづくりを側面からサポートした経験を有する者や、技術営業で多くの企業を訪問してきた経験を有する者などとされている。専門性を有する人材2名の報酬については、通常より高額であるとの根拠は見当たらず、また、活動費についても年間67件もの多数の支援を行い、訪問・対応は283回も行っていることから、旅費交通費等の活動費が高額であるとはいえない。よって、経済性の面では問題がないといえる。

技術高度化支援コーディネーターの活動報告書によれば、平成28年度は、訪問・対応回数の目標を200回としていたが、結果は283回であった。また、県外企業からの受注額計上件数（試作受注含む）は目標10件に対し成果は11件で、受注額も多額に上っている。効率性・有効性の面からも問題がないと考える。

以上により、経済性、効率性、有効性のいずれの観点からも問題がないと考える。

(4) 長崎県共同受発注システムに関する構築可能性調査業務委託について

ア 委託先の選定について

本委託契約は、一般競争入札が行われている。ただ、入札に参加したのは落札者1者である。入札手続については、「落札者決定基準」を作成し、審査員による採点の結果、落札者が決定されていることが関係資料から確認でき、落札手続について不適切な点は特に見当たらなかった。

よって、委託先の選定は適正に行われていた。

イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

本委託契約は、複数の造船関連産業が現在取り組む管製作の一連化のための産業クラスター構築をモデルケースとして共同受発注システム構築可能性について調査するものである。本来、造船関連産業自身が、クラスター構築などの生産効

率化を図るべきであり、県が、特定の業界と企業を念頭において「可能性調査」を委託することは、経済性、効率性、有効性の観点から問題が全くないとまではいえないと思われる。

しかし、今後の成果物の活用次第で本事業の評価は変動するものであり、特に指摘や意見とはしない。

第4 地場企業立地推進助成事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的 ・内容	地場企業（県内立地後5年経過の誘致企業を含む）が行う工場等の新増設に対して、一定規模以上の投資及び新規雇用を実施する場合に、 ①県外からの誘致企業向けと遜色のない支援策を提供することで、他県への事業移転を防ぐとともに、県内での工場等立地を促進する。 ②技術力・営業力・製品開発力の強化を図る地場企業の工場等立地に支援策を提供し、他の地場企業への新規発注の拡大を促進する。
事業期間	平成19年度～継続
事業費	平成28年度予算 2,997,315千円

2 平成28年度の事業内容

(1) 地場企業工場等立地促進補助金

工場等を新設し又は増設した地場企業に対して、地場企業工場等立地促進補助金を交付した。

(2) 地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金

工場等を新設し又は増設した地場企業に対して、地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金を交付した。

(3) 工場等設置奨励金

工場等を新設し又は増設した地場企業に対して、その工場等の事業の用に直接供する建物及び土地の取得に対して課される不動産取得税の額に相当する額以内の工場等設置奨励金を交付した。

3 ながさき産業振興プラン（平成28年度～平成32年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「生産性／競争力を高める」を掲げており、そのうえで「生産性／付加価値の向上」として「県内企業が行う、本県のポテンシャルを活かした生産性向上、製品・商品付加価値の増大へ向けた取組を活性化させるため、的を絞った支援を実施する。」としている。その一貫として、県は、県内ものづくり企業の技術開発、人材育成、設備投資などの生産性向上につながる取組を加速させ、「稼ぐ力」が向上するための実施策として、県内企業に対して地場企業工場等立地促進補助金を交付することとしている。

本地場企業立地推進助成事業は、県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ることを目的としており、地場企業の生産性と競争力を高めることに寄与する。

よって、本地場企業立地推進助成事業は、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っているといえる。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要

ア 地場企業工場等立地促進補助金の概要

補助金の名称	長崎県地場企業工場等立地促進補助金
交付目的	県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大とを図る。
補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者が工場等の新設又は増設のために投下した固定資産額
補助率又は額	次の①～③の合計額（限度 30 億円） ①投資額の 5～20%（限度 20 億円） ②新規雇用 1 人当たり 50 万円（限度 5 億円） ③地場企業発注取引額 500 万円あたり 50 万円～150 万円（限度 5 億円）
補助対象者	立地協定を締結のうえ県内での事業実績が 5 年以上ある地場中小企業で、製造業、試験研究機関、ソフトウェア業を営む企業
補助金額	平成 28 年度（予算） 2,844,389 千円

イ 地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金の概要

補助金の名称	長崎県地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金
交付目的	県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大とを図る。
補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者が工場等の新設又は増設のために投下した固定資産額
補助率又は額	次の①～③の合計額（限度なし） ①投資額の 5%（限度：5 千万円） ②新規雇用 1 人当たり 50 万円（限度：なし） ③地場企業への新規発注額（限度：投資割の交付額）

補助対象者	立地協定を締結の上で、県内に工場等を新設又は増設する製造業を営む企業で次の要件を満たす企業。 ①売上高が5億円以上又は従業員数が30人以上であること。 ②今後5年間で付加価値額が20%以上増加する事業計画を有すること。
補助金額	平成28年度（予算） 141,000千円

ウ 工場等設置奨励金の概要

補助金の名称	工場等設置奨励金
交付目的	県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大とを図る。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者が工場等の事業の用に直接供する建物及び土地の取得に対して課される不動産取得税
補助率又は額	不動産取得税相当額
補助対象者	低開発地域工業開発促進法等による課税免除等の対象にならない市町に立地もしくは増設した企業
補助金額	平成28年度（予算） 11,310千円

(2) 補助金実施要綱等の内容

ア 地場企業工場等立地促進補助金

地場企業工場等立地促進補助金の対象者及び補助額等は、長崎県工場等設置奨励条例施行規則（以下、「工場等設置奨励条例施行規則」という。）と長崎県地場企業工場等設置特別奨励措置要綱（以下、「地場企業工場等立地促進補助金要綱」という。）に定められている。

(ア) 立地企業サポート補助金

対象者	立地企業 知事が立地を要請し、立地協定を締結した上で、県内に工場等を新設し、又は増設する次に掲げる企業。 ①地場中小企業 県内に本店を有し商業登記を完了した製造業又は試験研究機関（自然科学研究所をいう。以下同じ。）若しくはソフトウェア業を営む企業等であって、県内での事業実績を5年以上有し、以下のいずれかに該当するものでみなし大企業以外のもの。ただし、県外に本店があり県内での事業実績を5年以上有する企業等であって、従
-----	--

	<p>業員の2分の1以上が県内に勤務し、県内に住所を有すると認められるもの、県外からの誘致企業、その他知事が特に認めるものを含む。</p> <p>ア 中小企業基本法第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者</p> <p>イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲げる中小企業団体</p> <p>ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、知事が特に認めるもの</p> <p>②地場大企業</p> <p>製造業又は試験研究機関若しくはソフトウェア業を営み、県内に事業拠点を有する大企業（みなし大企業を含む。以下同じ。）</p>
要件	<p>①地場中小企業及び環境・新エネルギー関連の地場大企業</p> <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 立地企業の土地代を含む投下固定資産額が立地支援企業と合算して3億円（※1）以上で、かつ、当該立地企業の新規雇用者が10人以上であること。</p> <p>イ 立地企業の土地代を除く投下固定資産額が1億5千万円（※2）以上で、かつ、当該立地企業の新規雇用者が10人以上であること。</p> <p>（※1）立地企業が、立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては、3億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし、1億円（試験研究機関及びソフトウェア業にあたっては5千万円）以上であること。</p> <p>（※2）立地企業が、立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては、1億5千万円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし、5千万円以上であること。</p> <p>②環境・新エネルギー関連以外の地場大企業</p> <p>立地企業の土地代を含む投下固定資産額が15億円（※3）以上で、かつ、当該立地企業の新規雇用者が40人以上であること。</p> <p>（※3）立地企業が、立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては、15億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし、5億円（試験研究機関及びソフトウェア業にあたっては2億5千万円）以上であ</p>

	ること。		
	立地企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
補助額 算出方法	投下固定資産額×補助率 ※補助率=5%+(2%÷30人)×(α-20人) ※α=新規雇用者数 ※補助率下限は5%, 上限20%	新規雇用者数×50万円	本格的な操業開始から1年間における他の地場企業への新規発注実績に対する補助 ○発注企業が10社未満取引額500万円あたり、補助額50万円 ○発注企業が10社以上取引額500万円あたり、補助額100万円 ○発注企業が20社以上取引額500万円あたり、補助額150万円 ※1社あたりの取引額が500万円以上のものを対象とする。
限度額	20億円 ※下記(イ)の立地支援企業生産施設等整備補助と合算	5億円	5億円
	合計30億円		

(イ) 立地支援企業サポート補助金

対象者	立地支援企業 知事及び立地企業と協定を締結した上で、立地企業が営む工場等の用に供するために新規に取得した土地又は建物若しくは機械設備を立地企業に賃貸又はリースするもの
要件	上記「(ア)立地企業サポート補助金」と同じ。
補助額 算出方法	<立地支援企業生産施設等整備補助> 投下固定資産額×補助率

	<p>※補助率=5%+ (2% ÷ 30人) × (α-20人)</p> <p>※α=新規雇用者数</p> <p>※補助率下限は5%, 上限20%</p>
限度額	<p>20億円</p> <p>※上記(ア)の立地企業生産施設等整備補助と合算</p>

(ウ) 立地企業サポート補助金(特例補助金)

対象者	上記「(ア)立地企業サポート補助金」と同じ。		
要件	<p>①地場中小企業及び環境・新エネルギー関連の地場大企業 以下の全ての要件に該当すること。</p> <p>ア 過疎地域若しくは指定工業団地等へ立地する場合,又は地場中小企業が行う事業が新事業展開にあたるものとして知事が特に認める場合</p> <p>イ 立地企業の土地代を除く投下固定資産額が1億円(※1)以上で,かつ,当該立地企業の新規雇用者が5人以上であること。 (※1)立地企業が,立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては,1億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。</p> <p>②環境・新エネルギー関連以外の地場大企業 以下の全ての要件に該当すること。</p> <p>ア 過疎地域又は指定工業団地等へ立地する場合</p> <p>イ 立地企業の土地代を除く投下固定資産額が5億円(※2)以上で,かつ,当該立地企業の新規雇用者が20人以上であること。 (※2)立地企業が,立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては,5億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。</p>		
補助額 算出方法	立地企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
	投下固定資産額×補助率 補助率=5%+(2% ÷30人)×(α-20	新規雇用者数×30万 円	本格的な操業開始から 1年間における他の地 場企業への新規発注実 績に対する補助 ○発注企業が10社未満

	人) ※ α = 新規雇用者数 ※補助率下限は 5%, 上限 20%		取引額 500 万円→補助額 50 万円 ○発注企業が 10 社以上 取引額 500 万円→補助額 100 万円 ○発注企業が 20 社以上 取引額 500 万円→補助額 150 万円 ※ 1 社あたりの取引額が 500 万円以上のものを対象とする。
限度額	5 億円 ※下記 (エ) の立地支援企業生産施設等整備補助と合算	5 千万円	2 億 5 千万円
	合計 8 億円		

(エ) 立地支援企業サポート補助金 (特例補助金)

対象者	上記「(イ) 立地支援企業サポート補助金」と同じ。
要件	上記「(ウ) 立地企業サポート補助金 (特例補助金)」と同じ。
補助額算出方法	<立地支援企業生産施設等整備補助> 投下固定資産額×補助率 ※補助率=5%+(2%÷30人)×(α -20人) ※ α = 新規雇用者数 ※補助率下限は 5%, 上限 20%
限度額	5 億円 ※上記 (ウ) の立地企業生産施設等整備補助と合算

イ 地場企業工場等立地促進 (元気なものづくり企業成長応援) 補助金

地場企業工場等立地促進 (元気なものづくり企業成長応援) 補助金の対象者及び補助額等は、工場等設置奨励条例施行規則と長崎県地場企業工場等設置 (元気なものづくり企業成長応援) 特別奨励措置要綱 (以下、「地場企業工場等立地促

進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱」という。）に定められている。
 (ア) 立地企業サポート補助金

対象者	<p>立地企業</p> <p>知事が立地を要請し立地協定を締結した上で、県内に工場等を新設又は増設する製造業を営む企業。ただし、以下に掲げる全ての要件に該当する企業に限る。</p> <p>ア 本県内の生産拠点における直近の決算期にかかる売上高（または生産額）が概ね5億円以上または従業員数が30人以上であること。</p> <p>イ 今後5年間で付加価値額が20%以上増加する事業計画を有すること。</p>		
要件	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 立地企業の土地代を含む投下固定資産額が立地支援企業と合算して3億円（※1）以上で、かつ、当該立地企業の新規雇用者が5人以上であること。</p> <p>（※1）立地企業が、立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては、3億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし、1億円以上であること。</p> <p>② 立地企業の土地代を除く投下固定資産額が1億5千万円（※2）以上で、かつ、当該立地企業の新規雇用者が5人以上であること。</p> <p>（※2）立地企業が、立地支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあっては、1億5千万円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし、5千万円以上であること。</p>		
補助額 算出方法	立地企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
	投下固定資産額 ×5%	新規雇用者数×50万 円	本格的な操業開始を 基点とした3年間に おいて地場企業へ新 たに発注した取引の 実績額に対する補助
限度額	5千万円	無し	5千万円又は立地企業

	※下記（イ）の立地支援企業生産施設等整備補助と合算		生産施設等整備補助の額のいずれか低い額
合計限度額無し			

（イ）立地支援企業サポート補助金

対象者	立地支援企業 知事及び立地企業と協定を締結した上で、立地企業が営む工場等の用に供するために新規に取得した土地又は建物若しくは機械設備を立地企業に賃貸又はリースするもの
要件	上記「（ア）立地企業サポート補助金」と同じ。
補助額 算出方法	<立地支援企業生産施設等整備補助> 投下固定資産額×5%
限度額	5千万円 ※上記（ア）の立地企業生産施設等整備補助と合算

ウ 工場等設置奨励金

工場等設置奨励金の対象者及び補助額等は、工場等設置奨励条例施行規則と長崎県工場等設置一般奨励措置要綱（以下、「工場等設置奨励金要綱」という。）に定められている。

対象者	下記の対象地区に、工場等を新設し又は増設する県外企業、若しくは当該地区に工場等を増設した県内企業で、かつ、知事が立地を要請し又は知事が適当と認め、立地協定を締結した者で、下記に定める要件に該当する者。				
対象業種 対象地区	工場等設置奨励条例施行規則 別表 3				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象業種</th> <th>対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>低開発地域工業開発促進法（昭和 36 年法律第 216 号）第 2 条第 1 項の規定による低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により過疎地域として公示された地区（以下「過疎地区」という。）、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する実施計画において定められた地域のうち農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令（昭和 63 年自治省令第 26 号）第 1 条の規定に基づき指定された地区（以下「工業等導入地区」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により半島振興対</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	対象地区	製造業	低開発地域工業開発促進法（昭和 36 年法律第 216 号）第 2 条第 1 項の規定による低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により過疎地域として公示された地区（以下「過疎地区」という。）、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する実施計画において定められた地域のうち農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令（昭和 63 年自治省令第 26 号）第 1 条の規定に基づき指定された地区（以下「工業等導入地区」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により半島振興対
	対象業種	対象地区			
製造業	低開発地域工業開発促進法（昭和 36 年法律第 216 号）第 2 条第 1 項の規定による低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により過疎地域として公示された地区（以下「過疎地区」という。）、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する実施計画において定められた地域のうち農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令（昭和 63 年自治省令第 26 号）第 1 条の規定に基づき指定された地区（以下「工業等導入地区」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により半島振興対				

		策実施地域として指定された地区及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 2 項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区のいずれにも該当しない地区
	ソフトウェア業	過疎地区に該当しない地区
	道路貨物運送業 こん包業 倉庫業	工業等導入地区に該当しない地区
要件	<p>次の(1)と(2)のいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 工場等の新設又は増設に係る工場等用建物及び機械装置の総額が 3,000 万円超（ソフトウェア業にあつては 2,500 万円超）であること。</p> <p>(2) (1)を当該事業の用に供したことに伴って増加する常時使用する従業員の数が 10 人超（道路貨物運送業，こん包業又は倉庫業にあつては 15 人超）であること。</p>	
補助額	<p>次の(1)と(2)との合算額。</p> <p>(1) 製造等の用に供している建物に関する不動産取得税相当額</p> <p>(2) 土地を取得した日の翌日から起算して 1 年以内に製造等の用に供する建物の建設に着手した場合，若しくは，取得した土地の上に存する建物を製造等の用に供する目的で取得した場合，当該建物の水平投影面積に相当する不動産取得税相当額</p>	

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 消費税の取扱いについて

(ア) 長崎県工場等設置奨励条例の取扱い

地場企業工場等立地促進補助金と地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金は，長崎県工場等設置奨励条例第 3 条第 2 項の規定による特別奨励措置として交付を行うものとされており，この条例及び工場等設置奨励条例施行規則には，補助金の計算について，消費税の取り扱いが規定されていない。

(イ) 補助金要綱の取扱い

地場企業工場等立地促進補助金要綱と地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱における消費税の取扱いは，次のとおりとなっている。

① 地場企業工場等立地促進補助金要綱

区分	補助対象金額	消費税の取扱い
立地企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く
地場企業発注促進補助	地場企業へ新たに発注した取引金額	(記載なし)
立地支援企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く

② 地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱

区分	補助対象金額	消費税の取扱い
立地企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く
地場企業新規発注促進補助	地場企業へ新たに発注した取引金額	消費税等額を除く
立地支援企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く

(ウ) 補助金計算上の取扱い

上記(イ)のとおり、地場企業工場等立地促進補助金要綱の地場企業発注促進補助の計算のみ、消費税に関する取扱いが規定されていない。

長崎県工場等設置奨励条例や地場企業工場等立地促進補助金要綱に消費税の取扱いが規定されていない以上、補助対象者は、地場企業工場等立地促進補助金の申請において、地場企業発注促進補助の計算上、地場企業へ新たに発注した取引金額に消費税を含めても誤りとは言えない。

もし、この地場企業への取引金額に消費税を含めて計算した場合、補助金の額は、消費税を除いて計算した場合より多くなる可能性が高い。

ただし、県は、地場企業工場等立地促進補助金の申請に際し、地場企業発注促進補助の計算について、地場企業へ新たに発注した取引金額は、消費税等額を除いて申請させている。

県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱と同様に、地場企業工場等立地促進補助金要綱も、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい（意見）。

5 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば，地場企業立地推進助成事業については，以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	立地協定締結数（社）
	H28 目標	5
	H28 実績	11
	達成率	220%
成果指標	主な目標	支援企業による新規雇用計画数累計（人）
	H28 目標	1,890
	H28 実績	1,892
	達成率	100%
事業の成果等		<ul style="list-style-type: none"> ・立地協定締結実績は 11 社，新規雇用計画数は，145 名であった。 ・制度開始以来，69 社と立地協定を締結し，新規雇用計画数は 2,014 名（H19～30 年度）となった。うち，H28 年度までの新規雇用計画数は 1,892 名。

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

地場企業立地推進助成事業の活動指標は，立地協定締結数（社）である。

地場企業立地推進助成事業の目的が県内に工場等を新設又は増設することを奨励し，産業の振興と雇用の増大を図ることを目的としているところ，立地協定締結数（社）が増大すれば，それに伴い地場企業の工場等の新增設も増え，県内の雇用の場が生まれる可能性が高まるし，新增設した工場の操業が開始されれば，他の地場企業の新規取引により産業の振興を図ることができる。

したがって，地場企業立地推進助成事業の活動指標を立地協定締結数（社）とすることは適切である。

そして，立地協定締結数（社）は，目標が 5（社）だったことに対し，実績は 11（社）となっており，目標は達成している。

イ 成果指標について

地場企業立地推進助成事業の成果指標は，支援企業による新規雇用計画数累計（人）である。

地場企業立地推進助成事業の目的が県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ることを目的としているところ、支援企業による新規雇用計画数累計（人）という成果指標は、産業の振興自体が数字で図ることが難しく、そのため雇用の増大に着目したものといえる。

したがって、地場企業立地推進助成事業の成果指標を新規雇用計画数累計（人）とすること自体は不適切とは言えない。

この点、県は、立地協定を締結した企業に対して、新規採用常時雇用者調書の提出を求めていることからすると、新規雇用者の計画数でなく、実数を把握できる立場にある。そして、最終的には現実の雇用の増大こそが重要である。そうだとすると、累計をベースとした平成 28 年度までの成果指標としては、新規雇用者実数累計（人）がベターであったものと思われるが、地場企業立地推進助成事業の成果指標を新規雇用計画数累計（人）とすること自体は不適切とは言えないことから、意見等とはしない。

なお、誘致企業向けの補助制度との整合、及び過年度立地協定分の雇用計画数の一部を当該年度の実績とすることは事業単年度の成果指標にはなじまないとの判断から、県は、平成 29 年度以降の成果指標を、新規雇用計画数累計（人）から、単年度の新規雇用計画数（人）に変更した。

6 会計処理が適法かつ妥当に行われているか

(1) 予算額・決算額

ア 決算

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
補助金・負担金	2,996,699,000	2,565,978,000	▲430,721,000
旅費	200,000	200,000	0
需用費	170,000	50,000	▲120,000
使用料・賃借料	246,000	246,000	0
合計	2,997,315,000	2,566,474,000	▲430,841,000

イ 補助金・負担金の執行状況

				(単位；円)
交付先	予算額	決算額	差異	備考
(ア) 地場企業工場等立地促進補助金				
(株)ジーエスエレテック九州		48,105,000		
アリアケジャパン(株)		179,391,000		
友和工業(株)		31,135,000		
三貴工業(株)		29,771,000		
中野鉄構(株)		33,598,000		
ソニーセミコンダクタ(株)		2,105,500,000		
(計)	2,844,389,000	2,427,500,000	▲416,889,000	・計画未達成1件 ・翌年度再計上3件
(イ) 地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金				
伸和コントロールズ(株)		26,236,000		
住商エアバッグ・システムズ(株)		109,500,000		
(計)	141,000,000	135,736,000	▲5,264,000	
(ウ) 工場等設置奨励金				
中野鉄構(株)		2,742,000		
(計)	11,310,000	2,742,000	▲8,568,000	・申請なし 1件
合計	2,996,699,000	2,565,978,000	▲430,721,000	

(2) 予算額と決算額の差額について

上記(1)イ(ア)地場企業工場等立地促進補助金は、予算計上件数10件のうち、決算額が予算額より増加したものが3件(うち、増加額1千万円超が1件)、決算額が予算額より減少したものが3件(うち、減少額1千万円超が2件)、交付がなかったものが4件となっている。

この補助金は、補助金の交付申請が補助対象事業の「本格的な操業」開始から1年後となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減すること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。

しかし、県が補助金の予算額を計算する際に、補助対象者から操業の状況や、新規雇用者数の状況を確認することは可能であると思われ、これらをもとに、ある程度正確な補助金の予算額を計算することは可能だと思われる。

今回、決算額が予算額よりも約4億円減少しており、今後の効率的な予算配分の為にも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい(意見)。

(3) 補助金の執行手続きについて

ア リース資産の取扱いについて

(ア) 補助金の計算について

地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金の算出額は、次の金額の合計額となっている。

① 立地企業生産施設等整備補助

投下固定資産額×5%（限度額：5千万円）

② 新規雇用促進補助

新規雇業者数×50万円（限度額：無し）

③ 地場企業発注促進補助

本格的な操業開始を基点とした3年間において地場企業へ新たに発注した取引の実績額に対する補助

（限度額：5千万円又は立地企業生産施設等整備補助の額のいずれか低い額）

(イ) 投下固定資産額について

上記（ア）のとおり、補助金の算出額の計算において、①立地企業生産施設等整備補助は、「投下固定資産額」を計算の基礎としており、③地場企業発注促進補助は、①立地企業生産施設等整備補助がその限度額の基準の一つになっている。

よって、投下固定資産額は、補助金の算出額の計算において、①立地企業生産施設等整備補助と③地場企業発注促進補助の計算の基礎となっており、この投下固定資産額の増減により、補助金の額も増減する。

この投下固定資産額は、地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金要綱第2条第4項に、「工場等に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産の取得価額」と規定している。

この規定により、投下固定資産額は、「土地、家屋及び償却資産の取得価額」と定義される。

(ウ) リース資産について

上記（イ）のとおり、投下固定資産額は、「土地、家屋及び償却資産の取得価額」である。

県は、リース資産は、「償却資産」に該当するとして、補助金の計算をしており、この判断は妥当と思われる。ただし、すべてのリース資産が償却資産に該当するのではなく、リース契約の対象となった固定資産が償却資産に該当するかどうかで判断するものと思われる。

(エ) 取得代金の支払が完了していない固定資産について

県は、地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金の申請に際し、補助対象経費を、補助金の交付申請の日までに、取得等し、かつ、その取得代金の支払いが完了しているものとしている。

よって、補助対象事業者が、割賦契約で購入し、又は、リース契約で賃借し取得した固定資産で、交付申請の日までに支払い期限が到来していないもの（支払が完了していないもの）は、補助対象とならない。

(オ) 平成 28 年度の地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金の計算について

県は、平成 28 年度の地場企業工場等立地促進（元気なものづくり企業成長応援）補助金の計算において、リース資産の取得価額を投下固定資産額に含めて計算している。

この補助金の計算に含めたリース資産は、リース契約前に購入し代金の支払を完了した後、リース会社へ売却しリース契約を締結する「セール・アンド・リースバック取引」によるものであった。県は、今回のセール・アンド・リースバック取引によるリース契約を、金融取引と判断し、リース契約前に支払った固定資産の取得価額を投下固定資産額として補助金の額を計算している。

(カ) リース資産の取扱いについて

県は、リース資産については、上記（エ）の取扱いにより補助対象とはならない場合が多いと認識しており、今回のリース資産についても、補助対象者から、リース契約の内容等について協議を行っている。

しかし、県は、今回のリース資産に関して、補助対象事業者と行った協議について、その内容を記録・保存していない。

リース資産が補助対象になる場合とならない場合とでは、補助金の額に大きな差が出ることも予想されるため、その判断の経緯等の記録・保存は重要といえる。

県は、今後、リース資産を補助対象とする場合、その判断の経緯等を記録し、保存しておくことが望ましい（意見）。

(4) チェックリストについて

地場企業立地推進助成事業においては、確定検査調書が作成され、調査日、調査対象企業の名称、所在地、応対者、県の担当者、文書の保存・確認状況、事業遂行の記録の確認、経理処理の状況調査、決算の状況の調査、総合的な所見が記載されており、誰がどのような調査を行ったことが一目で判明する。今後も継続されたい。

第5 工業技術センター（担当課；企業振興課）

1 事業概要，組織等

（1）事業概要

事業目的	県内企業に対する技術支援体制を強化するため，工業技術センターの機能の一層の充実を図る。
事業費	平成 28 年度予算 182,200 千円

（2）平成 28 年度の事業内容

工業の各分野における試験・分析・研究開発等により，県内企業等への技術支援を実施する。

① 研究業務（経常研究，受託研究，共同研究等）

県内の工業関連企業のニーズに応えるため，成長分野を見据えた新事業創出と既存産業の高度化を目的にした研究開発を実施する。企業や大学等他機関との連携体制のもと，技術開発を効果的に推進する。

② 技術支援

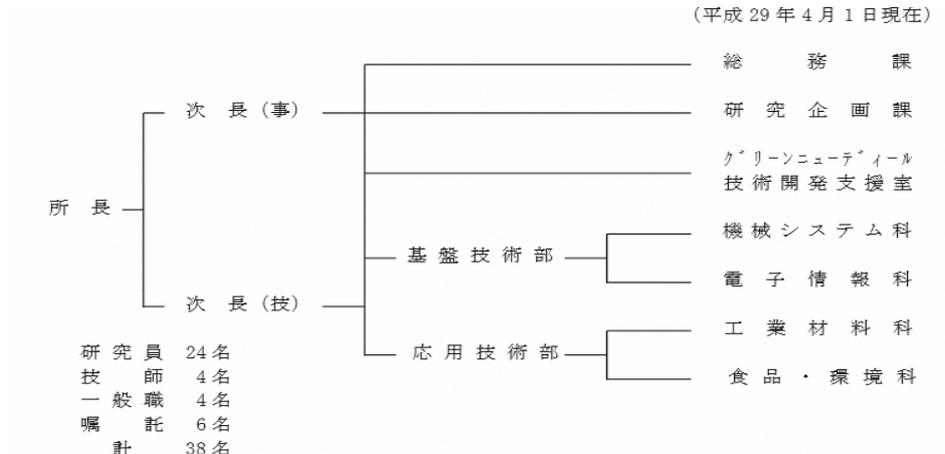
工業分野における技術相談に応じるとともに，製品試作や研究に必要な設備機器の開放を行っている。

特に，精密機械加工，食品加工，電機・電子分野においては，ものづくり試作加工支援のための機器を重点的に整備して，製品化のための支援を強化している。

（3）沿革

昭和 25 年 4 月	佐世保市広田町に長崎県鉱業試験所を開設
37 年 10 月	長崎市文教町に長崎県工業技術センターを開設
40 年 11 月	長崎県鉱業試験所を長崎県工業技術センター県北支所に改組
42 年 4 月	長崎県工業技術センター県北支所を長崎県県北工業技術センターに改称
46 年 4 月	長崎県工業技術センターを長崎県工業試験場に、長崎県県北工業技術センターを長崎県県北工業試験場に改称
平成元年 10 月	長崎県工業試験場と長崎県県北工業試験場を再編統合し、長崎県工業技術センターを大村市に開設
4 年 4 月	機械金属部に海洋技術科を新設
11 年 4 月	研究部門の組織改編と研究企画課の新設
18 年 4 月	研究部門の科の再編成
22 年 7 月	ものづくり試作加工支援センターを開所
26 年 4 月	グリーンニューディール技術開発支援室の新設

(4) 組織



(5) 職員の配置

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	事務職員	技術職員	(研究員)	嘱託	計
所長		1	(1)		1
次長	1	1	(1)		2
総務課	3(兼1)			1	4
研究企画課		1(兼1)	(1)		1
グリーンニューエネルギー技術開発支援室		4(兼1)			4
基盤技術部	部長	1	(1)		1
	機械システム科		2(兼1)		2
	電子情報科		6		6
応用技術部	部長	1	(1)		1
	工業材料科		5	3	8
	食品・環境科		6(兼1)	2	8
計	4	28	(24)	6	38

* (兼) は外数

(参考)

平成28年4月1日現在	4	28	(24)	6	38
平成27年4月1日現在	4	28	(24)	6	38
平成26年4月1日現在	3	28	(25)	7	38
平成25年4月1日現在	3	26	(26)	7	36
平成24年4月1日現在	4	26	(26)	6	36

2 平成 28 年度決算額

(単位 ; 千円)		
事業名	決算額	備考
工業技術センター運営費	84,418	本庁調達物品費を含む
依頼試験費	6,375	
経常試験研究費	26,075	本庁調達物品費を含む
委託研究費	1,530	
戦略プロジェクト研究	11,578	本庁調達物品費を含む
研究マネジメントF S	765	
産学官連携F S	88	
知的財産活用推進事業	2,052	
知的財産総合支援事業	11	
長崎技術研究会運営事業	1,588	
競争的研究資金導入事業	4,874	
大学連携オープンイノベーション事業	524	
合計	139,878	

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

本事業は、工業技術センターや窯業技術センター及び産学官連携による研究開発、技術提供により、県内企業の技術力向上を後押しし、競争力向上と新たな成長分野への参入を図ることを目的としている。

ながさき産業振興プランの「基本指針・施策の柱」には「生産性／競争力を高める」が掲げられており、その中には「技術力の向上」として「県内企業の製品開発、技術開発を支援するとともに、大学や高等専門学校などと連携した共同研究開発による新たな技術開発に取り組む。また、県内の研究機関や企業との連携による知的財産権の取得と活用を促進する。あわせて環境・保健分野、農林水産分野の県試験研究機関と引き続き連携し、分野の異なる専門的な知見を結集して新たな製品や技術の開発に取り組む。」と記載された上、重点施策として「工業技術センター及び窯業技術センターによる県内企業の技術力向上支援と産学官連携による研究開発の支援」と記載されている。

本事業はまさにかかる「工業技術センター及び窯業技術センターによる県内企業の技術力向上支援と産学官連携による研究開発の支援」のための事業であり、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っている。

4 各業務について

(1) 研究業務について

ア 長崎県研究事業評価委員会工業分野研究評価分科会における評価

(ア) 概要

長崎県研究事業評価委員会は、県研究機関が行う研究について妥当性のある運営がなされているか客観的な評価を行うことを目的に設置されたものであり、その委員は有識者により構成されている。

ここでは、長崎県研究事業評価委員会のうち、工業分野に特化した有識者により構成される工業分野研究評価分科会が専門的に評価した、長崎県工業技術センターにかかるものについて、以下記載する。

(イ) 評価一覧

年度	種類	時点	研究テーマ名	項目	評価段階
平成26年度	経常研究	事前	電気・電子機器のノイズ対策技法の確立	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	機械フレームの軽量化設計支援ソフトウェアの開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	センサネットワークとビッグデータ解析を用いた応用技術開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	精密プレス加工の高精度化に関する研究開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
経常研究	事前	連成統合シミュレーション技術の開発と普及支援	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	S	
経常研究	事前	県内企業の製品化技術を高めるための支援技術の確立	①必要性	S	
			②効率性	S	
			③有効性	S	
			総合評価	S	
経常研究	事後	微細ピンの自動測定システムの開発	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事後	高性能な非破壊「糖・酸度計」の実用機開発	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	S	
経常研究	事後	県産地域資源を用いた新規調味料素材の開発	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
平成27年度	経常研究	事前	無線ネットワークを用いた振動監視装置の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	大型工作物形状計測のための高精度位置補正技術の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	光学特性の評価手法確立による非破壊計測装置の応用展開	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	S
				総合評価	S
経常研究	事前	近傍界電磁ノイズの高感度評価技術の開発	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事前	熱間鍛造用金型の製作技術構築	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事前	健康維持と美味しさを求めるアクティブシニアのための食品開発	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	

年度	種類	時点	研究テーマ名	項目	評価段階
平成27年度	経常研究	事前	五島つばき酵母を活用した加工食品の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	S
	経常研究	事後	高感度な植物蒸散量計の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	ガイドレス無人搬送システムの開発	①必要性	S
				②効率性	S
				③有効性	S
				総合評価	S
	経常研究	事後	新規冷却法による高精細加工技術の開発	①必要性	S
				②効率性	S
				③有効性	S
				総合評価	S
	経常研究	事後	情報創薬を指向した生体分子シミュレーションと可視化技術の展開	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	複雑形状部品の高効率加工技術の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	長崎乳酸菌ライブラリーを活用した加工食品の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
経常研究	事後	県内企業の製品化技術を高めるための支援技術の確立	①必要性	S	
			②効率性	S	
			③有効性	S	
			総合評価	S	
平成28年度	経常研究	事前	低コストで高機能な発光サイン用導光板の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	難削性非鉄材料の高効率切削加工技術の開発	①必要性	S
				②効率性	S
				③有効性	S
				総合評価	S
	経常研究	事前	分子複合による耐熱性樹脂材料の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	新規電解槽の開発	①必要性	S
				②効率性	S
				③有効性	A
				総合評価	S
	経常研究	事前	乳酸発酵並びに酵素利用技術を用いた機能性食品の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	機械装置知的遠隔監視装置の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	微小球共振光センサーを用いた微生物迅速検出装置の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
経常研究	事後	県内企業の製品化技術を高めるための支援技術の確立	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事後	県北の農水産物を利用した九十九島オリジナルな食品の開発	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	

※総合評価の段階

(事前評価) S = 積極的に推進すべきである

A = 概ね妥当である

B = 計画の再検討が必要である

C = 不相当であり採択すべきでない

(事後評価) S = 計画以上の成果を上げた

A = 概ね計画を達成した

B = 一部に成果があった

C = 成果が認められなかった

(ウ) 評価結果について

外部専門家により構成される分科会においても、研究内容について高く評価されており、計画以上の成果を上げたものとして、S評価を得ている研究テーマも複数存在している。

なお、平成28年度における分科会総評は、以下のとおりである。

- いずれのテーマも必要性の高い研究であると認められるが、さらにエンドユーザーまで含めた産業界の潜在的なニーズの掘り起しにも努め、県の研究機関として、より効果のある研究テーマの選定に心がけていただきたい。
- 社会的ニーズが高い製品は、競合製品との差別化が重要となるので、地産・コスト・品質・機能・生産性等のどの点に強みがあるか、あるいは出すべきか、今一度再検討していただき、効果的な研究の推進に努めていただきたい。
- 研究の遂行に際しては、外部リソースの活用も重要であるが、より効率的な推進と有効性の高い研究結果を得るためには、もっと大学等との連携を考慮していただきたい。
- 研究結果は、知財戦略にも留意しながら、できるだけ多くの県内企業に広く還元することに配慮していただきたい。

上記総評では、経済性（できるだけ多くの県内企業に広く還元することに配慮）、有効性（より効果のある研究テーマの選定、効果的な研究の推進）、効率性（大学等との連携）を考慮した研究テーマの選定が求められていることから、今後、更に県内企業の技術力向上や県民所得の向上につながる研究がなされるものと期待される。

イ 知的財産権について

(ア) 出願ならびに権利取得した知的財産権

平成29年3月31日までに、工業技術センター職員が発明および考案し、出願ならびに権利取得を行った知的財産権は次のとおりである。

	発明考案の名称	出願日
1	導電性中空体の内部表面へのイオン注入法	H9. 7. 31
2	スパッタ法を用いたイオン注入法及びその装置	H14. 2. 25
3	中空体内外両表面へのイオン注入法	H14. 7. 26
4	青果物の非破壊糖度測定装置	H15. 4. 17
5	血糖値の非侵襲測定装置	H15. 4. 17
6	植物の受ける水分ストレスの測定方法及び装置	H17. 3. 24
7	光散乱体の非破壊測定装置	H18. 3. 31
8	タグカード装着機	H18. 3. 31
9	果実栽培における水管理方法	H18. 8. 18
10	フライス加工の加工制御方法	H19. 3. 29
11	海産魚介類を生存させるための海水浄化装置及びその海水浄化方法	H19. 8. 31
12	光散乱体の非破壊測定装置	H19. 9. 28
13	植物の水ストレス計測方法	H19. 10. 30
14	個別認識装置及び個別認識システム	H20. 7. 16
15	動物侵入防止フェンス用ネット	H22. 6. 28
16	樹木水分ストレスの計測装置	H23. 3. 8
17	エラスターゼ阻害タンパク質およびその遺伝子	H23. 3. 11
18	乳酸菌、乳酸菌培養液、およびこれらを用いた医薬用組成物、肝細胞保護剤	H24. 6. 29
19	植物水分蒸散量の計測方法および装置	H24. 7. 27
20	チタン又はチタン合金表面への二酸化チタン光触媒製法	H24. 9. 21
21	微小球共振センサーを使用する微生物検出方法および装置	H25. 3. 13
22	水溶性切削加工液	H25. 8. 8
23	気体中の水分量の計測方法及びその利用	H27. 1. 20
24	表面にDLC膜をコーティングしたモスアイ構造を有する透明基材及びその製造方法	H27. 3. 30
25	材料加工用液	H27. 3. 31
26	電力の非接触式伝送装置	H28. 8. 26
27	茶の原料葉とピロ葉の揉捻加工による発酵茶及び発酵茶に含有される抽出物を有効成分とする組成物	H17. 8. 2
28	発酵茶	H18. 2. 2
29	発行茶葉およびその製造方法、発酵茶葉抽出物ならびに飲食品	H19. 2. 1
30	活魚輸送装置およびイカの活魚輸送装置	H21. 3. 31

(イ) 売上額・実施料

県は、これら産業財産権を県内企業に使用させることによって実施料を得ている。平成 28 年度の実施許諾のある産業財産権の状況は、以下のとおりであり、合計の実施料は 309,543 円、平成 28 年度の合計売上額は、28,031,680 円である。

出願番号	契約日	発明名称
2003-113498	H18. 3. 8	青果物の非破壊糖度測定
2002-047271	H19. 10. 1	スパッタ法を用いたイオン注入法及び装置
2006-100604	H20. 3. 13	光散乱体の非破壊測定装置
2011-53830	H23. 8. 29	エラスターゼ阻害タンパク質およびその遺伝子

(ウ) 知的財産権の取得による効果について

新技術の開発により、多くの知的財産権の出願ならびに取得がなされており、県内における工業技術の発展に貢献していることは明らかである。この点については率直に評価すべきである。

また、特に「青果物の非破壊糖度測定」については、市場からの評価も高く、県内企業の売上高増加に貢献したという点も監査時に確認している。利用者が少ない新技術をいくら経済的に開発したとしても有効性があるとはいえないところ、これらの新技術は有効性が高いといえる。

研究開発における PDCA サイクルは明確に実行されていると理解できることから、引き続き、その新技術開発がいかに県内に経済効果をもたらし、また、いかに県内企業の業績向上につながるかといった、有効性に配慮した事業運営が期待される。

(2) 技術支援について

ア 設備開放について

(ア) 設備使用実績

区 分		年 度		
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
件 数	一 般	1,220	897	746
	減免(1/2)	10	7	23
	免 除	0	0	0
	合 計	1,230	904	769
金額(円)	一 般	9,941,010	8,403,975	5,118,610
	減免額(1/2)	114,520	78,295	171,505
	(免 除 額)	(0)	(0)	(0)
	合 計	10,055,530	8,482,270	5,290,115

*金額(円)の(免除額)は使用料免除分で外数

(イ) 設備使用目的別集計

区 分		年 度		
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
基 礎 研 究		146	147	186
新 製 品 開 発		283	233	188
生 産 技 術 開 発		65	60	27
製 品 の 改 良 ・ 改 善		198	94	92
品 質 管 理		280	211	141
品 質 証 明		73	65	71
苦 情 処 理		39	21	19
そ の 他		146	73	45
計		1230	904	769

(ウ) 設備別使用時間

設備機械名	使用時間	設備機械名	使用時間
○ 材料試験		○ 表面処理	
万能試験機	218	UBMスパッタ装置	19
精密万能試験機(本体)	143	ブラスト装置	14
卓上型精密万能試験機	24	ラジカル窒化装置	2
曲げ試験機	6	○ CAD/CAE/CAM	
デジタルマイクロスコープ	18	CADソフトウェア	17
電動ロックウェル硬度計	8	Solidworks Office Premium	80
ロックウェル硬度計	4	連成解析システム	28
ピッカース硬さ試験機	2	○ 電気計測	
マイクロピッカース硬度計	4	EMI計測システム	133
ブリネル硬さ試験機	1	静電気試験器	67
表面性測定機	7	雷サージ試験器	129
○ 材料分析		ノイズ試験器	54
ICP質量分析装置	26	ファスト・トランジェント/パースト試験器	119
炭素硫黄同時分析装置	6	電源電圧変動試験器	111
低真空走査型電子顕微鏡システム	250	アース導通試験器	10
電気炉	3	耐電圧・絶縁抵抗試験器	47
熱分析装置	16	漏電電流試験器	48
磁粉探傷装置	85	無響室	8
水洗槽	78	超低温恒温恒湿器	1,710
熱間樹脂埋込機	8	冷熱衝撃試験装置	3,223
○ 機械計測		○ 食品分析	
工場顕微鏡	1	液体クロマトグラフ質量分析装置	1
三次元測定機	67	超高速液体クロマトグラフ	4
表面形状・粗さ測定機	16	ガスクロマトグラフ質量分析装置	12
万能投影機	7	におい識別装置	151
非接触三次元測定装置	12	テクスチャー測定装置	1
非接触三次元デジタイザ	27	抗酸化性分析装置	5
振動試験装置	768	○ 食品加工	
○ 機械加工		レトルト殺菌装置	23
高精細三次元造形装置	1,427	真空凍結乾燥装置	212
サポート除去装置	115	過熱水蒸気装置	2
研磨・琢磨機	27	粉砕機	2
5軸制御立形マシニングセンタ	196	食品保存用冷蔵庫	32
精密万能自動切断機	13	食品保存用冷凍庫	24
精密平面研削盤	2	低温保存システム	32
切断機	5		
旋盤	23		
卓上帯のこ盤	4		
フライス盤	16		
ボール盤	1		
塑性加工解析シミュレーションシステム	20		
サーボプレス	7	総合計 70機種	9,981

(エ) 設備の稼働実績

上記、設備別使用時間における、使用時間が5時間未満の機械は以下のとおりである。

設備機械名	使用時間 (h)	購入金額 (円)	購入時期
ロックウェル硬度計	4	916,920	H28.12
ビッカース硬さ試験機	2	1,728,000	H28.12
マイクロビッカース硬度計	4	1,401,840	H29.1
ブリネル硬さ試験機	1	955,500	H20.2
電気炉	3	896,100	H2.2
工場顕微鏡	1	※	H3.12
精密平面研削盤	2	10,729,000	H5.1
卓上帯のこ盤	4	420,755	H2.2
ボール盤	1	507,150	H22.2
ラジカル窒化装置	2	37,275,000	H22.3
液体クロマトグラフ質量分析装置	1	44,520,000	H22.3
超高速液体クロマトグラフ	4	16,023,000	H22.1
テクスチャー測定装置	1	5,229,000	H22.2
過熱水蒸気装置	2	6,426,000	H22.3
粉砕機	2	2,100,000	H22.3

※ 工場顕微鏡は、CNC旋盤（取得価格18,434,000円）の付属機器

(オ) 検討

上記資産については、多額の公的資金が投入されているにもかかわらず、開放設備だけで見ると、年間を通じて低い稼働実績となっている。

しかしながら、公表されている稼働実績は開放設備に限定されているものであり、実際は、依頼試験や企業相談において数十時間以上の稼働実績が確認できたことから、設備の稼働状況は概ね妥当といえる。

ただし、設備機械の一部につき、開放設備の使用時間は記録されているものの、依頼試験や企業相談対応等における使用時間は記録されていなかった。

設備機械については高額な資産が多い以上、適切に管理することは重要であり、また、高額な設備投資に見合った稼働がなされているかを事後的に検証することが可能な態勢を整えておくことは必要であると考えます。

したがって、全ての設備機械の使用実績について、開放設備だけでなく依頼試験や企業相談対応にかかる使用時間の記録も検討することが望ましい(意見)。

5 外部委託について

(1) 外部委託の業務の概要

	委託業務名	委託業務の概要	契約相手先	(単位：円) 支出済額
①	エレベーター保守点検業務委託	建築基準法等に基づく年1回の法定点検の実施、毎月1回の月次点検の実施、及び故障時の緊急対応等、エレベーターの保守点検を行う。	㈱テクノエレベーターサービス	246,240
②	三菱電機製冷凍空調機保守点検業務委託	冷凍空調機の点検、故障に対する措置を行う。	三菱電機ビルテクノサービス㈱九州支社	948,240
③	万能試験機ほか5試験機NK検定委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎イケダ科学	1,490,400
④	卓上型精密万能試験機 (AG-10kNX) 保守点検及びJ C S S 検定委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎イケダ科学	615,600
⑤	低真空走査型電子顕微鏡システム保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱ニコインステック長崎営業所	371,920
⑥	走査電子顕微鏡保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	日本電子㈱福岡支店	1,558,440
⑦	5軸制御型マシニングセンタ保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	マルジン商事㈱	251,640
⑧	におい識別装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎イケダ科学	756,000
⑨	ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	新川電機㈱九州支社長崎ワイス	1,872,288
⑩	液体クロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	正晃㈱長崎営業所	2,702,484
⑪	イオンクロマトグラフ保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎イケダ科学	1,188,000
⑫	レトルト殺菌装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱サムソン西九州メンテナンス	225,720
⑬	熱分析装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱ニコインステック長崎営業所	464,400
⑭	I C P 質量分析装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎理化学	1,890,000
⑮	高精細三次元造形装置保守点検業務委託	機器を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため、定期点検、故障修理等の保守管理を行う。	㈱長崎イケダ科学	3,240,000
⑯	庁舎警備・設備管理等業務委託	・電気設備、空調設備、給排水衛生、防災設備の運転、保守、管理業務 (開庁日の8時30分から17時30分まで) ・警備業務 (平日は17時から翌日の9時まで、土・日曜等は9時から翌日の9時まで)	アメック㈱	9,431,419
⑰	庁舎清掃業務委託	庁舎建物床面等の日常及び定期清掃、窓ガラス等清掃、外回り清掃業務を行う。	総合システム管理㈱長崎支社	2,961,316
⑱	環境衛生管理業務委託	浄化槽、貯水槽の保守点検を行う。	総合システム管理㈱長崎支社	290,325
⑲	消防用設備等保守点検業務委託	消防法で設置することとなっている消防用設備等 (消火設備、警報設備、中央監視盤等) の定期点検 (機器点検：年1回、総合点検：年1回) の実施と、点検結果報告書の作成を行う。	総合システム管理㈱長崎支社	333,459
⑳	自家用電気工作物年次点検業務委託	電力会社から引き込んだ6600vの高圧電力を建物内で使用するために100v、200vに変圧する設備の年次点検を行う。	児玉電気保安管理事務所	174,195
㉑	産業廃棄物 (廃棄試薬、試薬空き瓶等) 収集運搬・処理業務委託	産業廃棄物 (廃液、廃油、金属くず) の収集運搬、処分を行う。	㈱矢敷環境保全	409,472
㉒	産業廃棄物 (廃液・廃油、機器類等) 収集運搬・処理業務委託	産業廃棄物 (硫酸アンモニウム鉄 (II) 六水和物、ほか) の収集運搬、処分を行う。	㈱矢敷環境保全	223,455
			計	31,645,013

(2) 随意契約締結の適法性

上記のとおり、外部委託された業務は 22 業務あるところ、このうち一般競争入札又は指名競争入札の方法によって契約が締結された業務は 7 業務ある（一般競争入札 5 業務、指名競争入札 2 業務）。

残り 15 業務が随意契約であるところ、このうち 1 業務は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であることから、残余の 14 業務の随意契約の契約締結の適法性について検討する。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令における「随意契約」の規定

随意契約締結の適法性を検討する前提として、地方自治法及び地方自治法施行令における「随意契約」の規定を確認すると、以下のとおりとなる。

<地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項（契約の締結）>

- 1 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号（随意契約）>

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

<地方自治法施行令別表第 5（抜粋）>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「普通地方公共団体の規則で定める額」については、長崎県財務規則第 105 条の 2 において規定されており、その内容は以下のとおりである。

<長崎県財務規則第 105 条の 2>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

以上をまとめると、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号により随意契約を締結することができるのは、①契約の予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が上記地方自治法施行令別表第 5 の範囲内である場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）、②契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）、ということになる。

イ 各事業の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号該当性

随意契約が締結されている上記 14 業務が、①契約の予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が上記地方自治法施行令別表第 5 の範囲内である場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）、②契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）のいずれに該当するかについては、随意契約シート等によれば以下の表のとおりである。

	委託業務名	支出済額	地方自治法施行令第167条の2 第1項各号該当性
②	三菱電機製冷凍空調機保守点検業務委託	948,240	同項第2号
④	卓上型精密万能試験機 (AG-10kNX) 保守点検及びJCS S 検定委託	615,600	同項第2号
⑤	低真空走査型電子顕微鏡システム保守点検業務委託	371,920	同項第1号
⑥	走査電子顕微鏡保守点検業務委託	1,558,440	同項第2号
⑦	5軸制御立型マシニングセンタ保守点検業務委託	251,640	同項第1号
⑧	におい識別装置保守点検業務委託	756,000	同項第2号
⑫	レトルト殺菌装置保守点検業務委託	225,720	同項第2号
⑬	熱分析装置保守点検業務委託	464,400	同項第1号
⑭	ICP質量分析装置保守点検業務委託	1,890,000	同項第2号
⑱	環境衛生管理業務委託	290,325	同項第1号
⑲	消防用設備等保守点検業務委託	333,459	同項第1号
⑳	自家用電気工作物年次点検業務委託	174,195	同項第1号
㉑	産業廃棄物 (廃棄試薬、試薬空き瓶等) 収集運搬・処理業務委託	409,472	同項第2号
㉒	産業廃棄物 (廃液・廃油、機器類等) 収集運搬・処理業務委託	223,455	同項第2号

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した随意契約の適法性
 上記表のとおり、随意契約が締結された14業務のうち県が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した随意契約は6業務ある。
 そして、これら6業務の随意契約については、いずれも契約の予定価格が地方自治法施行令別表第5の範囲内であり、かつ長崎県財務規則第105条の2で定める額を超えないものであることから、随意契約を締結したことは適正である。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約の適法性
 上記表のとおり、随意契約が締結された14業務のうち県が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約は8業務ある。
 これら8業務の随意契約検討シートの記載の概要は、以下のとおりである。

	委託業務名	検討状況
②	三菱電機製冷凍空調機保守点検業務委託	制御装置もあることから、機器に精通しているメーカーでなければ、迅速かつ的確な修理ができないため、メーカーの保守部門を受け持つ三菱電機ビルテクノサービス㈱との一者随意契約とする。
④	卓上型精密万能試験機 (AG-10kNX) 保守点検及び J C S S 検定委託	精密万能試験機 (AG-10kNX) は精密機械であるとともに、メーカー独自の電子制御機器が使用されているため、保守と検定にあたっては装置に関する専門性が必要である。さらに、取替え部品の調達や正確かつ迅速な対応が求められるため、メーカーかその系列会社でなければ対応できない。 当該装置は㈱島津製作所製であり、その保守点検部門については㈱島津アクセスが受け持っているが、そこは代理店制度をとっている。県内における㈱島津アクセスの代理店は㈱長崎イケダ科学一社のみであり、本保守業務の委託契約を㈱イケダ科学との一者随意契約とした。
⑥	走査電子顕微鏡保守点検業務委託	微少部の拡大観察及び元素分析による未知物質の同定に使用している走査電子顕微鏡を正確かつ迅速に保守できる業者でなければならない。なお、現在稼働中のシステムは、日本電子㈱が独自の技術により製造したものであり、故障時の修理及び保守点検においては本装置の機械的及び電気的内容を熟知している必要があり、また保守交換部品も日本電子㈱のみ供給できる。以上の理由から本保守業務の委託契約を日本電子㈱の一者随意契約とした。
⑧	におい識別装置保守点検業務委託	当該機器は酸化半導体センサーを利用した装置であり、その機構が特殊であるため、部品の劣化等による装置の精度の把握や故障の予測がしづらい。また、この原理を利用し、同様な評価方法で測定しているにおい識別装置は㈱島津製作所製のみである。 当該業務は稼働中の円滑な運営を目的としており、当該装置を正確かつ迅速に点検できる業者でなければならない。本機種メーカーは㈱島津製作所であり、同関連会社の技術サービスマンにより当該業務が実施される。他に本装置の点検ができる業者はなく、その保守の県内唯一の代理店が㈱イケダ科学となっているため一者随意契約とした。
⑫	レトルト殺菌装置保守点検業務委託	当該機器の保守点検にあたっては、機器に関する専門性、取替え部分の調達や正確かつ迅速な対応の関係から、メーカーでなければ対応できない。 当該機器は㈱サムソン製のものであるが、当メーカーは代理店制度をとっており、メンテナンスにおいては県内における唯一の代理店が㈱サムソン西九州メンテナンスだけである。以上の理由から本保守業務の委託契約を㈱サムソン西九州メンテナンスのみの一者随意契約とした。
⑭	I C P 質量分析装置保守点検業務委託	当センター保有の ICP 質量分析装置は、サーモフィッシュャーサイエンティフィック㈱製 iCAPQc であり、同装置の保守点検については、(有)長崎理化学に依頼する以外に方法はない。
⑰	産業廃棄物 (廃棄試薬、試薬空き瓶等) 収集運搬・処理業務委託	特別管理の処分事業の許可を受けている業者で、廃ガラス・廃プラの焼却処分が可能な業者は、県内においては㈱矢敷環境保全のみであるため、1者随契とする。
⑳	産業廃棄物 (廃液・廃油、機器類等) 収集運搬・処理業務委託	廃棄物の中には、特別管理廃棄物が含まれており、これらすべての処分事業の許可を受けている業者は、県内においては㈱矢敷環境保全のみであるため、1者随契とする。

ここで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、随意契約を締結できる場合として「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定しており、具体的には、以下のように解釈されている。

- i 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ii 国、地方公共団体を相手方とするもの
- iii 県が相手方を選定できる余地のないもの

- iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの
- v 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- vi 県統一価格により契約する場合

県が作成した随意契約検討シートによれば、上記 8 業務については要するにいずれも契約の相手方を選定できる余地がなかったということであり、前述した地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈として「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」に該当する。

よって、これら 8 業務に関する委託契約は、いずれも同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約とした手続は適正になされているといえる。

(3) 見積書徴取に関する適法性

ア 見積書徴取の状況

随意契約が締結された 14 業務について、見積書徴取の状況は以下のとおりである。

	委託業務名	地方自治法施行令第167条の2 第1項各号該当性	見積者数
②	三菱電機製冷凍空調機保守点検業務委託	同項第2号	1
④	卓上型精密万能試験機 (AG-10kNX) 保守点検及び J C S S 検定委託	同項第2号	1
⑤	低真空走査型電子顕微鏡システム保守点検業務委託	同項第1号	2
⑥	走査電子顕微鏡保守点検業務委託	同項第2号	1
⑦	5 軸制御立型マシニングセンタ保守点検業務委託	同項第1号	2
⑧	におい識別装置保守点検業務委託	同項第2号	1
⑫	レトルト殺菌装置保守点検業務委託	同項第2号	1
⑬	熱分析装置保守点検業務委託	同項第1号	2
⑭	I C P 質量分析装置保守点検業務委託	同項第2号	1
⑱	環境衛生管理業務委託	同項第1号	2
⑲	消防用設備等保守点検業務委託	同項第1号	2
⑳	自家用電気工作物年次点検業務委託	同項第1号	2
㉑	産業廃棄物 (廃棄試薬、試薬空き瓶等) 収集運搬・処理業務委託	同項第2号	1
㉒	産業廃棄物 (廃液・廃油、機器類等) 収集運搬・処理業務委託	同項第2号	1

イ 長崎県財務規則における見積書徴取の規定

随意契約を締結する場合における見積書の徴取については、長崎県財務規則第106条に規定されており、その内容は以下のとおりである。

<長崎県財務規則第106条>

令第167条の2第1項第1号、第3号から第9号までの規定により随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、1人の者の見積書をもって代えることができる。

(1) 1件の予定価格が30万円を超えないもの（物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。）

(2) 1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

2 令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。ただし、物品の買入れ又は修繕の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1人又はいないときは、2人以上の者から見積書を徴することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入

(2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入

(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入

(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、250万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、100万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(6) 1件の予定価格が3万円を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの

これをまとめると、以下のとおりとなる。

(ア) ①随意契約の予定価格等が上記地方自治法施行令別表第5の範囲内である場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

原則として、2者以上から見積書を徴取しなければならない。但し、例外

として、以下の場合には1者からの見積書で構わない。

i) 1件の予定価格が30万円を超えないもの（物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。）

ii) 1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い

iii) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

(イ) ②随意契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

原則として、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴取しなければならない。

ウ 見積書徴取の適法性

(ア) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した随意契約について

随意契約が締結された14業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した6つの随意契約については、上記のとおり、原則として2者以上の見積書が必要であるところ、これら6つの契約については、いずれも2者以上から見積書を徴取しており、かかる手続はいずれも適正である。

(イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約について

随意契約が締結された14業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した8つの随意契約については、上記のとおり、原則として「契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者」から見積書を徴取する必要がある。

そして、これら8つの随意契約においては、いずれもかかる原則に従っており、1者見積としたことは適正である。

第6 窯業技術センター（担当課；企業振興課）

1 事業概要，組織等

（1）事業概要

事業目的	地域企業に対する技術支援体制を強化するため，窯業技術センターの機能の一層の充実を図る。
事業費	平成 28 年度予算 122,245 千円

（2）平成 28 年度の事業内容

陶磁器及び無機材料関係の産業を支援するために，研究開発・技術相談・依頼試験・人材養成・情報発信などの業務を実施。

① 研究業務

陶磁器産業を支援するため，ライフスタイルや社会情勢の変化に対応した，競争力のある製品開発・技術開発を行っている。また，新事業を創出することを目的として，新素材や新プロセスを用いた製品を開発している。さらに，産学官との共同研究により開発のスピードアップを図っている。

② 技術支援

陶磁器，デザイン及び無機材料全般に関する技術相談に応じている。また，製品試作や研究に必要な設備機器の開放を行っている。さらに，人材養成のための各種研修や情報提供を実施している。

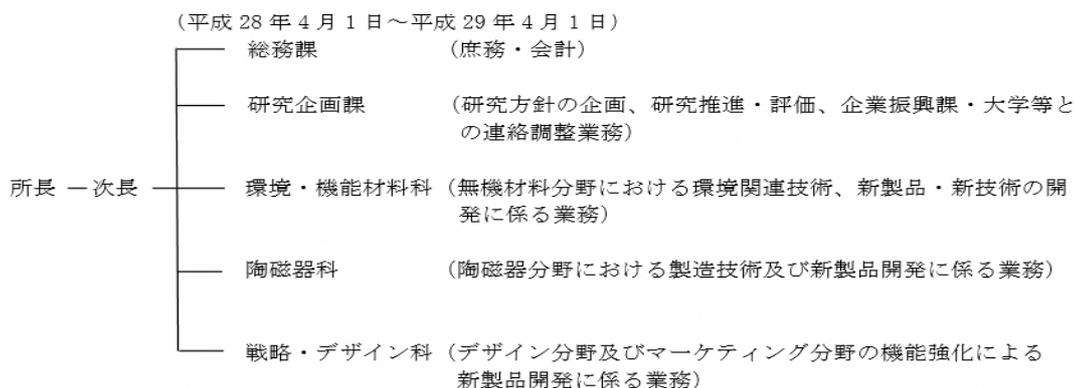
③ 依頼試験

企業や団体等からの依頼による，各種材料や製品の分析・測定・機能に関する試験を実施している。

（3）沿革

昭和 5 年 4 月	長崎県窯業指導所を波佐見町に設立
昭和 22 年 3 月	長崎県美術工芸陶磁器研究所を佐世保市三川内町に設立
昭和 30 年 11 月	長崎県美術工芸陶磁器研究所を長崎県窯業指導所へ統合
昭和 40 年 4 月	長崎県窯業技術センターと名称変更
昭和 46 年 4 月	長崎県窯業試験場と名称変更
平成 4 年 4 月	現在地へ移転し、長崎県窯業技術センターと名称変更
平成 23 年 4 月	組織を改組し、総務課、研究企画課、戦略・デザイン科、陶磁器科、環境・機能材料科を設け、現在の 2 課 3 科制とする

(4) 組織



(5) 職員の配置

職 員	配置状況 (現員数)							
	全体	所長	次長	総務課	研究企画課	環境・機能材料科	陶磁器科	戦略・デザイン科
事務吏員	3	1		2				
技術吏員(研究員)	12(4)		1		2(3)	3	3(1)	3
技術吏員(技 師)	3					1	2	
嘱 託(非常勤)	3			1		1		1
計	21(4)	1	1	3	2(3)	5	5(1)	4

() 内は兼務

2 平成 28 年度決算額

(単位：円)

事 業 名	決 算 額	備 考
窯業技術センター運営費	58,117,058	
依頼試験費	1,261,560	
技術人材養成事業	1,878,350	
経常試験研究費	10,576,693	(本課執行備品購入費は含まない)
受託研究事業費	200,701	
グッドデザイン商品開発力向上支援事業	3,611,695	
戦略プロジェクト研究推進事業	596,000	
長崎県知的財産活用推進事業	836,786	
総務管理費等	1,340,455	
合 計	78,419,298	

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

本事業は、工業技術センターや窯業技術センター及び産学官連携による研究開発、技術提供により、県内企業の技術力向上を後押しし、競争力向上と新たな成長分野への参入を図ることを目的としている。

ながさき産業振興プランの「基本指針・施策の柱」には「生産性／競争力を高める」が掲げられており、その中には「技術力の向上」として「県内企業の製品開発、技術開発を支援するとともに、大学や高等専門学校などと連携した共同研究開発による新たな技術開発に取り組む。また、県内の研究機関や企業との連携による知的財産権の取得と活用を促進する。あわせて環境・保健分野、農林水産分野の県試験研究機関と引き続き連携し、分野の異なる専門的な知見を結集して新たな製品や技術の開発に取り組む。」と記載された上、重点施策として「工業技術センター及び窯業技術センターによる県内企業の技術力向上支援と産学官連携による研究開発の支援」と記載されている。

本事業はまさにかかる「工業技術センター及び窯業技術センターによる県内企業の技術力向上支援と産学官連携による研究開発の支援」のための事業であり、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っている。

4 各業務について

(1) 研究業務について

ア 長崎県研究事業評価委員会工業分野研究評価分科会における評価

(ア) 概要

長崎県研究事業評価委員会は、県研究機関が行う研究について妥当性のある運営がなされているか客観的な評価を行うことを目的に設置されたものであり、その委員は有識者により構成されている。

ここでは、長崎県研究事業評価委員会のうち、工業分野に特化した有識者により構成される工業分野研究評価分科会が専門的に評価した、長崎県窯業技術センターにかかるものについて、以下記載する。

(イ) 評価一覧

年度	種類	時点	研究テーマ名	項目	評価段階
平成26年度	経常研究	事前	陶磁器の表面改質に関する研究	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	3Dデータを活用した精密な陶磁器製品製造技術の開発	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	S
	経常研究	事後	高耐候性・高輝度蓄光製品の製造技術に関する研究	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	S
				総合評価	S
経常研究	事後	土鍋用新素材の開発	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	S	
平成27年度	経常研究	事前	製品のカラフル化に対応する釉薬の多色化技術の研究	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	高齢者の生活特性に配慮した商品開発手法の構築	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事前	機能性素材を活用した水質浄化装置の製品化に関する研究	①必要性	S
				②効率性	A
				③有効性	S
				総合評価	S
経常研究	事前	機能性を有する遠赤放熱部材の製品化	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事後	低炭素社会対応型陶磁器素材の開発	①必要性	S	
			②効率性	S	
			③有効性	S	
			総合評価	S	
経常研究	事後	中国・アジア市場に向けた新世代家庭用食器の開発	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
平成28年度	経常研究	事前	デジタル印刷技術を利用した転写紙作成技術に関する研究	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	ジオポリマーコンクリート製造技術の開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
	経常研究	事後	環境機能材料のものづくり高度化支援プロセスの開発	①必要性	A
				②効率性	A
				③有効性	A
				総合評価	A
経常研究	事後	機械ろくろ成形技術の開発	①必要性	A	
			②効率性	A	
			③有効性	A	
			総合評価	A	
経常研究	事後	高齢者のQOLを向上させる自助食器の開発	①必要性	S	
			②効率性	A	
			③有効性	S	
			総合評価	S	

※総合評価の段階

- (事前評価) S = 積極的に推進すべきである
A = 概ね妥当である
B = 計画の再検討が必要である
C = 不適當であり採択すべきでない
- (事後評価) S = 計画以上の成果を上げた
A = 概ね計画を達成した
B = 一部に成果があった
C = 成果が認められなかった

(ウ) 評価結果について

外部専門家により構成される分科会においても、研究内容について高く評価されており、計画以上の成果を上げたものとして、S評価を得ている研究テーマも複数存在している。

なお、平成28年度における分科会総評は、以下の通りである。

- いずれのテーマも必要性の高い研究であると認められるが、さらにエンドユーザーまで含めた産業界の潜在的なニーズの掘り起しにも努め、県の研究機関として、より効果のある研究テーマの選定に心がけていただきたい。
- 社会的ニーズが高い製品は、競合製品との差別化が重要となるので、地産・コスト・品質・機能・生産性等のどの点に強みがあるか、あるいは出すべきか、今一度再検討していただき、効果的な研究の推進に努めていただきたい。
- 研究の遂行に際しては、外部リソースの活用も重要であるが、より効率的な推進と有効性の高い研究結果を得るためには、もっと大学等との連携を考慮していただきたい。
- 研究結果は、知財戦略にも留意しながら、できるだけ多くの県内企業に広く還元することに配慮していただきたい。

上記総評では、経済性（できるだけ多くの県内企業に広く還元することに配慮）、有効性（より効果のある研究テーマの選定、効果的な研究の推進）、効率性（大学等との連携）を考慮した研究テーマの選定が求められていることから、今後、更に県内企業の技術力向上や県民所得の向上につながる研究がなされるものと期待される。

(2) 技術支援について

ア はりつき支援

(ア) 技術的解決・デザイン支援

概要	企業に欠点発生などの早期対応を必要とする技術的課題が生じた時に、職員を派遣し、共同で品質管理や工程管理に必要なデータを収集、分析し、問題解決を図ることを目的として実施している。また、製品開発における製造技術や製品の表現技術・デザインなどについて支援を行うもの。				
平成 28 年度 支援実績	24 件	平成 27 年度 支援実績	19 件	平成 26 年度 支援実績	20 件

(イ) 陶磁器製食器の溶出試験の支援

概要	陶磁器製食器の鉛溶出基準について、国内基準（食品衛生法）が国際標準化機構（ISO）の基準と同様の内容に改正されたことに伴い、現行の上絵付製品を試料として、鉛・カドミウム溶出試験を実施し、国内基準への適合が維持されるよう技術上の支援を行っている。（検体数／企業数）				
平成 28 年度 支援実績	80 点／ 14 企業	平成 27 年度 支援実績	264 点／ 17 企業	平成 26 年度 支援実績	128 点／ 12 企業

イ 技術相談

相談内容	相談件数		
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
原料・素地（陶土）関係	39	162	45
釉薬（原料・絵具を含む）関係	77	129	102
成形技術	101	139	117
装飾技術関係（加飾・転写・上絵技術）	21	90	36
乾燥・焼成・窯炉関係	97	149	172
石膏型関係	20	15	10
品質（欠点防止）工程管理関係	227	274	244
デザイン全般	295	496	334
ニューセラミックス関係	140	130	104
新材料関連	37	47	90
評価試験方法	258	224	274
環境・リサイクル関係	56	159	200
その他	269	191	250
合計	1,637	2,205	1,978

ウ デザイン支援

長崎デザインアワードの開催	長崎県内で企画・開発された優れたデザインの商品を選定・表彰・発信し、県内企業の商品デザイン力の向上を図るため「長崎デザインアワード」を開催。	
	平成 28 年度実績	応募総数 147 点 (58 企業) 入賞 17 点 入選 33 点
	平成 27 年度実績	応募総数 137 点 (77 企業) 入賞 19 点 入選 27 点
	平成 26 年度実績	応募総数 74 点 (39 企業) 入賞 17 点 入選 17 点
長崎デザイナーズバンクによるデザイン相談	県内企業等からのデザイン相談に対し、バンクに登録のデザイナーを紹介し 1 社 1 案件最大 3 回までの無料デザイン相談を実施。	
	平成 28 年度実績	相談対応 6 社 13 回
	平成 27 年度実績	相談対応 9 社 26 回
	平成 26 年度実績	相談対応 11 社 28 回

エ 企業訪問

(ア) 陶磁器関連

概要	窯業技術センターが取り組んでいる人材養成事業などの各種事業の紹介とともに、技術上の問題点や生産状況、センターへの要望に対する聞き取り調査を行う。技術上の問題点や課題については、現場で迅速な解決を図り、解決が困難なものは持ち帰って試験・分析を行い問題解決の支援を行う。また、要望により「はりつき支援事業」や「共同研究」を実施する。		
訪問企業数	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
	102 社	100 社	100 社

(イ) 無機材料関連

概要	県内外の企業を訪問し、窯業技術センターの依頼試験、技術相談、共同研究制度など技術支援業務を紹介するとともに、企業の技術的課題等について聞き取りを行う。特に環境分野・無機材料分野における要素技術の活用については、その普及・啓発のため事例紹介を行う。得られた交流情報を基に企業の課題解決を直ちに支援するとともに、共同研究や FS 事
----	--

	業等への取組を行う。		
訪問企業数	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
	63 件／34 社	51 件／31 社	39 件／31 社

(ウ) デザイン関連

概要	専門家とともに参加企業を訪問し，新商品の開発について，デザイン面，技術面の支援に取り組む。		
訪問企業数	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
	14 社	25 社	26 社

オ 技術支援成果等

区分	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
商品化・製品化に至った成果	16 件	6 件	10 件
技術移転・意匠提案成果	13 件	13 件	15 件

カ 検討

技術支援については，過去 3 年分の支援業務の内容を確認したが，概ね妥当な運営がなされており，指摘事項，意見となるものは発見されなかった。

(3) 依頼試験について

ア 依頼試験件数

試験項目	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
耐火度	3	6,840	6	13,680	27	52,920
吸水率	3	2,370	12	9,480	12	9,480
定性分析	21	81,060	28	108,080	30	115,800
定量分析	106	195,040	80	147,200	207	380,880
応用試験	736	1,782,930	564	1,111,050	538	1,001,290
図案調整	114	176,060	108	167,720	116	217,760
原材料等調整	69	98,530	41	82,070	30	60,020
製品設計 (PCによる型データ加工)	54	235,980	46	201,020	45	189,450
成績証明書謄本交付手数料	1	350	14	4,900	0	0
計	1,107	2,579,160	899	1,845,200	1,005	2,027,600

イ 応用試験の内訳

試験項目	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
鑄込泥漿調整	233	347,170	170	253,300	158	235,420
溶出試験(鉛またはカドミウム)	97	213,400	188	413,600	159	349,800
比表面積	58	208,220	18	64,620	—	—
熱衝撃強さ	57	108,870	112	213,920	71	135,610
粒度試験	39	54,210	22	28,380	72	92,880
焼成試験 (ガス窯 0.5 m ² 本焼)	38	217,740	—	—	—	—
熱膨張	—	—	18	34,020	34	64,260
X線回折② (解析つき)	—	—	—	—	14	53,900
その他	214	633,320	36	103,210	30	69,420
合計	736	1,782,930	564	1,111,050	538	1,001,290

ウ 開放設備機器利用状況

(ア) 開放設備機器利用状況の推移

平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1,263	4,165,620 円	1,225	4,674,890 円	1,023	3,856,670 円

(イ) 開放設備機器利用状況の内訳

設備機器	件数		
	平成28年度	平成27年度	平成26年度
版下出力装置	135	147	0
電気炉（10Kw以上）	135	197	125
3次元入出力システム（入力及び出力）	116	119	122
真空攪拌機	111	37	54
電気炉（10Kw未満）	93	101	56
乾燥器（内容量350リットル）	69	50	34
石膏型ロクロ	64	34	38
平面研削盤	64	48	49
攪拌装置	57	41	37
自動焼成ガス炉（0.5m ³ ）	44	102	81
自動焼成ガス炉（0.2m ³ ）	36	82	78
走査型電子顕微鏡	34	19	42
蛍光X線分析装置	30	27	22
大型3Dモデリングマシン	29	23	21
ボールミル（20kg～100kg）	24	28	16
走査型電子顕微鏡用エネルギー分散型X線分析装置	20	9	14
マルトーカーター	16	0	0
耐電圧試験機	0	13	11
乾燥器（ハイテンプオーブン）	14	16	13
圧力鋳込み装置（中）	13	0	14
大型陶板用ガス窯	12	0	0
自動焼成ガス炉（0.1m ³ ）	10	21	32
電気炉（1000℃以下）	9	11	8
ジョークラッシャー	0	9	20
X線式粒度分布測定装置	9	0	0
デジタルマイクロスコープ	9	0	9
ローラー成型機	8	0	0
ポットミル	0	7	12
赤外分光光度計	0	7	9
粉末X線回折装置	0	7	0
X線透過型粒度分布測定装置	0	7	0
レーザー回折式粒度分布測定装置	0	0	8
その他	102	63	98
合計	1,263	1,225	1,023

エ 検討

上記（３）ウ（イ）の開放設備機器利用状況のうち、「その他」に区分されている開放設備機器について確認したところ、以下の設備が含まれていた。

設備機械名	件数（平成 28年度）	購入金額（円）	購入時期
粉末 X 線回折装置	4	16,848,000	H27.2
5 軸モデリングマシン	3	32,935,455	H26.3
元素分析計	2	7,333,200	H27.1
遠赤外線分光放射計	2	26,978,400	H28.2

これらの設備機器はいずれも、平成 26 年以降に導入されたものであるが、平成 28 年度における開放設備の利用件数は、年間数件に留まっている。

確認したところ、開放設備における利用件数は数件程度ではあるものの、依頼試験やはりつき支援において相当程度使用されていることが明らかであったため、問題とはしない。引き続き、設備の稼働率向上を目指すことが期待される。

5 外部委託について

(1) 外部委託業務の概要

	委託業務名	委託業務の概要	契約相手先	(単位;円) 支出済額
①	庁舎清掃業務委託	庁舎の屋内・屋外清掃を行う。	大成有楽不動産㈱ 長崎支店	6,467,040
②	庁舎警備等業務委託	庁舎の警備業務と設備の運転, 保守, 管理を行う。	大成有楽不動産㈱ 長崎支店	8,424,000
③	昇降機保守点検業務委託	エレベーターの保守点検を行う。	㈱西九州エレベーター サービス	213,840
④	自家用電気工作物保安管理業務委託	電気事業法に基づく保安管理を行う必要があるが, 同法により配置することとなっている電気主任技術者がいないため, 保安管理を外部委託するもの。月次点検, 年次点検, 測定・試験の実施, 電気工事立会い, 経済産業大臣への電気関係報告等を行う。	今野電気保安管理事務所	311,040
⑤	環境衛生業務委託	浄化槽, 貯水槽の保守点検を行う。	㈱福永クリーン開発	263,520
⑥	消防用設備等点検業務委託	消防法で設置することとなっている消防用設備等(消火設備, 警報設備, 消防用水, 中央監視盤等)の定期点検等を行う。	大成有楽不動産㈱長崎支店	140,400
⑦	吸気式冷温水ユニット保守点検業務委託	庁舎全館冷暖房のボイラー装置2基の保守点検等を行う。	㈱日立ビルシステム 九州支社	989,280
⑧	X線回折装置保守管理委託	X線回折装置を常に適正な機能を発揮できる状態に保持するため行う保守作業を行う。	スペクトリス(株) PANalytical事業部	1,814,400
⑨	大型モデリングマシン保守管理委託	大型モデリングマシンを常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため, 定期点検, 故障修理等を行う。	㈱システム計装	469,800
⑩	走査電子顕微鏡保守管理委託	走査電子顕微鏡及びEDS装置について, 常に適正な機能を発揮できる状態に保持するため行う保守作業を行う。	日本電子(株)福岡支店	2,999,160
⑪	蛍光X線分析装置保守管理委託	蛍光X線分析装置を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため, 定期点検, 故障修理等を行う。	スペクトリス㈱ PANalytical事業部	972,000
⑫	版下作成システム保守管理委託	版下作成システムを常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため, 定期点検, 故障修理等を行う。	エーエムオリジナル 西日本	595,836
⑬	3次元出力装置保守管理委託	3次元出力装置を常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため, 定期点検, 故障修理等を行う。	扇精光ソリューションズ㈱	745,200
⑭	5軸制御モデリングマシン保守管理委託	5軸制御モデリングマシンを常に正常な機能を発揮できる状態に保持するため, 定期点検, 故障修理等を行う。	㈱システム計装	799,200
⑮	長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託	ホームページのコンテンツの内容修正, 新規ページの作成, 及びページの表示方法の修正等を行う。	㈱データウェブ	106,920
⑯	個人線量測定委託	電離放射線障害防止規則により事業主に義務付けられている放射線業務従事者の被ばく線量測定を, 1か月ごとに1年間モニタリングサービスで計測する。	㈱千代田テクノル	141,372
⑰	ゴミ回収処理(可燃物)業務委託	センターから出る可燃ごみの回収・処理を行う。	㈱福永クリーン開発	168,480
⑱	機器類移動等業務委託	人力で移動させることができない大型機器を処分するにあたり, 必要に応じ解体, 電源・給排水の処置を施し, センター敷地内の屋外収集場所に搬出する。	タカラ長運㈱	790,560
⑲	産業廃棄物(陶磁器くず)の処理業務	センターから出る産業廃棄物(陶磁器くず)の処理を行う。	福岡窯材・溝口商店 共同企業体	62,847
⑳	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	センターから出る産業廃棄物・特別管理産業廃棄物(廃アルカリ現像廃液, 廃酸定着廃液ほか)の収集運搬・処分を行う。	㈱矢敷環境保全	162,529
計				26,637,424

(2) 随意契約締結の適法性

上記のとおり、外部委託された業務は 20 業務あるところ、このうち①庁舎清掃業務委託及び②庁舎警備等業務委託を除く 18 業務が随意契約であることから、まずこれら 18 業務の随意契約の契約締結の適法性について検討する。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令における「随意契約」の規定

随意契約締結の適法性を検討する前提として、地方自治法及び地方自治法施行令における「随意契約」の規定を確認すると、以下のとおりとなる。

<地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項（契約の締結）>

- | |
|--|
| 1 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 |
| 2 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。 |

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号（随意契約）>

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- | |
|---|
| 1 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 |
| 2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |

<地方自治法施行令別表第 5（抜粋）>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「普通地方公共団体の規則で定める額」については、長崎県財務規則第 105 条の 2 において規定

されており，その内容は以下のとおりである。

<長崎県財務規則第 105 条の 2>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

以上をまとめると，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号により随意契約を締結することができるのは，①契約の予定価格（貸借の契約にあつては，予定賃貸借料の年額又は総額）が上記地方自治法施行令別表第 5 の範囲内である場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号），②契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号），ということになる。

イ 各事業の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号該当性

随意契約が締結されている上記 18 業務が，①契約の予定価格（貸借の契約にあつては，予定賃貸借料の年額又は総額）が上記地方自治法施行令別表第 5 の範囲内である場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号），②契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）のいずれに該当するかについては，随意契約シート等によれば以下の表のとおりである。

	委託業務名	支出済額	地方自治法施行令第167条の2 第1項各号該当性
③	昇降機保守点検業務委託	213,840	同項第1号
④	自家用電気工作物保安管理業務委託	311,040	同項第1号
⑤	環境衛生業務委託	263,520	同項第1号
⑥	消防用設備等点検業務委託	140,400	同項第1号
⑦	吸収式冷温水ユニット保守点検業務委託	989,280	同項第1号
⑧	X線回析装置保守管理委託	1,814,400	同項第2号
⑨	大型モデリングマシン保守管理委託	469,800	同項第1号
⑩	走査電子顕微鏡保守管理委託	2,999,160	同項第2号
⑪	蛍光X線分析装置保守管理委託	972,000	同項第1号
⑫	版下作成システム保守管理委託	595,836	同項第1号
⑬	3次元出力装置保守管理委託	745,200	同項第1号
⑭	5軸制御モデリングマシン保守管理委託	799,200	同項第1号
⑮	長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託	106,920	同項第2号
⑯	個人線量測定委託	141,372	同項第1号
⑰	ゴミ回収処理（可燃物）業務委託	168,480	同項第1号
⑱	機器類移動等業務委託	790,560	同項第1号
⑲	産業廃棄物（陶磁器くず）の処理業務	62,847	同項第1号
⑳	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	162,529	同項第1号

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した随意契約の適法性

上記表のとおり、随意契約が締結された18業務のうち県が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した15業務の随意契約については、契約の予定価格が地方自治法施行令別表第5の範囲内であり、かつ長崎県財務規則第105条の2で定める額を超えないものであることから、随意契約を締結したことは適正である。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約の適法性

他方、随意契約が締結された18業務のうち、⑧X線回析装置保守管理委託及び⑩走査電子顕微鏡保守管理委託、⑮長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託の3業務の随意契約については、県は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用している。そこで、締結された随意契約が適正といえるためには、同号の要件を満たすことが必要となることから、以下この点について

検討する。

(ア) ⑧ X線回析装置保守管理委託について

契約については、1者見積によりスペクトリス（株）PANalytical 事業部と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、1者見積の随意契約に至った検討状況は、以下のとおりである。

本装置は、物質の種類を特定するための装置であり、特殊性の高いものである。測定の精度を保つための維持管理に必要な部品・ノウハウ等を有しているのは、当該装置を製造したメーカーのみである。

このことにより、専門的知識技術を要するため、メーカーに委託するものである。

ここで、同法施行令第167条の2第1項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、具体的には、以下のよう

に解釈されている。

- i 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ii 国、地方公共団体を相手方とするもの
- iii 県が相手方を選定できる余地のないもの
- iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの
- v 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- vi 県統一価格により契約する場合

県が作成した随意契約検討シートによれば、スペクトリス（株）PANalytical 事業部は、「測定の精度を保つための維持管理に必要な部品・ノウハウ等を有しているのは、当該装置を製造したメーカーのみである。」ということであり、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈として「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」に該当する。

よって、当該委託契約は、同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約とした手続は適正になされているといえる。

(イ) ⑩ 走査電子顕微鏡保守管理委託について

契約については、1者見積により日本電子（株）福岡支店と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、1者見積の随意契約に至った検

討状況は、以下のとおりである。

本装置は、物質を高倍率で詳細に観察するために用いるものであり、特殊な装置構成となっている。

保守管理に必要な部品・ノウハウ等を有しているのは、当該装置を製造したメーカーのみである。

このことにより、専門的知識技術を要するため、メーカーに委託するものである。

この随意契約検討シートによれば、日本電子（株）福岡支店は、「保守管理に必要な部品・ノウハウ等を有しているのは、当該装置を製造したメーカーのみである。」ということであり、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈として「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」に該当する。

よって、当該委託契約は、同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約とした手続は適正になされているといえる。

(ウ) ⑮長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託について

契約については、1者見積により(株)データウェーブと締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、1者見積の随意契約に至った検討状況は、以下のとおりである。

当センターホームページは、入力等を容易にするために、一部データベースによるデータ更新等の運用を行っている。今回改修する共同研究、成果品ギャラリー、お知らせの表示はデータベース化しており、それらと連動し表示されるようになっている。改修にあたりプログラム等を把握する必要があるため、現在のシステムを作成したデータウェーブに依頼することで、時間の短縮ならびに、確実な作業が行われるため、データウェーブ1者見積により改修作業を行う。

この随意契約検討シートによれば、随意契約締結の理由は、「改修にあたりプログラム等を把握する必要があるため、現在のシステムを作成したデータウェーブに依頼することで、時間の短縮ならびに、確実な作業が行われるため、データウェーブ1者見積により改修作業を行う。」とのことである。

しかし、かかる理由は、要するに、時間の短縮・確実な作業という目的のために随意契約としたということであり、これでは、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものを

するとき」の解釈のいずれにも該当しない。

この点、県は、随意契約検討シート記載の「確実な作業」の趣旨は、「データウェブが当センターのホームページ専用で作成した共同研究等の重要な情報を有するデータベースとホームページをリンクさせる特別なシステム構成となっており、改修にあたっては十分なセキュリティ対策を講じながら行う必要がある、このような作業を確実に行うことができるのは、本プログラムを構築しデータ構造を熟知しているデータウェブしかない。そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により1者見積による随意契約に至った。」旨説明している。

かかる県の説明によれば、県が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用してかかる随意契約を締結したことは適正である。

しかし、上記のとおり、随意契約検討シートには県の説明どおりの記載はなされていないのであり、随意契約検討シートの記載からは同号の適用は認められないことになる以上、随意契約検討シートの記載は不十分なものであったと言わざるを得ない。

よって、県は、随意契約検討シートにおいて、随意契約締結の理由を正確かつ十分な記載とすることが望ましい（意見）。

(3) 見積書徴取に関する適法性

ア 見積書徴取の状況

随意契約が締結された18業務について、見積書徴取の状況は以下のとおりである。

	委託業務名	地方自治法施行令第167条の2 第1項各号該当性	見積者数
③	昇降機保守点検業務委託	同項第1号	3
④	自家用電気工作物保管理業務委託	同項第1号	3
⑤	環境衛生業務委託	同項第1号	2
⑥	消防用設備等点検業務委託	同項第1号	5
⑦	吸収式冷温水ユニット保守点検業務委託	同項第1号	1
⑧	X線回析装置保守管理委託	同項第2号	1
⑨	大型モデリングマシン保守管理委託	同項第1号	1
⑩	走査電子顕微鏡保守管理委託	同項第2号	1
⑪	蛍光X線分析装置保守管理委託	同項第1号	1
⑫	版下作成システム保守管理委託	同項第1号	1
⑬	3次元出力装置保守管理委託	同項第1号	1
⑭	5軸制御モデリングマシン保守管理委託	同項第1号	1
⑮	長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託	同項第2号	1
⑯	個人線量測定委託	同項第1号	2
⑰	ゴミ回収処理（可燃物）業務委託	同項第1号	2
⑱	機器類移動等業務委託	同項第1号	4
⑲	産業廃棄物（陶磁器くず）の処理業務	同項第1号	3
⑳	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	同項第1号	1

イ 長崎県財務規則における見積書徴取の規定

随意契約を締結する場合における見積書の徴取については、長崎県財務規則第106条に規定されており、その内容は以下のとおりである。

<長崎県財務規則第106条>

令第167条の2第1項第1号、第3号から第9号までの規定により随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、1人の者の見積書をもって代えることができる。

- (1) 1件の予定価格が30万円を超えないもの（物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。）
- (2) 1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由

により相手方が特定される場合

- 2 令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。ただし、物品の買入れ又は修繕の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1人又はいないときは、2人以上の者から見積書を徴することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
 - (1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入
 - (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入
 - (3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入
 - (4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、250万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。
 - (5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、100万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。
 - (6) 1件の予定価格が3万円を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの

これをまとめると、以下のとおりとなる。

- (ア) ①随意契約の予定価格等が上記地方自治法施行令別表第5の範囲内である場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

原則として、2者以上から見積書を徴取しなければならない。但し、例外として、以下の場合には1者からの見積書で構わない。

 - i) 1件の予定価格が30万円を超えないもの（物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。）
 - ii) 1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い
 - iii) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合
- (イ) ②随意契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

原則として、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴取しなければならない。

ウ 見積書徴取の適法性

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用した随意契約について

随意契約が締結された 18 業務のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用した 15 の随意契約については、上記のとおり、原則として 2 者以上の見積書が必要であるところ、以下の 8 つの契約については、2 者以上から見積書を徴取しており、かかる手続はいずれも適正である。

③昇降機保守点検業務委託、④自家用電気工作物保安管理業務委託、⑤環境衛生業務委託、⑥消防用設備等点検業務委託、⑩個人線量測定委託、⑪ゴミ回収処理（可燃物）業務委託、⑫機器類移動等業務委託、⑬産業廃棄物（陶磁器くず）の処理業務。

他方、この 8 つ以外の 7 つの契約については、見積書が 1 者からしか徴取されておらず、手続が適正といえるためには、上記の例外要件を満たす必要があるため、以下この点について検討する。

随意契約検討シートによれば、これら 7 つの契約において 1 者からしか見積書を徴取していない理由等は、以下の表のとおりである、

	委託業務名	検討状況
⑦	吸収式冷温水ユニット保守点検業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検には、当該機器に関する専門的知識技術を必要とする。 ・㈱日立ビルシステム九州支社は、この専門的知識技術を有する九州地域唯一の当該機器メーカーの保守専門企業である。 ・当該企業に確認したところ、当該機器の保守点検は、保守点検に伴う当該機器に適合する特殊な部品の調達が可能であること及び当該機器に関する点検ノウハウを有することの必要性から、上記企業以外に当該保守点検を実施できる企業はない、とのことである。 ・他の複数の企業に当該機器の保守点検が実施できるか照会したところ、機器のメーカー系列の保守点検を行う企業ではないので、技術的にも部品調達についても対応が困難である、とのことである。また、ビル管理を行う企業が保守点検を行う場合には、機器のメーカー系列の保守点検を行う企業に下請け受注を行うことになる、とのことである。
⑨	大型モデリングマシン保守管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本装置は、陶磁器製造用の石膏を切削加工するために製造された特殊な装置であり、部品はメーカーによる専用の仕様となっている。 ・本契約での保守管理は機械の動作と切削加工精度に影響するものであり、製造元である㈱岩間工業所の代理店のみが対応を行うことができる。 ・このことから、今回の保守管理委託契約は㈱岩間工業所の長崎県内の代理店である㈱システム計装と実施することとする。 ・また、㈱岩間工業所の代理店は、九州では㈱システム計装1社に限定され、他と比較できない。
⑪	蛍光X線分析装置保守管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本装置は、固体、粉末、液体試料の定量、定性分析を行う装置で、高精度、高精密な装置である。依頼試験、開放機器使用として頻繁に使用している。分析精度を保つために定期的な分解整備、部品交換が必要である。 ・この分析装置の分解整備、調製等に当たっては、部品、専門知識及び技術をもつメーカーであるスペクトル㈱パナリティカル事業部のみが保守管理委託先として最適である。
⑫	版下作成システム保守管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本装置は、印刷版作製のためのフィルム出力装置であり、出力精度を保持する必要がある。 ・当該機は、装置並びに付随したフィルムの現像から定着まで、一元的な保守管理が必要であり、保守管理に必要なノウハウ及び部材の調達等を有しているのは当該装置を製造したメーカーのみである。
⑬	3次元出力装置保守管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本装置は、コンピュータで設計したデータを3次元出力する装置である。 ・依頼試験で利用し、共同研究では製品開発におけるデザインの検討のために使用している。 ・データを立体で出力するための精度を保つためには、定期的な整備と消耗部品の交換が必要である。装置の部品は専用の仕様となっているため、販売元である㈱豊通マシナリーの代理店のみが対応を行うことができる。 ・このことから、今回の契約は㈱豊通マシナリーの代理店である扇精光ソリューションズ㈱と実施することとする。 ・また、㈱豊通マシナリーの代理店は、県内では扇精光ソリューションズ㈱1社に限定され他と比較できない。
⑭	5軸制御モデリングマシン保守管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本装置は、陶磁器製造用の石膏を切削加工するために製造された特殊な装置であり、部品はメーカーによる専用の仕様となっている。 ・本契約での保守管理は機械の動作と切削加工精度に影響するものであり、製造元である㈱岩間工業所の代理店のみが対応を行うことができる。 ・このことから、今回の保守管理委託契約は㈱岩間工業所の長崎県内の代理店である㈱システム計装と実施することとする。 ・また、㈱岩間工業所の代理店は、九州では㈱システム計装1社に限定され、他と比較できない。
⑳	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	<p>当該業務を行うには、特別管理産業廃棄物収集運搬業者許可及び処分許可が必要であるが、県内において、当該処分の許可を有しているのは、㈱矢敷環境保全のみであり、また、他の収集運搬許可をもつ県内業者に聞き取りを行ったところ、処分については、㈱矢敷環境保全に依頼するとのことであったため、当該業務を行うことができるのは、県内の収集運搬及び処分の許可をもつ㈱矢敷環境保全のみであるため。</p>

すなわち、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務以外の委託業務については、いずれも高度に精密な機械等の保守管理であり、その専門的知識を有する業者は委託契約を締結した業者のみということである。

また、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務については、当該業務を行うにあたって特殊な許可を有することが必要であるところ、かかる特殊な許可を有するのは委託契約を締結した業者のみということである。

そうすると、これら7つの委託業務については、いずれも、iii) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合（長崎県財務規則第106条第1項第3号）に該当し、1者からしか見積書を徴取しなかったことは適正である。

(イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約について

随意契約が締結された18業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した3つの随意契約については、上記のとおり、原則として「契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者」から見積書を徴取する必要がある。

そして、これら3つの随意契約については、いずれもかかる原則に従っており、1者見積としたことは適正である。

6 新技術の活用に関する検証について

(1) 出願・登録状況

窯業技術センターは、実施した研究開発により、特許権や実用新案権といった産業財産権を取得している。そして、かかる産業財産権の平成29年4月1日時点における出願・登録実績は、以下のとおりである。

	出願数	出願形態		登録後 権利継続数 (登録手続 中を含む)	権利中断数	審査請求 中の数	審査請求前	公開前
		単独	共同					
特許	62	27	35	19	40	2	1	-
実用新案	12	5	7	2	10	-	-	-
意匠	2	2	0	0	2	-	-	-
合計	76	34	42	21	52	2	1	-

上記のうち、それぞれ、平成28年度出願件数は0件、平成27年度出願件数は1件、平成26年度出願件数は1件である。

(2) 売上額・実施料

県は、これら産業財産権を県内企業に使用させることによって実施料を得ている。平成28年度の実施許諾のある産業財産権の状況は、以下のとおりであり、実施料の

総額は 106,470 円、産業財産権を使用した企業の使用にかかる平成 28 年度の合計売上額は 9,460,873 円である。

出願番号	契約日	発明名称
2007-096947	H25. 5. 13	粘土鉱物系複合材料とその製造方法
2005-185759	H20. 8. 20	高強度陶磁器製食器
実願 2009-001928	H21. 6. 11	ユニバーサルデザイン・カップ
2009-167361	H21. 8. 6	蓄光性複合材
実願 2009-009121	H22. 3. 1	電子レンジ用蒸し器
2008-093183	H26. 11. 28	粘土鉱物系抗微生物材料、その製造方法及び用途

(3) 産業財産権の取得による効果について

新技術の開発により、特許権その他の権利を取得し、県内における窯業の発展に寄与している点は明らかであり、率直に評価すべきである。

研究の必要性について、評価委員会においても一定の評価を得ているところ、今後もより県内企業に還元されるような新技術を開発することが望まれるとともに、窯業技術センターが開発した新技術がより県内企業に還元されるよう、さらなる努力を行うことが期待される。

(4) 経常研究費の推移と経済効果

ア 経常研究費の推移

窯業技術センターにおける、過去 10 年度の経常研究費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)											
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
経常研究費	23,815	20,120	20,809	19,606	15,623	12,194	12,045	12,121	10,924	10,576	157,833
終了研究数	3	4	3	2	4	1	2	2	4	1	26

※ 29 年度以降の継続研究 6 件

イ 経済効果

一方、過去 10 年度における、経常研究の成果によりもたらされた経済効果は以下のとおりである。

		(単位 ; 千円)
研究課題		経済効果 (売上高)
水環境におけるリン固定と回収プロセスに関する研究		100
傾斜機能材料技術を用いた光触媒製品の開発		280
無機材料の遠赤外線放射特性と応用製品に関する研究		15,000
3次元シミュレーションを用いた製品開発プロセスの支援技術に関する研究		2,251,220
高活性複合型光触媒の開発		100
高輝度蓄光製品の量産製造技術の確立		2,209
新製品開発のためのデザイン手法の開発		20,600
高耐候性・高輝度蓄光製品の製造技術に関する研究		2,111
	経済効果 合計	2,291,620

ウ 経済効果の検討

上記によれば、過去10年度において投下された経常研究費は157,833千円、その経常研究により企業にもたらされた経済効果（売上高）は2,291,620千円である。

特に「3次元シミュレーションを用いた製品開発プロセスの支援技術に関する研究」（以下、「3次元シミュレーションを用いた研究」とする。）は、県内企業の発展に大いに貢献しており、極めて効率性の高い研究成果を得ているといえる。

しかしながら、他の研究課題については、経済効果が100千円から300千円程度のものもあり、これらに限れば、研究の成果という面でやや希薄な印象を受ける。

それでも、3次元シミュレーションを用いた研究成果により、十分にカバーできている点は明らかであることから、今後は、3次元シミュレーションだけに頼らない、新たな技術の開発がなされるよう、さらなる努力が期待される。

7 備品管理について

窯業技術センターにおいては、その有する機器および備品について、物品管理簿に登録し管理されているが、施設内の備品をサンプルチェックしたところ、廃棄処理されていない備品が散見された。

なお、センター内の各担当者が実施した「物品管理簿との点検・照合結果報告書」には、「物品管理簿との点検・照合の結果、物品管理者へ報告すべき事項の有無」について、「無」とされているが、明らかに長期間未稼働の物品も見受けられた。

確認したところ、物品の廃棄については、各担当者の主観に委ねられており、統一的な基準は設けられていないということであった。

平成 29 年度途中より、物品管理について統一的な判断基準を設けて、順次運用中であることから指摘事項とはしないが、継続的な廃棄、点検作業を実施することが望ましい（意見）。

第7 市町営工業団地整備支援事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的 ・内容	自ら優良な工業団地の整備を行うことにより企業の立地促進を図る市町を支援することによって、県内企業の活性化及び県外企業の誘致推進並びに雇用の拡大に資する企業立地の受け皿拡大を図る。
事業期間	平成19年度～継続
事業費	平成28年度予算 203,725千円

2 平成28年度の事業内容

市町が自ら主体となって工業団地の整備を行うもので、県が適当と認める事業に対し補助を行った（長崎県市町営工業団地整備支援事業補助金）。

なお、かかる補助金の対象団地及び対象事業・対象経費の概要は、以下のとおりである。

(1) 対象団地

市町が立案する計画に基づき自ら造成する工業団地で、次の条件を満たすもの。

- ・ 分譲面積2ha以上。
- ・ 交通アクセスなど企業の立地ニーズに対応等

(2) 対象事業及び対象経費

ア 団地整備事業

(ア) 分譲面積10ha以下の場合

工事費、調査費、測量及び試験費等の合計額から分譲収入見込額を差し引いた額又は分譲収入見込額のいずれか少ない額を補助する。

(イ) 分譲面積10haを超える場合

工事費、調査費、測量及び試験費等の合計額から分譲収入見込額を差し引いた額又は同合計額の2分の1のいずれか少ない額を補助する。

イ 区画道路等整備事業

団地整備事業により整備した分譲面積が10haを超える団地において、分譲開始後5年以内に整備する場合に、工事費、調査費、測量及び試験費等を補助する。

ウ 起債等利子償還事業

団地整備事業により整備した分譲面積が10haを超える団地において、起債額のうち分譲収入見込額相当分にかかる償還利子（分譲面積20ha以下の場合、10haを超える部分の割合に相当する額を限度）を補助する。

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「働く場を創る／改善する」を掲げており、そのうえで「企業誘致の推進」として「企業ニーズや本社機能の地方移転に向けた国の動きなどを踏まえて、本県の優位性を生かした戦略的、効果的な企業誘致を推進し、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図る」としている。

市町営工業団地整備支援事業は、自ら優良な工業団地の整備を行うことにより企業の立地促進を図る市町を支援することによって、県内企業の活性化及び県外企業の誘致推進並びに雇用の拡大に資する企業立地の受け皿拡大を図ることを目的としており、企業誘致の受け皿の整備促進に寄与している。

よって、本事業は、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っているといえる。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要

補助金の名称	長崎縣市町営工業団地整備支援事業補助金
交付目的	市町が実施する工業団地整備事業の促進を図る。
補助事業の内容、対象経費等	市町が立案する工業整備計画に基づき独自に開発する工業団地であって一定の条件を満たす対象団地の対象事業(①団地整備事業, ②区画道路等整備事業, ③起債等利子償還事業)について, (1)造成事業, 周辺環境の整備に要する経費 (2)分譲面積が 10ha を超える場合, 分譲収入見込み額の一部又は全部に係る償還利子
補助率又は額	2 分の 1 以内
補助対象者	市町
補助金額	平成 28 年度 (予算) 203, 725 千円

(2) 補助金実施要綱の内容

長崎縣市町営工業団地整備支援事業補助金（以下、「市町営工業団地整備支援事業補助金」という。）の補助対象者は、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（以下、「部補助金要綱」という。）の別表に、「市町」と定められており、対象事業及び対象経費並びに補助率は、長崎縣市町営工業団地整備支援事業補助金実施要綱（以下、「市町営工業団地整備支援事業補助金要綱」という。）の別表 1 と別表 2 に定められている。

別表 1		
対象事業	対象経費	補助率
<p>(1) 団地整備事業</p> <p>市町が申請し、知事が承認した工業団地整備計画に基づき市町が団地（分譲面積が 2ha 以上のものに限る。）を整備する場合（市町が土地開発公社に依頼して整備する場合を含む。）に必要となる造成事業（取付道路を含む。）及び上下水道整備等の周辺環境の整備事業</p>	<p>対象事業に要する工事費，調査費，測量及び試験費，設計費（市町が土地開発公社に依頼して整備する場合には，土地開発公社が実施する左欄の事業のための上記費用に対する市町から土地開発公社への補助等に要する費用）</p> <p>ただし，整備後の分譲面積に応じて，以下の額を限度とする。</p> <p>①分譲面積 10ha 以下の場合</p> <p>対象経費及び知事が別に定める費用の合計額から対象団地の分譲用地を全て分譲した場合の収入見込額（以下「分譲収入見込額」という。）を差し引いた額又は分譲収入見込額のうちいずれか少ない額。</p> <p>②分譲面積が 10ha を超える場合</p> <p>対象経費及び知事が別に定める費用の合計額から分譲収入見込額を差し引いた額又は同合計額の 2 分の 1 のうちいずれか少ない額。</p>	2 分の 1 以内
<p>(2) 区画道路等整備事業</p> <p>(1) により整備した団地（分譲面積が 10ha を超えるものに限る。）において，誘致企業の立地のために必要となる区画道路等を分譲開始後 5 年以内に整備する場合の団地内の整備事業</p>	<p>対象事業に要する工事費，調査費，測量及び試験費，設計費，その他知事が特に必要と認める費用（市町が土地開発公社に依頼して整備する場合には，土地開発公社が実施する左欄の事業のための上記費用に対する市町から土地開発公社への補助等に要する費用）</p>	2 分の 1 以内
別表 2		
<p>(1) 起債等利子償還事業</p> <p>別表 1(1) により整備す</p>	<p>市町の起債額のうち分譲収入見込額相当分に係る償還利子（市町が土地開発</p>	2 分の 1 以内

<p>る団地（分譲面積が 10ha を超えるものに限る。）の整備に伴う市町の起債又は土地開発公社の借入金（以下「起債等」という。資金繰り等の一時的なものを除き、別表 1(1)により整備する団地に係る補助金の交付決定がなされた後に起債又は借入を行うものに限る。）に係る利子の償還</p>	<p>公社に依頼して整備する場合にあっては、土地開発公社の借入金のうち分譲収入見込額相当分に係る償還利子に対する市町から土地開発公社への補助等に要する費用）</p> <p>ただし、整備後の分譲面積が 20ha 以下の場合、分譲等がなされた部分を含む分譲面積全体のうち 10ha を超える部分の割合に相当する額を限度とする。</p>	
--	---	--

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 消費税の取扱いについて

(ア) 補助金要綱の取扱い

市町営工業団地整備支援事業補助金要綱には、消費税の取扱いに関する規定が設けられていない。

よって、消費税の取扱いは、部補助金要綱の規定によることとなる。

部補助金要綱には、消費税に関して次の規定が設けられている。

【長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（一部抜粋）】

第 3 条第 2 項

補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第 6 条第 3 項

第 3 条第 2 項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事

に報告しなければならない。

第6条第4項

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(イ) 補助金申請における消費税の取扱いについて

上記（ア）の規定によれば、補助対象事業者は、この補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

また、補助金の申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、補助対象事業者は、仕入れに係る消費税等相当額が確定した時に、その仕入れに係る消費税等相当額を報告書により報告し、知事は補助事業者に対しその仕入れに係る消費税等相当額の返還を請求することとなっている。

(ウ) 市町営工業団地整備支援事業補助金の消費税の取扱いについて

県は、市町営工業団地整備支援事業補助金の申請に際し、補助対象経費を消費税込みの金額で申請させており、仕入れに係る消費税等相当額の報告書の提出も受けていない。

また、補助金の交付に際し、補助対象事業者である市町に対し、口頭で消費税の申告の有無と、仕入れに係る消費税等相当額がないことを確認しているが、その確認した内容について記録を残していない。

これは、この補助金の補助対象事業者が市町であり、消費税の課税事業者ではないため、仕入れに係る消費税等相当額は発生せず、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであることを理由としている。

消費税法において、市町も、基準期間の課税売上高が1千万円を超えれば消費税の課税事業者になり、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも、課税事業者となることを選択することができるため、「市町＝消費税免税事業者」とはならない。

補助金の申請時に消費税免税事業者であった補助対象事業者が、補助金の交

付時には、消費税課税事業者であることも考えられる。

よって、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであるとは言えない。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである（指摘事項）。

5 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価によれば、市町営工業団地整備支援事業については、以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	工業団地整備計画承認件数（件）
	H28 目標	数値目標なし
	H28 実績	1 件
	達成率	—
成果指標	主な目標	整備された市町営工業団地数（箇所）
	H28 目標	数値目標なし
	H28 実績	0 箇所
	達成率	—
事業の成果等		佐世保市営工業団地（仮称）整備事業を、県費補助の対象事業者として新たに採択した。事業採択を行った 5 箇所の工業団地の整備が着実に進められている。

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

市町営工業団地整備支援事業の活動指標は、工業団地整備計画承認件数となっているところ、この活動指標自体は、適切である。

もっとも、数値目標は設定されていない。

しかし、本事業は、市町が自ら主体となって工業団地の整備を行い、県が適当と認める事業に補助を行う事業であることに鑑みると、数値目標が設定されていないこともやむを得ないとする。

イ 成果指標について

市町営工業団地整備支援事業の成果指標は、整備された市町営工業団地数となっている。

この成果指標自体は、事業の目的が県内企業の活性化及び県外企業の誘致推進並びに雇用の拡大に資する企業立地の受け皿拡大を図ることにあることからすれば、一応、適切と言い得る。

しかしながら、工業団地整備計画が承認されれば、若干の例外はあるにしても、いずれ市町営工業団地として整備されることからすれば、整備された市町営工業団地数という成果指標は、工業団地整備計画承認件数という活動指標と実質的には同じである。

そして、本事業については、毎年2億円を超える補助金が投入されることからすれば、その効果を可視化することは重要である。また、市町営工業団地の整備が完了するのは数年単位であることからすれば、単年度の成果指標を整備された市町営工業団地数とすると進捗状況が把握しにくい。

よって、最終的な成果指標については整備された市町営工業団地数でよいとしても、進捗状況が確認できるように、数値目標が設定できるようなものを中間的な成果指標とすることが望ましい（意見）。

具体的には、市町営工業団地整備支援事業が雇用拡大に伴う県民所得の向上を目的としていることから、工業団地で雇用される人数の増加や雇用される人々の総所得額の金額の増加、市町営工業団地の整備・分譲面積累計など進捗が分かるようなものがあると思われるが、何らかの中間的な成果指標として設定することを検討していただきたい。

6 会計処理が適法かつ妥当に行われているか

(1) 予算額・決算額

ア 決算

(単位：円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
補助金	203,468,000	204,241,000	773,000
事務費	257,000	36,800	▲220,200
合計	203,725,000	204,277,800	552,800

イ 補助金の執行状況

(単位：円)

交付先	予算額	決算額	差異	備考
大村市	200,915,000	192,686,000	▲8,229,000	大村市新工業団地
西海市	2,553,000	694,000	▲1,859,000	大島地区工業団地
佐世保市	—	10,861,000	10,861,000	市営工業団地 (相浦地区)
合計	203,468,000	204,241,000	773,000	

ウ 事務費の執行状況

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
報償費	177,000	34,800	▲142,200
旅費	80,000	2,000	▲78,000
合計	257,000	36,800	▲220,200

(2) 予算額と決算額の差額について

市町営工業団地整備支援事業補助金のうち、佐世保市の市営工業団地(相浦地区)の補助金については、平成28年度の途中に工業団地の整備の協議を受けたため、当初予算では計上しておらず、平成28年9月議会において補正予算を上程し、決議された。

この補正予算により計上された補助金の予算額は、13,200,000円であり、交付額との差額は、▲2,339,000円であった。

市町営工業団地整備支援事業補助金は、市町が自ら主体となって工業団地の整備を行い、県が適当と認める事業に対し補助を行っている。

よって、市町より工業団地の整備につき、年度途中で協議を受け、その年度中に工業団地の整備を開始する場合、補正予算対応となることも考えられる。

(3) 実地検査について

ア 大村市営工業団地整備支援事業

大村市営工業団地整備支援事業については、平成29年4月13日、大村市役所及び現地において実地検査が行われている。誰が誰に対して、どのような調査を行ったかが「実地調査の内容」及び「別紙 チェックリスト(全庁共通)にまとめられている。

イ 佐世保市営工業団地整備支援事業

佐世保市営工業団地整備支援事業については、平成 29 年 4 月 13 日、佐世保市役所において実地検査が行われている。誰が誰に対して、どのような調査を行ったかが「実地調査の内容」及び「別紙 チェックリスト（全庁共通）」にまとめられている。

ウ 大島地区工業団地整備支援事業

大島地区工業団地整備支援事業については、平成 29 年 3 月 28 日、西海市役所において実地検査が行われている。誰が誰に対して、どのような調査を行ったかが「実地調査の内容」及び「別紙 チェックリスト（全庁共通）」にまとめられている。

エ 検討

市町営工業団地整備支援事業においては、全庁共通のチェックリストの外に、誰が誰に対してどのような調査を行ったかが判明する「実地調査の内容」がまとめられている。

このように責任の所在が明らかになる取組みについては、引き続き継続されたい。

7 補助金支援決定に当たって

(1) 知見を有するものの意見

市町営工業団地整備支援事業においては、当該支援事業の対象としての適格性を判定するに当たり、長崎縣市町営工業団地整備支援事業実施要領 3 (2) により、知見を有する者の意見が必要となっている。

(2) 運用

ア 大村市営工業団地整備支援事業

大村市営工業団地整備支援事業においては、平成 26 年度市町営工業団地整備支援事業審査会設置要領に基づき、平成 26 年 8 月 6 日、市町営工業団地整備支援事業審査会が開催されている。審査委員は、7 名である。平成 26 年度市町営工業団地整備支援事業審査会審査要領に基づき、審査基準及び評価基準が設けられ、審査会においては、事務局作成の評価シートに対する評価を行うことにより、適格性の判断がなされている。そして、審査結果の通知に当たっては、附帯意見も併せて通知されている。

イ 佐世保市営工業団地整備支援事業

佐世保市営工業団地整備支援事業においては、平成 28 年 7 月 5 日、現地調査を行った上で審査会が開催されている。審査委員は、7 名である。審査会においては、事務局作成の評価シートに対する評価を行うことにより、適格性の判断がなされている。そして、審査結果の通知に当たっては、附帯意見も併せて通知されている。

ウ 大島地区工業団地整備支援事業

大島地区工業団地整備支援事業においては、平成 27 年 7 月 9 日、長崎県土地開発公社の技術部長 1 名から意見聴取を行っているが、これ以外に知見を有する者の意見が聞かれた形跡はない。なお、事務局が作成した評価シートに対する評価が行われた形跡も存在しない。

(3) 検討

このように、市町営工業団地整備支援事業においては、知見を有する者の意見が必要となっており、形式的には上記 3 事業ともその要件は満たしている。

しかしながら、大村市営工業団地整備支援事業及び佐世保市営工業団地整備支援事業においては、意見聴取にあたって審査会が開催されているのに対して、大島地区工業団地整備支援事業においては、審査会は開催されず、1 名の意見聴取で終わっている。

そもそも、支援事業の対象としての適格性を判定するに際して知見を有する者の意見を求める趣旨は、当該支援事業の対象としての適格性の判定をより慎重かつ適切に行うことにある。とすれば、複数名で審査を行うことがより慎重かつ適切な判断に至りやすい。

よって、支援事業の対象としての適格性を判定するに際して、知見を有する者の意見聴取にあたっては、審査会の開催を原則とすることが望ましい（意見）。また、併せて、審査会を構成する審査員の選任基準についても定めておくことが望ましい（意見）。

そして、例外的に審査会を開催しない場合には、前述した知見を有する者の意見を求める趣旨を損なわないよう、その要件や手続について定めておくことが望ましい（意見）。

第8 長崎金融バックオフィスセンター構想事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的 ・内容	オフィスビルの整備を促進し、金融機関のバックオフィス機能等の企業誘致を推進する。
事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度
事業費	平成 28 年度予算 2,456,175 千円

2 平成 28 年度の事業概要

長崎港ウォーターフロントに金融機関のバックオフィス機能等を誘致・集積し、良質な雇用の場を創出するとともに、長崎県立大学での高度専門人材の育成及び UIJ ターンの活用による人材確保を進める。

このため、受け皿となるオフィスビルについて、県有地を活用し、官民連携で整備を行い、企業誘致の取組を強化する。

(1) オフィスビル整備

出島地区の県有地を活用し、長崎市及び長崎県産業振興財団と連携してオフィスビルの整備を行うとともに、民間によるオフィスビル整備を促進すべく、大規模な土地所有者等への働きかけを行う。

(2) 企業誘致の強化

国の動向や経済情勢等を見極めながら、誘致対象企業にとって魅力ある支援制度となるよう必要な見直しを行うとともに、企業訪問などの誘致活動を強化し、オフィス系企業の誘致を推進する。

(3) 人材育成・確保

長崎県立大学に平成 28 年 4 月に新設された「情報セキュリティ学科」における高度専門人材の育成と UIJ ターンの活用による人材確保を進める。

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

(1) 長崎金融バックオフィスセンター構想 2020

ながさき産業振興プランの「基本指針 3：働く場を創る／改善する」には、「県内企業と親和性の高い企業やオフィス系企業等の誘致等により、雇用の場を創出するとともに産業の集積化を図ることが望ましい。」と記載されており、この基本指針を受けて重点推進プロジェクトの一つに、「長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 の推進」が掲げられている（なお、「長崎金融バックオフィスセンター構想 2020」は、平成 27 年 10 月に策定された「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において示されたもので、ながさき産業振興プランにおいては再掲されたもの

である。)

長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 は、下表のとおりである。

【長崎金融バックオフィスセンター構想 2020】

優秀な人材が豊富で、地震や津波が少ない本県の強みを活かし、2020 年度までに長崎港ウォーターフロントに保険会社など金融機関のバックオフィス機能等を誘致・集積させ、新たに 2,000 名を超える良質な雇用を創出する。

中でも今後成長分野と考えられる金融 IT 分野においてプロフェッショナル人材の UIJ ターンを促進するとともに、2016 年 4 月、長崎県立大学に日本で初めて開設予定の「情報セキュリティ学科」等と連携し高度専門人材を育成するなど、既存金融拠点の拡充や更なる企業誘致を図る。

さらに企業の本社機能の移転・拡充の動きや製造業の BCP 対応も捉えた積極的な誘致活動を実施する。

(ア) 長崎港ウォーターフロントにおいて県有地活用や民間開発の誘発などにより良質なオフィスを確保

(イ) プロフェッショナル人材の UIJ ターンを促進するとともに長崎県立大学情報セキュリティ学科等と連携し高度専門人材を育成

(ウ) 情報力、交渉力を強化するため民間企業等経験者を配置するとともに、本県の企業誘致情報の積極的な発信等を行って企業誘致を推進

(エ) 企業誘致を推進するため、長崎県産業振興財団の積極的な企業訪問等の活動を支援し、雇用の場を創出

(2) ながさき産業振興プランとの関係・整合性

ア オフィスビル整備

上記 (1) のとおり、長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 では、長崎港ウォーターフロントにおいて県有地活用や民間開発の誘発などにより良質なオフィスを確保することとしている。

県は、オフィス系企業のニーズに見合うオフィスフロアが不足している状況になっているとの認識から、県と長崎市の支援により、長崎県産業振興財団を事業主体として、出島地区の県有地を活用したオフィスフロアの実施及び運営を行い、このオフィスビルの整備を契機に、民間によるオフィスビル整備の誘発につなげていくことを計画した。

なお、長崎県は、このオフィスビル整備に関し、長崎県産業振興財団との間に「長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書」を締結し、長崎県が県有地の無償貸与と整備資金の財源措置を、長崎県産業振興財団が出島ビルの建築と運営を行うことを取り決めている。

イ 企業誘致の強化

上記（１）のとおり、長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 では、企業誘致の強化策として、情報力、交渉力を強化するため民間企業等経験者を配置するとともに、本県の企業誘致情報の積極的な発信等を行うこと、及び、長崎県産業振興財団の積極的な企業訪問等の活動を支援し、雇用の場を創出することとしている。

長崎県は、長崎県産業振興財団と「長崎県企業誘致特別強化対策事業」に伴う負担金の拠出に関し協定を締結し、長崎県産業振興財団と共に企業誘致の強化を図ることとしている。

ウ 人材育成・確保

上記（１）のとおり、長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 では、プロフェッショナル人材の UIJ ターンを促進するとともに長崎県立大学情報セキュリティ学科等と連携し高度専門人材を育成することとしている。

長崎県は、平成 28 年 4 月に長崎県立大学に国内唯一の情報セキュリティ学科を開設し、ここで育成される高度専門人材を強みとして、オフィス系企業の誘致につなげていく事としている。

エ 一翼を担っているか

長崎金融バックオフィスセンター構想事業は、ながさき産業振興プランの重点推進プロジェクトの一つである「長崎金融バックオフィスセンター構想 2020 の推進」に基づいた事業内容となっており、ながさき産業振興プランの事業内容と合致しており、適切な一翼を担っている。

4 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価によれば、長崎金融バックオフィスセンター構想事業については、以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	オフィスの整備面積（坪）
	H28 目標	数値目標なし
	H28 実績	0 坪
	達成率	—
成果指標	主な目標	誘致企業による雇用計画数（人）
	H28 目標	数値目標なし
	H28 実績	655 人
	達成率	—

事業の成果等	<p>県産業振興財団によるオフィスビル整備が着手された。</p> <p>積極的な誘致活動による長崎港ウォーターフロント等へのオフィス系企業誘致による雇用計画数は 655 人となった。</p>
--------	---

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

活動指標は、「オフィス整備面積（坪）」とされている。

この点、県の担当者の説明によれば、オフィス整備面積は対象事業として認定されたビル整備事業(既存ビル改修も含む)において誘致企業が入居可能な面積を把握する予定であり、「5 ヶ年(H28～ 32)で 2,000 坪」であるとのことである。もっとも、現状、長崎県産業振興財団によるクレインハーバー長崎ビルで 1,700 坪、民間で整備中のビルで 3,000 坪程度の整備面積を見込んでいるとのことである。

しかしながら、年度別の具体的な数値目標は設定されていない。

イ 成果指標について

成果指標は、「誘致企業による雇用計画数（人）」とされている。最終的には、2020 年度（平成 32 年度）までに新たに 2,000 人を超える良質な雇用を創出することが目的とされている。

しかしながら、年度別の具体的な数値目標は設定されていない。

ウ 検討

(ア) 数値目標が設定されていない点について

長崎金融バックオフィスセンター構想事業は、最終的には、2020 年度（平成 32 年度）までに新たに 2,000 人を超える良質な雇用を創出することが目的とされている。また、平成 28 年度には 24 億 5600 万円を超える事業費（県有財産の所管替えを除いても 15 億 6200 万円）をかけている。

オフィスの整備や雇用の創出には事業を開始してから一定の時間が必要であるところ、2020 年度（平成 32 年度）までに 2,000 人もの新規雇用を創出するという目的を確実に達成するためには、年度毎の目標を設定すべきであり、また、5 年後の数値目標が設定できるなら年度毎の数値目標の設定も可能なはずである。

さらに、かかる事業に県は多額の事業費をかけている以上、県は、事業目的を確実に達成させるよう最大限努めるべきである。

よって、県は、活動指標及び成果指標について、2 年目以降、年度毎の具体的な数値目標を設定することが望ましい（意見）。

(イ) 活動指標について－「5 ヶ年(H28～ 32)で 2,000 坪」の妥当性

a 活動をする動機となりうるものであるか

長崎金融バックオフィスセンター構想事業の活動指標は、「オフィス整備面積（坪）」であるところ、アで述べたように「5 ヶ年(H28～ 32)で 2,000 坪」である。もっとも、現状、長崎県産業振興財団によるクレインハーバー長崎ビルで 1,700 坪が整備されており、整備率としては 85%である。しかも、クレインハーバー長崎ビルについては、平成 27 年 11 月 10 日、県と長崎県産業振興財団において「長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書」が締結されており、この段階で既に 1,700 坪の整備がなされることが決定されていた。そうすると、「オフィスの整備面積（坪）」としては、残り 15%の 300 坪となる。

そうすると、長崎金融バックオフィスセンター構想事業における実質的な活動指標を示す数値が 300 坪であるところ、かかる活動指標の数値は低いと思料され、事業開始時において達成可能な数値は、活動をするための動機となりにくいとも思える。

もっとも、協定書が締結された平成 27 年 11 月 10 日の時点においても、また、ながさき産業振興プランが策定された平成 28 年 3 月の時点においても、ビル整備の財源となる貸付金は予算化されていない。また、県議会で予算を否決された場合には、財源の裏付けがなく、実施できなくなる。

そうだとすれば、必ずしも事業開始時において達成可能な数値とまではいえず、活動をするための動機となりうる。

b 県庁移転後に空室となる民間オフィスビルについて

次に、この「オフィスの整備面積（坪）」には、対象事業として認定されたビル整備事業（既存ビル改修も含む）において誘致企業が入居可能な面積を把握する予定とされているところ、長崎県庁移転後の別館の利用など既存施設の利用も排除されていない。

この点、これまで県庁の別館として借り上げていた民間のオフィスビルについて、県庁が撤退したことにより 1,242 坪が空いたことからすれば、オフィスの整備面積（坪）2,000 坪の活動指標は容易に達成可能のようにも思える。

もっとも、県庁が撤退したことにより空いたオフィスは、そのほとんどが 1 フロアー 200 坪以上の柱のない空間という企業ニーズを満たしていないものであり、そのため長崎金融バックオフィスセンター構想事業の構想には入っていないとのことであった。

そうだとすれば、県庁が撤退したとしても、誘致対象企業の企業ニーズを満たしていないのであって、オフィスの整備面積（坪）2,000 坪の活動指標

は容易には達成できないものである。

c 上方修正について

現時点において、長崎県産業振興財団によるクレインハーバー長崎ビルで1,700坪が整備されており、さらに民間で整備中のビルで3,000坪程度の整備面積を見込んでいるとのことである。そうだとすれば、事業年度半ばで既に2,000坪の目標を達成することは確実である。

したがって、長崎金融バックオフィスセンター構想事業の活動指標の最終値については、上方修正することが望ましいと思われる。但し、これは上方修正なので意見とはしない。

(ウ) 成果指標について

長崎金融バックオフィスセンター構想事業の成果指標は、「誘致企業による雇用計画数(人)」であるところ、上記イで述べたように最終的には、2020年度(平成32年度)までに新たに2,000人を超える良質な雇用に創出することが目的とされている。

確かに、この2,000人は雇用予定数ではある。

しかし、2020年度(平成32年度)は、事業最終年度であることからすれば、長崎金融バックオフィスセンター構想事業が機能したかどうかを検証するためには、雇用予定数ではなく、実際の新規雇用実数が重要である。特に、現在のように、誘致企業による雇用計画数(人)の年度毎の具体的目標を示さないのであれば、結果で示すことが重要である。

したがって、成果指標そのものについては、誘致企業による新規雇用実数(人)とすることが望ましい(意見)。

5 会計処理が適法かつ妥当に行われているか

(1) 予算・決算額

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
オフィスビル整備	2,449,684,000	2,443,360,640	▲6,323,360
企業誘致の強化	6,491,000	6,491,000	0
人材育成・確保	—	—	—
合計	2,456,175,000	2,449,851,640	▲6,323,360

(2) オフィスビル整備

ア 事業費の執行状況

(単位：円)

事業費の内容	予算額	決算額	差異
港湾施設整備特別会計からの土地購入費	899,684,000	893,360,640	▲6,323,360
長崎県産業振興財団への建設費等貸付金	1,550,000,000	1,550,000,000	0
合計	2,449,684,000	2,443,360,640	▲6,323,360

イ 「長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書」について
長崎県は、オフィスビル整備に関し、長崎県産業振興財団との間に「長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書」を締結しており、県は、この協定に基づき、長崎県産業振興財団に対し、県有地の貸付とオフィスビル整備資金の無利息貸付を行っている。

なお、この協定の内容は下表のとおりである。

【長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書】

長崎県（以下「甲」という。）と公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「乙」という。）は、別紙に記載する長崎県出島オフィスビル（仮称）（以下「出島ビル」という。）の整備及び運営にあたり、相互の役割分担、連携及び責任の所在等を明らかにすることを目的として本協定書を締結する。

（出島ビル整備の趣旨）

第1条 甲は、長崎県の重要施策として企業誘致による雇用の創出を図るため、乙と協力して出島ビルを整備することとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、出島ビルの整備における次の事項について責任を負う。

- (1) 建築地の近隣者等利害関係者との調整
- (2) 建築にかかる県有地の無償貸与
- (3) 整備にかかる財源措置
- (4) 整備にあたり乙が必要とし、甲が認める経費の財源措置
- (5) 整備にあたり乙が必要とし、甲が認める人的支援又はその代替措置
- (6) 建築にかかるノウハウの提供

(乙の責務)

第3条 乙は、出島ビルの整備及び運営における次の事項について、善良な管理者の注意義務を負う。

- (1) 出島ビルの建築
- (2) 誘致企業等に対する出島ビルの賃貸
- (3) 賃貸料（駐車場収入を含む）の徴収
- (4) 完成した出島ビルの維持管理
(整備財源としての貸付実行)

第4条 甲は、第2条第3号に規定する財源措置として、乙に対し必要となる金銭の無利子貸付を予算の範囲内で行う。

(出島ビルの賃貸)

第5条 乙は、誘致企業等に出島ビルを賃貸することとし、その賃貸料をもって甲からの借入金の償還財源に充てる。

2 前項に規定する賃貸料の額については、甲乙協議の上これを定める。

(貸付金の償還)

第6条 乙は、前条に規定する各年度の賃貸料から当該年度の出島ビルの運営に要する経費（以下「維持管理費」という。）を差し引いた額を償還財源として積み立て、第4条の規定により締結する金銭貸付契約の償還期限までに甲へ償還することとする。

2 前項の規定に関わらず、入居する誘致企業等の不足等により、乙が契約に定める期限までに償還できない場合、乙からの申し出に基づき、甲は貸付期間を延長することとする。

(整備費用)

第7条 次に掲げる費用は、甲からの借入金をもってその財源とする。

- (1) ビル建築費
- (2) ビル建築に必要な委託等に要する経費
- (3) ビル整備にあたり必要となる人員にかかる経費
- (4) 公租公課
- (5) その他ビル整備に要する経費

(維持管理費)

第8条 次に掲げる維持管理費は、甲からの借入金及び誘致企業等からの賃貸料収入をもってその財源とする。

- (1) ビル管理に必要な委託等に要する経費
- (2) 維持管理に必要な人員にかかる経費
- (3) 大型修繕に必要な経費

<p>(4) 公租公課</p> <p>(5) その他ビルの維持管理に要する経費</p> <p>2 やむを得ない理由で、賃貸料収入が維持管理費を下回る事態が生じた場合、乙からの申し出に基づき、甲は必要な措置を行うこととする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 駐車場の運営等本協定に定めのない事項及び本協定書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。</p>
--

ウ 港湾施設整備特別会計からの土地購入費について

(ア) 土地の概要

港湾施設整備特別会計からの土地購入費 893,360 千円は、港湾施設整備特別会計で管理されていた土地を、一般会計へ所管換えしたものである。

長崎県は、この土地を上記イの協定書に基づき、出島ビルの敷地として長崎県産業振興財団に貸付けている。

この港湾施設整備特別会計から一般会計へ所管換えした土地は、下表のとおりである。

【物件の表示】			
所在地	地目	数量	金額
長崎市出島町 253 番 4 の一部	宅地	988.18 m ²	422,150,496 円
長崎市出島町 259 番 3 の一部	鉄道用地	1,103.02 m ²	471,210,144 円
合計		2,091.20 m ²	893,360,640 円

(イ) 土地の所管換えの手続きについて

長崎県公有財産取扱規則第 18 条（異なる会計間の所管換え等）に「公有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換えをし、又は所属換えをし、若しくは所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。」と規定されている。

県は、この規定に基づいて上記（ア）の土地の所管換えの処理を行っており、この土地の所管換えに関する関係書類を確認した。

監査の結果、この土地の所管換えに関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

エ 長崎県産業振興財団への土地の貸付けについて

(ア) 県有財産貸付契約書の概要

長崎県は、上記イの協定書に基づき、上記ウ（ア）の土地を長崎県産業振興

財団へ貸付けており、この貸付契約書の概要は下表のとおりである。

【県有財産貸付契約書の概要】	
項目	内容
契約日	平成 28 年 12 月 1 日
貸付人	長崎県（以下「甲」）
借受人	公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「乙」）
貸付物件	長崎市出島町 253 番 4 の一部 宅地 988.18 m ² 長崎市出島町 259 番 3 の一部 鉄道用地 1,103.02 m ²
貸付目的	乙が整備・運営する誘致企業向けオフィスビル用地として貸し付け、乙はオフィスビル整備運営事業及び一般有料駐車場運営事業を行う。
貸付期間	平成 28 年 12 月 1 日から平成 58 年 11 月 30 日まで
貸付料	金 5,125,988 円（年額）
貸付料の納付	当該年度分を 5 月末日までに甲に納付する。

(イ) 土地の貸付けに関する手続きについて

県は、長崎県産業振興財団に対して上記ウ（ア）の土地を、長崎県公有財産取扱規則第 22 条の規定に基づき貸付けを行い、同規則第 23 条の規定に基づき上記（ア）の県有財産貸付契約書を締結しており、この土地の貸付けに関する関係書類を確認した。

監査の結果、この土地の貸付けに関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

【長崎県公有財産取扱規則（一部抜粋）】

（普通財産の貸付けの手続）

第 22 条 普通財産を貸し付けようとするときは、借受けを希望する者に公有財産貸付（権利設定）申請書（様式第 14 号）を提出させ、次に掲げる事項を記載した書面により、知事の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類により、その記載事項の一部の記載を省略することができる。

- 一 貸し付けようとする理由
- 二 所在、地番、種類、地目又は構造及び数量
- 三 貸付料予定額又は貸付料時価見積額、単価及び価格算定の根拠
- 四 貸付料の納入方法及び期日

- 五 予算額及び歳入科目
- 六 貸付期間
- 七 相手方の住所及び氏名
- 八 無償又は減額貸付けをする場合は、その根拠及び理由
- 九 この他参考となる事項

2 前項の書面には、貸付契約書案（貸付期間が1月以内の短期間の貸付けの場合は、貸付承諾書案によることができる。）及び関係図面を添えなければならない。

（貸付契約事項）

第23条 普通財産を貸し付けるときは、次に掲げる事項について契約しなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 貸付財産の表示
- 二 使用目的及び使用上の制限に関する事項
- 三 貸付期間及び更新に関する事項
- 四 貸付料及びその改訂に関する事項
- 五 貸付料の納入方法及び納入期日に関する事項
- 六 貸付財産の保全に関する事項
- 七 転貸及び権利譲渡等の禁止に関する事項
- 八 修繕等の義務負担に関する事項
- 九 原形の変更及び荒廃き損等に関する事項
- 十 原形回復及び損害賠償に関する事項
- 十一 契約解除及び違約金に関する事項
- 十二 貸付財産の返還に関する事項
- 十三 その他必要と認める事項

（ウ）土地の貸付料について

① オフィスビル整備運営事業に供する部分の貸付け

県は、長崎県産業振興財団に対して上記ウ（ア）の土地の貸付料を、無償としている。

この理由として、県は、オフィス系企業誘致による雇用創出という重要施策の推進のため、県、長崎市及び長崎県産業振興財団が協力して受け皿となるオフィスビルを整備・運営しようとするものであることから、長崎県産業振興財団が行うオフィスビル整備運営事業においては、県の事業に直接関係のある公益を目的とした事業の用に供するためにこの土地を使用するものであり、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第4条第1項第1号」

に該当するため、その貸付料については、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領第9条別表第5使用料減免基準1-3（公共的団体が、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合）」を準用し10分の10減額として取り扱うこととしている。

② 一般有料駐車場運営事業に供する部分の貸付け

上記①のとおり、県は、長崎県産業振興財団に対して上記ウ（ア）の土地の貸付料を、無償としている。

ただし、長崎県産業振興財団がこの土地で行う一般有料駐車場運営事業においては、県からの要請により行うものではあるが、その事業の性格上、公益を目的とした事業の用に直接供するためにこの土地を使用するものと認定することができず、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第4条第1項第1号」に該当しないため有償とし、同事業を開始する日から貸付料を徴収することとしている。

③ 貸付料の算定根拠

県は、上記ウ（ア）の土地の貸付料を、年額5,125,988円（平成32年以後3年毎に改定を行う）とすることとしている。

この貸付料の算定根拠として、県は、長崎県産業振興財団がこの土地において、オフィスビル整備運営事業及びビル竣工後からの一般有料駐車場運営事業（ビル1階部分の一部において実施）を同一建物内において併せて実施することになるが、前者に対する貸付けについては無償、後者に対する貸付けは有償として整理するにあたり、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領第8条別表第1-1行政財産使用料基準」により算出した額により貸付けを行うこととしている。

④ 「県有財産貸付契約書」の記載について

上記（ア）の平成28年12月1日に締結された「県有財産貸付契約書」には、貸付料について「貸付料は、金5,125,988円（年額）とする。」と記載してあるが、この貸付料が、一般有料駐車場運営事業の用に供する部分の貸付料である旨は記載されていない。単に「貸付料は、金5,125,988円（年額）とする。」と記載しているのみであり、通常の土地賃貸借契約と同様の記載である。

しかしながら、上記①から③に記載したとおり、オフィスビル整備運営事業における貸付料は無償とされているが、一般有料駐車場運営事業があることによって有償とされている、特殊な契約である。このことは、県と長崎県産業振興財団との間では認識を共有されていたことから、「県有財産貸付契約書」においてもその旨の記載をすることは可能であるし容易であった。

したがって、本来、県有財産貸付契約書において、オフィスビル整備運営

事業における貸付料は無償であるが、一般有料駐車場運営事業の用に供する部分の貸付料は有償（金 5,125,988 円（年額））であることを明記することが望ましかったものである。

もつとも、後日、平成 29 年 3 月 22 日に締結された長崎県と長崎県産業振興財団との間の「県有財産貸付契約書におけるオフィスビル整備運営事業及び一般有料駐車場運営事業に関する覚書」において明らかにされていることから、意見とはしない。今後は、当初からの契約書に記載されたい。

【長崎県県有財産の交換，譲与等に関する条例（一部抜粋）】

（普通財産の無償貸付け又は減額貸付け）

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 県職員に公舎として貸し付けるとき。

2 普通財産を貸し付けた場合において、当該財産が災害によりその使用に供しがたくなった場合においては、当該財産の貸付けの対価として定めた額について減額することができる。

（行政財産の使用料の徴収）

第 8 条 法第 238 条の 4 第 7 項の規定により行政財産をその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可する場合においては、次の各号に定めるところにより使用料を徴収する。

一 土地及び建物の使用については、別表第 1 に定める額とする。

二 前号の規定にかかわらず、電柱その他別表第 2 に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の使用については、同表に定める額とする。

三 土地及び建物以外の行政財産の使用については、知事の定める相当の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産の使用が主として収益を目的とする営業等に係るものである場合においては、知事は、その経営規模等に応じ、相当の使用料を徴収することができる。

3 前二項の規定により徴収する使用料のうち、消費税の課税の対象となるものに係る使用料については、消費税相当額を加算するものとする。

4 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により使用できなくなったときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、前条の使用料を減免することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 学術若しくはスポーツの振興又は社会教育等の目的のため、短時間使用させるとき。
- 三 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき。

【行政財産目的外使用許可事務取扱要領（一部抜粋）】

(使用料の徴収)

第8条 使用許可をした場合の使用料の額は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき算定した額とする。

なお、条例第8条の規定に基づき算定する場合は、次の各号に留意すること。

- (1) 条例第8条第1項第1号別表第1関係

行政財産使用料基準（別表第1-1）による。

なお、再生可能エネルギー普及のための太陽光発電設備の設置にかかる県有建物屋根等の使用の場合は、同使用料基準（別表第1-2）による。

- (2) 条例第8条第1項第2号別表第2関係

電柱類、地下埋設物使用料基準（別表第2）による。

- (3) 自動販売機等

自動販売機等使用料基準（別表第3）による。

- (4) 条例第8条第2項関係

営業種別使用料基準（別表第4）による。

2 前項の使用料は、一会計年度ごとに徴収するものとする。ただし、特に理由があると認められるときは、この限りでない。

3 使用料の記載方法は、次の例により記載するものとする。

（記載例）使用料〇〇〇〇円（うち消費税相当額〇〇〇円）

(使用料の減免)

第9条 申請者から使用料の減額又は免除の申請があった場合において、条例第9条の規定により減額又は免除することが適当と認めるときは、使用料減免基準（別表第5）に基づき使用料を減額又は免除することができる。

きる。

○別表第 1-1

行政財産使用料基準

条例別表第 1 の規定に基づく算式を例示すれば次のとおりとなる。

1 標準使用料（年額）

(1) 土地の標準使用料

$$\frac{\text{土地の時価相当額}}{\text{土地の総面積}} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{地価配分}}{\text{率}} \times \text{使用面積} = A$$

A の額の範囲内で知事が定める額＝標準使用料

(2) 建物の標準使用料

$$\frac{\text{建物の時価相当額}}{\text{建物の延面積}} \times \frac{7}{100} \times \text{使用面積} = B$$

B の額の範囲内で知事が定める額＝標準使用料

2 徴収する使用料（年額）

(1) 土地のみの使用許可

① 土地の 1 ヶ月以上の使用許可に係る使用料＝土地の標準使用料

② 土地の 1 ヶ月未満の使用許可に係る使用料＝土地の標準使用料×
(1+消費税率)

(2) 建物のみの使用許可

① 住宅（「人の住居の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分」をいう。以下同じ。）を目的とする使用許可の場合

ア 住宅の 1 ヶ月以上の使用許可に係る使用料＝建物の標準使用料

イ 住宅の 1 ヶ月未満の使用許可に係る使用料＝建物の標準使用料×
(1+消費税率)

② 住宅以外を目的とする使用許可の場合

建物の使用許可（期間を問わない。）に係る使用料＝建物の標準
使用料×(1+消費税率)

(3) 土地及び建物，駐車場その他の施設の使用許可

① 土地及び住宅の使用許可の場合

ア 住宅を伴う土地の 1 ヶ月以上の使用許可に係る使用料＝土地の
標準使用料＋建物の標準使用料

イ 住宅を伴う土地の 1 ヶ月未満の使用許可に係る使用料＝（土地
の標準使用料＋建物の標準使用料）×(1+消費税率)

② 土地及び建物，駐車場その他の施設（住宅を除く）の使用許可の
場合

	<p>ア 建物，駐車場その他の施設（住宅を除く）を伴う土地の使用許可（期間は問わない。）に係る使用料＝（土地の標準使用料＋建物の標準使用料）×（1＋消費税率）</p> <p>3 端数処理等</p> <p>(1) 1件の使用料の額が100円未満のときは，100円として算定する。</p> <p>(2) 使用面積に1㎡未満の端数があるとき，又はその総面積が1㎡未満のときは，その端数又は総面積を1㎡として計算する。</p> <p>(3) 使用許可の期間が，1年未満のとき，又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割で計算し，なお，1月未満の端数があるときは，日割で計算する。</p> <p>4 地価配分率</p> <p>複数階の建物の標準使用料の算定には，地価配分率を採用し算定する。</p> <p>(1) 各階指数</p> <p>1階＝10，2階＝6，3階以上及び地下＝4</p> <p>(2) 地価配分率 $= \frac{\text{該当階の指数}}{\text{全階指数の合計}}$</p>
--	--

○別表第5（一部抜粋）

使用料減免基準

1 減免基準表		
行政財産使用許可対象		減額率
県行政側からの必要性	1 長崎県職員の職員団体又は互助会等が，その事務所に直接使用する場合（必要最小限の事務所として使用するときに限る。）	10分の10以内
	2 職員，学生，入院患者等当該行政財産を使用する者のために福利厚生施設の用に供する場合（県が利用料，販売価格等を廉価に規制しているときに限り，規制の範囲内で減免する。）	10分の10以内
	3 公共的団体が，県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務，事業の用に直接供するために使用する場合	10分の10以内

オ 長崎県産業振興財団への建設費等貸付金について

(ア) 貸付契約書の概要

長崎県は、上記イの協定書に基づき、出島ビルの整備及び運営に必要な資金を長崎県産業振興財団へ貸付けており、この貸付契約書の概要は下表のとおりである。

【貸付契約書の概要】	
項目	内容
契約日	平成 28 年 9 月 15 日
貸主	長崎県（以下「甲」）
借主	公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「乙」）
貸付金額	金 1,550,000,000 円
貸付利率	無利息
貸付期間	貸付実行日から平成 50 年 4 月 30 日まで
貸付実行日	第 1 回 平成 28 年 9 月 30 日 金 89,722,000 円 第 2 回 平成 29 年 1 月 4 日 金 998,864,000 円 第 3 回 平成 29 年 3 月 31 日 金 461,414,000 円
償還方法	平成 34 年 4 月から平成 50 年 4 月まで、毎年 91,176,000 円ずつ（最終回のみ 91,184,000 円）、合計 17 回の分割払いで、4 月末日までに償還する。

(イ) 資金の貸付けに関する手続きについて

① 貸付金額

県は、上記イの協定書第 4 条の規定に基づき、長崎県産業振興財団から提出された「借入申込書」を審査し、長崎県産業振興財団と貸付契約書を締結している。

長崎県産業振興財団が提出した「借入申込書」に記載された借入申込額は「金 1,550,000,000 円」となっている。

また、その借入金申込書には、「オフィスビル整備計画概要書」が添付されており、このオフィスビル整備計画概要書の内容は、下表のとおりである。

【オフィスビル整備計画概要書（一部抜粋）】	
(1) 事業主体	公益財団法人 長崎県産業振興財団
(2) ビル概要	
①建設場所	長崎市出島町県有地

②規模 延床面積：約 2,500 坪 専用面積：約 1,700 坪

③構造 鉄骨造 6 階建（1 階部分は駐車場）

(3) 財源等 建設等に必要の約 31 億円について、県及び長崎市が財団に対しそれぞれ 15.5 億円の貸付を行う。

①収支

<収入>

(単位：千円)

項目	金額	備考
長崎県貸付金	1,550,000	
長崎市貸付金	1,550,000	
合計	3,100,000	

<支出>

(単位：千円)

項目	金額	備考
ビル建設費	2,970,000	下記内訳のとおり
初期費用	85,000	不動産取得税，登録免許税
その他の初期費用	45,000	維持管理費概算額（1 年目）
合計	3,100,000	

②ビル建設費内訳

(単位：千円)

	項目	内容	金額	備考
1	整備にかかる人件費等		8,000	
2	コンサル経費 (1)	発注用務・計画	13,824	
3	コンサル経費 (2)	施行管理	14,000	
4	設計・建設費	現契約額	2,574,720	
5	設計・建設費	建設費増嵩予備費	359,456	
	合計		2,970,000	

上表のとおり、長崎県産業振興財団は、ビル建設費及び初期費用の合計額 31 億円を、県と長崎市からそれぞれ 15 億 5000 万円ずつ借入れ、これを支払うこととしている。

県は、長崎県産業振興財団に対する貸付金について長崎市と協議をしているが、その協議の記録は保管されていない。

オフィスビルの整備は、長崎市が貸付けを実行しなかった場合、事業の大幅な見直しが必要となったことが予想できるため、長崎市との協議内容の記

録は、重要であったと思われる。

県は、今後、事業遂行に重要であると思われる協議内容の記録も保管することが望ましい（意見）。

② 貸付利率

県は、上記イの協定書第4条の規定に基づき、貸付利率を「無利息」とする貸付契約書を締結している。

③ 貸付期間

県は、長崎県産業振興財団と締結した貸付契約書において、貸付期間を「貸付実行日から平成50年4月30日まで」としており、その期間は21年7か月である。

また、長崎県産業振興財団が県に提出した借入申込書の添付資料「オフィスビル整備事業償還計画表」には、平成33年から17年間で借入金を全額償還する計画となっており、その償還期間と貸付契約書の貸付期間は一致している。

④ 検討事項その1

土地及び金員の貸付けの手續自体については、指摘すべき事項はないが、その内容については、検討が必要である。

建設資金の償還は平成34年4月から平成50年4月までとなっているが、土地の賃貸借契約の期間は平成28年12月1日から平成58年11月30日までとなっている。

そうすると、長崎県産業振興財団は、償還が終了した平成50年5月以降平成58年11月までの8年7か月、県有地に立てた建物で賃貸事業を行い、貸付金償還に要していた資金を手持資金として留保できるようになる。

この点については、事業のスキーム自体から予定されていることであり、検討が必要であることは明らかである。

しかしながら、何ら取り決めはなされていない。また、その頃には民間によるオフィスビル整備促進により企業を誘致し、良質な雇用を創出するという事業目的も達成しているはずである（もし、事業目的を達成していないとすれば、本事業は失敗したことになる。）。そうすると賃料の減免を継続して事業収入を長崎県産業振興財団に留保させる必要性は乏しいと思われる。

よって、建設資金償還後土地賃貸借契約終了までの期間の長崎県産業振興財団が取得する賃料収入について、県は、長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書第9条に基づき長崎県産業振興財団と協議を行い、長崎県産業振興財団との協議結果・合意について、現時点において、覚書などの文書で残すべきである（指摘事項）。

⑤ 検討事項その2

オフィスビル整備事業の償還計画表によれば1年目の入居率は当初から3フロアー（60%）分が予定されている。

ところが、現在、クレインハーバー長崎ビルの入居率は1フロアー（20%）である。1フロアーの賃料収入は5,610万円（年額）であるのに対し、維持管理費、消費税納付金、固定資産税・都市計画税は平均すると9,425万円（年額）である。このままでは単年度収支でクレインハーバー長崎ビルの維持管理に関する経費すら賄うことができない。

民間によるオフィスビル整備を促進するために、長崎県が主導し長崎県産業振興財団と協力してクレインハーバー長崎ビルを建設するといった取り組み自体は、野心的な取り組みとして評価してよいと思われる。

しかしながら、1年目の入居率60%という数字は、償還計画表からすればビルの開業時からの数字であり、ビル整備計画策定時において企業誘致見込に伴う入居見込から設定されているところ、当初から入居率が想定よりの3分の1でしかないとすれば、本当に誘致対象となっている企業のニーズを元にオフィスビルを建築したのか疑問が残る結果となってしまいかねない。また、入居率が予定通りでないとしたら、償還計画どおり償還されなくなり、その結果、長崎県産業振興財団が破綻することになりかねない。

他方で、平成30年3月時点では開業から約2か月しか経過しておらず、1年目はまだ9か月以上残っており、入居状況によっては賃料ベースで予定通りの1年目の入居率60%に相当する賃料収入の達成は可能である。

よって、県は長崎県産業振興財団と協力して入居が予定の3分の1としかならなかった要因について検討して総括するとともに、入居率を上げる努力を行うことが望ましい（意見）。

⑥ 検討事項その3

i) クレインハーバー長崎ビルの現状

県の長崎県産業振興財団に対する貸付金額は15億5000万円であるところ、クレインハーバー長崎ビルについては、平成30年2月末時点において、長崎県産業振興財団の建物保存登記がなされていないため、県は同ビルに抵当権設定登記を行っておらず、同月末頃までは、県は県を抵当権者とする抵当権設定を行う予定はないとのことであった。

ii) 抵当権設定が予定されていない理由について

県によれば、「クレインハーバー長崎ビルの整備は、県が長崎県産業財団へ依頼したものであり、両者は今後も一体的に企業誘致政策を推進していくために抵当権設定を行う予定はないものの、ビルの所有権が第三者に

移る事態は防ぐ必要があると考えており、長崎県産業振興財団に対しては、今後、同ビル以外の保全担保で対応できない債務は負わない等の取り決めに交わしたい。」とのことであった。

iii) 検討

抵当権を設定する目的は、債務者の将来の財産状況の悪化に備えて債権の保全を図ることにあり、県と長崎県産業振興財団が一体的に事業推進していくことは抵当権が設定されない理由とはならない。

また、長崎県産業振興財団に対して、同ビル以外の保全担保で対応できない債務を負わない等の取り決めに交わすことについても、かかる取り決めによって、第三者に対する損害賠償債務など不測の債務までを回避できるものではない。

そのため、監査人としては、当初指摘事項としていたが、県はこのような監査人からの指摘を受け、本監査の過程において、今後抵当権設定を行うこととした。

よって、県は、長崎県産業振興財団との間で、建設費等貸付金について、建物所有権保存登記が可能となった時点において、建物所有権保存登記と同時にクレインハーバー長崎ビルに一番抵当権を設定することができるように、速やかに長崎県産業振興財団と抵当権設定契約を行うことが望ましい（意見）。

(3) 企業誘致の強化

ア 長崎県産業振興財団との協定書について

県と長崎県産業振興財団は、長崎県産業振興財団が実施する「長崎県企業誘致特別強化対策事業」に伴う負担金の拠出に関し、次のとおり協定した。

事業の実施	長崎県産業振興財団は、下記の事業計画書に従って、平成28年度の事業を実施するものとする。
事業計画書	<p>1. 重点目標</p> <p>(1) 達成目標</p> <p>新規開拓及び継続訪問を通じて雇用創出者数 540 人の企業誘致を実現する。（誘致企業数は5社程度を想定）</p> <p>(2) 活動方針</p> <p>【重点誘致分野】</p> <p>①自動車関連（次世代自動車を含む）</p> <p>②航空機関連</p> <p>③省エネ・自動化機械などの産業用機械関連</p>

	<p>④精密機器・医療福祉機器関連</p> <p>⑤食品関連</p> <p>⑥エネルギー，造船関連など県内大手企業に部品等を供給する企業</p> <p>⑦IoT，組込みソフト関係企業</p> <p>⑧金融・保険・事務処理代行センターなど</p> <p>【誘致ターゲットの重点化】</p> <p>①海外に流出させることのできない核となる技術を有する企業</p> <p>②研究・開発など優秀な人材と高度な技術を必要とする企業</p> <p>③海外の安価な人件費に対抗できる省力化技術を有する企業</p> <p>④大量の事務処理または事務処理を集約して行うバックオフィス，コールセンターなど</p> <p>2. 実施計画</p> <p>(1) 企業誘致体制の強化</p> <p>(ア) 東京・名古屋両センターにおける新規開拓活動の強化，企業誘致顧問からの個別企業の紹介，企業誘致セミナー参加企業及び集中訪問で新規発掘した企業への徹底したフォローアップ等により，立地実現を目指す。</p> <p>(イ) 併せて，各種工業会等業界団体による県内視察誘致を強化し，企業誘致における本県の優位性（人材確保，BCP 対策等）を積極的に PR する機会を拡大する。</p> <p>(ウ) 金融バックオフィスセンター構想（H28～H32 の間に 2,000 人を越える雇用創出）の実現に向けて，オフィス系企業の更なる誘致を図るため，新規開拓営業に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 誘致企業のフォローアップ強化</p> <p>既立地企業の立地満足度向上と拠点の維持・拡大に向け，通常のアフターフォロー訪問に加え，人材確保のための各種施策や UI ターン希望者への情報発信を強化する。</p> <p>(3) 営業担当職員の能力強化</p> <p>OJT，応酬話法研修，毎週の朝会におけるケース検討会や情報交換，プレゼンテーション研修などの実施による職員個々の能力向上を図る。</p> <p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>企業ニーズにより迅速かつ柔軟に対応できるよう，県関係部署，市町，教育機関，労働局等，関係機関との緊密な情報交換</p>
--	---

	及び協力態勢の強化を行う。
事業費及び負担金	上記事業に要する費用の額は、119,953,000円と予定し、長崎県は長崎県産業振興財団に対して全額負担する。 (内訳) ・企業誘致特別強化対策事業 75,000千円 ・企業誘致総合展開推進事業 38,462千円 ・長崎金融バックオフィスセンター構想事業 6,491千円

イ 企業誘致活動経費の執行状況

(単位：円)

支出先	予算額	決算額	差異
長崎県産業振興財団	6,491,000	6,491,000	0
合計	6,491,000	6,491,000	0

ウ 企業誘致活動経費について

(ア) 負担金について

企業誘致活動経費は、長崎県産業振興財団に対する負担金である。

県は、長崎県産業振興財団と「長崎県企業誘致特別強化対策事業」に伴う負担金の拠出に関し協定を締結しており、この長崎県企業誘致特別強化対策事業のうち、長崎金融バックオフィスセンター構想事業にかかる費用の負担額である。

(イ) 長崎県産業振興財団の収支決算

長崎県産業振興財団の長崎県企業誘致特別強化対策事業の「平成28年度収支決算」うち、長崎金融バックオフィスセンター構想事業にかかる部分は、次のとおりである。

<収入>

(単位：円)

項目	予算	決算	増減	備考
県負担金収入	6,491,000	6,491,000	0	
計	6,491,000	6,491,000	0	

<支出>

(単位：円)

項目	予算	決算	増減	備考
旅費	4,360,000	6,254,680	1,894,680	職員等旅費
需用費	1,080,000	3,780	▲1,076,220	会議等連絡費
役務費	438,000	46,950	▲391,050	公租公課, 謝金
使用料	613,000	400	▲612,600	駐車場代
一般管理費	—	185,190	185,190	
計	6,491,000	6,491,000	0	

(ウ) 負担金支出に関する手続きについて

県は、長崎県産業振興財団に対する負担金の支出に関し、長崎県産業振興財団が提出した実績報告書について現地調査を実施し、その実績報告書のとおり適切に事務処理が実施されているかどうかを確認している。

この負担金支出に関する関係書類を確認した結果、この負担金支出に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

(4) 人材育成・確保

人材育成・確保に関する事業としては、長崎県立大学に平成28年4月に新設された「情報セキュリティ学科」における高度専門人材の育成とUIJターンの活用による人材確保を進めることになっていた。

もっとも、平成28年度において、この事業については、人材育成・確保活動経費の支出はない。

これは、長崎県立大学が実施する人材育成等について、長崎金融バックオフィスセンター構想事業も関わっているため、事業項目としては計上したが、予算計上をしていないからである。

第9 企業立地推進助成事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的 ・内容	企業誘致を促進するため、誘致企業に対して立地奨励補助金を交付する。
事業期間	工場等に対する助成：昭和 56 年度～継続 オフィス系企業に対する助成：平成 12 年度～継続
事業費	平成 28 年度予算 498,149 千円

2 平成 28 年度の事業内容

(1) 工場等設置奨励金

工場等を新設又は増設した誘致企業に対して、その工場等の事業の用に直接供する建物及び土地の取得に対して課される不動産取得税の額に相当する額以内の工場等設置奨励金を交付する。

なお、平成 28 年度は、想定される該当案件が無かったため、予算計上なし。

(2) 工場等設置補助金

工場等を新設又は増設した誘致企業に対して、工場等設置補助金を交付した。

(3) オフィス系企業立地促進補助金

県内に事務所等を新たに設置したオフィス系企業に対し、オフィス系企業誘致事業補助金を交付した。

(4) 高度人材確保支援事業

上記（2）又は（3）の補助対象企業が県内での確保が困難な高度人材を県外等から確保する場合に、高度人材確保支援事業補助金を交付する。

なお、平成 28 年度は、希望する企業が無かったため、予算計上なし。

(5) 各団体への負担金

一般財団法人日本立地センターへ負担金を交付した。

(6) 工場等設置貸付金

本県産業構造の改善、離島・半島地域の開発、地場産業の振興、雇用の創出等に資すると認められる工場等を県内に新設し、又は増設する者に対し、必要な資金を貸付ける。

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「働く場を創る／改善する」を掲げており、そのうえで「企業誘致の推進」として「企業ニーズや本社機能の地方移転に向けた国の動きなどを踏まえて、本県の優位性を生かした戦略的、効果

的な企業誘致を推進し、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図る」としている。

企業立地推進助成事業は、企業誘致を促進するため、誘致企業に対して立地奨励補助金を交付することにより、工場等の新增設を促進することを目的としているところ、かかる事業は、企業誘致を促進して県内の働く場の創設及び改善に資する。

よって、本事業は、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っているといえる。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要

ア 工場等設置奨励金

補助金の名称	工場等設置奨励金
交付目的	県内に工場等を新設又は増設する事を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図る。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者が工場等の事業の用に直接供する建物及び土地の取得に対して課される不動産取得税
補助率又は額	不動産取得税相当額以内
補助対象者	低開発地域工業開発促進法等による課税免除等の対象にならない市町村に立地する誘致企業
補助金額	平成 28 年度（予算） 計上なし

イ 工場等設置補助金

補助金の名称	誘致企業工場等設置補助金
交付目的	県内に工場等を新設又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図る。
補助事業の内容、対象経費等	①補助対象者が工場等の新設又は増設のために投下した固定資産額について補助率に従った補助金の交付 ②新規雇用を促進するための補助金の交付 ③地場企業発注取引の実績に応じた補助金の交付
補助率又は額	次の①～③の合計額（限度 30 億円） ①投資額の 5～20%（限度 20 億円） ②雇用 1 人当たり 50 万円（限度 5 億円） ③地場企業発注取引額 500 万円あたり 50 万円～150 万円（限度 5 億円）

補助対象者	立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設を行い、製造業、試験研究機関、ソフトウェア業、製造業支援業種、立地支援業種等の業務を行う企業
補助金額	平成 28 年度（予算） 95,747 千円

ウ オフィス系企業立地促進補助金

補助金の名称	オフィス系企業誘致事業補助金
交付目的	県内に新たな拠点を設置し、本社機能の移転及び情報技術の活用により中核的業務の集約等を図る企業の立地を促進し、雇用機会の増大及び地域経済の活性化を図る。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者が事務所等の新設等のために要した通信費、事務所賃借費、新規雇用経費、設備投資費、施設整備費
補助率又は額	(1)3年間助成 次の①～④の合計額（限度3億円） ①通信費の1/2（年間4千万円を上限） ②賃借料の1/2（坪単価1万円/月を上限） ③雇用1人当たり30万円（1人につき1回のみ） ④設備投資額の1/10以内（3年以内に支出した経費） (2)初年度助成（限度2億円） ⑤施設設備費投資額の5～20%
補助対象者	立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設を行い、情報処理・集約型業務、高度情報関連業務又は事務管理等業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを整備する企業
補助金額	平成 28 年度（予算） 392,087 千円

エ 高度人材確保支援事業補助金

補助金の名称	高度人材確保支援事業補助金
交付目的	研究開発部門などの立地を促進することにより、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者が県内で確保が困難な人材を県外等から確保する際に要する次に掲げる費用 (1)求人情報掲載に要した経費 (2)有料職業紹介事業者の利用に要した経費

補助率又は額	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。
補助対象者	(1)工場等設置企業又はオフィス系企業であって立地協定を締結していること (2)人数要件 オフィス系企業のうち高度情報関連業務を行う企業においては高度人材10人以上を含む正規雇用者50人以上を1年以上継続して雇用していること オフィス系企業のうち情報処理・集約業務を行う企業、事務管理業務を行う企業及び上記業務を複合的に行う企業に位置づけられる企業にあつては高度人材10人以上を含む正規雇用者100人以上を継続して雇用していること
補助金額	平成28年度(予算) 計上なし

(2) 補助金実施要綱等の内容

ア 工場等設置奨励金

工場等設置奨励金の対象者及び補助額等は、長崎県工場等設置奨励条例施行規則(以下、「工場等設置奨励条例施行規則」という。)と長崎県工場等設置一般奨励措置要綱(以下、「工場等設置奨励金要綱」という。)に定められている。

対象者	下記の対象地区に、工場等を新設し又は増設する県外企業、若しくは当該地区に工場等を増設した県内企業で、かつ、知事が立地を要請し又は知事が適当と認め、立地協定を締結した者で、下記に定める要件に該当する者。	
対象業種 対象地区	工場等設置奨励条例施行規則 別表3	
	対象業種	対象地区
	製造業	低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区(以下「過疎地区」という。)、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項に規定する実施計画において定められた地域のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)第1条の規定に基づき指定された地区(以下「工業等導入地区」という。)、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区のいずれにも該当しない地区
ソフトウェア業	過疎地区に該当しない地区	

	道路貨物運送業 こん包業 倉庫業	工業等導入地区に該当しない地区
要件	次の(1)と(2)のいずれも満たすこと。 (1)工場等の新設又は増設に係る工場等用建物及び機械装置の総額が3,000万円超(ソフトウェア業にあつては2,500万円超)であること。 (2)(1)を当該事業の用に供したことに伴って増加する常時使用する従業員の数が10人超(道路貨物運送業, こん包業又は倉庫業にあつては15人超)であること。	
補助額	次の(1)と(2)との合算額。 (1)製造等の用に供している建物に関する不動産取得税相当額 (2)土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に製造等の用に供する建物の建設に着手した場合, 若しくは, 取得した土地の上に存する建物を製造等の用に供する目的で取得した場合, 当該建物の水平投影面積に相当する不動産取得税相当額	

イ 工場等設置補助金

工場等設置補助金の対象者及び補助額等は, 工場等設置奨励条例施行規則と長崎県誘致企業工場等設置特別奨励措置要綱(以下, 「誘致企業工場等設置補助金要綱」という。)及び関連企業が連動して立地する場合における長崎県誘致企業工場等設置特別奨励措置要綱の特例に関する要綱に定められている。

(ア) 誘致企業サポート補助金

対象者	誘致企業 知事が立地を要請し, 立地協定を締結のうえ, 県又は市町が造成した工業団地等の工場等用地に, 自ら工場等を新設する県外に拠点を置く企業, 若しくは既に立地協定を締結した企業で最初の操業開始から5年以内に増設に着手した企業で, 下記の要件のいずれにも該当する者に交付する。
要件	(1)誘致企業及び誘致支援企業が工場等の建設に関して投下する固定資産額を合算して3億円以上(※1)であること。 (※1)誘致企業が, 誘致支援企業以外の者から工場等の用に供する固定資産を賃借する場合にあつては, 3億円から5年間の当該賃借料を差し引いた額。ただし, 1億円(試験・研究機関(自然科学研究所)及びソフトウェア業にあつては5

	<p>千万円)以上であること。</p> <p>(2)新規雇用者を10人以上採用すること。</p>		
対象業種	<p>1. 製造業</p> <p>2. 試験・研究機関（自然科学研究所）</p> <p>3. ソフトウェア業</p> <p>4. 機械修理業</p> <p>5. 産業用設備洗浄業</p> <p>6. 機械設計業</p> <p>7. エンジニアリング業</p> <p>8. 物流関連業（道路貨物運送業，こん包業，倉庫業）</p> <p>9. 知事が特に認める事業</p>		
補助額 算出方法	誘致企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
	<p>投下固定資産額×補助率</p> <p>補助率=5%+(2%÷30人)×(α-20人)</p> <p>※α=新規雇用者数</p> <p>※補助率下限は5%，上限20%</p> <p>※離島振興対策実施地域は50%加算</p>	<p>新規雇用者数×50万円</p> <p>※離島振興対策実施地域は50%加算</p>	<p>操業開始から2年経過後の1年間における地場企業への発注実績に対する補助</p> <p>○発注企業が10社未満取引額500万円あたり，補助額50万円</p> <p>○発注企業が10社以上取引額500万円あたり，補助額100万円</p> <p>○発注企業が20社以上取引額500万円あたり，補助額150万円</p> <p>※1社あたりの取引額が500万円以上のものを対象とする。</p> <p>※離島振興対策実施地域は50%加算</p>
限度額	20億円 ※下記（ウ）の誘致	5億円	5億円

	支援企業生産施設等 整備補助と合算		
合計 30 億円			

(イ) 誘致企業サポート補助金（関連企業連動型誘致）

対象者	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ		
要件	<p>(1) 3年以内に合計3社以上の立地協定を締結すること。</p> <p>(2) 立地協定を締結した企業の何れについても、上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 核となる企業が新規雇用者を100人以上雇用すること。</p> <p>(4) 立地協定を締結した企業の新規雇用者の数の合計が200人以上であること。</p>		
対象業種	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ		
補助額 算出方法	誘致企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
	<p>投下固定資産額×補助率</p> <p>補助率 = {5% + (2% ÷ 30人) × (α - 20人)} × 1.5</p> <p>※α = 新規雇用者</p> <p>※補助率下限は7.5%，上限30%</p>	<p>新規雇用者数×50万円</p> <p>※離島振興対策実施地域は50%加算</p>	<p>操業開始から2年経過後の1年間における地場企業への発注実績に対する補助</p> <p>○発注企業が10社未満取引額500万円あたり，補助額50万円</p> <p>○発注企業が10社以上取引額500万円あたり，補助額100万円</p> <p>○発注企業が20社以上取引額500万円あたり，補助額150万円</p> <p>※1社あたりの取引額が500万円以上のものを対象とする。</p> <p>※離島振興対策実施地</p>

			域は50%加算
限度額	20億円 ※下記(ウ)の誘致支援企業生産施設等整備補助と合算	5億円	5億円
	合計30億円		

(ウ) 誘致支援企業サポート補助金

対象者	誘致支援企業 知事及び誘致企業と協定締結のうえ、誘致企業が営む工場等の用に供するための固定資産を新規に取得し、誘致企業に賃貸・リースする者で、下記の要件のいずれにも該当する者に交付する。
要件	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ。
補助額算出方法	<誘致支援企業生産施設等整備補助> 投下固定資産額×補助率 補助率=5%+(2%÷30人)×(α-20人) ※α=新規雇用者数 ※補助率下限は5%、上限20% ※離島振興対策実施地域は50%加算
限度額	20億円 ※上記(ア)の誘致企業生産施設等整備補助と合算

(エ) 誘致企業サポート補助金(特例補助金)

対象者	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ。
要件	(1) 誘致企業が過疎地域として公示された地区又は指定工業団地等へ立地する場合、又は、誘致企業が行う事業が県内に少なく地域産業の多層化に資するものとして、知事が特に認める場合 (2) 誘致企業及び誘致支援企業が工場等の建設に関して投下する固定資産額(土地にかかるものを除く。以下同じ。)を合算して1億円以上(※1)であること。 (※1) 誘致企業が、誘致支援企業以外の者から工場等の用に供す

	<p>る固定資産を賃借する場合にあつては、1 億円から 5 年間の当該賃借料を差し引いた額。</p> <p>(3) 新規雇用者を 5 人以上採用すること。</p>		
対象業種	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ。		
補助額 算出方法	誘致企業生産施設等 整備補助	新規雇用促進補助	地場企業発注促進補助
	<p>投下固定資産額×補助率</p> <p>補助率=5%+(2%÷30人)×(α-20人)</p> <p>※α=新規雇用者数</p> <p>※補助率下限は5%, 上限20%</p>	新規雇用者数×30万円	<p>操業開始から2年経過後の1年間における地場企業への発注実績に対する補助</p> <p>○発注企業が10社未満取引額500万円あたり、補助額50万円</p> <p>○発注企業が10社以上取引額500万円あたり、補助額100万円</p> <p>○発注企業が20社以上取引額500万円あたり、補助額150万円</p> <p>※1社あたりの取引額が500万円以上のものを対象とする。</p>
限度額	5億円 ※下記(オ)の誘致支援企業生産施設等整備補助と合算	5千万円	2億5千万円
	合計8億円		

(オ) 誘致支援企業サポート補助金 (特例補助金)

対象者	上記「(ア) 誘致企業サポート補助金」と同じ
要件	上記「(エ) 誘致企業サポート補助金 (特例補助金)」と同じ。

補助額 算出方法	<誘致支援企業生産施設等整備補助> 投下固定資産額×補助率 $補助率 = 5\% + (2\% \div 30人) \times (\alpha - 20人)$ ※ α = 新規雇用者数 ※補助率下限は 5%, 上限 20%
限度額	5 億円 ※上記 (エ) の誘致企業生産施設等整備補助と合算

ウ オフィス系企業立地促進補助金

オフィス系企業立地促進補助金の対象者及び補助額等は、オフィス系企業誘致事業補助金実施要綱（以下、「オフィス系企業誘致事業補助金要綱」という。）に定められている。

補助対象者	県と立地協定を締結し、下記業務を行う企業	
	情報処理・集約業務	大量の情報事務処理を集約して行う業務及び立地事業所における事務管理業務
	高度情報関連業務	情報技術や金融等に関する専門性を有する者を配置し、高度な情報セキュリティを要する業務及び立地事業所における事務管理業務 高度な情報技術を要する業務
	事務管理等業務	自社における一般的な知識・経験に基づいた総務・企画・会計などの事務管理業務及び営業等の業務 ※物品の販売、賃貸等を目的とする店舗において行う業務を除く
補助要件	情報処理・集約業務	①事業開始から 1 年以内に新規雇用者を 50 人以上雇用（過疎・離島地域 25 人以上） ②設備投資等額 2 千万円以上（離島地域なし）
	高度情報関連業務	①事業開始から 1 年以内に新規雇用者を 11 人以上雇用（過疎・離島地域 5 人以上） ②設備投資等額 1 千万円以上（離島地域なし）
	事務管理等業務	①事業開始から 1 年以内に新規雇用者を 50 人以上雇用（過疎・離島地域 25 人以上） ②設備投資等額 2 千万円以上（離島地域なし） ※正社員を 10 人以上雇用する場合は、1 千万円以上

	事務所等提供企業にあつては、1フロアにつき200坪以上かつ合計400坪以上の面積を有する施設について、整備を完了すること		
補助対象経費 補助額 算出方法 限度額	補助対象経費	補助額・算出方法	限度額
	通信費	事業の用に供する通信費の50% ※年間合計4千万円以内 ※離島・半島地区50%加算	3年間の総額3億円 ※離島・半島地区は4億5千万円 ※移設・増設の場合、新設時と合わせて4億円（離島・半島地区は6億円）
	賃借料	事業所賃借料の50% ※坪単価月1万円以内 ※離島・半島地区50%加算	
	人件費	新規雇用者数×30万円 ※事業開始時に100人以上雇用する場合は、新規雇用者数×50万円 ※離島地区100%加算 ※半島地区50%加算	
	設備投資費	設備投資額・移設資産価額×10% ※離島・半島地区50%加算	
	施設整備費	施設整備価額×補助率 ※補助率=5%+(2%÷30人)×(新規雇用者等数-20人) ※補助率下限は5%、上限20% ※事務所等提供企業は、施設整備価額×15% ※離島・半島地区50%加算	

エ 高度人材確保支援事業補助金

高度人材確保支援事業補助金の対象者及び補助額等は、高度人材確保支援事業補助金実施要綱（以下、「高度人材確保支援事業補助金要綱」という。）に定められている。

補助対象事業者	次の要件を全て満たした者。 (1)工場等設置要綱(※1)又はオフィス系補助要綱(※2)に定めるところにより、立地について知事と協定を締結していること。 (※1) 長崎県誘致企業工場等設置特別奨励措置要綱 (※2) オフィス系企業誘致事業補助金実施要綱 (2)補助金交付申請時において、次の人数の正規雇用者を1年以上継続して雇用していること。 ①工場等設置企業及びオフィス系企業のうち高度情報関連業務を行う企業。 ・高度人材10人以上を含む正規雇用者50人以上 ②オフィス系企業のうち情報処理・集約業務を行う企業、事務管理業務を行う企業及び上記業務を複合的に行う企業。 ・高度人材10人以上を含む正規雇用者100人以上	
補助対象経費	求人情報掲載に要した経費	有料職業紹介事業者の利用に要した費用
補助額算出方法	求人情報掲載に要した経費の50% ※一の広域募集実施計画あたり1千万円以内	有料職業紹介事業者の利用に要した費用の50% ※高度人材採用者1人当たり100万円以内
限度額	(1)工場等設置要綱の適用事業者 一の事業者に対する補助金と工場等設置要綱に基づく補助金の合算額 工場等設置要綱に定める上限額 (2)オフィス系補助要綱の適用事業者 一の事業者に対する本補助金とオフィス系補助要綱に基づく補助金の合算額 オフィス系補助要綱に定める上限額	

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 消費税の取扱いについて

(ア) 誘致企業工場等設置補助金について

① 長崎県工場等設置奨励条例の取扱い

誘致企業工場等設置補助金は、長崎県工場等設置奨励条例第3条第2項の規定による特別奨励措置として交付を行うものとされており、この条例及び工場等設置奨励条例施行規則には、補助金の計算について、消費税の取り扱いが規定されていない。

② 補助金要綱の取扱い

誘致企業工場等設置補助金要綱における消費税の取扱いは、次のとおりとなっている。

区分	補助対象金額	消費税の取扱い
誘致企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く
地場企業発注促進補助	地場企業へ新たに発注した取引金額	(記載なし)
誘致支援企業生産施設等整備補助	投下固定資産額	消費税等額を除く

③ 補助金計算上の取扱い

上記②のとおり、地場企業発注促進補助の計算のみ、消費税に関する取扱いが規定されていない。

長崎県工場等設置奨励条例や誘致企業工場等設置補助金要綱に消費税の取扱いが規定されていない以上、補助対象者は、誘致企業工場等設置補助金の申請において、地場企業発注促進補助の計算上、地場企業へ新たに発注した取引金額に消費税を含めても誤りとは言えない。

もし、この地場企業への取引金額に消費税を含めて計算した場合、補助金の額は、消費税を除いて計算した場合より多くなる可能性が高い。

ただし、県は、誘致企業工場等設置補助金の申請に際し、地場企業発注促進補助の計算について、地場企業へ新たに発注した取引金額は、消費税等額を除いて申請させている。

県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、誘致企業工場等設置補助金要綱の、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい(意見)。

(イ) オフィス系企業誘致事業補助金について

① 補助金要綱の取扱い

オフィス系企業誘致事業補助金要綱には、消費税の取扱いに関する規定が設けられていない。

よって、消費税の取扱いは、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(以下「部補助金要綱」という)の規定によることとなる。

部補助金要綱には、消費税に関して次の規定が設けられている。

【長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（一部抜粋）】

第3条第2項

補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第6条第3項

第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

第6条第4項

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

② 補助金申請における消費税の取扱いについて

上記①の規定によれば、補助対象事業者は、補助金の申請に際し、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

また、補助金の申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、補助対象事業者は、仕入れに係る消費税等相当額が確定した時に、その仕入れに係る消費税等相当額を報告書により報告し、知事は補助事業者に対しその仕入れに係る消費税等相当額の返還を請求することとなっている。

③ 消費税等仕入控除税額報告書について

県は、補助金の申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合で、その後に仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、補助対象者に「消費税等仕入控除税額報告書」を提出させている。

また、消費税等仕入税額控除額の返還金が生ずることとなった場合には、県は、その金額を返還させている。

この消費税等仕入控除税額報告書に関する関係書類を確認した結果、その手続きについて指摘すべき事項はなかった。

5 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、企業立地推進助成事業については、以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	補助・貸付利用件数（社）
	H28 目標	13
	H28 実績	11
	達成率	84%
成果指標	主な目標	誘致企業による雇用計画数（人）
	H28 目標	420
	H28 実績	1,003
	達成率	238%
事業の成果等	平成 28 年度の目標雇用数 420 人に対し、目標を上回る 1,003 人を達成しており、一定の成果が得られたものと考えている。	

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

企業立地推進助成事業の活動指標は、補助・貸付利用件数（社）である。

企業立地推進助成事業の目的が、誘致企業に対して立地奨励補助金等を交付することにより、工場等の新增設を促進するとともに新規雇用の増大を図り、産業の振興と雇用の増大を目的としているところ、補助・貸付利用件数が増大することは、それだけ誘致企業の工場等の新增設や新規雇用が増大することを意味し、産業の振興と雇用の増大に資する。

よって、企業立地推進助成事業の活動指標を補助・貸付利用件数（社）とすることは適切である。

なお、平成 28 年度の目標は 13 社であるのに対し、実績は 11 社で達成率は 84% であるが、次に述べる成果指標からすると、一社当たりの新規雇用が多かったものである。

イ 成果指標について

企業立地推進助成事業の成果指標は、誘致企業による雇用計画数（人）である。

企業立地推進助成事業が、誘致企業に対して立地奨励補助金等を交付することにより、工場等の新增設を促進するとともに新規雇用の増大を図り、産業の振興と雇用を増大させることを目的としていることに鑑みると、誘致企業による雇用計画数（人）とすることは適切である。

6 会計処理が適法かつ妥当に行われているか

(1) 予算額・決算額

ア 決算

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
補助金	487,834,000	378,704,000	▲109,130,000
負担金	315,000	315,000	0
貸付金	10,000,000	—	▲10,000,000
合計	498,149,000	379,019,000	▲119,130,000

イ 補助金の執行状況

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異	備考
ア. 工場等設置補助金				
(株)ウエストジャパンフーズ		6,000,000		
日特エンジニアリング(株)		5,000,000		
その他		—		
(計)	95,747,000	11,000,000	▲84,747,000	翌年度再計上 2件
イ. オフィス系企業立地促進補助金				
住友電装(株)		6,132,000		
AIG ジャパン・ホールディングス(株)		517,000		

AIG ビジネス・パートナーズ(株)		112,000		
AIU 損害保険(株)		12,651,000		
富士火災海上保険(株)		18,762,000		
アメリカンホーム医療・損害保険(株)		14,392,000		
AIG 富士生命保険(株)		23,996,000		
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド		129,546,000		
トランスコスモス(株)		161,596,000		
(計)	392,087,000	367,704,000	▲24,383,000	
合計	487,834,000	378,704,000	▲109,130,000	

ウ 負担金の執行状況

(単位：円)

交付先	予算額	決算額	差異
一般財団法人日本立地センター	315,000	315,000	0
合計	315,000	315,000	0

エ 貸付金の執行状況

(単位：円)

貸付先	予算額	決算額	差異
—	10,000,000	—	▲10,000,000
合計	10,000,000	—	▲10,000,000

(2) 予算額と決算額の差額について

ア 補助金について

(ア) 工場等設置補助金について

工場等設置補助金は、予算計上件数4件のうち、決算額が予算額より増加したものが2件（うち、増加額1千万円超はなし）、交付がなかったものが2件（うち、予算計上額1千万円超2件）となっている。

この補助金は、補助金の交付申請が工場等の「操業開始年度」の翌年度以降となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減す

ること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。

平成 28 年度の予算額のうち、決算額と比較して大幅に減少したのは、補助対象者の操業開始が遅れて補助金の申請が平成 29 年度にずれ込むこととなった 2 件が原因であった。

(イ) オフィス系企業立地促進補助金について

オフィス系企業立地促進補助金は、予算計上件数 6 件のうち、決算額が予算額より増加したものが 1 件（うち、増加額 1 千万円超はなし）、決算額が予算額より減少したものが 5 件（うち、減少額 1 千万円超が 1 件）となっている。

この補助金は、補助金の交付申請が事務所等の「補助対象期間の始期（事業開始日と雇用要件成就日のいずれか遅い日）」から起算して 1 年を経過する日以降となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減すること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。

(ウ) 予算額の計算について

上記（ア）、（イ）のとおり、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想されるが、県が補助金の予算額を計算する際に、補助対象者から操業の状況や、新規雇用者数の状況を確認する事は可能であると思われ、これらをもとに、ある程度正確な補助金の予算額を計算することは可能だと思われる。

しかし、補助対象者の操業開始時期は流動的であり、予算計上時点で全て把握することは困難であることも予想できる。

ただ、今回、決算額が予算額よりも約 1 億円減少しており、今後の効率的な予算配分のためにも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい（意見）。

イ 貸付金について

工場等設置貸付金は、1 千万円の予算計上を行っているものの、借入を希望する企業がなかったため、貸付は行われていない。

この工場等設置貸付金は、県の産業構造の改善、離島・半島地域の開発、地場産業の振興、雇用の創出等に資すると認められる工場等を県内に新設し、又は増設する者に対し、必要な資金を貸付けることとしており、企業立地推進助成事業に必要な施策であるにも関わらず、利用されていない。

県は、この工場等設置貸付金について、協定を締結した企業が希望した場合に、金融機関が貸付けを行う原資となるものであり、年度途中で急遽必要となった場合に即応できるように当初予算として 1 千万円を計上し、年度途中で大規模な案

件が発生した場合は、補正予算にて対応することとしており、制度が存続する限り、予算計上は必要であると考えている。

しかし、この工場等設置貸付金は、貸付金残高に係る預託実績は平成 27 年度までであるものの、過去 10 年間新規に貸付けを行っておらず、制度自体も見直す必要があると思われる。

効率的な予算配分の為にも、支出が見込まれない予算を計上したままにすることは好ましくない。

よって、県は、工場等設置貸付金の予算計上額について、適宜見直すことが望ましい（意見）。

なお、この工場等設置貸付金制度の廃止について、平成 30 年 3 月議会に上程中とのことであったが、本監査は議会による議決前であるため、以上のとおりの意見を述べることとする。

(3) チェックリスト

企業立地推進助成事業の全庁共通のチェックリストは、支出負担行為決議書に添付されている。これに加えて、「補助金交付決定前現地確認調査書」ないし「オフィス系企業誘致事業補助金現地調査結果書」が作成されている。これらの調書には、調査対象企業、検査実施日、確認者、対応者、書類確認、調査結果に関する所見が記載されており、誰がどのような調査を行ったかが一目で判明する。

したがって、このような取り組みは今後も継続されたい。但し、全庁共通のチェックリストと別のところに綴じられているので、同じところに綴じるなど、一体的に把握できるようにすることが望ましいと思われる。

(4) 負担金の執行手続きについて

負担金は、一般財団法人日本立地センターの平成 28 年度賛助会費の支払のみであった。

この負担金の支払いに関する関係書類を確認した結果、その支払に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

第 10 佐世保情報産業プラザ運営事業（担当課；企業振興課）

1 事業概要

事業目的	今後成長が予想される情報関連産業分野を中心とした産業集積を行うための支援拠点「佐世保情報産業プラザ」の管理運営を行い、産業構造の多様化・高度化及び県北地域における雇用の創出による本県経済の活性化を図る。
事業期間	平成 19 年度～継続
事業費	平成 28 年度予算 156,163 千円

2 平成 28 年度の事業内容

多様化するニーズにより効率的かつ効果的に対応するため、民間的手法などを活用できる指定管理者制度を導入し、建物管理業務をはじめ起業家支援など、以下の運営事業を実施。

- (1) 賃貸オフィス、インキュベーション施設を設置し、情報関連企業の誘致及び起業家育成を図ることにより、雇用創出を促進。
- (2) インキュベーションマネージャーによる起業家支援・創業から販路開拓までの技術、販売、経営、金融相談を実施。
- (3) 3次元設計や映像制作などの各種支援システムの設備開放などにより、入居企業をはじめ、地場企業への支援を実施。
- (4) 県北地域における産業構造の高度化を図るため、各種関連企業との連携による 3次元 CAD や映像コンテンツ関係の高度な技術等を普及させるためのセミナー及び展示会を開催。

3 佐世保情報産業プラザの概要

- (1) 設置時期 平成 19 年 10 月 25 日
- (2) 設置法令 佐世保情報産業プラザ条例（平成 18 年 7 月 18 日）
- (3) 施設所在地
佐世保市崎岡町（佐世保ニューテクノパーク内）1 棟：2720 番地 8 号
2 棟：3068 番地 9 号
- (4) 利用対象者
主な利用対象：ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業、コールセンター業等の情報関連企業等
- (5) 開館時間・休館日
開館時間：9 時～19 時 休館日：土日、休日、年末年始

(6) 施設内容

- ア 1棟 敷地面積 5,159.52 m²
建物面積 4,011.99 m² (鉄筋コンクリート造り 3階建て) 免震構造
- イ 2棟 敷地面積 9,756.00 m²
建物面積 1,949.38 m² (鉄筋コンクリート造り 2階建て)

(7) 施設機能

- ア 3次元技術・映像開発及び研修機能
3次元設計室, 映像コンテンツ室, 大会議室
- イ 企業誘致機能
賃貸オフィス 【1棟】 1階 4室 (約 90 m², 66 m², 33 m²×2室)
2階 1室 (約 950 m²)
3階 1室 (約 1,000 m²)
【2棟】 1階 4室 (196 m², 100 m², 97 m², 45 m²)
2階 2室 (488 m², 68 m²)
- ウ 起業家育成機能
インキュベーション施設 3室 (22 m²×3)
- エ 業務支援機能
サーバールーム, 会議室, 商談コーナー等

(8) 施設の利用料金

賃貸オフィス：1 m ² につき1月あたり		創業者育成室：1 m ² につき1月あたり	
入居期間	料金	入居期間	料金
3年以内	760円	1年以内	760円
3年を超え6年以内	1,140円	1年を超え2年以内	1,140円
6年を超え15年以内	1,520円	2年を超え5年以内	1,520円

※ 駐車場：1台につき1月あたり1,500円

4 指定管理者の概要

- (1) 所在地：佐世保市ハウステンボス町5-3
- (2) 名称：ハウステンボス・技術センター株式会社
- (3) 指定期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)
※平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間も同社が指定
- (4) 業務：①施設の使用許可に関する業務
②施設の維持管理及び修繕
③施設の使用料, 水光熱費の徴収, 県への納付

- ④施設の WEB 作成, 更新
- ⑤各種相談業務
- ⑥セミナー・イベント等の開催

(5) 配置職員数：常勤 5 名

5 指定管理者の選定について

(1) 応募期間

平成 23 年 7 月 21 日～同年 8 月 19 日

(2) 応募団体

2 社 ハウステンボス・技術センター株式会社 外 1 社

(3) 選定方法

平成 23 年 9 月 27 日, 指定管理者選定委員会を開催し, 下記 7 名の選定委員による採

点後, 候補者を決定。

(4) 選定委員

金融機関, 企業関係者 (情報産業関係団体代表, 施設管理), 税理士, 支援機関, 佐世保市, 県

(5) 選定結果 (審査評価)

516 点 (700 点満点) 外 1 社は 498 点

(6) 選定理由

ア 複数の公の施設管理実績があり, 安定した管理体制が構築されていることや, 本社が近隣にあり緊急時など迅速な対応が期待できる。

イ 情報産業振興方策については, 各分野の専門の企業や人脈を活用したセミナー・イベントの提案がなされており, 本施設が効果的な情報発信の拠点として活用されることが期待できる。

ウ 経費については, 近隣にある本社のスタッフを活用した点検・整備を実施することから節減が見込める。

6 指定管理業務について

(1) 県予算の推移

県 予 算	区 分 (単位:千円)		平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)
	財 源	国 庫					
その他(基金、使用料等)		122,865	88,317	91,451	95,242	123,774	
一般財源		3,078	2,929	2,888	1,933	1,963	
内 訳	事業費<A>		125,943	91,246	94,339	97,175	125,737
	管理運営負担金		78,539	88,317	91,451	91,251	91,507
	その他(事務費、工事費等)		47,404	2,929	2,888	5,924	34,230
	人件費		3,565	1,544	1,613	1,611	1,613
	合計<C=A+B>		129,508	92,790	95,952	98,786	127,350
単位あたりコスト			209	159	148	143	175

(説明)「施設入居企業における雇用者一人あたりの費用」=C÷(入居企業の従業員数727)
※平成28年度末従業員数727人

(2) 負担金の推移

(単位:円)

区分	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	1棟	2棟								
人件費	13,719,302	770,903	12,303,086	0	12,647,315	0	12,541,812	0	12,671,230	0
総合維持管理費	9,146,399	5,900,570	13,112,558	7,657,600	18,559,604	8,691,356	18,460,349	7,748,904	19,196,208	9,738,372
電気設備保守費	419,999	353,851	428,924	362,776	449,820	381,780	435,024	375,408	435,024	375,408
警備費	4,038,300	5,336,100	4,662,000	4,554,900	5,201,280	4,710,960	3,451,464	4,704,480	3,363,120	4,698,000
運営費	4,074,614	0	2,714,552	0	4,549,911	0	2,669,969	0	2,653,774	0
ソフト等保守費	6,929,200	0	5,434,460	0	3,028,506	0	4,312,892	0	4,312,892	0
修繕費	1,838,549	440,526	6,506,588	1,515,150	2,305,476	1,075,680	5,726,052	107,784	1,631,232	2,054,916
イベント経費費	1,458,709	0	1,780,320	0	1,734,360	0	1,565,243	0	1,171,832	0
事業管理費	2,497,504	768,117	2,816,549	845,425	2,908,576	891,586	2,949,768	776,194	2,726,118	1,012,001
光熱水費	14,254,966	6,590,707	15,380,225	8,242,048	15,985,231	8,328,813	17,398,271	8,026,530	17,765,548	7,582,025
合計	58,377,542	20,160,774	65,139,262	23,177,899	67,370,079	24,080,175	69,510,844	21,739,300	65,926,978	25,460,722
年度総計	78,538,316		88,317,161		91,450,254		91,250,144		91,507,700	

※ 平成28年負担金には、SIIQ(九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会)への長崎県負担金120,000円が含まれている。

(3) 入居率, 雇用者数, 創業件数(退去後継続事業者数)の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入居率	98%	91%	98%	98%	99.8%
雇用者数	617人	594人	648人	689人	727
創業件数	2	3	3	3	3

(4) 施設設備貸出回数の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
1棟	大会議室	61	44	104	73	102	384
	小会議室1	116	114	47	68	79	424
	小会議室4	43	26	75	114	93	351
	3次元プリンタ	2	8	3	0		13
	パソコン	19	23	3	3	12	60
	カメラA	13	0	2	1	2	18
	カメラB	47	30	28	24	24	153
	ノンリニア編集機A	41	21	24	27	18	131
	ノンリニア編集機B	42	87	44	0	0	173
	録音ブース	32	16	22	8	0	78
2棟	2F小会議室	184	141	187	195	236	943
	別棟 会議室A	6	14	18	11	22	71
	別棟 会議室B	1	10	12	16	29	68

(5) 徴収額の推移 (単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
居室	40,580,422	46,253,403	49,077,036	54,507,200	57,377,228	247,795,289
駐車場	10,167,462	10,253,258	9,981,000	10,460,532	10,799,002	51,661,254
サーバーラック	11,225,130	11,650,800	11,702,880	12,838,560	13,490,400	60,907,770
貸出設備	808,530	736,610	544,350	320,920	259,230	2,669,640
共益費	10,842,000	10,847,425	9,902,290	10,579,560	10,568,199	52,739,474
電気	9,043,138	10,213,088	10,387,619	10,729,415	11,188,049	51,561,309
自動販売機	126,268	138,169	142,887	132,191	112,675	652,190
水道料	5,786					5,786
年度合計	82,798,736	90,092,753	91,738,062	99,568,378	103,794,783	467,992,712

7 ながさき産業振興プラン (平成 28 年度～平成 32 年度) との関係・整合性

産業労働部発行の「産業労働部の概要」では、本事業は、ながさき産業振興プランの「基本指針」の「2. 新たな需要を発掘／創出する」, 「施策の柱」の「①新たな産業の創出」に位置づけられている。

入居企業を、発展性の見込める情報関連産業等に限定し、情報産業関連のセミナーを多数回 (平成 28 年度 21 回) 行っていること等から、新たな産業の創出に資する事業と云うる。

入居企業による雇用者数は 727 人であり、基本指針「3. 働く場を創る／改善する」にも合致している。また、創業者支援室を設置し、退去後継続事業者数は 3 件という実績もあることから、同指針の施策の柱「創業・起業」にも合致しているといえる。

よって、本事業は、ながさき産業振興プランの適正な一翼を担っているといえる。

8 特に検討した事項

(1) 指定管理者の選定手続

平成 23 年度に行われた指定管理者の選定手続につき、監査を行った。

募集要項等によれば、約 1 か月弱の応募期間が設定され、2 社が応募している。募集要項に従い選定委員会が開かれ、選定委員の選任も、専門性・公平性等の要請に配慮していることが認められる。評価採点項目も適切に設定され、採点表も保存されている。

また、選定理由も合理的なものといえ、過去の書面に基づく監査ではあるものの、不適切な点は見当たらなかった。

(2) 法令等への適合性の検討

関係法令として、佐世保情報産業プラザ条例（平成 18 年 7 月 18 日長崎県条例第 51 号）、佐世保情報産業プラザ条例施行規則（平成 18 年 7 月 18 日長崎県規則第 43 号）がある。県と指定管理者との間では「基本協定書」が締結され、他に年度ごとに協定書を締結している。また、県は「佐世保情報産業プラザ指定管理者業務仕様」を作成し、指定管理業務の詳細を定めている。

この点について、条例等で、指定管理者の業務とされている使用許可、使用料徴収事務、施設維持管理、セミナー等企画運営、相談業務、備品管理等は適切になされていることが視察の結果、確認できた。

再委託は複数見積りを取る方式が行われており、会計関係書類も整備され、基本協定書に提出義務が規定されている事業報告書は詳細かつ業務ごとに整理された形で提出されている。

指定管理について、法令等に反する点は特に見当たらなかった。

(3) 経済性、効率性、有効性の観点からの検討

ア 経済性について

平成 28 年度の予算が前年度より約 2,900 万円増加している理由は、サーバー室の空調の入れ替え工事をしたためである。入居企業においては、大量のデータ処理を業務とする企業があり、サーバー室の整備は必要不可欠である。サーバーラックの使用料収入も年間約 1,350 万円あり、年々増加傾向にある。予算が増加したことについて、経済性の観点から問題はないと考える。施設の使用料収入は、平成 28 年度は約 1 億 300 万円であり、サーバー室の工事がなければ使用料収入のみで財源が確保できる計算になる。なお、使用料については条例等で規定されているため、指定管理者の裁量の余地はない。

また、指定管理者の業務は、建物管理業務の一部や WEB 更新業務など以外、大半が再委託により行われている。再委託については複数見積りを取り、業者等と協

議を重ねて行われていると認められるので、再委託の業務につき、これ以上の経費節減は困難といえる。よって指定管理者の業務についても経済的には問題ないとする。

イ 効率性について

平成 28 年度の入居率は 99.8%である。残りの 0.2%は、事業所向きというより倉庫向きのスペースであり、入居率が 100%にならないことについてはやむを得ない面がある。施設設備貸出については、3次元プリンタや編集機の一部など破棄・破損した設備を除き、一定の利用が行われていることが認められる。また、平成 28 年度はセミナーが 21 回開催され、創業者支援室入居企業対象の相談業務（1回あたり 30分～1.5時間程度）も 42 回行われている。

入居率以外については、最大限の成果を上げているとはいえない可能性はあるが、少なくとも、施設の収入に大きく影響する入居率が 100%に近いことから、効率性には問題がないとする。

ウ 有効性について

平成 28 年度の事業評価調書における「成果指標」は「入居率」、「雇用者数」、「創業件数」である。創業件数は 3 件で前年度から変わらず、入居率、雇用者数は前年度を上回っている（上記 6(3)の表参照）。

佐世保情報産業プラザ事業の目的は、条例第 1 条によれば、「情報関連産業の集積を推進し、本県の産業構造の高度化及び多様化並びに雇用の創出による本県経済の活性化を進める拠点」とすることにある。

携帯電話関係のコールセンターやデータ処理を業とする情報産業関連企業が入居し、入居率が 100%に近いことから、事業の目的は達成しているといえる。

しかし、情報関連産業の育成・支援という観点からは、老朽化により使用できなくなっている 3次元プリンター等の機器の更新等について、更新の必要性と設置スペースの有効活用の両面を考慮し、今後の検討課題とすることが望ましい(意見)。

第 11 食品製造業の高付加価値化支援事業（担当課；食品産業・産地振興室）

1 事業概要

事業目的 ・内容	食料品製造業の付加価値額を高めるため、大規模商談会への出展支援や中堅企業予備軍の商品開発力・販売戦略力の向上を支援するとともに、新たに中堅企業等の高度加工・希少商品の商品化などを支援する。
事業期間	平成 28 年度～平成 30 年度
事業費	平成 28 年度予算 132,092 円

2 平成 28 年度の事業内容

(1) 高付加価値マーケットに対応する 4 つの視点からの商品づくりへの支援

ア 高度加工設備導入

高度な加工用の機械・設備の導入による新商品開発・改良等に対する支援のため補助金を交付した。

イ 衛生体制強化

高度な衛生体制を求める市場に対応するための、認証取得や施設整備に対する支援のため補助金を交付した。

ウ 希少素材活用

希少素材を活用した新商品開発・改良等に対する支援のため補助金を交付する。（平成 28 年度の補助金交付なし）

エ アワード獲得

表彰・認証の取得や、取得に向け商品開発・改良等に対する支援のため補助金を交付する。（平成 28 年度の補助金交付なし）

(2) 大規模食品展示会への出展支援

県内食品製造業者の振興を図るため、全国の流通・販売・外食産業などの事業者に対して広く PR するとともに、全国規模でのマーケットニーズの把握と販路拡大を図るため、大規模食品展示会へ出展した。

(3) 物流コスト低減対策

食品メーカー、物流会社が参加する検討会を立ち上げ、大都市圏からの距離ハンディ解消に向けた物流連携を検討し、物流コストの低減を図る。

(4) ふるさと企業包括支援事業

食品製造業等を営む県内企業について、継続的な成長とともに県内経済の牽引役を担う中堅優良企業への育成を図ることを目的とし、商品の更なる付加価値向上及び県外販路拡大による売上向上を支援するため補助金を交付した。

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランは、「基本指針・施策の柱」として「生産性／競争力を高める」を掲げており、そのうえで「食料品製造業の付加価値向上」として「本県では豊かな農水産「資源」を活用した、加工度の高い商品の生産が拡大しておらず、食料品製造業の付加価値率は全国と比べて低い。」という問題点の解決のために、「高付加価値マーケットに合致した商品づくりを行う中堅企業や中堅企業予備軍を4つの視点から支援し、食料品製造業の付加価値向上と規模拡大を図る」としている。

本事業は、食料品製造業の付加価値額を高めるため、大規模商談会への出展支援や中堅企業予備軍の商品開発力・販売戦略力の向上を支援するとともに、新たに中堅企業等の高度加工・希少商品の商品化などを支援することにより、食料品製造業の付加価値向上と規模拡大を図ることを目的としている。

この食料品製造業の付加価値向上と規模拡大促進策として、県は、付加価値向上に繋がる4つの視点（高度加工，衛生体制の強化，希少素材の活用，アワード等の獲得）からの支援強化を行うこととしており、食料品製造業の生産性・競争力を高めることに資する。

よって、本事業は、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っているといえる。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要

ア 食品製造業高付加価値化支援事業補助金

補助金の名称	食品製造業の高付加価値化支援事業補助金
交付目的	県内食品製造業者の付加価値額を高めるため、高付加価値化マーケットに対応する4つの視点からの商品づくりを支援し、食品製造業の付加価値額の増加を図る。
補助事業の内容，対象経費等	次に掲げる経費 (1) 高度加工用機械及び設備整備に要する経費 (2) 衛生体制強化に要する経費 (3) 希少素材を活用した商品開発に要する経費 (4) アワード獲得に要する経費
補助率又は額	2分の1（離島地域においては、3分の2）以内
補助対象者	知事が適当と認める企業，団体等
補助金額	平成 28 年度（予算） 75,560 千円

イ ふるさと企業包括支援事業補助金

補助金の名称	ふるさと企業包括支援事業補助金
交付目的	食品製造業等を営む中堅予備企業の商品開発，販路開拓等の取組を支援し，食品製造業等の規模の拡大を図る。
補助事業の内容，対象経費等	次に掲げる経費 (1) 商品の改良及び開発に要する経費 (2) 販路開拓に要する経費
補助率又は額	2分の1（離島地域においては，3分の2）以内
補助対象者	知事が認定した企業
補助金額	平成28年度（予算） 45,766千円

ウ 食料産業活性化促進事業費補助金

補助金の名称	食料産業活性化促進事業費補助金
交付目的	県内農林水産物等の活用並びに商品評価に基づく商品の改良及び開発を促進し，高付加価値食品を供給することにより，地域経済の活性化を図る。
補助事業の内容，対象経費等	次に掲げる事業に要する経費 (1) 事業化等の検討の支援 (2) 食品展示会への出展 (3) 商品評価，アドバイス会等 (4) その他目的達成のために必要と認められる事業
補助率又は額	10分の10以内
補助対象者	長崎県食料産業クラスター協議会
補助金額	平成28年度（予算） 5,000千円

(2) 補助金実施要綱の内容

ア 食品製造業の高付加価値化支援事業補助金

食品製造業の高付加価値化支援事業補助金（以下，「食品製造業高付加価値化支援事業補助金」という。）の対象者及び補助額等は，長崎県食品製造業高付加価値化支援事業補助金実施要綱（以下，「食品製造業高付加価値化支援事業補助金要綱」という。）に定められている。

対象者	下記の要件を全て満たすもの。
要件	(1) 長崎県内に主たる生産拠点を有する食品製造業者等で，本県内の生産拠点において申請にかかる事業を実施すること。 (2) 今後5年間で付加価値額（決算に基づき算定した営業利益，人件費

	<p>及び減価償却費の合計金額)を20%増加する事業計画であること。</p> <p>(3) 県内の生産拠点における直近決算期の売上高(または生産額)が概ね1億円以上の企業であること。</p> <p>(4) 主務大臣により免許・許可等を受けている預金取扱等金融機関等による推薦を受けることについて、推薦書への記名・押印により確認されること。</p>		
別表第1 高度加工設備導入支援事業			
事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
高度加工設備導入	<p>◆高度加工を行うための機械・設備等の導入に要する経費(単純な設備更新は不可)</p> <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>	1/2以内 (離島地域は2/3以内)	1,000万円
高度加工設備の整備に不可欠な付帯設備導入	<p>◆上記の設備の整備に不可欠な付帯設備等の導入に要する経費</p> <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
商品技術開発改良	<p>◆本事業で導入した高度加工設備を活用した商品または技術の研究開発及び改良に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査費 ・デザイナー等外部専門家謝金 ・技術開発・改良に直接使用する原材料、資材、消耗品の購入(人件費を除く) ・外注加工に要する経費 <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
販路開拓	<p>(本事業で開発改良した商品に係る経費に限る)</p> <p>◆展示会・商談会出展費 展示会等に出展するのに要する小間料、装飾料、レンタル料、販売員雇用料、展示会出展に必要な旅費</p> <p>◆商談相手企業招聴に必要な経費 商品又は技術のプレゼンテーションのため商談相手企業を招聴するのに必要な旅費</p> <p>◆営業スタッフ活動経費</p>		

	<p>事業に基づく活動旅費</p> <p>◆コンサルタント料(コンサルタントの旅費, 宿泊費を含む)</p> <p>◆広告宣伝のための経費 新聞・雑誌・インターネット等への広告掲載料</p> <p>◆パンフレット作成費用, ホームページ開発・運用経費</p> <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
別表第2 衛生体制強化事業			
事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
認証取得	<p>◆ISO, HACCP, ハラル等認証の取得のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント料(コンサルタントの旅費, 宿泊費を含む) ・申請費, 審査費, 登録料 <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>	1/2 以内 (離島地域は 2/3 以内)	400 万円
施設整備	<p>◆衛生体制の強化につながる工場レイアウトの変更, 設備導入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計料 ・機械・設備・備品等の移設に要する工事費, 運搬費 ・高度な衛生体制を求める市場に対応するために必要不可欠な設備の導入に係る経費 <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
販路開拓事業	<p>(本事業で取得した認証又は整備した施設に関する商品に係る経費に限る)</p> <p>◆展示会・商談会出展費 展示会等に出展するのに要する小間料, 装飾料, レンタル料, 販売員雇用料, 展示会出展に必要な旅費</p> <p>◆商談相手企業招聴に必要な経費 商品又は技術のプレゼンテーションのため商談相手企業を招聴するのに必要な旅費</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業スタッフ活動経費 事業に基づく活動旅費 ◆コンサルタント料(コンサルタントの旅費, 宿泊費を含む) ◆広告宣伝のための経費 新聞・雑誌・インターネット等への広告掲 載料 ◆パンフレット作成費用, ホームページ開 発・運用経費 ◆その他実施に必要と認められる経費 		
別表第3 希少素材活用商品開発事業			
事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
商品技術 開発改良	<ul style="list-style-type: none"> ◆希少素材を活用した商品又は技術の研究開 発及び改良に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査費 ・デザイナー等外部専門家謝金 ・技術開発・改良に直接使用する原材料, 資材, 消耗品の購入(人件費を除く) ・外注加工に要する経費 ◆その他実施に必要と認められる経費 	1/2 以内 (離島地 域は 2/3 以内)	250 万円
販路開拓	<p>(本事業で開発改良した商品に係る経費に限 る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆展示会・商談会出展費 展示会等に出展するのに要する小間料, 装 飾料, レンタル料, 販売員雇用料, 展示会 出展に必要な旅費 ◆商談相手企業招聴に必要な経費 商品又は技術のプレゼンテーションのため 商談相手企業を招聴するのに必要な旅費 ◆営業スタッフ活動経費 事業に基づく活動旅費 ◆コンサルタント料(コンサルタントの旅費, 宿泊費を含む) ◆広告宣伝のための経費 新聞・雑誌・インターネット等への広告掲 		

	<p>載料</p> <p>◆パンフレット作成費用，ホームページ開発・運用経費</p> <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
別表第4 アワード獲得事業			
事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
商品技術開発改良	<p>◆アワード獲得のための商品又は技術の研究開発及び改良に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査費 ・デザイナー等外部専門家謝金 ・技術開発・改良に直接使用する原材料，資材，消耗品の購入（人件費を除く） ・外注加工に要する経費 <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>	1/2 以内 (離島地域は 2/3 以内)	250 万円
表彰・認証取得	<p>◆表彰又は認証取得に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請費，サンプル送料，翻訳費 ・分析外注費 <p>◆その他実施に必要と認められる経費</p>		
販路開拓事業	<p>(本事業により表彰又は認証を取得した商品に係る経費に限る)</p> <p>◆展示会・商談会出展費</p> <p>展示会等に出展するのに要する小間料，装飾料，レンタル料，販売員雇用料，展示会出展に必要な旅費</p> <p>◆商談相手企業招聴に必要な経費</p> <p>商品又は技術のプレゼンテーションのため商談相手企業を招聴するのに必要な旅費</p> <p>◆営業スタッフ活動経費</p> <p>事業に基づく活動旅費</p> <p>◆コンサルタント料(コンサルタントの旅費，宿泊費を含む)</p> <p>◆広告宣伝のための経費</p> <p>新聞・雑誌・インターネット等への広告掲載料</p> <p>◆パンフレット作成費用，ホームページ開</p>		

	発・運用経費 ◆その他実施に必要と認められる経費		
--	-----------------------------	--	--

イ ふるさと企業包括支援事業補助金

ふるさと企業包括支援事業補助金の対象者及び補助額等は、長崎県ふるさと企業包括支援事業補助金実施要綱（以下、「ふるさと企業包括支援事業補助金要綱」という。）に定められている。

対象者	「長崎県食の総合産業化プロジェクト（中堅企業支援）事業」の認定を受けたことのない企業で、次に掲げる要件を全て満たし、知事の認定を受けた企業。		
要件	<p>(1)長崎県内に本社を有する食品製造業等を営む企業で、本県内の生産拠点において申請にかかる事業を実施していること。</p> <p>(2)今後5年間で付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）を20%増加する事業計画であること。</p> <p>(3)直近決算期の売上高（または生産額）が概ね1億円以上5億円未満の企業であること。</p> <p>(4)主務大臣により免許・許可等を受けている預金取扱等金融機関等による推薦を受けることについて、推薦書への記名・押印により確認されること。</p> <p>(5)商品改良・開発や販路拡大等について決定権を持つ者が、ふるさと企業包括支援事業で実施する研修・個別相談会・商品品評会等に原則参加・出品すること。</p>		
別表			
事業区分	補助対象経費	補助限度額	補助率
商品改良 ・開発事業	<p>◆商品改良・開発事業に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査費 ・専門家謝金及び旅費 ・商品改良・開発に直接使用する原材料、資材、消耗品の購入（人件費を除く） ・委託加工に要する経費 ・分析外注に要する経費 ・自ら調査視察を行う場合に必要な交通費 <p>◆商品改良・開発に必要な研修経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講料 ・外部専門家講師謝金 	150万円	1/2以内 （離島地域は2/3以内）

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修向け資材作成費 ◆その他事業実施に必要と認められる経費 		
販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆展示会・商談会出展費 自社商品を展示会等に出展するのに要する小間代，レンタル料，展示会出展に必要な旅費 ◆商談相手企業招勝に必要な経費 自社商品又は技術のプレゼンテーションのため商談相手企業を招勝するのに必要な旅費 ◆営業スタッフ活動経費 認定事業に基づく活動旅費 ◆コンサルタント料 コンサルタントの旅費，宿泊費 ◆広告宣伝のための経費 新聞・雑誌・インターネット等への広告掲載費用 ◆パンフレット作成費用 ◆ホームページ開発・運用経費 ◆その他事業実施に必要と認められる経費 	100万円	

ウ 食料産業活性化促進事業費補助金

食料産業活性化促進事業費補助金の対象者及び補助額等は，長崎県食料産業活性化促進事業費補助金実施要綱（以下，「食料産業活性化促進事業費補助金要綱」という。）に定められている。

対象者	長崎県食料産業クラスター協議会	
要件	県内の食品産業・農林水産業の団体及び企業，大学，試験研究機関，金融機関等が連携して，地域経済の活性化を目的とする団体で，組織の運営について規程があり，かつ代表者の定めがあるもの。	
別表第1		
事業名	補助対象経費	補助率
事業化等検討支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会議に要する経費 ・研修会開催に要する経費 ・マッチング支援に要する経費 ・その他知事が特に必要と認める経費 	10/10以内

食品展示会への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・食品展示会への出展料 ・装飾に要する経費 ・電気工事費（電気使用料含む） ・給排水設備工事費（水道料含む） ・その他知事が特に必要と認める経費 	
商品評価・アドバイス会等	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー報償費 ・旅費 ・会場借上費 ・テストマーケティングショップ運営に要する経費（人件費，売り場借料，改装費，撤去費，広報宣伝活動費等） ・その他知事が特に必要と認める経費 	
その他目的達成のために必要と認められる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設・更新等に要する経費 ・支援施策や試験研究開発等の情報の収集に要する経費 ・事務局経費 ・その他知事が特に必要と認める経費 	

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 審査会の審査委員選任について

(ア) 食品製造業高付加価値化支援事業補助金について

食品製造業高付加価値化支援事業補助金は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査することとしている。（食品製造業高付加価値化支援事業補助金要綱第9条第1項）

この規定を受けて、県は、「長崎県食品製造業高付加価値化支援事業 審査基準」（以下、「食品製造業高付加価値化支援事業審査基準」という。）を設けており、この食品製造業高付加価値化支援事業審査基準には、「1. 審査会」、「2. 審査方法」、「3. 審査手順」、「4. 審査項目及び評価」、「5. 評価基準」、「6. 交付の決定」を、定めている。

この食品製造業高付加価値化支援事業審査基準の「1. 審査会」には、「審査会は、審査委員の過半数の出席により成立する。」と規定しているが、審査委員の人数やその選任方法が規定されていない。

県は、審査委員に、県内全域の事業者について見識のある者を1名、企業財務について見識のある者を1名、機械設備や最新技術に見識のある者を1名、商品開発について見識のある者を2名、合計5名を選任し、審査会を開催しているが、その選任については、担当部署内での協議によっている。

食品製造業高付加価値化支援事業補助金は、補助限度額が 250 万円～1,000

万円で、他の補助金と比べて高いとは言えないが、補助率が補助対象経費の 2 分の 1 以内（離島地域は 3 分の 2 以内）と高いため、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準を設け、審査会による審査により、補助金の交付目的に合致した補助対象者を選別することとしているものと思われる。

しかし、審査委員の人数や選任方法についての定めはない。審査の適正さを担保するためにも、審査会の審査委員が適正に選任されていることが重要である。

よって、県は、より適切な審査を行えるように、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい（意見）。

(イ) ふるさと企業包括支援事業補助金について

ふるさと企業包括支援事業補助金の補助対象者は、長崎県ふるさと企業包括支援事業認定要項（以下、「ふるさと企業包括支援事業認定要項」という。）第 7 条により、知事の認定を受けた企業とされている。

このふるさと企業包括支援事業認定要項第 6 条において、「審査会は、付託された申請案件について、事業計画の実現可能性等を審査し、審査結果を知事に報告する。」と規定している。

この規定を受けて、県は、「長崎県ふるさと企業包括支援事業 審査基準」（以下、「ふるさと企業包括支援事業審査基準」という。）を設けており、このふるさと企業包括支援事業審査基準には、「1. 審査会」、「2. 審査方法」、「3. 審査手順」、「4. 審査項目及び評価」、「5. 評価基準」、「6. 事業認定の決定」を、定めている。

このふるさと企業包括支援事業審査基準の「1. 審査会」には、「審査会は、審査委員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。」と規定しているが、審査委員の人数やその選任方法が規定されていない。

県は、審査委員に、商品力やトレンド（市場）に精通している者 1 名、加工技術分野に精通している者 1 名、財務分析分野に精通している者 1 名、販路開拓分野に精通している者 1 名、県内の業界（組合組織を含む）の現状に精通している者 1 名、合計 5 名を選任し、審査会を開催しているが、その選任については、担当部署内での協議によっている。

ふるさと企業包括支援事業補助金は、補助限度額が 100 万円～150 万円で、他の補助金と比べて高いとは言えないが、補助率が補助対象経費の 2 分の 1 以内（離島地域は 3 分の 2 以内）と高いため、ふるさと企業包括支援事業審査基準を設け、審査会による審査により、補助金の交付目的に合致した補助対象者を選別することとしているものと思われる。

しかし、審査委員の人数や選任方法についての定めはない。審査の適正さを担保するためにも、審査会の審査委員が適正に選任されていることが重要である。

よって、県は、より適切な審査を行えるように、ふるさと企業包括支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい（意見）。

なお、このふるさと企業包括支援事業は、平成 29 年度で終了するが、本包括外部監査は平成 28 年度を対象としており、評価は変わらない。今後、同種事業が行われる場合の参照とされたい。

イ 消費税の取扱いについて

(ア) 補助金要綱に定める消費税に関する規定

食品製造業の高付加価値化支援事業の各補助金の補助金要綱には、消費税に関して、それぞれ次の規定が設けられている。

① 食品製造業高付加価値化支援事業補助金

【食品製造業高付加価値化支援事業補助金要綱（一部抜粋）】

第 7 条

補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第 9 条第 2 項

知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、第 7 条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

第 9 条第 3 項

知事は、第 7 条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

第 12 条第 3 項

補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第 16 条第 1 項

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 16 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

第 16 条第 2 項

知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額）の返還を命ずる。

② ふるさと企業包括支援事業補助金

【ふるさと企業包括支援事業補助金要綱（一部抜粋）】

第 5 条

補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第 11 条第 3 項

補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第 15 条第 1 項

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 14 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

第 15 条第 2 項

知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額）の返還を命ずる。

③ 食料産業活性化促進事業費補助金

【食料産業活性化促進事業費補助金要綱（一部抜粋）】

第 5 条

補助金の交付の申請をしようとする事業実施者は、規則第 4 条に定める補助金交付申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という）を知事に提出しなければならない。なお、交付申請にあたっては当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入税控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

第 10 条第 2 項

補助事業者は、第 5 条のただし書きの規定により補助金の申請をし、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額を補助金額から減額して知事に報告しなければならない。

第 10 条第 3 項

補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税相当額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において知事は当該金額の返還を請求するものとする。

(イ) 補助金申請における消費税の取扱いについて

上記（ア）の各規定によれば、補助対象事業者は、これらの補助金の申請に際し、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下、「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

また、補助金の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、補助対象事業者は、消費税等仕入控除税額が確定した時に、その消費税等仕入控除税額を報告書により報告し、知事は補助事業者に対しその消費税等仕入控除税額の返還を請求することとなっている。

(ウ) 食料産業活性化促進事業費補助金の消費税の取扱いについて

県は、食料産業活性化促進事業費補助金の申請に際し、補助対象経費を消費税込みの金額で申請させており、仕入れに係る消費税等相当額の報告書の提出も受けていない。

これは、この補助対象事業者が、県内の産学官が連携し地域経済の活性化に資することを目的として設置された任意団体で、収益事業は実施しておらず、過去に課税売上高の計上実績がないこと、その任意団体の収入が特定収入からなり、税込みで交付しても問題のない団体と判断していることを理由としている。

しかし、消費税法において、任意団体であっても、事業を行い、基準期間の課税売上高が1千万円を超えれば消費税の課税事業者になり、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも、課税事業者となることを選択することができるため、「任意団体＝消費税免税事業者」とはならない。

また、補助金の申請時に消費税免税事業者であった補助対象事業者が、補助金の交付時には、消費税課税事業者であることも考えられる。

よって、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであるとは言えない。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである（指摘事項）。

5 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、食品製造業の高付加価値化支援事業については、以下の評価がなされている。

ア 食品製造業の高付加価値化支援事業

活動指標	主な目標	補助対象企業数
	H28 目標	12 件
	H28 実績	10 件
	達成率	83%
成果指標	主な目標	支援対象企業の 5 年後の付加価値額 20% 増
	H28 目標	—
	H28 実績	—
	達成率	—

事業の成果等	採択企業 11 社，うち事業中止 1 社。結果，高度加工設備導入 6 社，衛生体制強化 4 社に補助金を交付。事業効果の現れる 2 年後から 5 年間で付加価値額 20%増を目標（成果指標）とする。
--------	---

イ ふるさと企業包括支援事業

活動指標	主な目標	認定企業数
	H28 目標	11 件
	H28 実績	11 件
	達成率	100%
成果指標	主な目標	認定企業の 5 年後付加価値額 20%増
	H28 目標	—
	H28 実績	—
	達成率	—
事業の成果等	H28 年度から 2 ヶ年間の支援企業を認定する県内外の専門家 5 名による審査会を設置（新たに 11 社認定）。H27 年度認定の企業を含め，24 企業に対して研修・個別相談・商品品評会を実施。H28 年度認定企業には東京での実地研修も実施。	

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

食品製造業の高付加価値化支援事業の活動指標は補助対象企業数，ふるさと企業包括支援事業の活動指標は認定企業数となっている。

補助対象企業数や認定企業数が増えることは，食品製造業の付加価値向上を図ることができる機会を得る企業が増えることを意味し，食品製造業の付加価値額を高めるため，大規模商談会への出展支援や中堅企業予備軍の商品開発力・販売戦略力の向上を支援するとともに，新たに中堅企業等の高度加工・希少商品の商品化などを支援するという事業目的に合致する。

したがって，食品製造業の高付加価値化支援事業の活動指標を補助対象企業数，ふるさと企業包括支援事業の活動指標を認定企業数とすることは適切と言える。

イ 成果指標について

食品製造業の高付加価値化支援事業の成果指標は支援対象企業の5年後の付加価値額20%増、ふるさと企業包括支援事業の成果指標は認定企業の5年後付加価値額20%増となっている。

しかしながら、事業期間は、それぞれ平成28年から同30年、平成27年から同29年とそれぞれ3年の事業であり、事業期間中に「5年後の付加価値額20%増」という事業の成果は判明しない。事業の成果について検証する数年前に事業が終了してしまうことになってしまう。

この点、事業群評価調書においては、事業終了後も効果測定を実施することが予定されているし、目標（5年後付加価値額20%増）達成が困難と見込まれる場合には、要因分析を行い、必要に応じて改善指導を行うなどのフォローはなされている。

しかしながら、事業自体が終了してしまえば、県の内部で事業の効果測定を行ったところで、県民が事業効果を知ることができず、事後の検証のしようもない。最終的な成果指標については「5年後の付加価値額20%増」であるとしても、事業効果が現れるのが2年後からなのであれば、遅くとも2年後の中間的な成果指標を設定することは可能である。

よって、食品製造業の高付加価値化支援事業及びふるさと企業包括支援事業の成果指標については、中間的な成果指標を設定すべきである（指摘事項）。

また、県は、事業終了後も効果測定を実施することを予定している。そうだとすれば、事業の最終的な成果指標が達成されたか否かを県が公表することは容易であるし、可能である。また、このように成果指標が達成されたか否かを公表することが行政に対する信用を確保するためにも重要である。

よって、県は、事業の最終的な成果指標が達成されたかについて、何らかの形で公表すべきである（指摘事項）。

6 会計処理が適法かつ妥当に行われているか

(1) 予算額・決算額

ア 決算

(単位：円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
補助金	113,000,000	85,694,992	▲27,305,008
委託費	15,726,000	11,095,920	▲4,630,080
事務費	3,366,000	978,000	▲2,388,000
合計	132,092,000	97,768,912	▲34,323,088

イ 補助金の執行状況

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
(ア) 食品製造業高付加価値化支援事業補助金			
(株)岩崎食品		10,000,000	
(株)中嶋屋本店		10,000,000	
(有)水谷製麺		5,034,000	
(有)長崎雲仙ハム		10,000,000	
(株)荒木水産		10,000,000	
(株)中村興産		2,841,000	
(高度加工設備導入支援事業計)		(47,875,000)	
(株)日野商店		1,050,000	
長崎県有家手延素麺協同組合		4,000,000	
(有)明治屋商店		1,677,000	
(株)大和製菓		3,951,000	
(衛生体制強化事業計)		(10,678,000)	
計	75,000,000	58,553,000	▲16,447,000
(イ) ふるさと企業包括支援事業補助金			
(株)若宮水産		1,468,264	
(有)明治屋商店		1,050,000	
本多製麺(有)		1,320,355	
(合)山崎本店酒造場		622,563	
(株)三井楽水産		658,956	
(有)法本胡麻豆腐店		1,500,000	
(有)みゆき蒲鉾本店		699,734	
(合)魚住商店		131,965	
(有)海産物のわたなべ		1,268,601	
(株)サンミッシェル		1,049,519	
(株)長崎杉蒲		1,380,423	

重山陶器(株)		1,500,000	
(株)一龍陶苑		1,500,000	
(平成27年度認定企業計)		(14,150,380)	
(株)アグリ・コーポレーション		1,000,000	
壱岐酒類販売協同組合		663,455	
(有)こじま		841,948	
(株)猿川伊豆酒造		1,000,000	
(株)白雪食品		512,286	
(株)すみや		385,000	
(有)ナカタ		16,481	
(株)中本製麺		1,000,000	
(有)藤井からすみ店		1,000,000	
松尾コーヒー(株)		572,442	
(株)マルマス		1,000,000	
(平成28年度認定企業計)		(7,991,612)	
計	33,000,000	22,141,992	▲10,858,008
(ウ) 食料産業活性化促進事業費補助金			
長崎県食料産業クラスター協議会	5,000,000	5,000,000	0
計	5,000,000	5,000,000	0
合計	113,000,000	85,694,992	▲27,305,008

ウ 委託費の執行状況

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
高付加価値セミナー 実施委託費	520,000	0	▲520,000
物流コスト低減対策 業務委託	2,500,000	496,800	▲2,003,200
ふるさと企業包括支 援事業委託	12,706,000	10,599,120	▲2,106,880
合計	15,726,000	11,095,920	▲4,630,080

エ 事務費の執行状況

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差異
報償費	1,060,000	40,000	▲1,020,000
旅費	1,875,000	938,000	▲937,000
需用費	53,000	0	▲53,000
役務費	38,000	0	▲38,000
使用料・賃借料	340,000	0	▲340,000
合計	3,366,000	978,000	▲2,388,000

(2) 予算額と決算額の差額について

食品製造業高付加価値化支援事業補助金とふるさと企業包括支援事業補助金は、予算の範囲内で、補助金申請があったものに対し、審査会の審査を経て補助金を交付することとしている。

食品製造業高付加価値化支援事業補助金は、平成28年度の補助金申請件数は14件であったが、うち2件が申請前に取下げ、1件が不採択、1件が事業中止で、補助金交付件数は10件であった。

ふるさと企業包括支援事業補助金は、平成28年度の補助金申請件数は24件（平成27年度認定分13件、平成28年度認定分11件）で、取下げ等は無く、補助金交付件数も24件であった。

県の担当者によると、予算計上額に対し、補助金の交付額が少なかったのは、広報等による補助金の周知が広がらず、補助申請件数が伸びなかったことが一因ではないかと分析しており、平成29年度は2次募集を行っている。

予算額と決算額の差額が、▲2,700万円となっており、効率的な予算執行を行ったとは言いがたいものの、平成28年度に開始した事業で、事業の周知が広がらなかったことも理解できる。

今後、業界団体や商工会議所等を通じて広報活動を行っていく事を計画しており、食品製造業の高付加価値化支援事業が、県内の食料品製造業者等の事業発展に貢献することを期待する。

(3) チェックリストについて

食品製造業の高付加価値化支援事業においては、補助金について、全庁共通のチェックリストが用いられている。このチェックリストは、「交付申請」、「交付決定通知」、「実績報告・完了検査」等についてチェックし、支出負担行為に添付されることになっている。そして、「必要に応じ、各個別補助金の詳細なチェックリスト

を作成して部局ごとに調整する等、適宜な対応を行うこと」とされている。

この点、県によれば、補助金の現地調査については、2名以上で行っているということである。せつかく、複数の人員で現地調査を行うのであるから、いつ、誰がどのような調査を行ったのかについて、メモを残すことは可能であるし容易である。また、全庁共通のチェックリストに記載しているように、部局用のチェックリスト（例えば、調査日、調査対象企業の名称、所在地、応対者、県の担当者、文書の保存・確認状況、事業遂行の記録の確認、経理処理の状況調査、決算の状況の調査、総合的な所見等）を作成することも検討されてよいと思われる。

このような、誰がどのような調査を行ったかが一目で判明するような運用上の工夫があることが望ましい。但し、意見とはしない。

(4) 委託費の執行手続きについて

物流コスト低減対策業務の委託は、随意契約で、ふるさと企業包括支援事業の委託は、一般競争入札で契約をしており、この委託費に関する関係書類を確認した。

監査の結果、この委託費に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

第12 海洋エネルギー関連産業集積促進事業（担当課；海洋・環境産業創造課）

1 事業概要

事業目的	本県海域内における海洋再生可能エネルギーの実用化や商用化を推進することにより、本県基幹産業である造船業とも連携しながら、海洋再生可能エネルギー関連産業の集積、拠点形成を進め、国際競争力のある産業を育成する。
事業期間	平成28年度～平成30年度
事業費	平成28年度予算 108,805千円

2 平成28年度の事業内容

(1) 海洋エネルギー関連産業の拠点形成推進

拠点形成を実現していくため、産学官の連携とともに、地元産業界・大学等の取組みに対し側面支援を行う。

具体的には、①地元産学官、国等との連携・連絡調整等、②産学連携の研究開発活動経費補助（補助金）。

(2) 実証プロジェクト誘致活動

実証フィールドの構築を図るため、実証フィールドの事業モデルに取り組む運営組織の体制整備や国内外からの実証プロジェクトの積極的な誘致を進める。

具体的には、①運営組織の設立支援（委託）、②実証プロジェクト誘致活動（委託）、③地元企業が連携する実証事業への補助（補助金）。

(3) 海洋エネルギーの商用化推進

洋上風力の商用化を見据え、需要が見込まれるメンテナンス事業への取組み支援を行うとともに、関係部局との連携による洋上風力発電施設と地域の協調策の検討、拠点形成に関する作業港湾の検討も行う。

具体的には、①メンテナンスの拠点集積に向けた技術研究活動経費補助（補助金）、②水産業との協調策の実証・検討（委託）、③拠点形成に関する作業港湾等の検討（委託）。

3 平成 28 年度の予算・決算額

		(単位:千円)	
項目		平成28年度予算額	平成28年度決算額
(1) 海洋エネルギー関連産業の拠点形成推進費		11,280	6,446
	① 地元産学官, 国との連携・連絡調整費	7,280	4,082
	② 産学連携の研究開発活動費補助	4,000	2,364
(2) 実証プロジェクト誘致活動費		70,151	17,891
	① 運営組織の設立支援(委託)	6,000	6,000
	② 実証プロジェクト誘致活動	14,151	11,891
	③ 地元企業が連携する実証事業への補助	50,000	0
(3) 海洋エネルギーの商用化推進費		26,203	19,793
	① メンテナンスの拠点集積に向けた技術研究活動費補助	6,123	5,632
	② 水産業との協調策の実証・検討(委託)	14,080	9,185
	③ 拠点形成に関する作業港湾等の検討(委託)	6,000	4,976
(4) その他事務費		1,171	864
合計		108,805	44,994

4 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

本事業は、本県海域内における海洋再生可能エネルギーの実用化や商用化を推進することにより、本県基幹産業である造船業とも連携しながら、海洋再生可能エネルギー関連産業の集積、拠点形成を進め、国際競争力のある産業を育成することを目的としている。

ながさき産業振興プランの「基本指針・施策の柱」には「新たな需要を発掘／創出する」が掲げられており、その中には「新たな産業の創出」として「県内に新たな産業を興し、域内における需要の増大と域外からの投資増大を図るとともに、それを糧とした県内企業の業績拡大と競争力の向上を図る」と記載された上、重点施策として「海洋エネルギー産業の拠点形成、集積化」と記載されている。

本事業はまさにかかる「海洋エネルギー産業の拠点形成、集積化」のための事業であり、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っている。

5 補助金事業について

(1) 概要

補助金の名称	<p>海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金 (産学連携研究開発・洋上メンテナンス拠点形成推進)</p>
趣旨	<p>県は、今後、実海域での実証事業が見込まれる潮流発電に関するテーマで、県内の海洋再生可能エネルギー実証フィールドの構築に資するものについて、産学が連携して実施する研究開発や今後、需要が見込まれる洋上風車のメンテナンス分野において、県内における拠点集積を目指すために必要な取り組みを支援することにより、海洋エネルギー関連産業の拠点形成を推進する。</p>
対象経費	<p>(1) 産学連携研究開発 補助対象者が、潮流発電に関するテーマで県内の海洋再生可能エネルギー実証フィールドの構築に資するものについて、県内の大学又は工業高等専門学校（以下「県内大学等」という。）と共同研究開発を実施する際に要する下記の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コーディネーターの配置，活動に要する経費（謝金，旅費等） ② 共同研究開発に必要となる設備・機材等の借上費 ③ 委託・外注費（加工・組立・調査分析等） ④ 共同研究開発に直接使用する原材料，資材，資料，消耗品の購入費 ⑤ 産業財産権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権等）の導入に要する経費（調査費，弁理士経費等） ⑥ 共同研究開発に直接必要となる事務費（通信運搬費，資料印刷費等） ⑦ 共同研究先の県内大学等へ支出する共同研究費のうち共同研究に直接必要な経費 <p>(2) 洋上風車メンテナンス拠点形成推進 補助対象者が、本県における洋上風車のメンテナンスの拠点化を目指す取り組みに要する下記の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有識者の招聘に要する経費（謝金，旅費等） ② コーディネーターの配置，活動に要する経費（謝金，旅費等） ③ 事業に必要となる設備・機材等の借上費 ④ 委託・外注費（調査分析等） ⑤ 事業に直接必要となる事務費（通信運搬費，資料印刷費等）

補助率及び補助限度額	(1) 産学連携研究開発 3分の2以内 400万円
	(2) 洋上風車メンテナンス拠点形成推進 3分の2以内 500万円
補助対象者	特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会

(2) 特に検討した事項

ア 補助金実施要綱の内容について

(ア) 補助対象者について

海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第2条において、同補助金の対象者は「特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会とする」と規定されている。

これに対して、同補助金を所管する産業労働部全体の補助金等交付要綱である「長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱」（以下、「部補助金要綱」という。）第2条においては、長崎県補助金等交付「規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする」と規定した上、かかる別表において海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金の補助対象者は「知事が適当と認める企業、団体等」と規定されている。

すなわち、補助対象者について、同補助金を所管している部補助金要綱では「知事が適当と認める企業、団体等」と広く規定されているにもかかわらず、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱では、特定の団体のみが補助対象者として規定されている。

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が海洋エネルギーに精通しており県内において最も知見を有している団体であることから、結果的に同協議会のみが補助対象者となること自体は何ら問題ないものの、部補助金要綱と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱との間に齟齬があることは好ましくない。

補助対象者につき、産業労働部の定める補助金等交付要綱の規定と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱の規定を統一することが望ましい（意見）。

(イ) 状況報告について

状況報告に関し、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条は、以下のとおり規定している。

<海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第 10 条>

規則第 11 条の規定による報告は次の各号によるものとする。

(3) 補助事業者は、事業の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

これに対して、要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項では、以下のとおり規定している。

<長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項>

(状況報告等)

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。

また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」と規定し、あたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。

よって、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第 10 条 (3) の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項に反しており、改正すべきである（指摘事項）。

(ウ) 消費税の取扱いについて

海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金の対象者、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会は平成 28 年度において、同補助金を税込金額により支給を受けている。

この点について、以下、整理する。

海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱においては、消費税の取扱いについて、次のとおり規定されている。

(交付申請の条件)

第 5 条 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 26 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

上記実施要綱を要約すると、補助金申請する事業者が消費税の課税事業者であり、その消費税の申告上、補助対象経費にかかる消費税のうち、仕入にかかる消費税額として控除できる金額が存在する場合には、その控除できる金額を減額して申請すべき、ということである。

確認したところ、補助対象者である特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の平成 28 年度における消費税の申告形態は免税事業者であることから、消費税額の減額は必要ないということになる。

よって、税込金額での補助金の支給は妥当であるといえる。

しかしながら、消費税の取扱いに関する確認は、口頭ならびに決算書によりなされているだけであり、書面では確認されていない。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、及びその状況を補助事業者に報告させた上、県においてその報告内容を十分に確認すべきである（指摘事項）。

6 委託事業について

(1) 委託事業の概要

(単位 ; 円)

委託業務名	委託業務の概要	契約相手先	支出済額
海洋再生可能エネルギー実証フィールド運営機能構築業務委託	実証フィールドの運営に必要な受入れ体制について、ワンストップ窓口の設置・運用、それに必要な事業者が利用しやすいデータサービスの運用方法を確立するとともに、実証フィールド運営に向けて地域にあわせた手続きガイドラインを作成する。	特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会	6,000,000
浮体式洋上風力発電施設を活用した漁業協調モデル検討調査業務	五島市崎山沖の浮体式洋上風力発電施設周辺における魚類等の増集、分布、移動状況等を把握するための調査を行う。	浮体式洋上風力発電施設を活用した漁業協調モデル検討調査業務共同事業体	9,185,000
長崎県海洋エネルギー拠点港湾整備基礎調査	海洋再生可能エネルギーの実用化の早期実現のためには拠点港の整備が必要不可欠であるところ、長崎県内の具体的な拠点港の絞り込みと各港湾における課題を整理するとともに、長崎県に海洋再生可能エネルギー産業を育成していくために、県外港湾も含めた拠点港のネットワークについて検討する。	国際航業(株)長崎支店	4,976,000
		計	20,161,000

(2) 委託事業の契約内容及び支出が適正か

上記3つの委託事業における外部委託のうち、①海洋再生可能エネルギー実証フィールド運営機能構築業務委託、及び②浮体式洋上風力発電施設を活用した漁業協調モデル検討調査業務については、いずれも地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「随意契約」により締結されている。

なお、地方自治法並びに地方自治法施行令における「随意契約」に関する規定は以下のとおりである。

＜地方自治法第234条第1項・第2項（契約の締結）＞

- 1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

＜地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・第2号（随意契約）＞

- 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えな

いものをするとき。

2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

< 地方自治法施行令別表第5（抜粋） >

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

これらの規定のほか，長崎県財務規則により，それぞれの外部委託について，以下整理する。

ア ①海洋再生可能エネルギー実証フィールド運営機能構築業務委託について

契約については，見積書省略の随意契約により特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば，見積書省略の随意契約に至った検討状況は，以下のとおりである。

海洋再生可能エネルギー実証フィールド運営機能業務の実施に当たって，以下の理由により県が信頼できる相手と判断するため。

①当協議会は，本県における海洋再生可能エネルギー産業の創出と産業の集積及びその活動の中心となるアンカー企業の育成を目的に設立された非営利組織である。なお，総合海洋政策本部の取り組み方針には，「運営主体には，公平かつ適正な運営を確保する観点から，海洋再生可能エネルギー分野における専門的な知見を有する非営利の組織であることが望ましい。」と記載されている。

②平成 27 年度の実証フィールドの運営スキーム等を調査検討する「実証フィールド事業モデル構築調査」について，受託者と協同して調査に携わり，実証フィールド等に関する知見を有しながら，地元関係者や同分野の研究者等との良好な関係が構築されている。

③加えて，海外における海洋再生可能エネルギー実証フィールドの先進地である EMEC（スコットランド）も（賛助）会員となっており情報交換も行っている。

④さらに，実証フィールドを核として，実証から商用化までを見据え，相互に

連携・協力し、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に寄与することを目的に県と県内大学との協定を締結した団体である。

以上のように当該団体は海洋再生可能エネルギーに精通し最も知見を有する非営利の団体と判断される。

よって、当業務を遂行するにあたり最もふさわしい相手方であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、見積省略としたい。

(ア) 随意契約としたこと自体の適法性

まず、随意契約を締結できる場合については、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されており、この随意契約検討シートによれば、当該委任契約は同法施行令第167条の2第1項第2号に該当するということである。

ここで、同法施行令第167条の2第1項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、具体的には、以下のように解釈されている。

- i 法令等の規定により相手方が特定されるもの
- ii 国、地方公共団体を相手方とするもの
- iii 県が相手方を選定できる余地のないもの
- iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの
- v 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- vi 県統一価格により契約する場合

県が作成した随意契約検討シートによれば、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会は、特殊な技能、実績、経験を有し、他に代替しうる者がいないため、「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」を理由に同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断しているものと思われる。

しかし、随意契約検討シートは、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会につき、「海洋再生可能エネルギーに精通し最も知見を有する非営利の団体と判断される。」、「当業務を遂行するにあたり最もふさわしい相手方」と表現しており、このような表現では「県が相手方を選定できる余地」があるようにも思え、同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することが明確には表現されていない。

実質的に考えれば、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会以外に選定の余地はなく、当該委任契約は同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると考えられることから、契約の相手方を特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会としたこと自体は適切であるが、随意契約検討シートにおいては、同法施行令に沿った検討を行うことが望ましい（意見）。

(イ) 見積省略としたことの適法性

前述したとおり、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会との間で随意契約を締結する際、県は、見積書の徴収を省略している。

ところで、随意契約を締結する際の見積書の徴収については、長崎県財務規則第106条に規定されており、このうち地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約における見積書の徴収については、以下のように同規則第106条第2項及び同条第3項に規定されている。

<長崎県財務規則第106条第2項・第3項（見積書の徴取等）>

- | |
|---|
| <p>2 令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。ただし、物品の買入れ又は修繕の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1人又はいないときは、2人以上の者から見積書を徴することができるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <p>(1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入</p> <p>(2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入</p> <p>(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入</p> <p>(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、250万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、100万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(6) 1件の予定価格が3万円を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの</p> |
|---|

すなわち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約においては、随意契約の締結が予定された者から見積書を徴収することが原則とされており、例外的に見積書を省略できる場合は限定されている。このように見積書の徴収が原則とされているのは、契約金額を適正なものとするにその趣旨があるものと考えられ、長崎県財務規則第106条第3項第1号ないし第6号に示された例外要件に鑑みると、見積書の徴収が省略できる場合は、金額の適正が見積書の徴収によらずとも担保されている場合であると思われる。

当該委任契約は、委託金額が600万円と高額であり、見積書省略にはより慎重な検討が必要であると思料されるところ、県が作成した随意契約検討シートにおいて、見積書を省略してよい理由が何ら示されていない。

県は、当該委任契約の目的・性質に鑑み、長崎県財務規則第106条第3項第7号に該当すると判断したと思われるが、同規則第106条第2項及び同条第3項の規定によれば、契約の相手方が特定されていることによって当然に見積書省略となるわけではない以上、見積書の徴収を省略すると判断した根拠を明確にすべきである（指摘事項）。

イ ②浮体式洋上風力発電施設を活用した漁業協調モデル検討調査業務について

契約については、1者見積の随意契約により「浮体式洋上風力発電施設を活用した漁業協調モデル検討調査業務共同事業体」と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、1者見積の随意契約に至った検討状況は、以下のとおりである。

本業務は、五島市崎山沖の浮体式洋上風力発電施設及びその周辺の人工魚礁、天然礁などにおける魚類等の種類や分布並びに浮体式施設と周辺海域における魚類等の移動状況を調査することにより、浮体式施設の集魚・資源増殖施設としての活用及びこれと連動した魚礁漁場造成の検討に資することを目的としているが、魚類等の謂集・分布や移動状況等を併せて把握する調査は、確立された手法がない特殊な業務であることから、プロポーザル方式により広く調査手法を公募し、目的を遂行するための効果的な手法を提案した提案者と本業務の随意契約を行うこととした。

(ア) 随意契約としたこと自体の適法性

まず、随意契約を締結できる場合については、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されており、この随意契約検討シートによれば、当該委任契約は同法施行令第167条の2第1項第2号に該当するということである。

そして、同シートによれば、「魚類等の謂集・分布や移動状況等を併せて把握する調査は、確立された手法がない特殊な業務であることから、プロポーザ

ル方式により広く調査手法を公募し、目的を遂行するための効果的な手法を提案した提案者と本業務の随意契約を行うこととした」ということであり、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈として「iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの」に該当する。

よって、当該委任契約は、同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約とした手続きは適正になされているといえる。

(イ) 1者見積としたことの適法性

長崎県財務規則第106条第2項は「令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。」と規定しており、1者見積としたのは原則に沿った手続であり、適正である。

7 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

本事業の目的は、本県海域内における海洋再生可能エネルギーの実用化や商用化を推進することにより、本県基幹産業である造船業とも連携しながら、海洋再生可能エネルギー関連産業の集積、拠点形成を進め、国際競争力のある産業を育成することにある。そして、かかる目的達成のための具体的事業として、①海洋エネルギー関連産業の拠点形成推進、②実証プロジェクト誘致活動、③海洋エネルギーの商用化推進を行っており、これら事業のための平成28年度の決算額は44,994,000円となっている。

本事業は、短期間で上記目的が達成される事業ではないものの、上記目的が達成されれば、県内に相当規模の新たな産業が創出される上、県内における産業振興、雇用創出に大きく貢献することが期待できる事業である。

このような本事業の性質に鑑みると、平成28年度の決算額である44,994,000円という金額は事業効果との関係で最小経費と言い得るものであると考えられる。よって、経済性・効率性・有効性の観点からの問題はなく、今後も目的達成のために事業を継続していくことが期待される。

第 13 中小企業金融対策貸付事業（担当課；商務金融課）

1 事業概要

事業目的	信用力・担保力の不足，金利負担の制約等により資金調達力の弱い中小企業に対して，長崎県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証制度を活用し，設備資金や運転資金を長期・固定・低利で貸し付けることを目的としている。
事業期間	昭和 46 年度～継続
事業費	平成 28 年度予算 26,684,500 千円

2 平成 28 年度の事業内容

(1) 事業内容

ア 預託金の拠出

市中金融機関に対して，県が融資実行の実績に応じて原資を預託することで，通常の金融ベースで融資を受けることが困難な中小企業に対し，低利で事業資金を供給する。

イ 保証料補給

融資制度において，融資を受ける際の中小企業者の負担を軽減するため，県は中小企業者が支払う保証料の一部を負担し，中小企業者負担を軽減する。県制度資金について，中小企業者の負担軽減を目的として保証料を引き下げ，信用保証協会に対して，引き下げ率に相当する経費を補助金として交付する。

なお，平成 18 年 4 月から，企業の信用リスクに応じて保証料率を 9 段階に設定するリスク考慮型保証料体系が導入されたこと，平成 19 年 10 月から，金融機関も一定の割合を負担する責任共有制度が導入されたことから保証料の軽減額も企業の負担額に対応した額としている。

ウ 損失補償

信用保証協会の保証を促進するため，県制度資金のうち，県が信用保証協会と損失補償契約を締結した資金について，代位弁済が行われた場合，代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額の一定の割合を損失補償金として信用保証協会に交付している。

制度名		資金使途	貸付条件			
			限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率%
経営安定資金	長期	運転設備	5,000万円	1.95以内	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.45～1.30 ※セーフティネット1～6号は0.45 7,8号は0.40
	短期	運転設備	別枠2,000万円	1.55	1年以内	
	長期設備	運転設備	別枠1億円	2.15以内	15年以内 (据置2年)	
	経営力強化	運転設備	別枠5,000万円	1.85以内	運転5年以内 (据置1年) 設備7年以内 (据置1年) ただし借換 の場合は10 年以内(据 置1年)	0.45～1.20
小規模企業者支援資金		運転設備	1,250万円	1.90以内	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.50～1.60 ※セーフティネット1～8号は0.45 ※特別小口 保険は0.45
下請企業・協同組合振興資金	下請企業手形割引あっせん	運転	2,000万円 組合5,000万円	1.55	120日以内 (割引期間)	—
	協同組合振興	運転設備	5,000万円 (知事特認 は別途)	1.85 1年以内 1.55	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	必要な場合 0.45～1.30

制度名		資金使途	貸付条件			
			限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率%
緊急資金繰り支援資金	連鎖倒産防止	運転	別枠3,000万円 (債権額を限度)	1.3	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.05~0.90 ※セーフティネット1~6号は0.05 7,8号は0.00
	災害復旧支援	運転設備	別枠3,000万円			
	環境変化対策	運転設備	別枠3,000万円			
創業バックアップ資金		運転設備	2,500万円 ※支援創業関連保証を付する場合は3,000万円を限度とする。	1.65	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.4 ※一般保証利用の場合は0.05~1.50
事業承継資金		運転設備	5,000万円	1.65	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.00~1.12
再生支援資金		運転設備	5,000万円	1.8	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.05~1.50 ※セーフティネット1~6号は0.40 7,8号は0.35
地域産業支援資金	過疎・離島半島振興	運転設備	5,000万円	1.8	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.05~0.90 ※経営革新応援利用の場合は0.4
	経営革新応援			1.55		
	商店街活性化			1.5		

制度名		資金使途	貸付条件			
			限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率%
地方創生推進資金	食のながさき応援	運転設備	2億円 (うち運転5,000万円) ※食のながさき応援は、設備資金と設備投資に伴う運転資金のみ(運転資金単独の利用は不可)	1.35	運転7年以内 (据置1年) 設備12年以内 (据置2年)	0.2
	ものづくり企業成長		2億円 (うち運転5,000万円) ※食のながさき応援は、設備資金と設備投資に伴う運転資金のみ(運転資金単独の利用は不可)	1.3	運転7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	
	光福の街長崎おもてなし		2億8,000万 ※設備資金と設備投資に伴う運転資金のみ(運転資金単独の利用は不可)	10年目まで1.00 ①1年目以降の利率は、その時点の経営安定資金(長期)の利率以内とする。	20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間(措置2年)	

(長崎県中小企業向け融資制度一覧表 平成29年4月1日以降より)

3 予算額及び融資実績

(単位：千円)

年度	当初予算額	新規融資実績		年度末融資残高	
		件数	金額	件数	金額
24	40,098,600	2,910	24,068,904	11,178	75,031,969
25	35,694,400	3,780	29,085,322	11,300	72,863,221
26	34,710,500	3,364	23,950,720	10,516	64,006,343
27	28,511,300	3,526	25,467,538	9,908	59,292,555
28	26,684,500	3,233	27,353,738	9,310	56,362,534

(「平成28年度 産業労働部の概要」より)

4 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

ながさき産業振興プランにおいて、当事業は「【重点施策】中小企業・小規模事業者の持続的発展へ向けた支援」として、目的を、「中小企業・小規模事業者の多様なニーズに対応し、その活力を最大限に発揮し、持続的に成長発展できるよう商工会等の機能の充実・強化を図るとともに、企業の経営基盤の安定、成長を金融面から支援するため、信用保証協会等と連携を図りながら、県制度資金による円滑な資金供給を行う」こととしている。

本事業においても当該目的に則り、経営基盤の弱く、信用力も高くない企業が円滑な経営を実施していく上で、県が円滑な融資を促進することにより中小零細企業の黒字倒産や機会損失の防止等、その担う役割は大きいものである。

この重点施策の目標指標としては「1社あたりの売上高増加」を重要指標として掲げている。

当該指標の設定についても、企業の資金力の向上は十分に利益に直結するものであると考えるため、目的、施策に合致している事業であるといえる。

ただし、「1社あたりの売上高増加」の要因を当該事業の成果に完全に紐づけて効果を測定することは困難であると考えことから、以下の監査結果については「1社あたりの売上高増加」に関する分析は行わず、それ以外の視点から分析を実施した。

5 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 概要

準拠している要綱	長崎県中小企業対策資金貸付要綱 長崎県中小企業対策資金取扱要綱 長崎県保証料補給補助金実施要綱
預託時の契約関係	各銀行毎に「長崎県中小企業対策資金預託契約書」を締結し、預託している。
損失補償時の契約関係	信用保証協会と「損失補償契約」を締結し、損失補償を行っている。

(2) 預託時の行為

預託時においては、長崎県中小企業対策資金貸付要綱第5条に基づき、長崎県に本店若しくは支店を有する銀行と、銀行毎に「長崎県中小企業対策資金預託契約書」

を締結し、預託を行っている。当該契約締結後、4月に初回の預託を行い、その後、7月、9月、11月、1月、2月に不足分の追加預託を行っている。預託の都度支出負担行為の稟議が通っており、不適切な処理は見うけられなかった。また、県は資金の預託と共に、当該預託資金を用いた中小企業者に対する貸付に関して、保証料の一部を補助金として支出し負担している。(後述)

(3) 損失補償時の行為

信用保証協会と「損失補償契約」を締結し、損失補償を行っている。

県は当該貸倒損失を全額負担するのではなく、貸倒が生じた場合は①中小企業信用保険法に基づき、日本政策金融公庫から保険金として補填される(約64%)②その後残額の部分について、ほとんどの場合銀行側が20%を填補し、非補填部分(16%)の2分の1を県が負担する仕組みとなっている。当該スキームは、責任共有制度要綱(平成18年9月12日中庁第2号)に定めるものであり、このスキームに問題は無い。

毎年の貸倒の損失補償については、信用保証協会より損失補償契約書に基づく損失補償金の交付請求を元に支出を行っている。また、県は損失補償契約書に基づき、毎年信用保証協会に対し、その請求が適切かどうかの立入検査を行っており、損失補償金検査調書を作成・保管している。この点、特に意見や指摘につながるような事項は発見されなかった。

6 補助金事業について

(1) 概要

補助金の名称	長崎県保証料補給補助金
交付目的	金融機関が融資する中小企業向け制度資金について、県内中小企業者の負担を減らすため、信用保証協会が徴収する利用者負担の信用保証料の引き下げを目的としている。
対象経費	県が預託した資金を用いた貸付に対して中小企業者が負う保証料の一部(後述)
補助率又は額	貸付資金の種類により異なる。(2(2)表参照)
補助対象者	信用保証協会

ア 長崎県補助金等交付規則との関係

長崎県保証料補給補助金については、長崎県保証料補給補助金実施要綱にその手続等が規定されており、長崎県保証料補給補助金実施要綱の内容は、交付申請、変更承認、実績報告、交付請求の方法、添付書類の種類等について、長崎県補助金等交付規則に則って定められている。

イ 補助対象者、補助対象事業、補助率について

上記補助事業の交付目的のとおり、中小企業者の資金借入に係る費用を一部負担することは、当然に中小企業者の負担を減らし、減った費用を販路拡大等に回したりすることもできるため、当該補助は言うまでもなく有用である。

補助率については、下記にある有効性の検討部分で検討を実施した。

ウ 現地調査について

県は信用保証協会に対し、毎年現地調査を実施しており、その結果を保証料補給補助金検査調書として保管している。当調書を査閲し、現地調査が問題なく実施されていることを確認した。

7 支出が適法かつ妥当に行われているか。

当事業の支出行為はすべて預託、保証料負担、損失補償である。これらの支出行為はすべて各実施要綱に定められたプロセスを経て適切に支出されている。

8 事業の有効性に関する検討

(1) 当制度貸付における（銀行側の）利息及び保証料の妥当性の検討

下表は九州各県の同制度に基づく貸付種別及び利率、保証料率である。

長崎県の貸付制度における主要な貸付制度において、九州各県が同様の貸付をどの程度の利率、保証料率で実施しているかを下表にまとめている。

下表を見る限り、各県とも昨今の低金利の流れに対応する形で利率等を改定しており、他県より利率等の条件が劣ることによる融資実行性の低下はないものとする。また、短期プライムレートの推移を見ても、長崎県の融資制度の貸付利率と比較して大きく乖離しているわけではなく、プライムレートが優良企業に対する貸付利率の指標となっていることを考えると、プライムレートに近い利率で借入れが実行できるため、中小企業者にとって一定の魅力があるものであると言える。

制度	長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
経営安定資金*1					
貸付利率（年利）	1.55~2.15%以内	1.40~1.80%	1.30%	1.30~2.30%	1.80~2.40%
保証料率（年利）	0.45~1.30%	0.25~1.77%	0.60%以内	0.45~1.30%	0.35~0.75%
小規模企業者支援資金*2					
貸付利率（年利）	1.90%以内	1.40%	1.30%	1.30~1.60%	1.50~2.50%
保証料率（年利）	0.50~1.60%	0.25~1.75%	1.35%以内	0.00~1.25%	0.85%以内
地域産業支援資金*3					
貸付利率（年利）	1.50~1.80%	1.10~1.40%	1.30%	2.20~2.50%	1.00~2.20%
保証料率（年利）	0.05~0.9%	0.25~1.62%	0.00~1.35%	0.45~1.90%	0.85%以内
緊急資金繰り支援資金*4					
貸付利率（年利）	1.30%	1.10~1.30%	1.30%	1.30~1.60%	1.00~2.20%
保証料率（年利）	0.05~0.90%	0.25~1.47%	1.35%以内	0.00~1.25%	0.85%以内

（出典；福岡県：平成 29 年度中小企業融資制度のしおり，佐賀県：佐賀県中小企業融資制度のご案内，熊本県：平成 29 年度熊本県中小企業融資制度のご案内，大分県：中小企業・小規模事業者のための融資制度のご案内平成 29 年度版）

（*1 各県の集計した貸付制度名）

福岡県：長期経営安定資金・短期運転資金

佐賀県：経営安定化貸付

熊本県：金融円滑化特別資金

大分県：中小企業活性化資金

（*2 各県の集計した貸付制度名）

福岡県：小規模事業者振興資金

佐賀県：小規模事業貸付

熊本県：小規模事業者おうえん資金

大分県：小口零細企業資金

（*3 各県の集計した貸付制度名）

福岡県：経営革新支援資金

佐賀県：さが創生貸付

熊本県：産業活性化資金

大分県：地域産業振興資金

（*4 各県の集計した貸付制度名）

福岡県：緊急経済対策資金

佐賀県：経営安定化貸付

熊本県：金融円滑化特別資金

大分県：地域産業振興資金（緊急対応等関連）

<直近5年における短期プライムレート（平均）の推移>

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
プライムレート	1.47%	1.47%	1.47%	1.47%	1.47%

（出典；日本銀行 HP ※HP 上の月次のプライムレートを単純平均して算出している）

（2）損失補償額に関する妥当性の検討

長崎県の貸付制度の趣旨として「信用力・担保力の不足，金利負担の制約等により資金調達力の弱い中小企業に対し，信用保証協会の保証制度を活用し，設備資金や運転資金を長期・固定・低利で貸し付ける。」という目的があるため，どうしても通常の貸付に比べ貸倒のリスクが高くなると考えられる。貸倒が生じた場合，県もその貸倒額の一部を負担することになるため，実際の貸倒実績率から，多額に損失補償を実施していないか検討した。

<平成28年度の長崎県の貸付実績と損失補償の額>

（単位：千円）

貸付残高	貸倒実績 （債務者負担）	貸倒実績 （県負担）	実際貸倒率 （債務者負担）	実際貸倒率 （県負担）
56,362,534	295,521	22,506	0.5%	0.04%

この貸倒実績が多額か否かの判断については，長崎の地銀各行における金融再生法開示債権の破産更生債権及びこれらに準ずる債権比率と比較して検討する。

なお，金融再生法開示債権とは，金融再生法に基づき，銀行が開示している破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権，要管理債権のことをいう。このうち，破産更生債権及びこれらに準ずる債権を総与信額で除した割合を下記に集計した。

（下記の銀行のうち，親和銀行については，同行単体の金融再生法開示債権比率の記載が発見できなかったため，福岡フィナンシャルグループ連結決算上の数値を利用している。）

銀行（各行平成 29 年 3 月時点のもの）	破産更生債権等÷総与信額
十八銀行	0.2%
親和銀行(福岡ファイナンシャルグループ)	0.1%
長崎銀行(西日本ファイナンシャルホールディングス)	0.06%

（出典：各銀行 HP IR 情報より）

上記 3 行の破産更生債権割合と長崎県の融資制度における貸倒実績率を比較すると、県制度全体の貸倒実績率が 0.5%と、少し割合が高くなっているが、県が負担する貸倒損失に関する割合は 0.04%と非常に小さくなっている。

県の制度融資においてはその制度の趣旨から、若干の高リスクになることは避けられなくも、実績を見る限り、貸倒損失の負担割合としては妥当な割合ではないだろうか。県融資制度自体が、ある程度中小企業者にとって魅力的であることは間違いないため、当該損失リスクは許容できる水準であると判断した。

第 14 職業能力開発校運営事業（担当課；雇用労働政策課）

1 事業概要

事業目的	県立高等技術専門校において、主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める現場人材を育成する。 また、技術の高度化に対応した訓練を実施するために、施設や機械、工具等の整備を図る。
事業費	平成 28 年度予算 221,850 千円

2 平成 28 年度の事業概要

- (1) 高等技術専門校（長崎，佐世保）の施設運営・管理事業
（平成 28 年度予算 105,046,000 円）
- (2) 高等技術専門校における普通職業訓練の実施事業
（平成 28 年度予算 80,305,000 円）
- (3) 高等技術専門校施設整備事業
（平成 28 年度予算 36,499,000 円）

3 ながさき産業振興プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）との関係・整合性

本事業は、県立高等技術専門校、国及び民間教育訓練機関等において、必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める産業人材を育成することを目的としている。

ながさき産業振興プランの「基本指針・施策の柱」には「有能な人材を育成／獲得する」が掲げられており、その中には「産業人材の育成」として「県内企業の声を聞きながら、企業が求める人材像を見極め、送り出し側である学校と連携して県内企業への就職を推進する。」と記載された上、重点施策として「職業能力開発による人材育成」と記載されている。

本事業はまさにかかる「職業能力開発による人材育成」のための事業であり、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っている。

4 長崎県立長崎高等技術専門校について

(1) 設置目的

職業能力開発促進法に基づき、新規学卒者や離転職者等で職業に就こうとする者等を対象に、それぞれの目的と段階に応じた職業訓練を行い、職業に必要な能力を開発し向上させることを促進して、職業の安定と労働者の地位の向上を図り、経済・

社会の発展に寄与する。

(2) 施設概要

ア 敷地 56,260 m² (駐車場 150 台, テニスコート 2 面, グランドを含む)

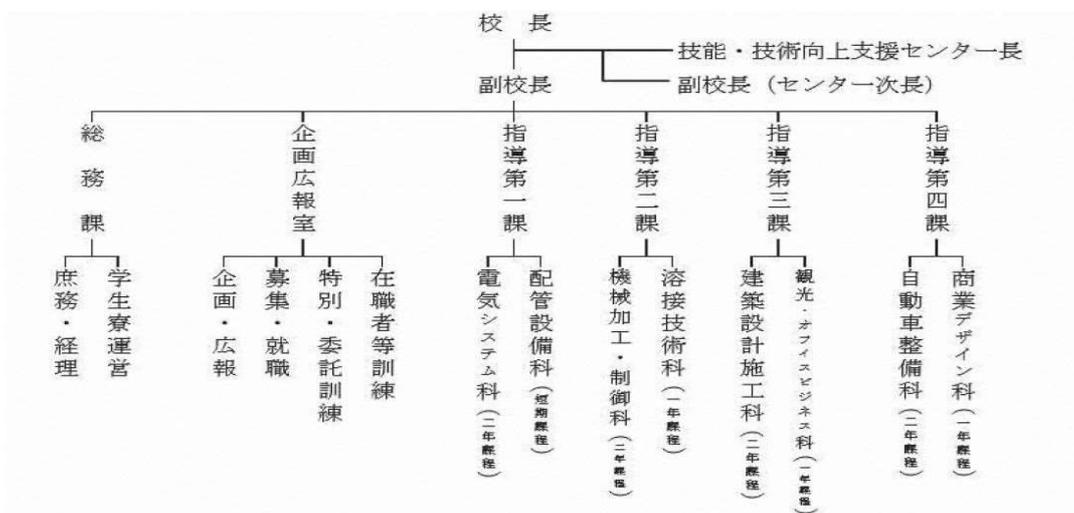
イ 建物 延べ床面積 14,308 m²

* 内訳は以下のとおり。

＜長崎高等技術専門学校＞			
名称	構造及び主要室名		延べ床面積
管理等	1階	校長室, 職員室, 大会議室, 小会議室, 保健室, 相談室	3,884m ²
	2階	各科教室, 視聴覚室	
	3階	建築設計施工科, 観光・オフィスビジネス科, CAD室, 図書室等	
実習棟	A棟	1階, 2階 機械加工・制御科	7,103m ²
	B棟	1階, 2階 電気システム科, 溶接技術科, 配管設備科	
	C棟	1階 建築設計施工科	
	D棟	1階 自動車整備科 2階 商業デザイン科	
学生ホール・学生寮棟	学生ホール, 学生寮 (3階建)		1,769m ²
体育館棟	アリーナ, 放送室, ステージ		830m ²
＜技能・技術向上支援センター＞			
名称	構造及び主要室名		延べ床面積
実習場・管理室棟	1階	実習場	604m ²
	2階	事務室, 会議室	
実習準備室棟	実習準備室		118m ²

(3) 組織

ア 機構



イ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	校長	センター長	副校長	課長 室長	その他 職員	計	内 訳		非常勤 職員	合 計
							事務	技術		
校長・副校長	1		2			3	2	1		3
総務課				1	3	4	4		4	8
技能・技術向上支援センター 小 計	1	(1)	(1)	1	3	7	6	1	4	11
企画広報室				1	1	2		2	10	12
指導第一課										
電気システム科				1	3	4		4	1	5
配管設備科				1	3	4		4	1	1
小 計				1	3	4		4	2	6
指導第二課										
機械加工・制御科				1	3	4		4		4
溶接技術科					2	2		2		2
小 計				1	5	6		6		6
指導第三課										
建築設計施工科				1	3	4		4	1	5
観光・オフィスビジネス科					2	2		2		2
小 計				1	5	6		6	1	7
指導第四課										
自動車整備科					4	4		4		4
商業デザイン科				1	1	2		2		2
小 計				1	5	6		6		6
合 計	1		2	6	22	31	6	25	17	48

※副校長 1 人は技能・技術向上支援センター次長であり、職員数は副校長として計上している。
 ※技能・技術向上支援センターのセンター長は校長が兼務しており、職員数には含めていない。

(4) 訓練課程及び訓練内容

課程	科目	定員	期間	訓練内容			
普通	電気システム課 (電気工事科)	20	2年	電気工事士として必要な専門知識と技能について学ぶ。また、TVやLAN等の弱電設備や消防設備の施工及び制御盤・配電盤の設計・製作に関わる技能・技術についても学ぶ。			
		20					
	自動車整備科 (自動車整備科)	20			自動車の整備に必要な機械・機工具の取扱い及び故障診断、整備作業、完成検査等の知識・技能を基礎から応用まで系統立てて学ぶとともに、サービス・エンジニアとしての教養も学ぶ。		
		20					
	建築設計施工科 (木造建築科)	20			居住空間についての幅広い知識と技術・技能の習得、また関連資格の取得を目指して、1年次は設計及び施工の基礎を学び、2年次は設計・施工の各コースに分かれて、より専門的な実務を学ぶ。		
		20					
	機械加工・制御科 (機械技術科)	20			機械加工（各種工作機械の操作、NCプログラミング、CAD/CAM）及び制御（シーケンス）に関する技術を学ぶ。さらに、制御機器の組立、操作、保守について学ぶ。		
		20					
	短期	溶接技術科 (溶接科)			30	1年	各種鋼構造物の溶接施工について、専門的な技術と知識を学び、併せて、溶接技術評価試験における各種の資格取得を通じて、実践的な溶接技術・技能を学ぶ。
商業デザイン科 (商業デザイン科)		20	商業デザインの分野に関する基礎的な知識及び簡単な各種デザインの企画・立案から制作・施工までの技能・技術について学ぶ。				
		20	事務処理の基礎となる簿記、会計を学び、観光サービスの実習により接遇の基本を、パソコンの実習によりOA機器の実務に即した利用技術を学ぶ。				
配管設備科	10	7か月	給排水・衛生設備・空調設備の基礎的な知識を学び、現場作業に必要な技能・技術を習得するため7か月訓練を実施する。				
* 定員欄の上段は1年生、下段は2年生（単位；人）							

(5) 最近4か年の応募・入校・修了・就職状況

		単位:人)							
		電気システム科	自動車整備科	建築設計施工科	機械加工・制御科	溶接技術科	商業デザイン科	観光・オフィスビジネス科	配管設備科
平成26年度	定員	20	20	20	20	30	20	20	10
	応募者数	49	42	28	46	39	49	36	10
	入校者数	20	20	19	20	30	19	20	8
	修了者数	20	18	18	16	24	17	17	7
	就職者数	20	18	18	16	24	16	17	6
平成27年度	定員	20	20	20	20	30	20	20	10
	応募者数	33	37	28	28	25	30	28	2
	入校者数	20	20	20	19	24	20	19	4
	修了者数	18	16	19	18	17	12	17	1
	就職者数	18	16	19	18	17	11	16	1
平成28年度	定員	20	20	20	20	30	20	20	10
	応募者数	41	42	28	23	35	33	39	8
	入校者数	20	20	20	20	30	19	20	6
	修了者数	18	14	18	19	27	13	18	4
	就職者数	18	14	18	18	27	11	18	4
平成29年度	定員	20	20	20	20	30	20	20	10
	応募者数	37	37	48	25	33	39	23	9
	入校者数	20	20	20	20	29	20	20	11

(6) 最近3か年の就職状況

翌年4月30日現在
(単位:人)

区分 科名	平成26年度						平成27年度						平成28年度						
	修了者数	進学 者数	求職 者数	就職者数		就職率 %	修了者数	進学 者数	求職 者数	就職者数		就職率 %	修了者数	進学 者数	求職 者数	就職者数		就職率 %	
				うち 県内	うち 県外					うち 県内	うち 県外					うち 県内	うち 県外		
電気システム科	20		20	16	4	100.0	18		18	11	7	100.0	18		18	14	4	100.0	
自動車整備科	18		18	10	8	100.0	16		16	9	7	100.0	14		14	9	5	100.0	
建築設計施工科	18		18	18		100.0	19		19	17	2	100.0	18		18	17	1	100.0	
機械加工・制御科	16		16	15	1	100.0	18		18	16	2	100.0	19	1	18	18	1	100.0	
溶接技術科	24		24	23	1	100.0	17		17	17		100.0	27		27	27		100.0	
商業デザイン科	17	1	16	14	2	100.0	12		12	11	11	91.7	13	2	11	11	9	2	100.0
観光・オフィスビジネス科	17		17	17		100.0	17		17	16	16	94.1	18		18	18		100.0	
配管設備科	7		7	6	6	85.7	1		1	1	1	100.0	4		4	4	4	100.0	
合計	137	1	136	135	119	99.3	118	0	118	116	98	98.3	131	3	128	128	115	13	100.0

県内就職率 88.1% 県内就職率 84.5% 県内就職率 89.8%

(7) 特に検討した事項

ア 県内就職への取組について

長崎高等技術専門校においては、県内外の各企業と連携し、修了生の就職支援に注力しており、就職率も高い水準を維持している。

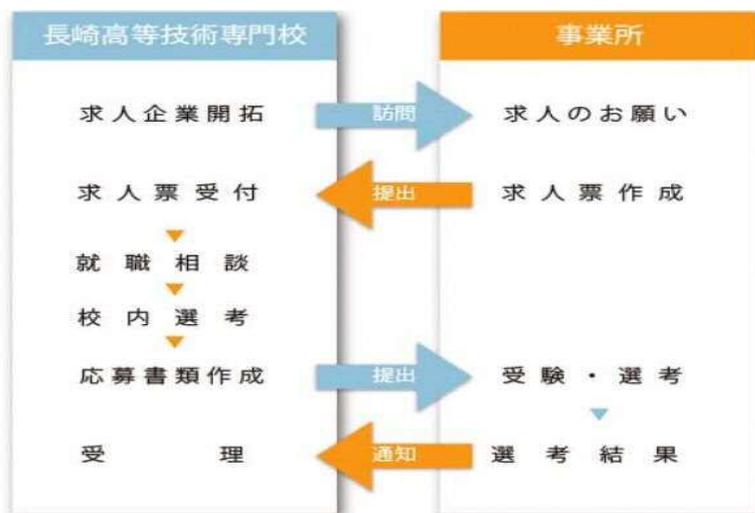
<就職率>

年度	就職率	県内就職率
平成 26 年度	99.3%	88.1%
平成 27 年度	98.3%	84.5%
平成 28 年度	100%	89.8%

就職率の高さについては、率直に評価すべきであるが、県内就職率は80%台となっている。

ところで、長崎高等技術専門校は、県費で運営されていることから、可能な限り、県内への就職を薦めているところである。

そこで、長崎高等技術専門校においては、県内企業を訪問することで求人企業の開拓を行い、求人票提出を依頼している。



上記を踏まえて、過去3年間における企業訪問状況および、求人の申込状況は以下のとおりである。

＜長崎高等技術専門学校求人状況＞				(単位；事業所，人)																	
愛称科目（基準科目）	過程	定員	平成26年度求人状況						平成27年度求人状況						平成28年度求人状況						
			県内		県外		合計		県内		県外		合計		県内		県外		合計		
			事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数	
電気システム科 (電気工事科)	2年生	普通	20	25	30	6	9	31	39	23	29	11	15	34	44	38	49	13	19	51	68
自動車整備科	2年生	普通	20	16	17	21	22	37	39	17	19	33	39	50	58	16	17	51	54	67	71
建築設計施工科 (木造建築科)	2年生	普通	20	28	36	9	9	37	45	29	41	12	15	41	56	31	40	15	16	46	56
機械加工・制御科 (機械技術科)	2年生	普通	20	24	29	3	4	27	33	35	42	4	4	39	46	43	51	5	7	48	58
溶接技術科（溶接科）		普通	30	42	60	4	5	46	65	31	53	3	5	34	58	53	69	2	2	55	71
商業デザイン科		普通	20	25	29	3	3	28	32	23	27	1	1	24	28	10	10	1	1	11	11
観光・オフィスビジネス科 (OA事務科)		普通	20	37	38	0	0	37	38	18	39	1	1	19	40	34	44	3	3	37	47
配管設備科（配管科）		短期	10	14	16	2	3	16	19	5	5	2	5	7	10	15	16	5	5	20	21
合計			160	211	255	48	55	259	310	181	255	67	85	248	340	240	296	95	107	335	403

求人状況を確認すると、特に自動車整備科について、県外からの求人数が多くなっている。これは、例え勤務地が県内であっても、自動車販売会社、いわゆるディーラーの本店所在地が県外にあるため、県外からの求人申込として扱っているためである。

したがって、高い水準で、県内就職率を維持しているということになり、その点は評価すべきである。

＜長崎高等技術専門学校企業訪問状況＞				(単位；社)											
愛称科目（基準科目）	過程	定員	平成26年度企業訪問件数				平成27年度企業訪問件数				平成28年度企業訪問件数				
			訪問回数	企業数	文書発送	新規企業	訪問回数	企業数	文書発送	新規企業	訪問回数	企業数	文書発送	新規企業	
電気システム科 (電気工事科)	2年生	普通	20人	64	26		2	35	14			26	11		
自動車整備科	2年生	普通	20人	57	54		5	38	25		3	41	25		2
建築設計施工科 (木造建築科)	2年生	普通	20人	66	33		12	57	29		3	63	30		7
機械加工・制御科 (機械技術科)	2年生	普通	20人	45	29		1	37	26		2	49	34		4
溶接技術科（溶接科）		普通	30人	47	29		1	51	36			65	33		1
商業デザイン科		普通	20人	38	27			59	48			39	27		4
観光・オフィスビジネス科 (OA事務科)		普通	20人	19	12			18	16			23	17	3	9
配管設備科（配管科）		短期	10人	29	14		2	18	6			11	7		
合計			160人	365	224	0	23	313	200	0	8	317	184	3	27

* 「新規企業」は「企業数」の内数である。

一方、企業訪問件数は、平成 26 年度が 365 社であったのに対し、平成 27 年度は 313 社、平成 28 年度は 317 社であり、両年度とも平成 26 年度と比して減少している。

これは、求人数が増加したことにより、企業訪問を抑制したために減少したものである。

求人申し込みが増加する中で企業訪問に注力しても紹介できる人材には限りがあるため、合理的な措置といえる。

イ 水質検査について

敷地内にある散水栓について、委託先である大成有楽不動産株式会社長崎支店により、雑用水水質検査が実施されているが、その検査結果（抜粋）は以下の通りである。

<雑用水水質検査>

検査日	PH	臭気	外観	残留塩素値
(基準値)	5.8以上8.6以下	異常でないこと	ほとんど無色透明であること	0.1ppm以上
H2810/6	7.5	異常なし	異常なし	0.5
H28/10/13	7.5	異常なし	異常なし	0.5
H28/10/20	7.5	異常なし	異常なし	0.5
H28/10/27	7.5	異常なし	異常なし	0.5
H28/11/4	7.5	異常なし	異常なし	0.2
H28/11/10	7.5	異常なし	異常なし	0.2
H28/11/17	7.5	異常なし	異常なし	0.2
H28/11/24	<u>9.0</u>	異常なし	異常なし	0.4
H28/12/1	8.0	異常なし	異常なし	0.6
H28/12/8	8.0	異常なし	異常なし	0.5
H28/12/15	8.0	異常なし	異常なし	1.0
H28/12/22	8.0	異常なし	異常なし	1.0
H28/12/28	8.0	異常なし	異常なし	0.5
H29/1/5	8.0	異常なし	異常なし	0.5
H29/1/12	8.0	異常なし	異常なし	0.5
H29/1/19	8.0	異常なし	異常なし	0.5
H29/1/26	8.0	異常なし	異常なし	0.6

平成 28 年 10 月から平成 29 年 1 月までの水質検査資料を確認した結果、平成 28 年 11 月 24 日に実施された検査における PH が基準値を超えていることがわかる。

本来、基準値を超えていたならば、直ちに健康被害がない場合においても、何らかの処置が必要と考えられる。

しかしながら、報告書において特に改善措置が取られたとの記載は確認できなかった。報告書は、1 か月分をまとめて記載して提出される扱いとなっているところ、このような方式では、早急な対応が必要だった場合に即時に対応することができない。

したがって、雑用水水質検査について、1 か月分まとめて報告を受けるのではなく、適時に対応できるような報告の受け方に改善すべきである（指摘事項）。

5 長崎県立佐世保高等技術専門校について

(1) 設置目的

職業能力開発促進法に基づき、新規学卒者や離転職者等で職業に就こうとする者等を対象に、それぞれの目的と段階に応じた職業訓練を行い、職業に必要な能力を開発し向上させることを促進して、職業の安定と労働者の地位の向上を図り、経済・社会の発展に寄与する。

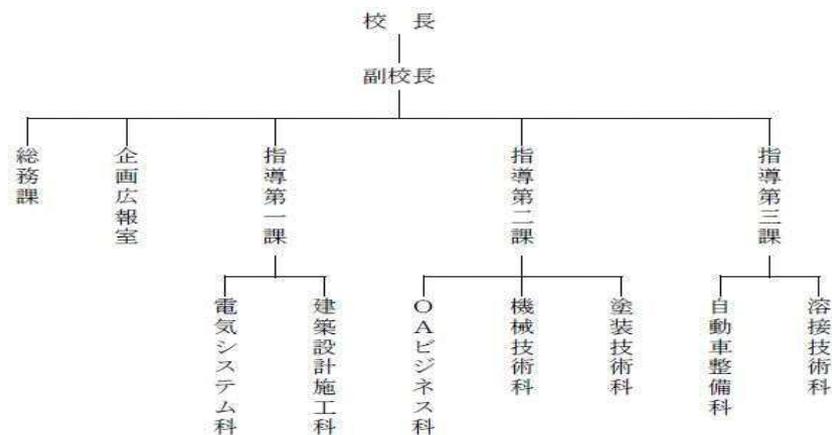
(2) 施設概要

- ア 敷地面積 30,000 m²
- イ 建築延床面積 12,470 m²
- ウ 主な構造 鉄筋コンクリート造り
- エ 主な建物

名称
管理・教室棟（3 階建て）
実習棟（2 階建て）
多目的実習棟
体育館兼講堂
学生ホール
学生寮（3 階建て）

(3) 組織

ア 機構



イ 職員数

		現員	校長	副校長	課(室)長	総務課	企画 広報室	指導 第一課	指導 第二課	指導 第三課
職員	事務吏員	5	1		1	3				
	技術吏員	20		1	4		1	4	5	5
	小計	25	1	1	5	3	1	4	5	5
非常勤	講師	2							2	
	舎監	3				3				
	公共職業訓練連携推進員	1					1			
	向上訓練等推進員	2				1	1			
	巡回就職支援指導員	4					4			
	障害者職業訓練コーディネーター	1					1			
	小計	13	0	0	0	4	7	0	2	0
合計	38	1	1	5	7	8	4	7	5	

(4) 訓練課程及び訓練内容

ア「普通課程」の訓練（施設内訓練）

課程	科目	定員	期間	内容
普通	電気工事科 (電気システム科)	20 (20)	2年	電気工事士(第一種・第二種)として必要な知識と技能・技術を習得するとともに、情報通信技術(光通信、LAN、セキュリティに関する知識と配線工事)を学ぶ。
	自動車整備科	20 (20)		自動車整備に必要な機械及び機工具の取扱いができるとともに、自動車の整備作業、故障診断、完成検査ができる程度の技能と関連知識について学ぶ。
	OA事務科 (OAビジネス科)	20	1年	事務処理に必要な簿記、会計の基礎知識や販売技術、接客実習、OA機器実習により、実務に即した知識と技能・技術を学ぶ。
	木造建築科 (建築設計施工科)	20		中小建築物における木造建築の施工技術と、専門分野に必要な建築製図の技法や建築に関する一般的な基礎知識と技能・技術を学ぶ。
	機械加工科 (機械技術科)	20		各種工作機械による機械加工からCAD/CAMによるNCプログラミング、コンピュータ制御のNC旋盤、マシニングセンターによる機械加工まで、機械全般についての知識と技能・技術を学ぶ。
	溶接科 (溶接技術科)	20		アーク(電気)溶接やガス切断などの基礎技能から、炭酸ガス半自動溶接、TIG溶接、溶接ロボットの操作や、超音波探傷試験などの非破壊検査に関する知識と技能・技術を学ぶ。
	金属塗装科 (塗装技術科)	20		各種被塗装物(金属、木材、建築など)への塗料の知識や塗装技術を中心に塗装全般に関する知識と技能・技術を学ぶ。
合計	140 (40)			

※科目は厚生労働省における正式名称。()内は愛称。

※定員の()内は、2年生の定員。

(5) 最近3か年の応募・入校状況

ア 普通課程 2年課程

科別	課程	年度	定員	応募者数	入校者数 C		修了者数	応募率	入校率	修了率	求職者数	就業者数	就業率
			A	B	進級者数 D		E	B/A	C/A	E/C	F	G	G/F
電気工事科	普通2年	26	20		進級(2年次)	18	18			90.0%	18	17	94.4%
				31	入校(1年次)	20		155.0%	100.0%				
		27	20		進級(2年次)	17	15			75.0%	15	15	100.0%
				23	入校(1年次)	16		115.0%	80.0%				
28	20		進級(2年次)	16	15			93.8%	15	15	100.0%		
		20	入校(1年次)	18		100.0%	90.0%						
自動車整備科	普通2年	26	20		進級(2年次)	18	18			90.0%	18	18	100.0%
				38	入校(1年次)	20		190.0%	100.0%				
		27	20		進級(2年次)	18	18			90.0%	18	18	100.0%
				29	入校(1年次)	20		145.0%	100.0%				
28	20		進級(2年次)	18	17			85.0%	17	17	100.0%		
		28	入校(1年次)	20		140.0%	100.0%						

イ 普通課程 1年課程

科別	課程	年度	定員	応募者数	入校者数	修了者数	応募率	入校率	修了率	求職者数	就業者数	就業率
			A	B	C	D	B/A	C/A	D/C	E	F	F/E
OA事務科	普通1年	26	20	33	20	15	165.0%	100.0%	75.0%	14	12	85.7%
		27	20	29	20	12	145.0%	100.0%	60.0%	12	12	100.0%
		28	20	34	20	18	170.0%	100.0%	90.0%	17	17	100.0%
木造建築科	普通1年	26	20	21	16	10	105.0%	80.0%	62.5%	10	10	100.0%
		27	20	21	15	14	105.0%	75.0%	93.3%	14	14	100.0%
		28	20	24	18	16	120.0%	90.0%	88.9%	16	16	100.0%
機械加工科	普通1年	26	20	27	19	17	135.0%	95.0%	89.5%	17	17	100.0%
		27	20	19	16	10	95.0%	80.0%	62.5%	10	10	100.0%
		28	20	16	11	11	80.0%	55.0%	100.0%	10	10	100.0%
溶接科	普通1年	26	20	27	20	18	135.0%	100.0%	90.0%	18	18	100.0%
		27	20	14	12	12	70.0%	60.0%	100.0%	12	12	100.0%
		28	20	21	16	11	105.0%	80.0%	68.8%	11	10	90.9%
金属塗装科	普通1年	26	20	22	20	19	110.0%	100.0%	95.0%	19	16	84.2%
		27	20	12	8	6	60.0%	40.0%	75.0%	6	6	100.0%
		28	20	12	8	8	60.0%	40.0%	100.0%	8	8	100.0%

(6) 特に検討した事項

ア 金属塗装科の応募率、入校率の低下について

普通1年課程の金属塗装科については、定員20名であるところ、平成26年度においては20名の入校があるが、平成27年度及び平成28年度においては、いずれも8名の入校であり、いわゆる定員割れの状況となっている。

現状、平成27年度から関係団体（日本塗装工業会長崎県支部、長崎県自動車車体整備協同組合（板金塗装関係団体））に出向き、企業ニーズを把握するとともに、入校生募集の協力を依頼しているところであるが、平成28年度においても入校者数は横ばいとなっている。

金属塗装科を希望する若者が減少している以上、早急な対応が求められるが、平成31年度より次の措置が取られるとのことである。

変更内容	詳細
「金属塗装科」の愛称を「塗装技術科」から「自動車塗装科」に変更する。	企業訪問での企業ニーズの聴き取りや、若者の意見として訓練生に実施したアンケート調査の結果を反映して、若者に希望の多い自動車等に関連した訓練内容及び愛称に変更し、入校者を確保する。

平成28年度実績を見る限りにおいて、金属塗装科の運営状況は有効性の側面から、期待される結果を出しているとはいえない。

しかしながら、平成 31 年度から実施されるとはいえ、改善措置が講じられていることから今後の応募率および入校率について注視する必要があるといえる。

イ 県内（県外）求人数および企業訪問状況について

県内外における近年の求人状況、および企業訪問状況は以下の通りである。

受称科目（基準科目）	課程	定員	平成27年度									平成28年度									平成29年度 1月15日現在									
			求人状況						企業訪問数			求人状況						企業訪問数			求人状況						企業訪問数			
			県内		県外		合計		県内	県外	合計	県内		県外		合計		県内	県外	合計	県内		県外		合計		県内	県外	合計	
			事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数				事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数				事業所数	求人数	事業所数	求人数	事業所数	求人数				事業所数
電気工学科 （電気工事科）	2年生	普通	20	24	35	12	15	36	50	85	6	91	24	33	14	19	38	52	77	9	86	30	40	12	20	42	60	62	7	69
自動車整備科	2年生	普通	20	19	37	25	36	44	73	28	23	51	19	48	38	39	57	87	13	15	28	23	25	52	59	75	84	19	21	40
OA・IT 科（OA事務科）		普通	20	26	32	0	0	26	32	28	0	28	22	46	0	0	22	46	28	0	28	23	29	0	0	23	29	35	0	35
建築設計施工科 （木造建築科）		普通	20	22	29	5	5	27	34	35	6	41	24	31	15	24	39	55	38	14	52	28	38	6	7	34	45	41	3	44
機械技術科（機械加工科）		普通	20	33	40	6	8	39	48	69	6	75	30	39	6	6	36	45	73	5	78	35	41	10	11	45	52	61	4	65
溶接技術科（溶接科）		普通	20	31	44	6	17	37	61	39	0	39	46	55	5	6	51	61	74	4	78	48	63	5	7	53	70	35	2	37
塗装技術科（金属塗装科）		普通	20	15	17	5	19	20	36	18	3	21	18	18	4	8	22	26	21	1	22	16	21	4	4	20	25	24	0	24
各科共通の求人・企業訪問				1	1	0	0	1	1	31	0	31	2	21	2	2	4	23	0	0	0	6	14	1	3	7	17	0	0	
計			140	171	235	59	100	230	335	333	44	377	185	291	84	104	269	395	324	48	372	209	271	90	111	299	382	277	37	314

平成 27 年度以降、求人数は増加している一方で、企業訪問数は減少していることがわかる。

これは、経済状況の変化により求人数が増加しているため、企業訪問を積極的に行う必要性が薄れたことにより、意図的に訪問数を減らしたものと判断できる。

各科 20 名の定員であるところ、相当数の求人が寄せられているため、このこと自体は適切な措置である。

また、自動車整備科を除くすべての科は、県内求人の方が多くなっており、県内就職率の向上に寄与していることから、率直に評価すべきである。

一方で、自動車整備科について県外求人が目立つ理由は、仮に勤務地が県内であっても、求人企業の本店所在地が県外にあることにより、県外からの求人申込としてカウントされているためである。

したがって、実質的には県内への就職を後押ししていると考えられることから、特に問題はないと考えられる。

前述したとおり、各科定員 20 名に対し相当数の求人申込があることから、佐世保高等技術専門校で技術を習得した若者に対する企業の期待は、非常に高いことがわかる。県内企業が求める産業人材を育成するという目的において、十分な成果を上げているといえる。

第 15 総合就業支援センター運営等事業（担当課；雇用労働政策課）

1 事業概要等

(1) 事業概要

事業目的	新たな就業支援の拠点として、平成 27 年 2 月に設置した総合就業支援センターにおいて、長崎労働局等との緊密な連携のもと、若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じた相談から職業紹介までのワンストップ支援に横断的に取り組むとともに、求人開拓や企業・求職者ニーズに応じた各種支援を行うことで就業支援対策の充実を図る。
事業期間	平成 26 年度～継続
事業費	平成 28 年度予算 143,027 千円

(2) 平成 28 年度の事業内容

ア 相談業務等の強化

若年、中高年への支援に加え、女性、高齢者等への支援を強化するために、以下のコーナーを設置。

- ① 若年者就業支援コーナー（フレッシュワーク）
- ② 中高年再就職支援コーナー
- ③ 女性就労支援コーナー（ウーマンズジョブほっとステーション）
- ④ ひとり親家庭等自立促進コーナー（YELL 長崎）
- ⑤ 高齢者就職支援コーナー
- ⑥ シルバー人材コーナー
- ⑦ 福祉人材コーナー
- ⑧ UI ターン相談コーナー
- ⑨ 総合案内・職業訓練案内
- ⑩ ハローワークコーナー

イ 企業人材確保支援コーナーの設置

求人開拓や企業・求職者ニーズに応じた以下の支援の実施。

- ① 求人開拓、職業紹介（概ね 65 歳以上対象）
- ② 企業・求職者ニーズに対応した面談会・セミナーの実施
- ③ 総合就業支援サイトの構築・運営
- ④ ながさき若者・女性・高齢者就職応援団の設置・運営

(3) 利用状況

1 相談者数（延べ数）

	26年度実績	27年度実績	28年度実績
委託業務全体	10,717	11,235	9,676
総合就業支援センター	4,872	6,447	5,042
フレッシュワーク佐世保・再就職支援センター佐世保	4,647	3,759	4,054
フレッシュワーク大村	1,125	948	463
フレッシュワーク五島	73	81	117

※総合就業支援センター26年度実績のうち、H27.2.8以前分は「フレッシュワーク長崎」「再就職支援センター長崎」の合計

2 就職者数（相談者数のうち就職した者の数）

	26年度実績	27年度実績	28年度実績
委託業務全体	3,494	4,120	4,168
総合就業支援センター	1,488	2,170	2,449
フレッシュワーク佐世保・再就職支援センター佐世保	1,639	1,553	1,549
フレッシュワーク大村	317	377	118
フレッシュワーク五島	50	20	52

※総合就業支援センター26年度実績のうち、H27.2.8以前分は「フレッシュワーク長崎」「再就職支援センター長崎」の合計

2 ながさき産業振興プラン（平成28年度～平成32年度）との関係・整合性

本事業は、長崎県総合就業支援センターを拠点に若者、中高年、女性、高齢者等の様々な求職者のニーズに応じた就業支援を実施するとともに、人材確保・離職対策等の企業支援に取り組むことを目的としている。

ながさき産業振興プランの「基本指針・施策の柱」には「有能な人材を育成／獲得する」が掲げられており、その中には「県内就職の促進」として「県内企業の情報の提供や、インターンシップの推進等により、県内高校、大学卒業生が県内企業に就職しやすい環境を整えるとともに、就職希望者と県内企業のマッチングを支援する。」と記載された上、重点施策として「若者などの就業支援」と記載されている。

本事業はまさにかかる「若者などの就業支援」のための事業であり、ながさき産業振興プランの中で適切な一翼を担っている。

3 業務委託契約について

県は、総合就業支援センターの運営にかかる業務（以下「総合就業支援センター運営業務」という。）につき、平成28年度は株式会社日本マンパワー九州支社に委託していることから、以下、かかる委託契約について記載する。

(1) 業務委託契約の締結・変更の経過

平成 28 年度の総合就業支援センター運營業務にかかる委託契約の締結・変更に関する経過は、以下のとおりである。

① 平成 28 年 2 月 10 日施行

「長崎県総合就業支援センター運営等業務委託」にかかる一般競争入札（総合評価方式）の実施について（伺）

予算額；118,624 千円（債務負担行為設定額；163,908 千円）

② 平成 28 年 3 月 15 日 入札を行ったものの、予定価格超過。

③ 平成 28 年 3 月 18 日施行

「長崎県総合就業支援センター運営等業務委託」にかかる一般競争入札（総合評価方式）の実施について（伺）

予算額；125,191 千円（債務負担行為設定額；163,908 千円）

④ 平成 28 年 3 月 30 日 入札を行い、以下の金額で落札。

1 回目 111,200,000 円（税抜）

⑤ 平成 28 年 4 月 1 日 業務委託契約締結

120,096,000 円（税込）

⑥ 平成 28 年 5 月 30 日施行

「長崎県総合就業支援センター運営等業務委託」契約の変更について（伺）

変更理由；① 平成 28 年 6 月 30 日に実施する工業系学科等を有する高校の進路指導者と企業との名刺交換会開催にかかる業務の追加による増額。

② UI ターン就職出張相談業務の追加による増額。

③ 「N なび」印刷物の修正。

変更契約日（予定）；平成 28 年 6 月 8 日

⑦ 平成 28 年 6 月 8 日 業務委託変更契約締結

122,314,687 円（税込）

⑧ 平成 28 年 7 月 13 日施行

「長崎県総合就業支援センター運営等業務委託」契約の変更について（伺）

変更理由；① 国の地域創生人材育成事業の人材育成支援メニュー（企業の魅力発信事業）において、本県においては、学生に地元企業の魅力を伝える取組みを実施し就職に繋げることを目的として事業を実施することとしている。平成 29 年 3 月卒予定の大学生の選考開始は、6 月 1 日から解禁となるため、大手企業においては、6 月 1 日以降に内定が出始める。一方中小企業においては、大手企業の採用活動終了後に内定辞退者が出るため、引き続き採用活動を続けることとなる。なお、県内企業の多くは中小企

業であるため、現在も採用活動を継続している企業が多数存在することが予想される。従って、大学生の県内就職を促進するためには、総合就業支援センターの求人开拓員を8～9月までの間、強化期間として臨時で増員し、県内企業の求人情報を多数収集し、その情報を確実に学生に届ける必要がある。また、未内定者を対象に10月においても引き続き求人を开拓する必要がある。

② 「フレッシュワーク」「ながさき若者・女性・高齢者就職応援団」に関するNなび広報のための印刷物修正

変更契約日（予定）；平成28年8月1日

- ⑨ 平成28年7月29日 業務委託変更契約締結
123,653,671円（税込）

(2) 委託先の選定について

県は、総合就業センター運營業務にかかる委託契約の締結にあたっては一般競争入札（総合評価方式）によって委託先を選定している。

このような一般競争入札による委託先の選定は、まさに原則的な方法であり、その手続も関係書類を精査した結果、適正になされていた。

(3) 業務委託契約の変更について

委託事業の内容を変更する場合、長崎県総合就業支援センター運営等業務委託契約書第9条によれば、「甲（長崎県）は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。」と規定されており、県が必要であると判断した場合には受託者の意向とは無関係に一方的に委託業務の内容を変更することができることになっている。

この点、県は「公共サービス遂行のため受託者の意向にかかわらず委託業務の内容の変更が必要となる場合がある」旨意見を述べている。

しかし、たとえ公共サービスの委託だとしても、県が「必要のある場合には」という極めて抽象的な要件のみをもって、委託事業の内容を受託者の意思とは無関係に自由に変更できるとする契約が適切なものとは到底思えない。仮にこのような契約が認められるとすると、いったん契約を締結した後は、県が必要性を認定すれば、いかようにでも委託事業の内容を変更することができるようになるのであり、これでは、受託者としては入札段階における判断と異なる状況が生じ得るのであり、一方的に不利益を被ることになる可能性を否定し得ない。

また、県は、「本契約書には内容変更等によって『受託者が損害を受けたときは、

県はその損害を賠償しなければならない』と定めており、受託者が一方的に不利益を被ることはない。」旨意見を述べているが、損害がいったん発生した後に、事後的にその填補が保障されていることをもって、受託者に一方的な不利益は生じないという意見は一般市民の感覚からはかけ離れていると言わざるを得ない。

そもそも、公共サービスの継続的提供という責務を強調し、この責務を最も重視するのであれば、かかる事業は民間へ委託するのに適していない事業ということになるはずである。

県として、かかる事業が委託に適した事業であると判断したのであれば、公共サービスの継続的提供という観点と当事者の地位の均衡がとれた契約という観点とのバランスがとれた契約を締結すべきであり、どのような場合でも県が自由に契約内容を変更できるとする現在の契約内容は、かかるバランスを欠くものであると考えらる。

ただし、公共サービスの委託という特殊性が存在することは理解できるところであるので、せめて県が受託者の意向とは関係なく委託業務の内容を変更できる場合について、例示列挙するなどして、現在の規定より限定的かつ明確にすべきである（指摘事項）。

（４）委託費の内訳について

ア 諸経費の根拠について

前述したとおり、県は、株式会社日本マンパワー九州支社に対し、委託費として総額 123,653,671 円（税込）を支払っている。そして、この内訳をみると、小計の 10%相当額が諸経費として計上されている。

この諸経費の 10%の根拠について、県は「業者の見積書等を参考として精査のうえ適切な予定価格を作成することとしており、県及び国等の事例も参考に定めている」旨意見を述べている。

諸経費とは、要するに受託者の利益の上乗せの趣旨であるところ、このような趣旨の諸経費については、その算出根拠は明確であるべきである。

しかし、上記のような県の意見では、算出根拠として明確とはいえない。

県は、諸経費について、より明確な根拠をもって算出することが望ましい（意見）。

イ 諸経費と資料作成費等との関係について

委託費の内訳を詳細にみると、以下の項目が計上されている。

① フレッシュワーク運営業務

1 フレッシュワーク運営業務	
	(1) 管理費
	(2) セミナー経費
	・ セミナー資料作成費
	(3) 広報費

② 再就職支援センター運営業務

2 再就職支援センター運営業務	
	(1) 管理費
	(2) セミナー経費
	・ セミナー資料作成費
	(3) 巡回相談の運営費
	(4) フレッシュワーク五島・大村の運営費

③ 県内企業人財確保支援コーナー運営業務

5 県内企業人財確保支援コーナー運営業務	
	(1) 管理費
	(2) セミナー等経費
	① 企業向け・人事担当者セミナー
	・ セミナー資料作成費
	⑥ 合同企業面談会の実施
	・ 受付業務 参加企業の受付
	・ 封入作業
	・ 集計作業 アンケート
	・ 運営スタッフ (責任者)
	・ 運営スタッフ (司会者)
	・ 運営スタッフ (受付, 誘導, 案内)
	・ 会場設営・撤収・養生作業
	(3) 活動旅費
	(4) センターホームページの運営管理
	(5) 広報

上記表の太字部分のうち「セミナー資料作成費」、「受付業務 参加企業の受付」、「封入作業」、「集計作業 アンケート」、「運営スタッフ (責任者)」、「運営スタッフ (司会者)」、「運営スタッフ (受付, 誘導, 案内)」、「会場設営・撤収・養生作業」については、いずれも要するに作業代 (手間賃) であると思われる。個別の作業に手間賃を計上した上で、委託した全ての事業の小計の一定割合を「諸経費」として計上するのは、経済性の観点からやや問題があると思われる。総合就業支

援センター運営費は、その委託事業だけで1億2000万円以上の経費を要しているが、県としては、最小の経費となるように委託費の積算を見直すことが望ましい（意見）。

(5) ハローワークと一体となった巡回相談の実施について

ア 概要

株式会社日本マンパワー九州支社と締結した長崎県総合就業支援センター業務委託契約によれば、中高年再就職支援の一環として、ハローワークと一体となった巡回相談の実施を行うこととなっている。

これを受けて、委託先である株式会社日本マンパワー九州支社が実施した巡回相談の相談者数等の実績は以下のとおりである。

地区	実施回数	来所者数	新規登録者数	相談者数	ハローワークへの誘導件数	ハローワークからの誘導件数
上五島	年24回	93人	52人	95人	11件	48件
上対馬	年13回	11人	10人	11人	0人	10人
平戸	年24回	206人	132人	204人	42人	54人

(平成28年度長崎県総合就業支援センター運営等業務委託成果報告書より)

イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

上対馬においては、実施回数が少なく設定されているにもかかわらず、来所者数や相談者数が上五島や平戸に比し、著しく低いものとなっている。

また、相談者数11人のうち、ハローワークからの誘導件数が10人となっており、そうすると、ハローワークからの紹介がなければ、相談者はほとんどいなかったということになる。

さらに、巡回相談を年間13回実施した中で来所者数は11人ということであるため、少なくとも年間数回は来所者ゼロであったと推測される。

上対馬の巡回相談については「カウンセラー旅費」として相当額が支出されており（航空会社の早得運賃で試算した場合30万8100円となる）、最小のコストで適切な来所者数や相談者数に繋げるという点で考慮すると、経済性に配慮した運営がされているとは言い難い。

なお、上対馬については来所者数が少ないと見込まれるため、実施回数を少なく設定していると思われるが、それでも効率的な成果が上がっているとはいえず、効率性、有効性の観点からも改善の余地があると考えられる。

したがって、上対馬における巡回相談について、周知活動の改善や、実施回数
の見直し及び実施コストの見直しを図るべきである（指摘事項）。

(6) 県外大学訪問における UI ターン相談会について

ア 概要

長崎県への UI ターンを促す目的として、県外大学への UI ターン出張相談を行っている。平成 28 年度における相談者数等の実績は以下のとおりである。

実施日	大学名	相談者数または参加者数
平成28年7月8日	青山学院大学	1名
平成28年11月7日	創価大学	1名
平成28年11月24日	明治大学	2名
平成28年12月5日	東海大学	1名
平成28年12月8日	青山学院大学	4名
平成29年2月21日	日本大学	7名
平成29年3月9日	東京農業大学	3名

(平成 28 年度長崎県総合就業支援センター運営等業務委託成果報告書より)

イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討

平成 28 年度において、複数回にわたり首都圏の大学で出張相談を実施しているが、出張相談にかかる費用(旅行会社の宿泊パックで試算した場合、31 万 7100 円となる)に比し、相談者数または参加者数が極めて少ない状況となっている。このような状況では、投下した費用で適切な成果を上げられているとはいえ、経済性、効率性、有効性を考慮した実施体系になっているとはいえない。

なお、この相談会は、各大学が参加学生のニーズに合わせて開催するものであり、県が独自に開催しているものではないことから、仮に各大学に働きかけて長崎県単独で相談会を実施したとしても、参加する学生数がさらに減少することが懸念され、また、経費が膨らむことも予想される。

したがって、学生への周知方法を工夫し、相談者数または参加者数を集める対策を講じることが望ましい(意見)。

4 国(長崎労働局)との業務分担

総合就業支援センターは、長崎労働局との緊密な連携のもとに、若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じたワンストップ支援を横断的に取り組む機関であり、長崎労働局との連携は特に重要である。総合就業支援センターと長崎労働局が同じ部屋の中にあることは、両者の連携を円滑にさせる点で利点は大きい。

総合就業支援センターにおいて、労働局は「求人情報の提供、職業相談及び職業紹

介」を実施する一方、県は就職支援セミナーや個別カウンセリングを実施することとしており、県は主に「職業選択に至る以前の求職者の支援」を行うよう役割分担されている。

しかし、現地調査及びヒアリングをしたところ、実際には、両者の業務は、重複している部分が存在し、明確な区別がなされているとまでは言えない状況にあると思われる。

有効的・効率的な業務を行うためには、総合就業支援センターと長崎労働局との連携は不可欠であるが、他方で、業務分担を明確にしておかなければ有効的・効率的な業務を行うことはできない。

総合就業支援センターにおいては、長崎労働局との間で協議を行い、両者の業務分担について検証するとともに、さらに明確にすることが望ましい（意見）。

5 備品等について

(1) 備品管理について

備品管理については、県の備品管理台帳に基づき、個々の備品に整理番号を付したステッカーを貼付し、毎年、台帳との突合を行っている。

そこで、現地調査時に、備品等のサンプルチェックを実施したところ、以下の項目が発見された。

備品等の種類	発見事項
キャビネット「98」、「76」と番号の付されているもの	備品管理用のステッカーが貼付されていない。
整理番号「000733」が付された電話機	おそらく廃棄待ちと思われるが、キャビネットの上に放置されている。
整理番号の付されていない電話機	おそらく廃棄待ちと思われるが、キャビネットの上に放置されている。
コーヒー用の収納棚	備品管理用のステッカーが貼付されていない。
打合せ・相談スペースのイス	備品管理用のステッカーが貼付されていない、または、何らかのステッカーが剥がれた形跡があるものが散見される。

総合就業支援センター業務は、それぞれ、長崎労働局（厚生労働省）管轄と、長崎県管轄とに分かれ、両社が一体となり緊密に連携して運営されているが、両社が一体となって運営している都合上、総合就業支援センター内においては、長崎労働局所有の資産と長崎県所有の資産とが混在する状態となっている。

そこで、全ての備品等について、その所有者・管理者が明確となるよう整理すべきである（指摘事項）。

(2) 備え付けのチラシについて

総合就業支援センターは、長崎市内に点在する就業支援機能を集約・強化し、若年、中高年、女性、高齢者等の様々な求職者のニーズに応じた就業支援を実施するとともに、人材確保・離職対策等の企業支援策を展開するために、平成27年2月に設置された機関である。

すなわち、総合就業支援センターは、平成27年1月まで別々の場所に存在していた「フレッシュワーク長崎」と「長崎県再就職支援センター（長崎センター）」を統合した上で、新たに女性就業支援コーナー、高齢者就職支援コーナー、県内企業人材確保支援コーナー等を設け、これにより若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じた相談から職業紹介までの支援をワンストップに行うことを目指し、平成27年2月に設置されたのである。

ところで、総合就業支援センター内には、就業支援に係る多数のパンフレットが備え付けられている。この中に、「離職者のみなさまへ～各種支援内容と相談先のご案内～」というパンフレットがあるが、これは長崎県産業労働部雇用労働政策課が平成26年6月に発行したものであり、総合就業支援センターが設置される以前に発行されたものである。それゆえ、当然ながら、このパンフレットには総合就業支援センターについては記載されておらず、再就職支援については実際とは異なる連絡先が記載され、女性就業支援コーナー、高齢者就職支援コーナー、県内企業人材確保支援コーナー等については何ら記載されていない。

そもそも、新しい機関が設置された場合には、新しくパンフレットを作成し直した上、従前のパンフレットについて破棄すべきことは当然である。パンフレットとは、利用者にとって便利なものとならなければ意味がない。

備え付けの全てのパンフレットについて、古い情報が載っているものがないか確認し、最新のパンフレットが備え付けられているようにすべきである（指摘事項）。